

## 大分県文化財保存活用大綱の策定について

## 1. 大綱の基本方針と目指す将来像・方向性

- ・【基本方針】 地域とともに活かして守る 大分の文化財
- ・【目指す将来像・方向性】 文化財を「知る」「活かす」「守る」の好循環による持続可能な文化財保護体制の確立

## 2. 大綱の記載事項

## ○第1章

- ・大綱策定の背景と目的、文化財の保護、大綱の位置づけ

## ○第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- ・県の概要（人口、地理、自然、歴史）
- ・県の文化財の特色（関連文化財群：八幡神の信仰と六郷山、石造文化財の宝庫、多温泉を資源とした観光、多彩な文化を生み出した小藩分立など）
- ・文化財を取り巻く課題（申地域の衰退、人材の確保、財政的支援、自然災害等への対応など）
- ・目指すべき将来像と方向性（文化財を「知る」「活かす」「守る」⇒ 持続可能な文化財保護体制の確立）

## ○第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- ・調査・指定に関する取組
- ・文化財補助事業と今後の保存のあり方（補助制度や助成金など、文化財の維持・管理及び修理・整備）
- ・文化財の活用（県の文化財活用の取組、今後の活用の方向性、情報発信など）
- ・人材育成（文化財の継承者の育成、文化財の保護を担う人材の育成、学校教育や関係機関・団体との連携）

## ○第4章 市町村への支援の方針

- ・市町村の現状と県と市町村が果たすべき役割
- ・市町村の地域計画策定支援
- ・市町村連携について（共通テーマの設定 ⇒ 地域と地域を結ぶストーリー）

## ○第5章 防災・災害発生時の対応

- ・近年の災害（H24九州北部豪雨～R027月豪雨）
- ・平常時における準備（防火・防犯対策、防災に向けた取組、文化財パトロール、文化財のデータ収集と共有化）
- ・初動対応（防災体制、発災時の対応）
- ・復旧・復興計画（文化財防災センターとの連携、復旧に向けた取組と課題、今後の対応）

## ○第6章 文化財の保存・活用の推進体制

- ・推進体制（県の体制、関係組織及び関係団体との連携）
- ・今後の体制整備方針

## ◇巻末資料

- ・国・県指定等文化財一覧、大分県関係文化財報告書等一覧、大分県記録資料調査事業、文化財保護法に関する年表、大分県文化財保護条例、大分県文化財保護条例施行規則、大分県文化財保護審議会条例、大分県文化財指定・選定基準

## 3. パブリックコメントの結果

- ・県民3名より延べ12件の意見
  - ・意見：「学校との連携」「市町村における文化財担当者の充実」「情報発信のあり方」など
  - ・好意的な意見：「県内の文化財の保護や活用などの指針を作成していただきありがたい」

## 4. 令和2年度のスケジュール

## 【令和2年度】

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| ・R2. 7 第3回大綱策定委員会開催                   | ・R2. 12 県文化財保護審議会にて協議              |
| ・R2. 8 県文化財保護審議会にて協議<br>第3回市町村連絡協議会開催 | ・R3. 2 第5回大綱策定委員会開催<br>(リモートによる開催) |
| ・R2. 10 第4回大綱策定委員会開催                  | 第4回市町村連絡協議会開催                      |
| ・R2. 11 パブリックコメントの実施(～11月末)           | ・R3. 3 大綱策定                        |

〈概要版〉

案

# 大分県文化財保存活用大綱

―地域とともに活かして守る 大分の文化財―

令和3年3月

大分県教育委員会



# 大分県文化財保存活用大綱とは

第1章

平成30年に改正された文化財保護法に基づき、今後の大分県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を大分県文化財保存活用大綱として取りまとめました。

## 大分県の文化財を取り巻く社会状況

### 【文化財を取り巻く情勢】

- 過疎化・少子高齢化の進行
- 文化財への興味・関心の希薄化
- 大規模自然災害の発生  
⇒文化財の散逸・滅失の危機

### 【様々な地域資源としての文化財の活用】

- 市町村と地域住民が連携した文化財保存・活用の取組
- 学校教育や観光・まちづくり行政との連携
- 世界農業遺産など文化財行政以外の文化財保護活動  
⇒文化財を活用した地域活性化

# 大分県の文化財を次世代につなげるために

第1章

文化財は、子どもたちが身も心も健やかに育ち、大人が歴史と文化の厚みの中で互いに交流しながら幸せに働き、高齢者が活き活きと健康に暮らせる地域社会を創る重要な資源です。

## ■文化財保護 「保存」と「活用」

- 文化財の価値を守り、永く伝えていくために、専門的な調査・研究に基づく文化財の指定と文化財の価値を維持するための保存修理に努める。
- 多様な地域資源である文化財を、暮らしの中に息づかせ、地域住民とともに活用することを通して、持続可能な文化財の保存体制の確立を目指す。
- 文化財を活用することで地域振興を図り、文化財の保護につながる好循環を生み出すことで、地域社会の活性化に寄与する。

# 豊かな歴史と文化に彩られた大分県

第2章

大分県は、複雑な地形と地質構造を有し、豊かな自然環境に恵まれています。本県の歴史と文化は、多彩な自然環境のもとで育まれており、有形・無形の特色ある文化財が満ちあふれています。

## ■豊かな自然環境

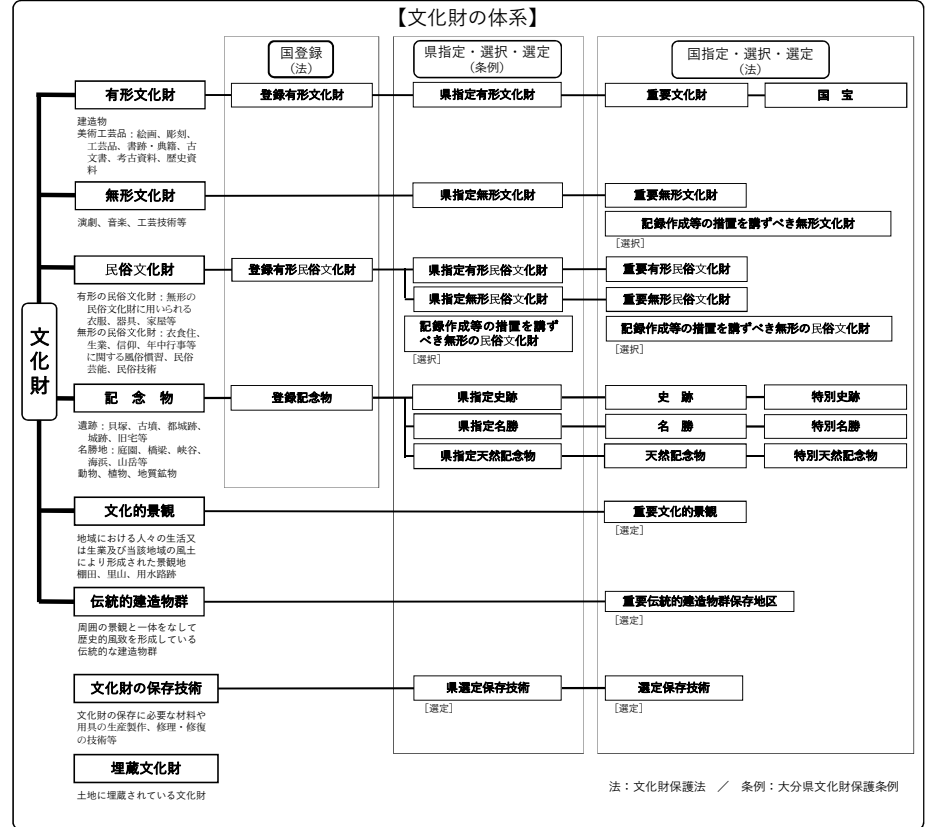
- 大分県は九州東岸に位置し、北は周防灘、東はリアス海岸の豊後水道に面しており、城下かれい、まぐろ、ぶりなど、豊かな海産物に恵まれている。
- 九重火山群、由布・鶴見火山群、両子火山群等の火山が存在するため、県内各所に温泉が湧出するとともに、玖珠・耶馬渓地方では溶岩台地やその浸食によって形成された奇岩・奇峰が連続する「耶馬」と呼ばれる特徴ある地形が広がっている。
- 本県の複雑な地形は気候にも影響しており、比較的多くの気候区分に分けられることから、カモシカ、オオサンショウウオやミヤマキリシマなど、様々な動植物が生息する。

## ■大分県の多彩な歴史と文化

- 原始・古代：瀬戸内海を通じた交流を背景に、畿内の影響を受けた前方後円墳が築かれた。また、宇佐宮を中心とした八幡神の信仰は、時々の政局と関わりながら、日本全国に広がった。
- 中世・近世：大友氏による東南アジアとの交易やキリスト教の受容を背景に、県域にはキリシタン文化が開花した。また、近世の「小藩分立」は、各地域ごとに特色ある様々な文化を生み出した。
- 近代・現代：明治4年（1871）に「日田県」を、続く明治9年に中津・宇佐両市を統合して、現在の大分県が成立した。海路の整備や掘削技術の革新を背景に、別府は日本有数の温泉観光地へと成長した。

# 文化財の類型と大分県の文化財

第2章



種別	国宝等	国指定	県指定	国選抜	国登録	県選抜	県選定
有形文化財	建造物	2	30	208			231
	美術工芸品						
	絵画			5			27
	彫刻	1	31	109			
	工芸品	1	7	70			
	書跡						32
	典籍						
	古文書			3			
	考古資料			5			36
	歴史資料			1			15
小計	2	54	289				
無形文化財			1				2
民俗文化財	有形		4	14			1
	無形		7	47	14		23
	小計		11	61	14	1	23
記念物	史跡	1	42	107			
	名勝		6	6			6
	天然記念物	2	22	79			
	小計	3	70	192			6
重要文化的景観			4				
重要伝統的建造物群保存地区			2				
選定保存技術							1
合計	7	172	752	14	238	23	1

※有形文化財の「国宝等」は、国指定の「国指定」は特別史跡および特別天然記念物を指す。



宇佐神宮本殿（宇佐市）

孔雀文馨（宇佐市）

## 大分県の国宝



白杵磨崖仏（臼杵市）

富貴寺大堂（豊後高田市）



## 大分県の特徴ある関連文化財群

### 第2章

豊かな自然環境のもとで、多様な歴史と文化に彩られた大分県には、日本遺産（Japan Heritage）に認定された3件のストーリー以外にも、特色ある文化が多く残っています。ここでは、様々なテーマのもと、各種文化財を関連づけて紹介します。

#### ■瀬戸内海を通じた古墳文化の交流

大分県は、原始以来、瀬戸内海を通じて畿内との交流があった。とくに古墳時代には、ヤマト王権による国家形成に端を発し、畿内との交流が活発となった。県域には、畿内の影響を色濃く受けた古墳が多く残されている。

国史跡：川部・高森古墳群（宇佐市）、亀塚古墳（大分市）  
県史跡：白塚古墳（白杵市）など



国史跡 亀塚古墳（大分市）

#### ■八幡神の信仰と六郷山

宇佐に現れた八幡神は、養老4年（720）の隼人出兵を契機に、時々の政局に関わることで国家の守護神へ変貌した。宇佐宮の神宮寺であった弥勒寺の僧の修行の場となった国東半島には、平安時代後期、「六郷山」と呼ばれる天台宗寺院群が形成され、特色ある仏教文化が花開いた。

国宝：宇佐神宮本殿（宇佐市）、富貴寺大堂（豊後高田市）  
国名勝：文殊耶馬（国東市）など



国重要文化財  
岩戸寺宝塔（国東市）

#### ■石造文化財の宝庫

大分県は、阿蘇溶結凝灰岩に広く覆われ、多くの火山が存在したことから石材が豊富であった。この石材が、人々の信仰と結び付くことで、多くの磨崖仏や多彩な石塔類が造られた。また、交通と結び付いたものが、県内各地に残る多数の石橋である。

特別史跡・国宝：白杵磨崖仏（白杵市）  
国重要文化財：岩戸寺宝塔（国東市）、虹瀬橋 附石碑一基（白杵市・豊後大野市）など



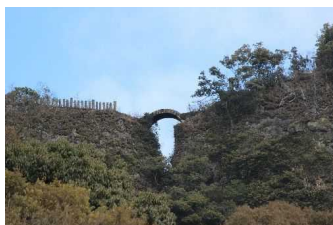
国重要文化財  
大分県内大友氏遺跡出土品（大分市）

#### ■大友氏による交易の推進と

##### キリシタン文化

守護大友氏による豊後国支配の最盛期に君臨した大友宗麟は、東南アジアとの交易や、キリスト教を通じた西欧との関係を推進した。大分県のキリシタン文化は、人々が新しい宗教をいかに受け入れ、どのように地域に広めていったかを示す重要なものと言える。

国史跡：大友氏遺跡（大分市）、下藤キリシタン墓地（白杵市）  
国重要文化財：大分県内大友氏遺跡出土品（大分市）など



国名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬（豊後高田市）



国史跡 福沢諭吉旧居（中津市）



国重要文化的景観  
別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）



#### 【大分県の日本遺産】

- 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—（日田市、水戸市、足利市、備前市）
- やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく（中津市、玖珠町）
- 鬼が仏になった里『くにさき』（豊後高田市、国東市）

#### ■多彩な文化を生み出した小藩分立

江戸時代、県域には8藩のほか、幕府直轄領、宇佐宮領、島原・延岡・熊本各藩の飛び地領など、様々な領域が存在した。この「小藩分立」を背景に、各界で活躍した多くの人材、地域ごとの多様な伝統芸能や祭礼行事、食文化、杵築藩の七島藩に代表される物産などが生み出された。

国史跡：咸宜園跡（日田市）、福沢諭吉旧居（中津市）  
国重要文化財：三浦梅園遺稿（国東市）など

#### ■温泉を資源とした観光

大分県は、様々な泉質の温泉があり、「大地の歴史」の多様性を伝えている。とくに、「べっぶ」「ゆふいん」は、「おんせん県おいた」を象徴する地域と言える。別府の湯突き技術は、同地が日本を代表する温泉観光地へと成長する原動力となり、さらに他の温泉地に伝播して、温泉掘削の発展に寄与した。

国重要文化的景観：別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）  
国重要無形民俗文化財：別府明礬温泉の湯の花製造技術（別府市）  
国名勝：別府の地獄（別府市）など

#### ■各地を彩る伝統芸能と祭礼行事

大分県には、江戸時代の「小藩分立」を背景に、多彩な伝統芸能や祭礼行事が伝わっている。芸能では、神楽・盆踊・楽打ちが広範囲に分布するが、御田植祭・棒術・獅子舞等は地域的な偏りがある。祭礼では、五穀豊穡や無病息災を祈願する様々な祭のほか、正月・初盆行事や祇園などがある。

国重要無形民俗文化財：修正鬼会（豊後高田市・国東市）、御嶽神楽（豊後大野市）  
国選択無形民俗文化財：姫島の盆踊（姫島村）など

#### ■江戸時代にはじまる地域ごとの食文化

大分県は、瀬戸内海と太平洋に面し、平地が少なく山が多い変化に富んだ地形である。この地形が、豊かな山海の幸をもたらし、多様な食文化を生み出してきた。「りゅうきゅう」をはじめ、各地に残る郷土料理は、山海の幸を堪能するとともに、貴重な食材を活かすために生み出されたものである。

ほうちよう（大分市）、けんちん（中津市）、うれしの（杵築市）、頭料理（竹田市）、きらすまめし（白杵市）、団子汁、やせうま、りゅうきゅう（県内全域）など



郷土料理りゅうきゅう（県内全域）



国選択無形民俗文化財  
姫島の盆踊（姫島村）

目指すべき将来像と方向性

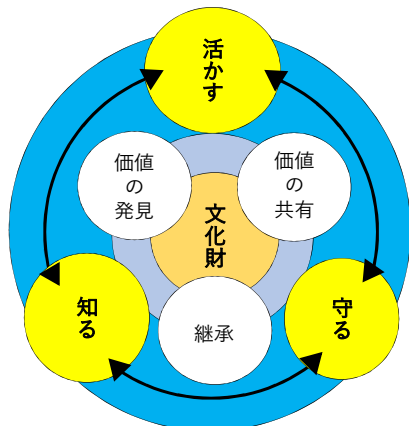
第2章

基本方針のもと、文化財を「知る」「活かす」「守る」取り組みを推進し、持続可能な文化財保護体制の確立を目指します。

■目指すべき将来像

- 人々が地域の文化財を「知る」  
⇒価値の発見
- 様々な地域資源として「活かす」  
⇒地域の活性化
- 価値を共有し「守る」  
⇒保護体制の確立

人々が文化財の価値を主体的に発見し、その価値を共有することにより、持続可能な文化財の継承が図られる社会の構築



持続可能な文化財保護体制のサイクル

■方向性

【文化財を「知る」】

- 文化財に触れる活動を通して、自らその価値とあり方を発見することで、文化財を身近なものにする取組を推進する。

大分の文化財  
フォトコンテスト  
#レガシー (日田市)



【文化財を「活かす」】

- 文化財の活用を図る取組を推進することで、地域の活力を増進させ、地域社会の活性化に寄与する。

2019年度日本博  
「NOBODY KNOWS  
豊後高田公演」



【文化財を「守る」】

- 地域が主体となって進める文化財保護活動を積極的に支援する。
- 文化財の奥深さに触れる機会の提供を通して、文化財保護の継承者や担い手を育成する。

岡城清掃の日  
(竹田市)



文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第3章

目指すべき将来像と方向性に沿って、県や市町村、文化財所有者や地域住民、関係団体と連携し、「オール大分」で文化財の適切な保存・活用に取り組んでいきます。

■文化財の保存

- 専門的な文化財の調査・研究
- 調査・研究に基づく文化財の指定
- 国・県の文化財関係補助制度の活用
- 民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用
- 文化財保存活用地域計画・保存活用計画作成の促進
- 類型に応じた文化財の維持・管理、修理・整備



発掘調査 (豊後大野市)

■文化財の活用

- 文化財活用のあり方の変化  
⇒「公開による活用」から「地域振興への活用」へ
- 県の文化財活用の取り組み  
⇒文化財の修復現場公開、日本遺産周遊ツアー、フォトコンテスト
- 地域で広がりつつある好事例の普遍化  
⇒平田邸活用推進協議会 (中津市)  
⇒AR等の先端技術を用いた岡城跡の魅力発信 (竹田市)
- 学校教育との連携強化  
⇒主体的・対話的で深い学びを実現  
⇒児童・生徒の郷土愛を育み、文化財の守り手を育成
- 文化財情報のデジタル化と情報発信の推進



平田邸活用推進協議会 (中津市)

■文化財をささえる人材の育成

- 文化財の継承者の育成  
⇒地域住民が地域の文化財を探究することをサポート
- 文化財の保護を担う専門的知識・技能を有する人材の育成  
⇒体系的かつ計画的な研修の実施
- 文化財愛護少年団や子どもガイド等の活動支援
- 社会教育機関による学校教育との連携強化  
⇒児童・生徒を主役とした展示等の体験
- 関係機関・団体との連携  
⇒文化財ガイド等の地域人材の掘り起こし



第40回 大分県文化財愛護少年団  
のつどい記念大会 (宇佐市)

市町村への支援

第4章

市町村が特色ある文化財の保存・活用を推進できるよう必要な支援を行う。

- 市町村が単独で、あるいは日本遺産 (Japan Heritage) のような共通テーマに基づいた連携によって、文化財の保存・活用を推進できる体制づくりに努める。
- 地域計画作成とその推進に当たり、全市町村が大綱の示す基本方針のもとで、充実した文化財の保存・活用に取り組めるよう、継続的な指導・助言を行う。

防災・災害発生時の対応

第5章

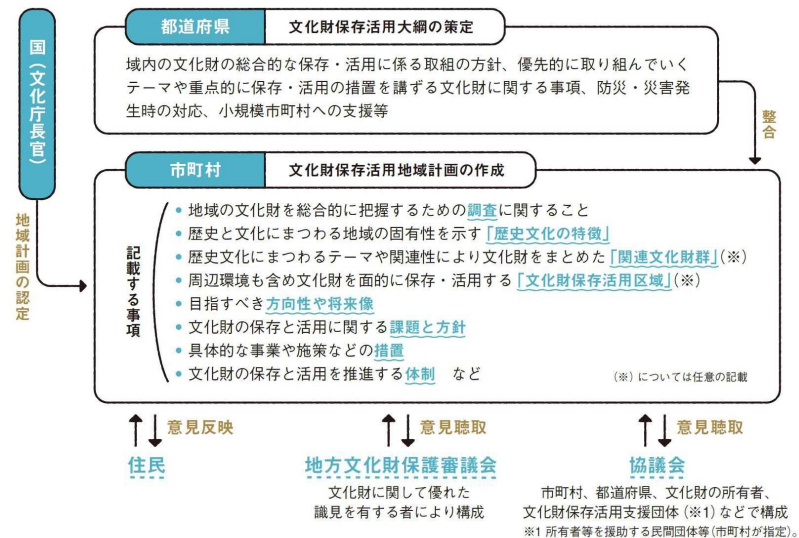
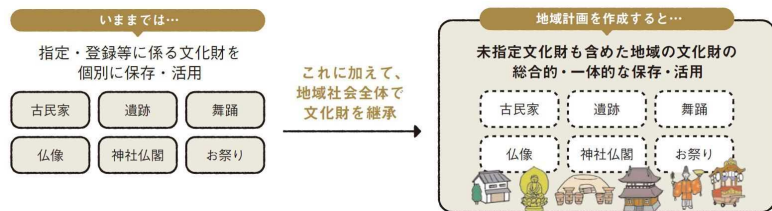
近年、多発する大規模自然災害をふまえ、大切な文化財を災害から守る取組を推進する。

- 防災対策  
迅速な対応ができるよう、文化財データの収集・共有、デジタル化と情報発信に努める。
- 復旧に向けた取組  
情報収集に努めるとともに、文化財ドクター派遣事業や文化財レスキューの実施体制整備に努める。



# 文化財保存活用地域計画の作成

大綱の基本方針「地域とともに活かして守る 大分の文化財」の達成には、県内の全市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成し、オール大分により文化財の保存・活用を推進していく必要があります。



## 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 1 文化財保護におけるビジョンの共有
  - 2 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
  - 3 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
  - 4 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
  - 5 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
  - 6 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
  - 7 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
  - 8 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

文化庁地域文化創生本部  
『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画-歴史文化で魅力ある地域へ-』(令和3年1月)から転載



令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金  
(地域文化財総合活用推進事業)

## 大分県文化財保存活用大綱(概要版) -地域とともに活かして守る 大分の文化財-

編集・発行：大分県教育委員会  
〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号  
TEL 097-506-5498 / FAX 097-506-1811

※表紙題字 藤本 篤司  
※表紙写真 上：国重文・国史跡 熊野磨崖仏、中：国重要無形民俗文化財 吉弘楽、下：国名勝 別府の地獄

(案)

# 大分県文化財保存活用大綱

―地域とともに活かして守る 大分の文化財―

令和3年3月

大分県教育委員会





# 目次

<はじめに> .....	1
<第1章 大分県文化財保存活用大綱について> .....	2
第1節 大綱策定の背景と目的 .....	2
第2節 文化財の保護 「保存」と「活用」 .....	3
第3節 大綱の位置付け .....	5
<第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針> .....	9
第1節 大分県の概要 .....	9
(1) 面積・人口 .....	9
(2) 地理・自然環境 .....	11
(3) 大分県の歴史と文化 .....	15
第2節 大分県の文化財の特色 .....	24
(1) 文化財の種類 .....	24
(2) 類型別に見る大分県内の文化財 .....	27
(3) 大分の歴史文化の特質にみる関連文化財群 .....	33
第3節 文化財の保存・活用に関する課題 .....	43
(1) 類型ごとの課題 .....	43
(2) 文化財を取り巻く課題 .....	45
第4節 目指すべき将来像と方向性 .....	48
(1) 将来像 .....	48
(2) 方向性 .....	49
<第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置> .....	52
第1節 調査・指定に関する取組 .....	52
(1) 大分県における文化財保護制度と文化財調査 .....	52
(2) 文化財の指定に関する取組 .....	53
第2節 文化財の補助事業と今後の保存の在り方 .....	54
(1) 文化財に関する財政的支援 .....	54
(2) 文化財の維持・管理 .....	56
(3) 文化財の修理・整備 .....	58
第3節 文化財の活用 .....	61
(1) 文化財活用の在り方の変化 .....	61
(2) 大分県で実施してきた文化財活用の取組 .....	62
(3) これからの文化財活用 .....	62
(4) 情報発信と公開の取組 .....	64
第4節 人材育成 .....	65
(1) 文化財の継承者の育成 .....	66
(2) 文化財の保護を担う人材の育成 .....	66

(3) 学校教育や関係機関・団体との連携.....	69
<第4章 市町村への支援の方針> .....	71
第1節 市町村と県の果たすべき役割.....	71
(1) 市町村の現状と果たすべき役割.....	71
(2) 県の果たすべき役割と市町村への支援.....	71
第2節 市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援.....	73
第3節 市町村による連携の推進.....	74
第4節 歴史的建造物の活用に係る建築基準法の適用除外に関する支援.....	75
<第5章 防災・災害発生時の対応> .....	77
第1節 平常時における準備.....	77
(1) 大分県における近年の災害.....	77
(2) 平時における防災・防火・防犯の取組.....	79
(3) 関係機関のデータ収集と共有化.....	82
第2節 初動対応.....	83
(1) 防災体制.....	83
(2) 発災時の対応.....	86
第3節 復旧に向けた取組.....	88
(1) 文化財防災センターとの連携.....	88
(2) 復旧に向けた取組と課題.....	89
<第6章 文化財の保存・活用の推進体制> .....	91
第1節 推進体制.....	91
(1) 県の文化財行政主管課.....	91
(2) 連携体制.....	92
(3) 関係団体.....	93
第2節 今後の体制整備の方針.....	94

## 【 資料編 】

- ◇国・県指定等文化財一覧
- ◇大分県関係文化財報告書一覧
- ◇大分県記録資料所在確認調査一覧
- ◇文化財保護法に関する年表
- ◇大分県文化財保護条例
- ◇大分県文化財保護条例施行規則
- ◇大分県文化財保護審議会条例
- ◇大分県文化財指定・選定基準

## <はじめに>

大分県には、豊かな自然や風土に育まれた数え切れないほどの文化財が残されています。中津市や玖珠町などに広がる耶馬溪に見られる奇岩・奇峰、別府を始め県内各地に湧出する温泉、宇佐・国東地方を中心とした八幡神の信仰と六郷山の仏教文化、臼杵磨崖仏等に代表される人々の生活に根ざした石造文化など、これらは本県の歴史と文化を理解する上で欠くことのできない財産であるとともに、地域に暮らす人々の心の拠りどころでもあります。しかし、これら郷土の先人たちにより守られ、先人たちから継承された貴重な文化財は、急速に進む少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化により、次世代への継承が困難になりつつあります。さらに、近年では豪雨や地震など大規模災害により被災する文化財が増えています。また一方では、日本遺産などに見られるよう、文化財をまちづくりや地域振興に活かしていこうとする動きも生まれています。

このような状況の中、文化財保護法が改正され、かけがえのない文化財を適切に保存し、その活用を図りながら次世代へ継承していくための理念が示されました。この改正により、都道府県は域内の文化財の保存・活用に関する基本方針を示す大綱を定めることが可能となったことから、本県でも「大分県文化財保存活用大綱」を策定しました。

この大綱は、「持続可能な文化財保護体制」を確立していくために講ずる措置、市町村への支援の方針等を取りまとめ、文化財の保存・活用に関する県全体の基本的な方向性を明確化し、県内における各種取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的としています。県内文化財の保存と活用に関する基本方針として、「地域とともに活かして守る大分の文化財」を示し、文化財の保護の在り方として、「知る」・「活かす」・「守る」の3つの柱を掲げました。「知る」では、調査・研究によりその価値を明らかにしたり、文化財に触れる活動を通して主体的に価値を発見したりと、文化財をより身近なものにする取組を推進していく。「活かす」では、価値を共有し、地域が連携して文化財の活用を図ることで、地域の活力を増進させていく。「守る」では、地域の活性化につながる活用を通して、将来の継承者や担い手を育成するなど、地域全体で文化財を守る仕組みづくりに努めていく。この3つの柱の好循環を維持させることで、「持続可能な文化財保護体制」を確立できると考えます。

今後、各市町村や文化財所有者等が文化財の保存・活用を図っていく中で、本大綱における方針等の考え方を共有し、県内が一体となった取組を行い、かけがえのない宝である文化財を、地域とともに活かして守り、将来に継承していきたいと考えています。

最後に、本大綱の策定に当たり、多大な御支援と御協力をいただいた大分県文化財保存活用大綱策定委員会の皆様をはじめ、様々な御意見や御協力をいただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

大分県教育委員会  
教育長 工藤 利明

## <第1章 大分県文化財保存活用大綱について>

### 第1節 大綱策定の背景と目的

文化財は、地域の歴史や文化を理解する上での重要な資料であるだけでなく、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであり、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎となっている。今なお、多くの文化財を目の当たりにできるのは、先人の知恵と不断の努力による恩恵であり、この文化財や伝統文化を次世代に引き継ぐことは、国民共通の責務である。

そのため、明治以降国や地方公共団体が法の基に保護を図るようになり、古社寺保存法（明治30年）、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものから、それら以外のものまで、時代を経て範囲が広がっていった。昭和24年の法隆寺金堂の火災を契機に、文化財の保護に関する総合的な法律の必要から、議員立法によって昭和25年に文化財保護法（以下、「保護法」という）が制定され、社会情勢の変化に即して改正され、現在に至っている。大分県においては、保護法の制定を受け、翌26年に大分県文化財保護条例を制定し、保護法の改正に併せて改正を行い、現在に至っている。

しかし、文化財を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、過疎化、少子高齢化の進行により2000年代初頭に人口減少社会が到来したことにより、長い歴史のなかで伝えられてきたものを次世代に引き継ぐことが困難になっている。さらに社会環境の変化や価値観の多様化によって、地域や人々の暮らしとともにある未指定の文化財については、いつのまにか姿を消してしまうこともある。大分県でも、平成30年の東京圏への転出超過は1,312人と過去5年間で最大となっており、将来的な人口推移では、令和47年には、人口は現在から42.4万人減少し71万人程度となり、年少人口約28万人、老年人口約8万人、高齢化率39.5%という危機的な人口減少・高齢化社会が待ち受けている。そのような中、平成24年の九州北部豪雨や平成28年の熊本地震等の大規模災害による文化財被害、令和2年7月の豪雨では、所有者不明の石橋が礎石を残して流出するといった被害も発生した。またその他にも、文化財に対する興味・関心の希薄化、財政的支援の限界、所有者等の文化財の維持・管理負担の増大など様々な課題が生じている。

一方、歴史文化基本構想、歴史的風致維持向上計画、日本遺産など、文化財を単体ではなく、その周辺環境も含め、様々な分野が連携を図りながら総合的に保存や活用をしていく方向性が広まりつつある。文化財をまちづくりや地域活性化、観光振興などに活かしていくこうとする動きも生まれている。大分県でも、日田市の咸宜園等が茨城県水戸市・栃木県足利市・岡山県備前市とともに日本遺産「近世日本の教育遺産群」に認定されたことに始まり、中津市・玖珠町の「やばけい遊覧」、豊後高田市・国東市の「鬼が仏になった里『くにさき』」の計3つの日本遺産が県内に誕生した。3地区では、子どもガイドの育成や、地域住民が主体となった団体による文化財の保存・活用の取組、絵本を通じた文化財の紹介など、文化財を活かしたまちづくりが進められつつある。

さらに、県には、3つの日本遺産以外にも、耶馬溪等にみられる奇岩・奇峰や別府を始め県内各地に湧出する温泉を生み出した大地、宇佐・国東地方を中心とした八幡神の信仰と六郷山の仏教文化、臼杵磨崖仏等の磨崖仏に代表される人々の生活に根ざした石造文化、多くの市町に所在する城や多彩な先哲や民俗芸能・食文化を生み出す背景となった小藩分立など、他県にない豊かな風土・歴史・伝統が息づいている。



こうしたことから、文化財を、人々の生活の中で息づかせ、それをまちづくりに活かしつつ、担い手を確保し、地域とともに活かして守っていく体制づくりが急務となっている。

そのため国では、平成 29 年 12 月の文化審議会の第 1 次答申で出された「これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務」であるとの指摘を受けて、平成 30 年に保護法を改正した。

一方、平成 16 年の国の景観法の制定、文化財保護法の改正による文化的景観の登場は、文化財部局を越えた保存と活用の展開を進めることになった。国東半島宇佐地域では、豊後高田市田染荘小崎地区の重要文化的景観選定を契機としながら、農業遺産の視点から景観、生物多様性の問題を提起することで、平成 25 年に世界農業遺産に認定された。姫島村や豊後大野市でのジオパーク選定も文化財サイドのものではなかったが、市町村での担当は教育委員会の文化財部局が中心となった。様々な地域資源でもある文化財の保存と活用は、これまでの狭い文化財概念の枠を超えて議論が始まっているのである。

保護法の改正に当たり、地域における文化財の総合的な保存・活用、個々の文化財の確実な継承に向けた保存・活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の見直し、重要文化財等の損壊や毀損等に係る罰則の強化などが行われ、保護法第 183 条の 2 で「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」とされた。

これを受けて、大分県においても、先に示した背景等を踏まえ、地域の人々が関与しながら文化財を活かしたまちづくりが進められつつあるこの時に、大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、調査や探究活動を通してその価値を発見し、様々な地域資源として活用することで地域を豊かにし、その価値を共有することを通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与するため『大分県文化財保存活用大綱』を策定する。この目的を達成するため、基本方針を「地域とともに活かして守る大分の文化財」とする。

大綱を策定することで、県内の市町村が作成できる文化財保存活用地域計画や市町村の文化財保護行政が相互に矛盾なく、同じ方針の下に保存と活用に取り組むことが可能となる。また、複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する地域圏・文化圏において、当該圏域に特化した文化財の保存と活用の方向性を示すことで、関係する市町村が円滑に連携して取り組むことが可能となる。この大綱により、文化財に対する県民の関心や理解が深まり、地域とともに文化財を活かして守る持続可能な好循環システムの構築が期待される。

なお、本大綱は、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性等を定めるものであり、特定の期間を設定しないが、社会状況の変化や本県の総合計画の改定等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第 2 節 文化財の保護 「保存」と「活用」

文化財の「保護」とは、「保存」と「活用」からなる。両者は表裏一体のもので、どちらか一方に偏りが生じると、調和のとれた保護が立ち行かなくなる。文化庁は、平成 31 年に策定した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」の中で、文化財の保存と活用は、「互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。」としている。本大綱は、「地域とともに活かして守る 大分の文化財」を基本方針としており、地域の歴史・

文化遺産である文化財を、教育資源をはじめとするさまざまな地域資源として適切に活用することで地域の活性化を図り、地域とともに文化財の価値を共有することで保存・継承体制の構築を図り、地域とともに文化財の価値を共有することで、持続可能な保存・継承体制の構築を目指している。

文化財について、その価値を守り、永く伝えていくための方法の主たるものが、しっかりとした調査・研究に基づく文化財の指定制度と、文化財の価値を維持するための保存事業等による補助制度である。公的機関や研究機関、さらには地域の歴史や伝統に興味関心のある人々たちによって調査・研究が積み重ねられることで文化財の価値が明らかとなる。そして、文化財の指定により、その価値を所有者だけではなく、地域はもとより市町村、さらには県や国で幅広く共有することになる。価値を共有した文化財については、その価値を守り、後世へと継承していくために保存修理事業等の補助制度が存在する。補助制度を通して、適切かつ計画的に文化財の価値の維持が図られていく。

昭和 25 年の保護法制定以来、文化財の活用は長く所有者や博物館等における「公開」が主流であった。しかし近年では、文化財をさまざまな地域資源として価値付けることで、活用の在り方の多様化が進んでいる。平成 27 年に文化庁が認定を開始した「日本遺産」は、そうした事例の一つで、これにより文化財の面的な保存・活用体制の構築が図られた。このように、文化財を面的に捉える日本遺産の認定を通して、市町村連携が促進されることになった。このほかにも、学校と連携した教育資源としての活用、「ユニークベニュー」や「リビングヒストリー」等の地域振興を目的とした活用など、活用の在り方は広がりを見せつつある。加えて、今後、重要になってくる活用の在り方としては、文化財の価値を共有した地域社会が主体性を発揮し、県や市町村と連携する中で、文化財を地域資源として活用していくことが挙げられる。こうした活用により、地域振興が促進され地域が活気づくことで、文化財の保存・継承が図られるという好循環を生み出していくことが重要となってくる。

文化財は、子どもたちが身も心も健やかに育ち、大人たちが歴史と文化の厚みの中で他地域の人々と交流しながら幸せに働き、高齢者が様々な行事に参画して生き活きと健康に暮らせる地域を創る重要な資源である。これからの文化財保護は、多様な地域資源である文化財を、人々の生活の中でしっかりと息づかせ、地域住民とともに活用することを通して、持続可能な文化財の保存体制の確立を目指していく必要がある。これは、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす SDGs（持続可能な開発目標）の理念と共通のものである。特に目標 4 のターゲット 4.7「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」は、地域の歴史・伝統を学ぶことで郷土愛を育み、自ら文化財を守ろうとする意識を涵養することにつながる。また、目標 8 のターゲット 8.9「地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業」は、文化財を地域資源として活用することを通して地域を活気づけていくことにつながる。さらに、目標 11 のターゲット 11.4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」は、全ての文化財に普遍化すべき事項である。また、本大綱の上位計画である大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン」や、大分県長期教育計画「教育県大分」創造プランにおいても SDGs の実現を目指していることから、本大綱においても、文化財を活用することで地域振興を図り、さらに保存に役立てるような好循環を生み出すことで、文化財の保護を促進し、持続可能な地域社会の構築に寄与していく。

### 第3節 大綱の位置付け

大分県文化財保存活用大綱は、平成31年度に改正された保護法第183条の2の規定に基づき、文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を明確にするものである。「地域社会とともに、活かして守る大分の文化財」を基本方針とする本大綱は、地域の歴史・文化遺産である文化財を、教育資源を始めとする様々な地域資源として適切に活用することで地域の活性化を図り、地域とともに文化財の価値を共有することで、保存に益するような好循環が生まれ、文化財の保護が促進され、持続可能な地域社会の構築に寄与できると考えている。そのためには、今後の文化財の保存・活用には、教育をはじめ、観光、芸術文化、町づくり、自然環境、防災など、関係する他部局との連携が不可欠になってくる。以下、これらに関する大分県の各種計画等の中で、文化財についてどのように触れられているのか確認していく。

#### ○大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015 ともに築こう大分の未来」

基本目標「県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県」のもと、「健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県」、「いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県」、「人を育み基盤を整え発展する大分県」の実現のため、平成27年10月に策定した。令和2年4月の計画改訂では、上記の基本目標を継承しつつ、急激な社会経済情勢の変化を踏まえて政策や施策を見直している。

本計画で、文化財については「発展」分野において、「芸術文化による創造県おおいの推進」のなか、「文化財・伝統文化の保存・活用・継承」で文化財の保存活用に関する総合的な施策の推進など、計画的な文化財・伝統文化の保存・活用・継承を進めることが明記されている。そして、目標指標として、令和6年までの県内全18市町村の文化財保存活用地域計画の作成定を掲げた。

#### ○大分県長期教育計画「教育県大分」創造プラン2016

本計画は、大分県長期総合計画（以下「長期総合計画」と表記）の教育部門における実施計画であり、基本理念「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」のもと、大分県のすべての子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせる教育を推進し、最重点目標「全国に誇れる教育水準」の達成を目指して平成28年3月に策定した。また、上記の長期総合計画の改訂に合わせて令和2年3月に改訂しており、本計画では、文化財については上記の県長期総合計画と同様の取組について記している。

#### ○大分県文化振興条例 大分県文化振興基本方針 大分県文化創造戦略

芸術文化の振興を図るため、平成16年4月に大分県は「大分県文化振興条例」を制定し、さらに、この条例に基づいて、本県の芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する指針となる「大分県文化振興基本方針」を平成17年3月に策定（平成28年3月一部改訂）、平成28年3月には「大分県文化創造戦略」を策定し、各施策に取り組んでいる。このうち「大分県文化創造戦略」は、第1期戦略の終了にともない、令和元年度に第2期戦略が策定されている。

第2期では、「芸術文化を享受できる機会の提供」、「芸術文化ゾーンにおける芸術文化の創造及びネットワークの構築」、「創造性を生かした教育、産業、福祉などの課題対応、地域づくりの展開」、「次代を担う人材やアートマネジメント人材の育成」を、目標達成のため

めの四つの重点戦略に設定している。各重点戦略の中では、文化財・伝統文化の保存・活用・継承のためのさまざまな取組項目が掲げられており、とくに文化財に基づく地域づくり、人づくりに関わる取組に力点が置かれている。

#### ○大分県グローバル人材育成推進プラン 第2ステージ

県教育委員会では、平成26年10月、大分県グローバル人材育成推進プランを策定し、これからのグローバル社会において、世界に挑戦し、多様な価値観をもった人々と協働して未来を切り拓いていく子どもたちの育成に取り組むことになった。

この中で、大分県や日本に対する理解の深化を促進する取組として、「伝統や文化に関する教育の充実」が挙げられている。具体的には、郷土の発展に尽くし、伝統と文化を育てた先人について、県民と協働して作成した教材等を用いて、小・中学校の道徳や音楽・美術等での郷土学習を充実させる取組や、日本や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心を持つことの大切さについて考える機会を設ける取組等である。

#### ○第3次大分県環境基本計画

第3次大分県環境基本計画は、大分県のかげがいのない恵み豊かな環境を将来にわたって確実に継承するため、環境保全に関する長期的目標と、そのための施策の基本的方向を定めたもので平成28年3月に策定した。本計画は、新たな課題への取組を盛り込み、令和2年3月に改訂している。

本計画における文化財に関する記述は多岐にわたっているが、とくに「快適な地域環境の保全と創造」を目指すおもな取組の一つに「文化遺産（文化財）の保存・活用・継承」が挙げられている。具体的には、「文化財の保存・管理の推進」、「文化財を活用したまちづくりの推進」、「文化財を活用した施設の取組の推進」の取組ごとに、さらに詳細な目標が掲げられており、県長期総合計画と同様の取組が望まれている。

#### ○大分県地域防災計画

本計画は、国の災害対策基本法第40条に基づき、県が昭和38年6月に大分県地域防災計画を策定した。県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする本計画は、毎年検討を加え、必要に応じて改正を行っている。なお本計画は、風水害等対策編、地震・津波対策編、事故等災害対策編から成る。

文化財については、風水害等対策編及び地震・津波対策編において、いずれも災害予防の部で触れられている。このうち風水害等対策編では、文化財防災施設の設置促進や維持管理、さらに文化財所在市町村単位での消火訓練、あるいは文化財の搬出訓練の積極的な実施等が求められている。地震・津波対策編では、文化財構造物及び公開・収蔵施設に対して耐震診断等を実施し、これらの耐震化を推進していくことが求められている。

#### ○大分県の都市計画2016

住民や県及び市町が、都市づくりの目標を共有しながら、協働・連携を行っていくための役割分担を明確化し、「自然の幸・都市の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり」のテーマのもと、魅力あるまちづくりの実現を目指す取組をまとめたものが「大分県の都市計画2016」で、平成28年3月に策定された。将来の都市づくりのテーマとな



る「自然の幸・都市の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり」の実現のため、五つの視点が示されているが、その一つに「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」が挙げられている。具体的には、「本県が誇る地域特有の歴史・都市景観等を保全し、美しい県土を次世代に継承する都市づくり」を進めるとしている。

#### ○大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来（ときめき）プラン2015」

国土強靱化や地方創生など時代の変化に対応し、新たな課題を乗り越え、世代を超えて恩恵を受けることのできる県土づくりを進めるため、平成28年3月に策定した。その後のめまぐるしい社会情勢の変化を踏まえて、新たな課題への取組を盛り込んだ上で、令和2年3月に改訂された。この中では、「安心な暮らしを守る強靱な県土づくり」、「活力と潤いのある魅力的な地域づくり」、「発展を支える交通ネットワークの充実」から成る県土づくりの三つの分野が挙げられている。このうち、「活力と潤いのある魅力的な地域づくり」分野において、「本県の恵まれた自然景観や文化を観光資源として生かすため、主要観光ルートや景勝地の支障木伐採を引き続き実施」していくことが記載されている。

#### ○日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略2019－2021 R1.6

日本一の湧出量と泉源数を誇る温泉をはじめ、豊かな天然自然、そこで育まれた新鮮で安心な食材、貴重な歴史的文化遺産、地域の伝統文化など、優れた観光資源を基に、魅力あふれる大分県づくりを進めていくため、地域振興と観光振興を一体に進めるツーリズム戦略の指針として令和元年6月に策定した。この中では、具体的な五つの戦略が挙げられているが、その一つである「地域の観光素材磨き」の具体的な取組に「歴史と伝統を活用した魅力づくり」が記載されている。宇佐神宮や六郷満山、臼杵石仏のほか、庄内神楽などの伝統芸能、日田祇園などの祭礼、ケベス祭りなどの奇祭など、多くの歴史・文化的な地域資源について情報発信を行い、広く誘客に努めるとしている。

#### ○大分県棚田地域振興計画

本計画は、棚田を核とした地域の振興のための支援を行うため、令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）され、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が8月22日に閣議決定されたのを受け、大分県では「棚田地域振興法」第六条第1項に基づき、令和元年12月に「大分県棚田地域振興計画」を策定した。この中では、（3）文化的景観や伝統文化等、文化資源の保護・活用に資する施策「棚田地域で形成されてきた文化的景観の保全や伝統文化等の継承、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。」、（6）観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策「棚田は観光資源として大きな魅力を有していることから、棚田地域の観光資源の魅力向上に資するための施策の活用を図る。」、（7）自然環境の保全・活用に資する施策「棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。」とあり、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標としている。

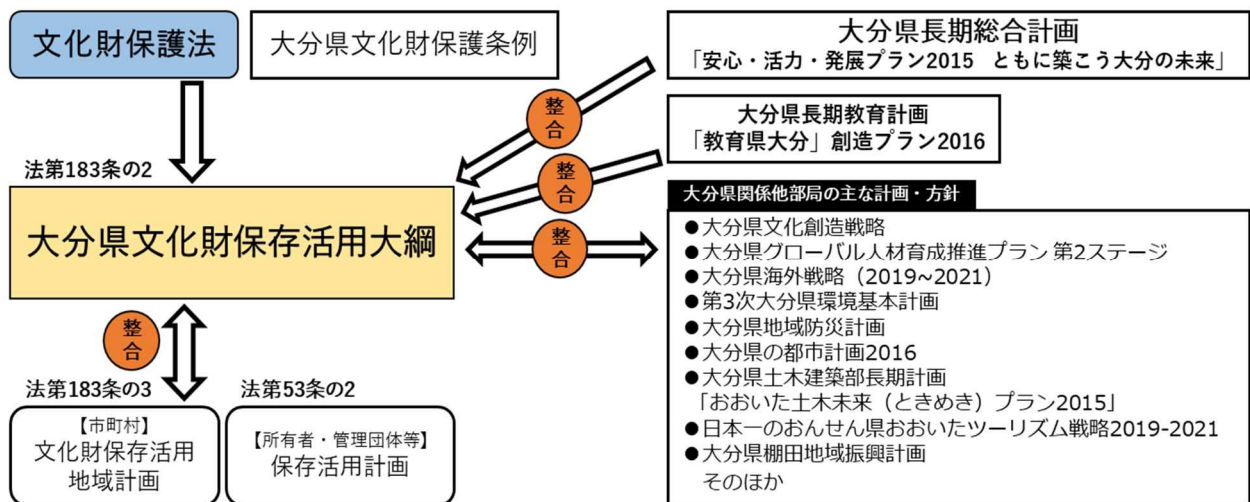


図 1-1 県文化財保存活用大綱と関係計画

以上、これまで、県の長期計画をはじめ、各部局等で策定された計画を見てきたが、いずれの計画にも、文化財や伝統文化の重要性について触れるとともに、文化財の保存と活用を通して、それぞれの施策の遂行を謳っている。本大綱は、文化財の視点から各種計画を整理したものであり、本大綱の策定を通じて、文化財の視点から持続可能な地域社会の構築に寄与していく。

## ＜第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針＞

### 第1節 大分県の概要

#### (1) 面積・人口

明治4年(1871)に、旧豊後国内に置県されていた府内県・佐伯県・臼杵県等の各県を併合し、大分県が成立(当時は8郡17町1,801村より構成)した。明治9年(1876)宇佐、下毛両郡が福岡県から大分県に編入され、現在の県域が確定した。1889年4月1日の市制・町村制施行後に、市町村合併などを経て、平成の大合併により平成16年4月の58市町村(11市36町11村)から、平成18年3月31日には18市町村(14市3町1村)となった。全国的に見ると、大分県は市町村数の減少率が第5位となり、市町村数では4番目に少ない県となっている。令和2年10月1日時点の総面積は約6,341km<sup>2</sup>であり、県内で最も面積が広い市町村は佐伯市である。



図2-1 大分県及び県内市町村の位置図

表 2-1 大分県内市町村における市町村合併期日と面積一覧

市町村名	旧市町村名	合併期日	面積(km <sup>2</sup> )
中津市	中津市, 三光村, 本耶馬溪町, 耶馬溪町, 山国町	平成 17 年 3 月 1 日	491.44
豊後高田市	豊後高田市, 真玉町, 香々地町	平成 17 年 3 月 31 日	206.24
宇佐市	宇佐市, 安心院町, 院内町	平成 17 年 3 月 31 日	439.05
姫島村	(未合併)	—	6.99
国東市	国見町, 国東町, 武蔵町, 安岐町	平成 18 年 3 月 31 日	318.10
杵築市	杵築市, 山香町, 大田村	平成 17 年 10 月 1 日	280.08
日出町	(未合併)	—	73.32
別府市	(未合併)	—	125.34
大分市	大分市, 佐賀関町, 野津原町	平成 17 年 1 月 1 日	502.39
臼杵市	臼杵市, 野津町	平成 17 年 1 月 1 日	291.20
津久見市	(未合併)	—	79.48
由布市	挾間町, 庄内町, 湯布院町	平成 17 年 10 月 1 日	319.32
佐伯市	佐伯市, 上浦町, 弥生町, 本匠村, 宇目町, 直川村, 鶴見町, 米水津村, 蒲江町	平成 17 年 3 月 3 日	903.14
豊後大野市	三重町, 清川村, 緒方町, 朝地町, 大野町, 千歳村, 犬飼町	平成 17 年 3 月 31 日	603.14
竹田市	竹田市, 荻町, 久住町, 直入町	平成 17 年 4 月 1 日	477.53
日田市	日田市, 前津江村, 中津江村, 上津江村, 大山町, 天瀬町	平成 17 年 3 月 22 日	666.03
九重町	(未合併)	—	271.37
玖珠町	(未合併)	—	286.60
大分県	18 市町村 (14 市 3 町 1 村)		6,340.760

大分県の人口は、昭和 30 年（1955）の 127.7 万人をピークに減少を続け、昭和 45 年（1970）には 115.5 万人にまで落ち込んだ。その後は、昭和 60 年（1985）に 125.0 万人まで増勢したが、少子高齢化や過疎化の進行等により減少傾向が続き、平成 27 年の国勢調査結果では減少幅が拡大していることが明らかとなり、令和 3 年 1 月 1 日時点で 1,123,242 人となっている。

県では令和 2 年 3 月に「大分県人口ビジョン」の改定を行っており、今後人口減少はさらに加速し、令和 27 年（2045）には約 90 万人まで減少、さらに、令和 47 年（2065）までの人口を推計すると、71 万人程度になると見込んでいる。



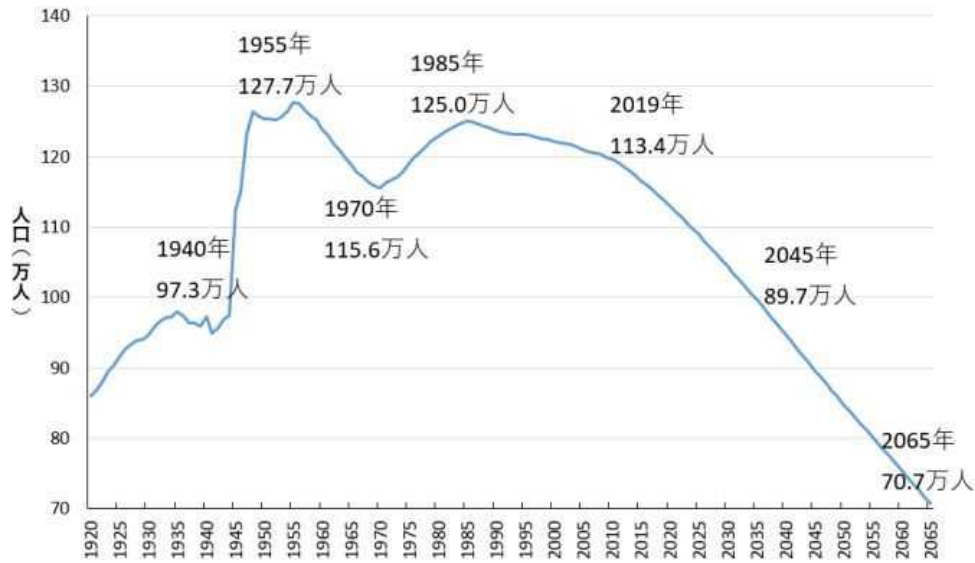


図 2-2 大分県の総人口推移 (1920年～2065年)

表 2-2 大分県の市町村別人口

市 町 村 名	人口(人)	市 町 村 名	人口(人)
中 津 市	82,727	臼 杵 市	35,818
豊 後 高 田 市	21,887	津 久 見 市	15,741
宇 佐 市	52,862	由 布 市	32,745
姫 島 村	1,719	佐 伯 市	66,650
国 東 市	25,939	豊 後 大 野 市	33,105
杵 築 市	27,738	竹 田 市	19,774
日 出 町	27,859	日 田 市	61,884
別 府 市	116,231	九 重 町	8,653
大 分 市	477,549	玖 珠 町	14,361
		大 分 県	1,123,242

## (2) 地理・自然環境

大分県は九州東岸に位置し、北は周防灘、東はリアス海岸の豊後水道に面し、西は英彦山や津江山、南は祖母・傾山系の山々に囲まれ、北端には姫島、南端には深島、東端には水ノ子島がある。地形、地質、気候、動植物、温泉など豊かな自然を有しており、これは複雑な地質構造と地形が深く関係している。

## ① 地形

大分県は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山をはじめ、由布・鶴見、祖母・傾の山々が連なり、県土の約7割が林野で占められている。さらに、県内には西日本火山帯を構成する火山群が発達しているため県内の至るところに温泉が湧出している。

県内の山地は、大野山地や佐賀関山地など500m前後のもの、県北部の耶馬溪地域から西部の津江地域に占める1,000m前後のもの、祖母・傾山地に代表される宮崎県との県境部の1,500m前後のもの3つに区分できる。

1,000m前後から1,500m前後の山地は、新第三紀<sup>※i</sup>の火成活動によるもので、急峻な山岳景観と溪谷の風致景観をなしている。第四紀<sup>※ii</sup>の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと県の北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型で、この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。ここでは耶馬溪火砕流、阿蘇火砕流など火砕流による堆積物に覆われている地域が多く、これらが河川によって侵食された地形が多く見られる。また、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布し、九重火山群や由布・鶴見火山群では成層火山や溶岩ドームが多く見られる。

県内の海岸は、豊後水道に沿ってリアス海岸が発達して細い半島が突出し、大分県中・南部から宮崎県北部にかけて日豊海岸と呼ばれる。また特に国東半島では、北部は海食崖、海食洞などの沈水海岸、東部は離水海岸、海岸段丘、南部は砂州、砂嘴や海岸段丘が発達し、さまざまな海岸の形態が見られる。大分県の海岸線は、豊前豊後沿岸と豊後水道西沿岸の2つの沿岸からなり、総延長は約758 kmに及ぶ。

県内の平野は、県北に中津平野、県央に大分平野、県南に佐伯平野など比較的規模の大きな平野が広がる。中津平野は耶馬溪地域からの堆積物による扇状地が広がっており、大分平野は海水準変動の歴史が典型的に読み取れる平野で、大分川や大野川の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達し、リアス海岸に形成された平野である。また、内陸には日田、玖珠、由布院などの盆地を抱え、火砕流による埋積と時間をかけて行われた河川による侵食作用によって現在の盆地が形成されていった。

県内の一級河川は、日本三大修験山の一つである英彦山に源を発し中流域は名勝耶馬溪の66景の一つである「山国川筋の景」の中心をなす山国川、由布岳に源を発し由布院盆地を貫流し県中部を流れる大分川、宮崎県境の祖母山と阿蘇外輪山に源を発し臨海工業地帯に多くの工業用水を供給する大野川、阿蘇外輪山・瀬野下高原に源を発し水郷日

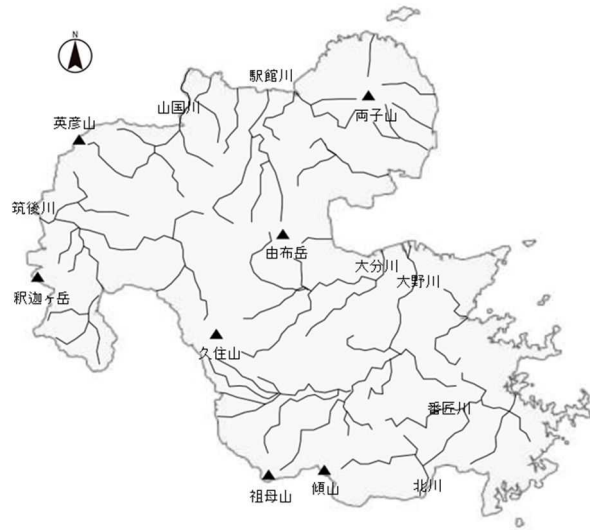


図 2-3 大分県的主要な山と河川

※ i 地質時代の区分の1つで、2,303万年前から258万年前までの期間。新第三紀はさらに、中新世・鮮新世の2つに時代区分される。

※ ii 地質時代の区分の1つで、258万8000年前から現在までの期間。

田を流れ有明海に注ぐ九州最大の筑後川等の6水系がある。これら河川はそれぞれ地域の人々と密接にかかわり、丘陵を削ると共に沖積平野の氾濫原や三角州を進出させ、地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。しかし、近年の豪雨により河川が氾濫し、各所で浸水被害が起きている。

## ② 地質

大分県には、中央構造線断層帯<sup>※i</sup>が通っており、大分県に入ると北から松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線などに分かれる。臼杵－八代構造線から北方の地域は領家帯と呼ばれ、8,000 万年前ごろの白亜紀後期にマグマが地表近くでゆっくり固まった花崗岩類と、マグマの熱を受けた高温低圧型の変成岩類で構成される。南方の地域では秩父帯、四万十帯と呼ばれ、1 億年前ごろの白亜紀後期に、緑色岩・石灰岩・チャート・泥岩・砂岩などが冷たいまま地下 30km 付近へ引きずりこまれた低温高圧型の変成岩類で構成されている。

また、松山－伊万里構造線と臼杵－八代構造線とに挟まれた地域では、活断層群や地すべり危険箇所が多く分布している。

大野川以北では、九州本島の最高峰である中岳を頂とし、久住山や大船山等を有する九重火山群、別府地域の由布・鶴見火山群、国東半島の両子火山群が連なっており、その中で国名勝の耶馬溪（中津市・日田市・宇佐市・九重町・玖珠町）や天念寺耶馬及び無動寺耶馬（豊後高田市）等の耶馬<sup>※ii</sup>が広がり、火山の山麓高原には湿原や池沼が形成され、さらに温泉の湧出が目立つ。

一方、大野川以南では祖母・傾山系は開析の進んだ険しい地形となり、この祖母・傾山系周辺以外では、県内の基盤となる地層の露出が見られる。この地域では堆積岩や石灰岩が分布し、石灰岩層は津久見のセメント産業の基礎をなすとともに、国天然記念物の小半鍾乳洞（佐伯市）や風連洞窟（臼杵市）等の鍾乳洞を発達させた。また、県の西

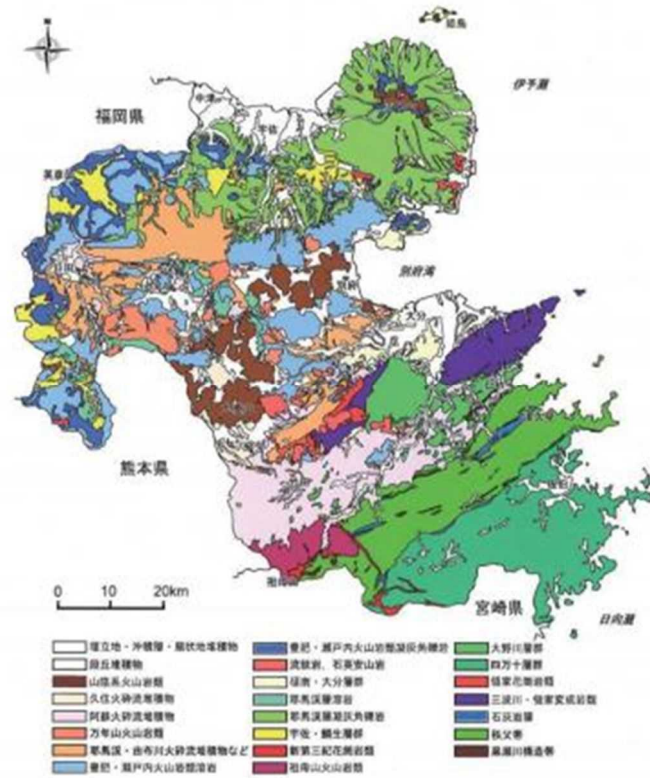


図 2-4 大分県の地質図

※ i 近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯

※ ii 溶岩などが侵食によってできた奇岩・奇峰

部及び西南部には、およそ9万年前に噴出した阿蘇4火砕流堆積物により、大規模な火砕流台地を形成している。この地域では磨崖仏が多く造立され、さらには阿蘇1～阿蘇4の全ての火砕流堆積物が観察できる国天然記念物竹田の阿蘇火砕流堆積物（竹田市）や阿蘇4火砕流堆積物と火砕流になぎ倒されて取り込まれた樹木化石が多く産出された国天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群（日田市）が保護されている。

このように大分県では大きな構造線が存在する関係から、その地質は古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動が見られ、様々な地層が揃い、また火成作用にも多くの特色があり、加えて地殻変動の変化にも富み、それらが集約されて多彩な地質分布を示している。

さらに、地形で触れた鶴見岳や久住山などの火山活動、豊前豊後沿岸と豊後水道西沿岸の2つの沿岸に面して、総延長758kmの海岸線を持っていることを併せて考えると、多くの大規模構造線と複数の活断層群が存在する本県においては、日本周辺で発生する地震の3タイプ（「陸域の浅い地震」「プレート境界の地震」「沈み込むプレート内の地震」）全てが発生する可能性がある。

### ③気候

大分県の気候は「瀬戸内型Ⅰ」「瀬戸内型Ⅱ」「太平洋沿岸型」「内陸山地型」の4つに区分される。「瀬戸内型Ⅰ」は、中津平野から国東半島、別府市の沿岸部にかけての地域で、降水量が比較的少なく、夏期の天候は良いが、冬期には北西の季節風の影響で曇りがちであり、積雪もしばしば見られる。「瀬戸内型Ⅱ」は、大分市や大野川中流域及び臼杵市の地域で、年間を通じて降水量が少なく、冬期も比較的天気の良い日が多い。「太平洋沿岸型」は、津久見市以南及び豊後大野市の一部等の県南東部の地域で、沿岸部は温暖で降水量が1,800mm以上あり、台風時には雨量が多く、冬期は乾燥した晴天が持続する。



図2-5 大分県の気候区分

「内陸山地型」は、日田・玖珠・竹田などを中心とする県北西部の山地・山間地の地域で、海拔1,000mの山岳地帯では年3,000mmを超える降水量があり、冬期は季節風の影響を受け、曇りがちで寒波襲来時には積雪もある。

### ④動植物

県内は地形・地質が複雑なうえ、気候も暖流の影響を受ける低平地から冬季寒冷となる山地まで変化に富み、豊かな自然に恵まれて様々な動物や植物が生息、生育している。

県の北西部は津江山と英彦山、南部は祖母・傾山地の古い地質からなる山岳地帯でブナ林やツガ林などの樹林に被われている。一方、県中部の火山地帯には広大な草原が広がり、中国東北部から朝鮮半島を経て日本列島に生育するキスミレ、エヒメアヤメ、ヒゴタイなど特徴的な大陸系遺存植物が生育して、日本列島の成り立ちを立証している。また、山頂部にはコケモモ、マイヅルソウ、ミヤマキリシマなどが生育し、本州の高山帯に相当する群落が、国天然記念物九重山のコケモモ群落（竹田市・九重町）、大船山の



ミヤマキリシマ群落（竹田市）として保護されている。

雨の少ない周防灘沿岸や別府湾岸の遠浅海岸はカブトガニの繁殖地となっていて、平地の溜め池ではベッコウトンボも生息し、河川の上流部は国特別天然記念物オオサンショウウオの生息地になっている。また、国東半島や耶馬溪地域の岩場にはイワギリソウ、ウチョウランなどの県の希少種に指定された岩上植物が生育する。



ミヤマキリシマ群落

温暖な県南海岸部にはアコウやビロウ、ハマユウなど亜熱帯性の植物が生育し、リアス海岸の半島部ではウバメガシ林も見られる。また、蒲江湾ではサンゴもみられ、豊後水道に浮かぶ高島は県天然記念物高島のウミネコの営巣地（大分市）で、佐伯市の沖黒島はカワウの繁殖地で、オオミズナギドリも生息する。

県南の祖母、傾山地は国特別天然記念物カモシカの生息地で、溪流では県天然記念物奥祖母のオオダイガハラサンショウウオ（豊後大野市）、国天然記念物竹田市神原の大野川水系イワメ生息地（竹田市）として種と生息地が指定されている。

県内には、2つの国立公園（瀬戸内海国立公園、阿蘇くじゅう国立公園）、3つの国定公園（耶馬日田英彦山国定公園、祖母傾国定公園、日豊海岸国定公園）、5つの県立自然公園（国東半島県立自然公園、豊後水道県立自然公園、神角寺芹川県立自然公園、津江山系県立自然公園、祖母傾県立自然公園）があり、県土面積の約28%が自然公園に指定されている。その中に名勝や天然記念物があり、希少な動植物については「大分県希少動植物の保護に関する条例」によっても県民の共有財産として適切に保護・管理され、教育面や観光面での活用を図り、将来にわたって多様な動植物の保全に努めていくことが求められている。

### （3）大分県の歴史と文化

#### ①原始・古代

大分県における最古の人の活動の痕跡は、牟礼越遺跡（豊後大野市）出土の石器群で、約4万年前の狩猟に使われたナイフ形石器等が確認されている。旧石器時代、人々は投槍やナイフ等の石器を用い、移動しながら狩猟・採集により食料を確保した。この時代の遺跡は、大分川流域、大野川流域、筑後川上流域や旧宇佐・中津市域に分布するが、多くの遺跡が残るのは大野川流域である。大野川流域は流紋岩等の石材に恵まれ、一方平I遺跡（大分市）では石器製作や流通の過程がわかる石器接合資料が出土している。また、国史跡岩戸遺跡（豊後大野市）では、コケシ形石製品が出土しており、旧石器時代の人々の精神文化を知る上で非常に重要な発見となった。



岩戸遺跡出土コケシ形石製品

約1万3千年前から始まる縄文時代には、日本における土器使用が始まった。さらに石器の種類に石鏃が加わり、人は弓矢を使った狩猟を行うようになった。西日本を中心に広く流通する姫島産黒曜石の利用が始まるのもこの時代からであり、国史跡横尾貝塚（大分市）や羽田遺跡（国東市）では、それぞれ10Kgを超える姫島産黒曜石の石核が出土した。これは、石材流通を知る上で重要な発見であった。さらに人々は、森や林に入って木の実を、海辺ではハマグリ、ジジミ、カキ等を採取し、漁撈も行うようになった。

これにより生活は大きく変化し、人は堅穴住居をつくって長期間同じ土地に定住するようになった。

大分県は、地理的環境から九州でも縄文時代の洞穴遺跡が比較的多く、県史跡粉洞穴（中津市）では66体もの埋葬人骨が発見された。これは、縄文時代の葬送儀礼等を知る上で重要な発見である。県史跡法垣遺跡（中津市）では、九州では非常に珍しい掘立柱建物跡6棟が確認され、九州の縄文文化を考える上で重要な遺跡といえる。大野川中・上流域には縄文時代晩期の遺跡が多く分布しており、出土した黒色磨研土器や扁平打製石斧の検討から、いわゆる「縄文晩期農耕論」が提唱された。

紀元前300年頃から始まる弥生時代、県域は東九州北部に位置することから、一貫して北部九州及び瀬戸内地域の影響下にあった。前期には、平野部や内陸部で遺跡が確認されており、例えば下郡遺跡群（大分市）では石包丁が出土している。この時代、県域でも稲作を伴う弥生時代が始まったことがうかがえる。稲作の普及は、やがて大規模集落の成立を可能にしたが、県域における弥生時代の集落は、台地上に立地するものと沖積地に立地するものの2種類に大別される。中でも大野川中・上流域の台地上の集落は、出土する各種土器に石包丁が伴わないことから、稲作を基盤としない社会が営まれたと考えられる。沖積地の集落を代表するのは、国史跡安国寺集落遺跡（国東市）である。ここで出土する高坏や器台には、西部瀬戸内地域の影響が確認されており、盛んな地域交流が想定できる。県内各地から出土する銅矛等の武器形青銅器はその交流を物語る遺物である。

弥生時代に始まった稲作が、鉄器の普及等によって生産量を増やし、経済の発展が国の誕生をもたらした時代が古墳時代である。各地の豪族たちは、前方後円墳をはじめとする古墳を築造した。県域では、九州最古の前方後円墳の一つとされる赤塚古墳（宇佐市）が3世紀末～4世紀初めに築造された。赤塚古墳からは、大正10年（1921）に三角縁神獸鏡が発見されており、埋葬された豪族とヤマト王権との同盟・服属関係を示すものと考えられている。その後、5世紀にかけて県域では多くの前方後円墳が築かれた。また、環溝集落の中心に大型の掘立柱建物を伴う小部遺跡（宇佐市）や、3基の方形の堀で区画された掘立柱建物を確認された国史跡小迫辻原遺跡（日田市）は、豪族の居館跡と考えられている。



三角縁神獸鏡

6世紀に入ると前方後円墳は全国的に減少し、円墳、あるいは横穴墓と呼ばれる斜面・崖面に掘られた家族墓が築かれるようになる。横穴墓は古墳より下位の墓制と見做されがちだが、鹿角製刀装具やゴホウラ・ヤコウガイ製品が出土した県有形文化財長湯横穴墓群第七号墓出土品（大分市）など、地域の首長墳と遜色ない副葬品を持つものもある。上ノ原横穴墓群（中津市）では、多くの副葬品と人骨が出土し、家族の在り方がうかがえる重要な情報をもたらされた。また、古墳や横穴墓の内部、外壁に赤や黒で彩色したり、模様を線刻した装飾古墳が築かれたりした。装飾古墳は九州に多いが、県内では筑後川上流域や周防灘から別府湾沿岸地域に多く残っており、彩色系の古墳として国史跡法恩寺山古墳群（日田市）や国史跡ガランドヤ古墳（同）、国史跡四日市横穴群（宇佐市）等、線刻系のものは国史跡鬼塚古墳（国東市）等が知られている。

古墳時代、県域の豪族たちは朝鮮半島等から渡来人を受け入れ、鉄製の武器や農具を

積極的に受容して地域開発を進めた。国史跡下山古墳（臼杵市）では、鉄器の原料となる鉄の延べ板がまとまって出土するとともに、朝鮮半島伝来の鉄製甲冑を石で模した石甲が見付かっている。県内最大の須恵器生産地である野依・伊藤田窯跡群（中津市）は6世紀後半から操業を開始する。

7世紀に入ると、大和政権は地方支配の強化を進め、大宝律令の制定（701年）にともない国郡里制という地方行政区画制度を成立させた。これにより県域には、豊前国に宇佐・下毛2郡、豊後国に国東・速見・大分・日田・玖珠・直入・大野・海部8郡が置かれ、現在に連なる行政区分が成立した。奈良時代に編纂された『豊後国風土記』には、「豊後国は、本豊前国と合て一国たり」とあり、「豊国」が分割されて豊前・豊後2か国が成立したと伝えている。その時期は明らかではないが、奈良時代に入る以前のことと考えられる。国府についてははっきり分らないが、国司館と考えられる竜王畑遺跡（大分市）が確認されている。大分郡の豪族大分君恵尺は、壬申の乱（672年）で大海人皇子（天武天皇）の舎人として活躍したとされる人物で、国史跡古宮古墳（大分市）の被葬者に比定されている。また、天武天皇の時代から奈良時代にかけて、県域では古代仏教文化が花開き、豊後国では金剛宝戒寺（大分市）や永興寺（同）が、豊前国では相原廃寺（中津市）、塔ノ熊廃寺（同）、法鏡寺（宇佐市）、虚空蔵寺（同）、弥勒寺（同）などが創建された。

中央集権化を目指す律令政府は、諸国の国府を結び付けて都へと通じる官道も整備した。この官道の一つである古代豊前道は、県域では中津市から宇佐市へと通じ、宇佐神宮の県有形文化財呉橋（宇佐市）に至る勅使街道として残っている。官道沿いには、県史跡相原廃寺 付塔心礎（中津市）、国史跡長者屋敷官衙遺跡（同）、県史跡三角池と薦神社（同）や、国史跡法鏡寺廃寺跡（宇佐市）など、重要な古代遺跡が分布するとともに、中津平野には官道を南限として沖代地区条里跡が広がっている。

宇佐神宮は、全国4万社余りある八幡社の総本宮であり、奈良時代の創建以来、県域における歴史・文化の中心にあり続けた大社である。欽明天皇32年（571）に御許山（宇佐市）に現われたとされる八幡神が国家守護の神とされるようになったのは、養老4年（720）の隼人出兵以降と考えられ、隼人との戦いを勝利に導いた守護神として、朝廷からの尊崇を受けたことがはじまりとされる。その際、朝廷は豊前国三角池（中津市）の真薦で作った枕を八幡神の御神体として奉じたとされ、現在も宇佐神宮に祀られる八幡神の御神体となっている。こうした八幡神の伝承は、各八幡宮に伝わる八幡縁起絵などによって今日に伝えられている。



宇佐神宮

当初八幡神は、宇佐の大神氏、辛島氏を中心に祀られていたが、両氏族の出自や日本の伝統的な神道行事に「幡」を用いることがないことなどから、もとは大陸で祀られていた神が、渡来人とともに日本に渡り、定着したものと考えられている。八幡神は、渡来系の氏族を中心に祀られ、宇佐が豊前国と豊後国との国境に位置することからやがて国境守護の神としての性格が加わり、隼人鎮圧を機に地方の国境守護神が国家守護の神として祀られるようになったものとみられる。その後も八幡神は、時々の政局と深く関わりながら、朝廷や武士の守護神として、あるいは村の鎮守として日本各地へと広がっていった。

また、八幡神には仏教に帰依したという伝承がある。隼人殺生の罪を悔い、その菩提



を弔うために出家したというものである。この頃、宇佐神宮では隼人の怨霊を鎮めるために放生会が始められ、それは仲秋祭という名で現在も行われる祭礼行事である。神亀2年(725)には神宮寺である弥勒寺が創建され、仏教との関わりを強めていった。延暦2年(783)頃には「八幡大菩薩」という称号が与えられる。聖武天皇の大仏建立事業においては、大仏の守護神として八幡神が勧請された。これは、日本における神の勧請の始まりとされている。

八幡神の出家伝承は、その姿形にも大きな影響を与えている。神像では、男神であれば衣冠束帯、女神であれば垂髪に小桂姿と貴族の装束で表されることが通例であるが、八幡神は剃髪に袈裟を身に付けた僧侶の姿で表されることが多い。僧形八幡神とよばれるこの姿は、奈多八幡宮に伝わる国重要文化財木造僧形八幡神坐像(杵築市)をはじめ各地に作例が残る。

出家した神である八幡神の伝承とともに発展し、独特の仏教文化を生み出したのが宇佐・国東半島に広がる六郷山寺院である。平安時代以降比叡山延暦寺の末寺となり、今日まで天台宗の法灯を伝える六郷山<sup>※i</sup>は、養老2年(718)、弥勒寺の法蓮を導師として出家した八幡神が、仁聞(人聞)と名乗り修行した国東半島の山々に開いた寺院群という縁起を持つ。仁聞は法蓮ら4人の僧侶とともに宇佐・国東の地で修行し、寺院を開き仏像を刻み、最後は千燈の岩屋で入滅したという。県史跡千燈寺跡(国東市)には、仁聞国東塔と称される国東塔や、仁聞の墓所と伝えられる場所がある。縁起に説かれる養老2年という年号は伝承であるが、法蓮は養老年間に豊前国を中心に活動し、弥勒寺の初代別当を務めた実在の人物である。実際に六郷山は、弥勒寺の僧侶達の修行場から発展したと言われ、宇佐神宮と結び付きつつ国東半島各地に展開していったのである。

### ③ 中世・近世

平安時代、全国各地には、王家、あるいは有力貴族や寺社の荘園が成立した。県域では、宇佐・下毛・国東・速見4郡を中心に、弥勒寺領を含む宇佐宮領が所在した。宇佐宮とその神宮寺である弥勒寺は、平安時代を通じて摂関家と積極的に関係を結び、2万町歩余りとも言われる九州最大の荘園領主となった。日田・玖珠2郡は、平安時代後期の院政のもとで王家の荘園が設けられた。この他、豊後水道沿いの海部郡は、国衙直轄の国衙領とともに、九条家や王家の荘園が設定され、都とのつながりが深い地域であった。また、くじゅう連山や阿蘇外輪山とそこから流れ出る大野川流域を領域とする直入・大野郡も国衙領や三聖寺の荘園大野荘などがあり、都あるいは大宰府とのつながりが深い地域であった。

国東半島に展開した弥勒寺の修行場が「六郷山」と称されるのは、保安元年(1120)にこれらの修行場が比叡山延暦寺の末寺となってからのことで、保延7年(1141)銘の国重要文化財銅板法華経(豊後高田市)に「六郷山」と明記される。平安時代後期、弥勒寺は天台宗との関わりを深め、永保元年(1081)には弥勒寺で法華経を納めるための宝塔の落慶供養が行われ、翌々年には宇佐神宮大宮司家と弥勒寺僧たちが津波戸山(宇佐市)に経塚を造営している。宇佐神宮・弥勒寺が天台宗と結びつく中で、その修行場

---

※i 「六郷山」と「六郷満山」の呼称は古くから併用されている。古文書を見ると六郷山の僧侶たちは自らを呼称するとき「満山」を使用してきたが、比叡山や幕府からの文書では「六郷山」と称されていることから、本大綱では「六郷山」と記している。

であった国東半島の寺々も天台宗寺院として自立の一步を踏み出し、永久元年（1113）には比叡山東塔無動寺の、保安元年には比叡山延暦寺の末寺となるのである。各寺院は、その立地によって、山の斜面に縦に延びる伽藍を持つ「山の寺」と、谷筋に沿って伽藍が横に並ぶ「谷の寺」に大別される。山の寺としては、県史跡金剛山長安寺（豊後高田市）や県史跡石立山岩戸寺（国東市）、一方の谷の寺としては県史跡長岩屋山天念寺（豊後高田市）が知られている。



長岩屋山天念寺  
(提供：豊後高田市教育委員会)

六郷山寺院と宇佐神宮、天台宗との結び付きを象徴するのが、国重要文化財木造太郎天及二童子立像（豊後高田市）である。角髪を結った童子の姿を取るこの太郎天像は、胎内銘から大治5年（1130）の作であること、屋山太郎惣大行事という尊名であること、不動明王の化身であること、そして宇佐神宮の神職や天台宗の僧侶をはじめ僧俗100名以上の結縁によって制作されたことが明らかとなった。太郎天は、本来修験道の守り神とされる天狗を表すもので、このような神像を思わせる童子形の太郎天は、他に類例を見ないものである。当時の六郷山には独特の山岳信仰及び不動信仰があり、本像は当時六郷山の中核であった屋山寺（現長安寺）及び六郷山の象徴的存在として制作されたものとみなされる。そしてこの造像に、宇佐神宮の神職も結縁していたということから、六郷山と宇佐神宮の密接なつながりと、仏と神を一つのものとする神仏習合の思想を伺うことが出来る。

こうした六郷山を中心に、岩壁に刻まれた磨崖仏<sup>※i</sup>や、国東塔をはじめとする実に数多くの石造物など、国東半島にはその自然と結び付いた特色ある仏教文化が営まれた。一方、阿蘇溶結凝灰岩の露頭が発達した県南部では、国宝・国特別史跡の臼杵磨崖仏（臼杵市）や国重要文化財菅尾磨崖仏（国史跡菅尾石仏・豊後大野市）、国史跡緒方宮迫東石仏・同緒方宮迫西石仏（豊後大野市）等の磨崖仏が数多く造頭された。



臼杵磨崖仏

鎌倉時代初頭、大友能直が豊後国守護に任命され、あわせて鎮西奉行を兼任したと伝えられる。これ以降、400年余りにわたって豊後国は大友氏が支配した。ここに大分県の歴史の特徴の一つがある。大友氏3代大友頼泰の時、2度の蒙古襲来があり、頼泰は少弐氏とともに現地の最高指揮官をつとめた。国重要文化財岩戸寺宝塔（国東塔）（国東市）は弘安6年（1283）の銘があり、蒙古襲来の際、国家安穩や異敵調伏といった国家的祈願を造立の目的の一つとしたことがうかがえる。また、県有形文化財生桑寺大般若経及び裏文書は、蒙古襲来に備えて築かれた博多石築地の豊後国分担区域等に関する情報を伝える貴重な記録である。豊後国守護大友氏は、5代貞親の時に万寿寺（大分市）を創建したが、「万寿寺」の名は「京都五山」の一つであり、ここに瀬戸内海を通じた大友氏と都とのつな

※ i 磨崖仏は石仏の一種で、一般的に自然の巨石や岩壁に彫刻された仏像を指す。また、石仏は独立した石材に彫刻された仏像を指す。なお、県内で昭和9年（1934）1月22日に国史跡に指定された磨崖仏は、犬飼石仏や大分元町石仏など「〇〇石仏」となっている。



がりを知ることができる。その後、いわゆる南北朝の動乱で、大友氏は足利尊氏方に味方し、高崎山城を拠点として、豊後国各地で敵対する勢力と戦い、北部九州の守護大名として勢力を拡大していく。15世紀半ばからの「戦国の動乱」では、領国拡大を図る山口の大内氏らと戦った。こうした戦いの中で、多くの山城が築かれた。このうち角牟礼城跡（玖珠町）は国史跡に、光岡城跡（宇佐市）、長岩城跡（中津市）、平田城跡（同）は県史跡に指定されている。

大友氏の最盛期は、21代大友義鎮（宗麟）の代であった。大友氏は、府内を拠点として、室町幕府が主導した日明貿易に関与するとともに、自らも中国、朝鮮、琉球と積極的に交易した。義鎮は、さらに東南アジアとの交易やキリスト教との関係を通して、西欧との関係を推進した。天文20年（1551）にイエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルからキリスト教の教えを直接受けた義鎮は、領内におけるキリスト教の布教を認め、キリスト教の文化を積極的に受容した。現在の大分市顕徳町には、育児院や病院を併設する教会が建てられ、天正9年（1581）には教会に隣接して日本初のコレジオが開かれた。義鎮の時代の府内は、キリスト教や中国の文化など、国際性豊かな都市であった。

現在、大友氏の拠点であった府内（大分市顕徳町一帯）は国史跡大友氏遺跡として、出土資料の一部は国重要文化財大分県府内大友氏遺跡出土品に指定されている。また、国重要文化財の柞原八幡宮（大分市）には、大友氏が寄進したという国重要文化財白檀塗浅葱糸威腹巻<兜・大袖・小具足付>と、太刀<銘国宗>、太刀<銘源国>・薙刀直シ刀<銘国重八幡大菩薩天満大自在天神>が伝わっている。



白檀塗浅葱糸威腹巻

天正15年の豊臣秀吉による九州平定後、豊後国は義鎮の跡を継いだ大友義統が、宇佐・下毛2郡を含む豊前国は黒田孝高（如水）が領した。黒田孝高は、山国川の河口に中津城（県史跡中津城跡）とその城下町を建設して領内支配を進めたが、大友義統は文禄2年（1593）に改易された。領主を失った豊後国は、一時的に豊臣秀吉が直接支配する太閤蔵入地となるが、秀吉配下の大名や代官が順次配置されていった。これにより、県域では「小藩分立」時代が幕を開ける。江戸時代の県域には、中津・日出・杵築・府内・臼杵・佐伯・岡・森の8藩が成立し、このほか幕府領や宇佐宮領、さらに島原藩、延岡藩、熊本藩の飛び地領などが入り交じっていた。森藩を除く7藩では、政治拠点となる城が築かれたが、小藩分立を背景とした城の多さは県の特徴となっており、城跡は国や県の史跡に指定されている。県域は物産もまた多様であり、杵築藩が栽培を

中津藩領、杵築藩領、森藩領、日出藩領、府内藩領、佐伯藩領、臼杵藩領、岡藩領、熊本藩領



図2-6 近世「おおいた」各藩分布図

奨励して国東半島に広がった七島蘭、臼杵藩に持ち込まれて県域に普及したカボスや栽培の起源が古代にさかのぼるとも言われるミカン、参勤交代の際に将軍家へ献上された日出藩の城下カレーなどがある。

小藩分立が大きく作用した特色の一つが、江戸時代を通じて多様な人材を輩出した点である。領域ごとに特徴ある教育が展開された県域では、各界の優れた人材を生み出したが、その象徴が俗に「豊後三賢」と称される三浦梅園、帆足万里、広瀬淡窓であった。三浦梅園は、自然界の成り立ちに大きな関心を持っていたと言われ、自然と人の共生を学問のテーマとしていた。こうした梅園の学問の集大成が、代表的な著書「玄語」・「贅語」・「敢語」である。これらの著書は、西洋医学に関する「造物餘譚」や長崎への游学記録「帰山録」、「天球儀」や「顕微鏡」などとともに、国重要文化財三浦梅園遺稿（国東市）として保護されている。この梅園の門人協蘭室に学んだ帆足万里は、天文学、物理学等に関する蘭書を参考にして「窮理通」を執筆した自然科学者でもあった。万里の学問分野は多岐にわたるが、それらが相互に深く結び付いて進められた点に学問上の特徴がある。この万里と交流があった広瀬淡窓は、学問と私塾における門人教育に尽力した。淡窓の私塾は、門人の増加とともに、文化2年（1805）創立の成章舎、同4年創立の桂林園、そして同14年創立の咸宜園（国史跡咸宜園跡・日田市）と移り変わっていった。とくに咸宜園は、最も多い時で塾生が200人を超えており、全国でも最大規模の私塾であった。咸宜園における教育方針は、徹底した平等主義と実力主義に基づいており、塾生は身分・年齢・学歴に関係なく横一線で学習を始め、その後は1か月に9回実施される試験によって無級から9級に位置づけられた。さらに、学力の向上とともに、塾生の社会性や人間性を育む教育システムが確立され、明治30年（1897）の閉塾まで多くの人材を輩出した。高野長英をはじめ、大村益次郎、清浦奎吾、上野彦馬らがこの咸宜園で学んでいる。



広瀬淡窓

中津藩主奥平昌鹿の支援を受けて蘭学に取り組んだ藩医前野良沢は、杉田玄白らとともに安永3年（1774）に「解体新書」を刊行した。この「解体新書」の刊行以降、日本の医学界には、蘭学の本格的な導入が進められた。中津藩の蘭学は、藩主奥平昌高の代にさらに盛んとなり、文政2年（1819）、藩医村上玄水は藩の許可を得て九州で2例目の人体解剖を行った。天然痘の予防接種として、日本初の種痘（牛痘法）が佐賀藩で行われた嘉永2年（1849）には、中津藩でも藩医辛島正庵らが領民に無料で牛痘法による種痘を行った。文久元年（1861）には、種痘所を兼ねた中津医学館が、領内有力商人の寄付によって設立されている。中津藩の蘭学において、最も注目すべき点は、藩主昌高自ら日蘭辞書「蘭語訳撰」や蘭日辞書「バスタールド辞書」を編纂・刊行したことである。このうち、文化7年（1810）に刊行された「蘭語訳撰」は日本初の日蘭辞書であり、「中津蘭学」の先進性を示している。もう一人、藩主として熱心に学問に取り組んだ人物では、佐伯藩主毛利高標を挙げることができる。高標は、藩校「四教堂」を設立するとともに、8万冊に及ぶ貴重な書物を収集・保管するなど、人材育成に尽力した。高標が収集・保管した書物はのちに「佐伯文庫」と呼ばれ、現在、一部が国立国会図書館、大分県立図書館、佐伯市教育委員会等に所蔵されている。

このほかにも、日本最古の月面観測図を作成した杵築藩出身の麻田剛立、三大農学者の一人に数えられる日田出身の大蔵永常、豊後南画を確立した岡藩出身の田能村竹田な

ど、実に多くの人材が活躍した。

江戸時代の県域において、多くの人材を輩出した一族が宇佐郡佐田村（現宇佐市）の賀来家である。長崎に游学して出島オランダ商館医師シーボルトに医学・本草学を学び、のちに島原藩医を勤めた際には島原の「国の宝」と称された賀来佐之、佐之の異母弟で幕末日本における三大本草学者の一人に数えられる賀来飛霞、そして佐之・飛霞兄弟の従兄賀来惟熊の次男惟準は、佐田神社（宇佐市）に反射炉を建設して鉄製砲の鑄造に成功した。賀来家は、帆足万里をはじめ、日出藩家臣と深く交流したが、とくに父を早く亡くした佐之・飛霞兄弟にとって万里は父親代わりでもあった。

江戸時代、とりわけ幕末期は、分野を越えて、地域を越えて、時には身分を越えて、盛んに情報交流が行われた時代であった。こうした交流の結果、全国各地で優れた人材を輩出し、新たな知識・技術が生み出されたのである。その意味で、賀来家は「幕末日本」を体現した一族であったといえることができる。

幕末期から明治維新へと続く時代の変革の中で、中津藩出身の福沢諭吉は新たな価値観や思想を生み出した。この福沢の門下生たちは、新時代において政治や経済、文学など、さまざまな分野で活躍した。なお、国史跡福沢諭吉旧居は、幕末期における武家の屋敷の一例として評価されている。

#### ④ 近代・現代

明治政府は、各藩領は存続したが、旧幕府領には府県を新設して政府の直轄領とした。これにともない慶応4年（1868）閏4月、松方正義を知事として日田県が誕生する。そして、明治4年（1871）の廃藩置県により、日田県を統合して「大分県」が成立した。しかし、宇佐・中津両市は、この時点では「小倉県」に所属しており、現在の大分県域が成立するのは明治9年のことであった。

明治政府は、富国強兵を目指して、繊維工業や重工業を中心に殖産興業を進めた。大分県の殖産興業は繊維工業が中心で、明治18年、県は現在の大分市荏隈に模範工場を建設した。県は、この工場を株式会社大分製糸場に無償で貸し与え、ここで県内初の器械製糸が行われた。工場の規模は、大小の家屋、倉庫7棟、繰糸窓数50と、当時としては最大級の規模を持つ工場だったという。

鉄道は、明治28年開通の小倉一行橋間に続いて、同30年には宇佐市の長洲（現柳ヶ浦駅）まで開通した。その後、同44年には大分まで通じたものの、現在の日豊本線の全線開通は後れて大正12年（1923）であった。この交通網の整備と並行して水力発電事業も進み、竹田水力電気株式会社（明治33年）を皮切りに、日田水電株式会社（同34年）、豊後電気株式会社（同42年）、九州水力電気株式会社女子畑発電所（大正2年）、大分水力電気株式会社篠原発電所（同3年）等が相次いで操業を開始し、都市部に対する電力の供給が始まった。しかし、県内における都市化・工業化はきわめて限定的であった。明治11年の就農者人口は約43万人で、有業者人口の82%余りに達していた。その後は減少していくものの、明治～大正時代は就農者人口が30万人を切ることはなかった。県の就農者人口の割合が50%を切るのは、日本が高度経済成長期に入る昭和30年代のことであった。

大分県の近代を、最も特徴付けたものは観光である。その中心は別府温泉であり、明治時代以降、別府は日本有数の一大温泉観光地へと成長した。この要因の第一は別府港の整備である。大分県は、陸路に比べると海路の整備が早く、すでに明治4年には別府



港が完成していた。続く同6年、大阪一別府間に蒸気船「益丸」が就航すると相次いで商船が就航し、さらには明治10年の西南戦争に伴う瀬戸内航路の輸送量増加を背景に、明治17年以降、大阪一別府間には大阪商船や宇和島運輸などの大手海運会社が参入した。次の要因は、温泉掘削技術の革新である。関東地方で発達した「上総掘り」を導入することで、急増する観光客を賄うことができる湯量を確保した。国登録有形民俗文化財別府の湯突き用具は、こうした別府の温泉掘削技術を伝える資料である。もう一つの要因が、油屋熊八による観光宣伝である。「山は富士、海は瀬戸内、湯は別府」という宣伝文句のほか、大型バスに若い女性バスガイドが搭乗して案内する「別府地獄めぐり」は、多くの観光客を別府へ呼び込んだ。現在、海地獄、血の池地獄、龍巻地獄、白池地獄は国名勝別府の地獄として指定、鉄輪・明礬地区は国重要文化的景観別府の湯けむり・温泉地景観として選定されている。

現在、幕末期から第2次世界大戦終結時（1945年）にかけて、近代的手法によって建設され、日本の近代化に役割を果たした産業、交通、土木等に関する文化財を「近代化遺産」と呼んでいる。大分県においても、国重要文化財白水溜池堰堤水利施設 附白水池碑（竹田市）、虹澗橋 附石碑一基（臼杵市・豊後大野市）、旧日野医院 本館 病棟 離れ（由布市）、旧成清家日出別邸（日出町）の4件の国重要文化財のほか、県有形耶馬溪橋（中津市）、宇佐参宮線26号蒸気機関車（宇佐市）、国登録有形大分銀行赤レンガ館（大分市）、国登録有形京都大学理学部附属地球熱学研究施設（別府市）、国登録有形旧豊後森機関庫（玖珠町）等が残っている。



白水溜池堰堤水利施設

さて、近代・現代は戦争の時代でもあったが、県内にも第2次世界大戦の痕跡が残っている。国登録有形文化財の旧佐伯海軍航空隊掩体壕（佐伯市）、旧豊予要塞司令官官舎（大分市）のほか、屋敷余り特殊地下壕（臼杵市）や人間魚雷回天大神訓練基地跡（日出町）が知られている。県内で最も多くの痕跡が残るのが宇佐市で、爆弾池、落下傘整備所（レンガ建物）、滑走路跡、城井1号掩体壕等の旧宇佐海軍航空隊に関わる文化財などがある。県内における戦後復興は、いわゆる高度経済成長期に本格化し、昭和34年（1959）に大分市で臨海工業地帯の建設が始まった。同46年には国東市に現在の大分空港が開港し、平成に入ると高速道路網の整備が進んで、平成8年に九州横断大分自動車道が、同27年には東九州自動車道が開通した。

県の戦後復興の歩みは、文化・スポーツに関わる大規模イベントにも象徴されている。昭和41年、「剛健・友愛・信義」をスローガンとする第21回国民体育大会が開催され、大分県が天皇杯を獲得した。この大会は、愛称（剛健国体）が付けられた最初の大会であった。国民体育大会は、平成20年にも2巡目となる第63回大会「チャレンジ！おおいた国体」が開催され、大分県が天皇杯・皇后杯を獲得した。この時、第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」も併せて開催された。平成14年に開催されたFIFAワールドカップ日本・韓国大会では、大分スポーツ公園が九州唯一の試合会場とされ、中津江村はカメルーン代表のキャンプ地として注目を集めた。そして令和元年、大分スポーツ公園はラグビーワールドカップ2019でも試合会場となり、5試合が開催された。文化イベントとしては、平成10年に「21世紀へ文化をおこす豊の風」をメインテーマに国民文化祭を開催し、同30年にも「おおいた大茶会」をメインテーマに再び国民文化祭・おおいた2018及び全国障害者芸術・文化祭おおいた大会を開催した。

## 第2節 大分県の文化財の特色

保護法（昭和25年）に基づく、県内の国指定・選定文化財の件数は178件、国選択・登録文化財の件数は249件である。また、大分県文化財保護条例（昭和26年）（以下、「県条例」という）による県指定文化財は749件、県選択文化財は23件である。したがって県全体では、国・県指定等文化財が合計で1,199件存在することになる。

また、ユネスコ無形文化遺産では、「山・鉾・屋台行事」として、国重要無形民俗文化財日田祇園の曳山行事（日田市）が登録され、平成27年度に文化庁により創設された日本遺産は、県内から「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」（日田市）、「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」（中津市・玖珠町）、「鬼が仏になった里『くにさき』」（豊後高田市・国東市）の3件が認定されている。以下に、県内の文化財の特色を文化財体系別に説明する。

### （1）文化財の種類

#### ① 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料等の有形の文化的所産である。有形文化財は、建造物と、それ以外のすべての有形文化財を包括する美術工芸品に大別される。国は、重要なものを重要文化財として、さらに特に価値の高いものを国宝として指定するとともに、重要文化財・国宝以外で保存と活用が特に必要なものを登録有形文化財に登録して保護措置を図っている。また、県は、国指定以外で県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定して保護措置を図っている。

#### ア) 建造物

建造物には、木造・鉄筋コンクリート造り・レンガ造りのいわゆる建物や塀や門などの建築物、その他橋やダム等の土木構造物も含まれる。

#### イ) 美術工芸品

美術工芸品は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に分類される。

#### ② 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産である。これは、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を身に付けた個人、または複数の個人から成る集団を対象としている。国は、重要なものを重要無形文化財に指定し、県は、国指定以外で県にとって重要なものを無形文化財に指定するとともに、国・県ともに、特に必要のあるものを記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財に選択して記録作成を支援することで保護措置を図っている。

#### ③ 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件である。文化財の中で唯一有形と無形を合わせ持つもので、幅広い文化財が民俗文化財となり得る。



#### ア) 有形民俗文化財

形態、製作技法、用法等において、日本の基盤的な生活文化の特色を示す有形の文化財を有形民俗文化財という。国は、特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定し、保存と活用が特に必要なものを登録有形民俗文化財として登録することで保護措置を図っている。また、県は、国指定以外で県にとって重要なものを有形民俗文化財に指定して保護措置を図っている。

#### イ) 無形民俗文化財

日本の基盤的な生活文化の特色を示す無形の文化財を無形民俗文化財という。無形民俗文化財は、風俗慣習（正月行事・盆行事など）、民俗芸能（獅子舞・盆踊りなど）、民俗技術に大別される。国は、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定し、県は、国指定以外で県にとって重要なものを無形民俗文化財に指定するとともに、国・県ともに、特に必要のあるものを記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択して記録作成を支援することで保護措置を図っている。

なお、無形文化財と無形民俗文化財の相違は、無形文化財が専業者いわゆるプロによる芸能で、家または家元制度など日本独特の方法によって伝承されてきたことに対して、無形民俗文化財は民間人いわゆるアマチュアによる芸能で、地域社会を母体に伝承されてきた神事芸能などである。

### ④ 記念物

遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物であり、これらのうち、遺跡等は史跡、名勝地は名勝、動物、植物、地質鉱物は天然記念物に大別される。国は、重要なものを史跡・名勝・天然記念物として指定し、さらに特に重要なものを特別史跡・特別名勝・特別天然記念物として指定するとともに、保存と活用が特に必要なものを登録記念物に登録して保護措置を図っている。また、県は、国指定以外で県にとって重要なものを史跡・名勝・天然記念物に指定して保護措置を図っている。

#### ア) 史跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡である。

#### イ) 名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地である。

#### ウ) 天然記念物

生息地、繁殖地及び渡来地を含む動物、自生地を含む植物、特異な自然の現象の生じている土地を含む地質鉱物である。

### ⑤ 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国は、特に重要なものを重要文化的景観として選定して保護措置を図っている。

### ⑥ 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建物群で、市町村は、

これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため伝統的建造物群保存地区を決定できる。さらに、国は、特に価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区に選定して保護措置を図っている。

⑦ 文化財の保存技術

①～⑥の種別とは異なり、文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術等であり、国は、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、県は、国選定以外で必要があるものを選定して保護措置を図っている。

⑧ 埋蔵文化財

①～⑥の種別とは異なり、文化財が土地に埋蔵されている状態をさす。

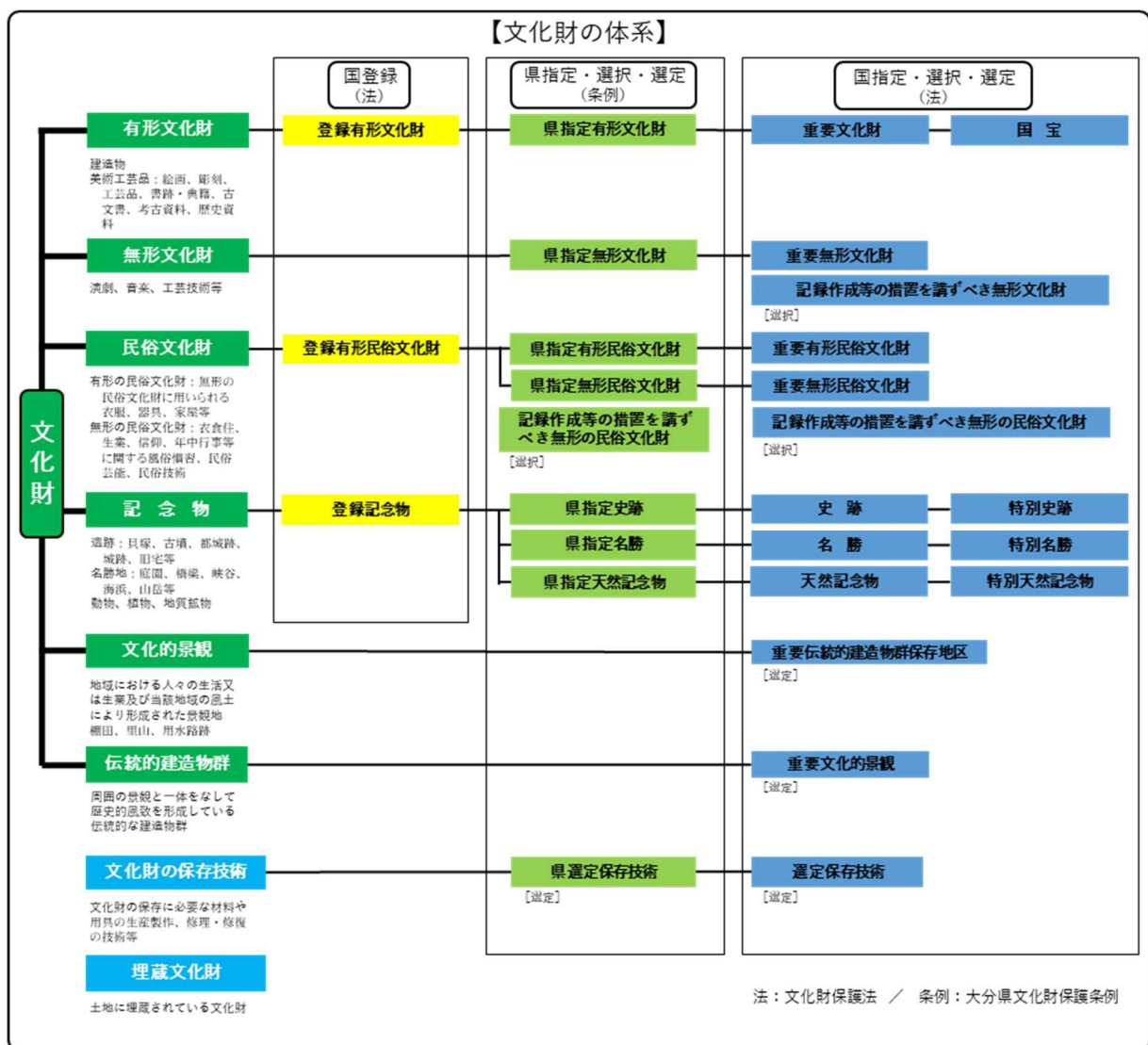


図 2-7 文化財の体系図

## (2) 類型別に見る大分県内の文化財

### ① 有形文化財

#### ア) 建造物

大分県の建造物の国指定件数は、まず国宝が富貴寺大堂（豊後高田市）と宇佐神宮本殿（宇佐市）の寺社建築2件である。国重要文化財は30件を数え、岩戸寺宝塔（国東塔）（国東市）や虹潤橋 附石碑一基（臼杵市・豊後大野市）をはじめとする石造物13件、泉福寺開山堂 附開山無著和尚墓塔（国東市）や大野老松天満社旧本殿（日田市）などの寺社建築10件が中心を成す。さらに近年は、わが国の近代化の過程で生み出された建造物についても全国的な調査・指定が進んでおり、白水溜池堰堤水利施設 附白水池碑（竹田市）、旧日野医院 本館 病棟 離れ（由布市）、旧成清家日出別邸 主屋 東離れ 北離れ 土蔵 正門（日出町）の3件が国重要文化財に指定されている。



富貴寺大堂

また、県指定は209件に上っており、このうち石造物は186件を占める。その種類も多様で、国東塔を含む宝塔をはじめ、板碑、石幢、五輪塔、宝篋印塔、さらに馬溪橋（中津市）や御沓橋（宇佐市）などの石橋も指定されている。現在、建造物における県指定件数209件は全国上位を誇っており、大分県における石造文化の豊かさを端的に示している。

国登録は230件を数え、旧豊予要塞司令官官舎、太田缶詰工場主屋（ともに大分市）、竹瓦温泉（別府市）、平田家住宅主屋、旧耶馬溪鉄道一号厚ヶ瀬トンネル（ともに中津市）、真宗大谷派四日市別院本堂（宇佐市）、とまや店舗兼主屋（杵築市）など、近代建造物を中心に実に多様である。これは、この登録制度が、諸開発の進展や生活様式の変容により、消滅の危機にあるさまざまな建造物を多く残すために誕生したことが背景にある。したがって登録制度は、届出制に基づき、おもに指導や助言を通じて適切な保存を図っていくことを基本としている。

#### イ) 美術工芸品

一般に、美術工芸品は動産文化財と捉えられるが、大分県には磨崖仏のような不動産文化財も多数伝来する。石造彫刻として全国初の国宝指定を受けた臼杵磨崖仏（臼杵市）もあり、磨崖仏を中心とした石造彫刻は大分県の美術工芸品の大きな特色をなしている。



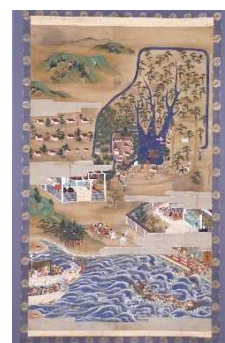
孔雀文馨

県内の指定件数は、国宝が臼杵磨崖仏（臼杵市）、孔雀文馨（宇佐市）の2件。国重要文化財56件（絵画7、彫刻31、工芸品7、書籍・典籍2、古文書3、考古資料5、歴史資料1）。県有形文化財は286件（絵画27、彫刻107、工芸品70、書籍典籍古文書30、考古資料36、歴史資料16）である。国指定、県指定とも彫刻が多く指定されている。

##### a. 絵画

国重要文化財富貴寺大堂壁画（豊後高田市）、絹本著色放牛光林像（由布市）などの仏画の他、県有形文化財絹本著色中川家歴代藩主画像（竹田市）などの肖像画、県有形文

化財薦社絵縁起（中津市）などの社寺縁起絵、県有形文化財紙本著色厩図六曲屏風（大分市）などの近世絵画が伝来する。近世絵画の中には、大分県出身の南画家田能村竹田とその門弟による作品も多い。竹田の作品は国指定に3件、県指定に2件指定されている。



薦社絵縁起

#### b. 彫刻

仏像が大多数を占め、国重要文化財木造僧形八幡坐像・木造女神坐像（杵築市）などの神像、県有形文化財金凝神社木造仮面（日田市）などの仮面、県有形文化財木造大応国師坐像及び胎内納入品（豊後高田市）などの祖師像も伝わる。平安時代の作例が多く、国指定は24件が、県指定は53件が平安時代の作例である。中には、国重要文化財木造俱利伽羅竜剣（杵築市）、木造太郎天及二童子立像（豊後高田市）など、全国的にも類例の少ない作例が見られ、日本の仏教美術史上に大きな位置を占めている。また、県内最古の仏像とされる国重要文化財銅造仏像（大分市）、塑造三尊仏像 残欠（宇佐市）など奈良時代の作例も伝わっている。



塑造三尊仏像 残欠

#### c. 工芸品

材質で見ると、国指定は金工品7件、武具1件、県指定は金工品63件、木工品4件、漆工品2件、石工品1件とほぼ金工品の指定である。なお、染織の指定はない。金工品には国宝孔雀文馨（宇佐市）をはじめとした仏具類も見られるが多いのは刀剣類であり、国指定4件、県指定41件を数える。国指定の刀剣類はすべて奉納刀剣であるが、県指定の刀剣類は個人所有のものが多い。

#### d. 書跡・典籍、古文書

書跡・典籍の指定は少ないが、国重要文化財宋版宏智録（国東市）、県有形文化財池大雅筆障壁書画（中津市）、敢語及び梅園詩集版木（宇佐市）など多様な形態の文化財が伝わる。古文書は、国重要文化財八幡宇佐宮神領大鏡（宇佐市）、柞原八幡宮文書（大分市）のような寺社資料の他、県有形文化財都甲文書（大分市）や古後文書（玖珠町）などの16世紀までの武士に関する資料、あるいは、県有形文化財豊後国諸検地帳（大分市）といった16世紀末の太閤検地に関わる資料が伝来する。

#### e. 考古資料

考古資料は、単独で出土した遺物と、遺跡全体の性格を示す一括資料とに分けられる。県内の考古資料は、単独の出土遺物に国重要文化財が銅板法華経（豊後高田市）、石甲（臼杵市）の2件、県有形文化財は蔵骨器（佐伯市）など21件が指定される。一括資料としては、国重要文化財大分県府内大友氏遺跡出土品（大分市）をはじめ3件、県有形文化財では瑞雲寺遺跡出土品（中津市）など14件が指定される。

#### f. 歴史資料

政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の重要な事象に関する遺品を歴史資料と称する。大分県の歴史資料は、重要文化財宇佐神宮造営図（宇佐市）をはじめ、絵図や境内図等の記録史料が多い。この他、県有形文化財御許山町石（宇佐市）、長安寺の太鼓（豊後高田市）、宇佐神宮参宮線26号蒸気機関車（宇佐市）等多彩な資料がある。



## ②無形文化財

県内の指定件数は3件で、国重要無形文化財に小鹿田焼（日田市）、県無形文化財に山内流泳法（臼杵市）、宇佐神宮御神能（宇佐市）が指定されている。このうち、宝永2年（1705）の開窯とされる小鹿田焼は、一子相伝によって刷毛目文や飛び鉋文、打ち掛け・流し掛けなどの伝統技法を今日まで伝えている。

## ③民俗文化財

県内の指定民俗文化財は、国重要有形民俗文化財4件、国登録有形民俗文化財1件、県有形民俗文化財13件、国重要無形民俗文化財7件、国選択無形民俗文化財14件、県無形民俗文化財47件、県選択無形民俗文化財23件である。

### ア) 有形民俗文化財

県内では、国重要有形民俗文化財尾崎の石風呂（豊後大野市）をはじめ石風呂の指定が多く、国指定2件、県指定5件を数える。国重要有形民俗文化財蒲江の漁撈用具（佐伯市）、国登録有形民俗文化財別府の湯突き用具（別府市）などの生業に関わる用具。また、地域や寺社の芸能、祭礼行事に関わる用具として、国重要有形民俗文化財傀儡子（中津市）、県有形民俗文化財宇佐神宮能衣裳類（宇佐市）、千燈寺修正鬼会面（国東市）、などが伝わる。この他、民間信仰に関わるものとして、県有形民俗文化財慈雲寺跡庚申塔（九重町）をはじめとした庚申塔などがある。



蒲江の漁撈用具

### イ) 無形民俗文化財

県内の無形民俗文化財は民俗芸能が多く、国指定5件、県指定38件が民俗芸能に属する。芸能の分布には地域差があり、神楽、盆踊、楽打ちは比較的広範囲に分布し、保存会数も多い。分布地域の限られた芸能としては、県無形民俗文化財大原八幡宮御田植祭（日田市）をはじめとした御田植祭（県北部から東部及び西部）、国重要無形民俗文化財古要神社の傀儡子の舞と相撲（中津市）や県無形民俗文化財北原人形芝居（中津市）といった人形を用いる芸能、神踊・杖踊（佐伯市）などの棒術（県西部から南部）、県無形民俗文化財阿鹿野獅子（竹田市）などの獅子舞（県南部から豊肥地区）、大名行列の毛槍捻りを芸能化した白熊（県南部から豊肥地区及び中部）、風流・杖踊（臼杵市）などの風流（県南部から豊肥地区及び東部）等がある。なお、風流は華やかな趣向を凝らした衣装や用具を用いて行うもので、そのような要素の強い踊りを風流踊と称する。盆踊りや楽打ち、棒術等に風流要素が見られるものが風流にも分類される。例えば、国重要無形民俗文化財吉弘楽（国東市）は五穀豊穰や虫封じなど農耕との関連が深い楽打ちであるが、念仏踊の系統をも引く風流でもある。この他にも多種多様な芸能が伝わっており、芸能の多様性はそのまま各地域の多様性といえる。

芸能に次いで多いのは風俗慣習であり、国重要無形民俗文化財日田祇園の曳山行事（日田市）をはじめ、中津市・臼杵市・竹田市・九重町に確認される祇園、県無形民俗文化財桧原マツ（中津市）など多様な祭礼行事が伝わる。また、正



日田祇園の曳山行事

月行事や初盆儀礼が各地に見られる他、中世以来の伝統的な行事の形式を今日に伝える国選択無形民俗文化財国東のとうや行事（杵築市）が国東半島各地で行われている。

民俗技術の指定は少ないが、国重要無形民俗文化財別府明礬温泉の湯の花製造技術（別府市）、県無形民俗文化財鶴飼（日田市）など、地域の生業に関わるものが伝わっている。

#### ④記念物

##### ア) 史跡

県内では昭和7年（1932）に指定された国史跡咸宜園跡（日田市）をはじめとして国特別指定1件、国指定42件、県指定107件を数える。時代的に最も古いものは旧石器時代の史跡として国史跡岩戸遺跡（豊後大野市）があり、東北大学による調査では多数の石器と共にコケシ形石製品が出土し、旧石器時代の精神文化を探る資料として全国的にも貴重な発見である。

種別として最も多いものは古墳で、国指定13件、県指定26件が指定されている。そのうち県内の主要な装飾古墳として国史跡穴観音古墳（日田市）や県史跡鬼塚古墳（玖珠町）等が含まれて、中でも国史跡鬼ノ岩屋・実相寺古墳群（別府市）は定期的に石室内部の公開を行っている。

また、国特別史跡臼杵磨崖仏 附 日吉塔 嘉応二年在銘五輪塔 承安二年在銘五輪塔（臼杵市）をはじめとして磨崖仏が多く指定されているが、これは柔らかい阿蘇溶結凝灰岩が多く分布していることが影響している。さらに、中世にキリシタン大名として豊後を治めた大友宗麟等の影響により、国史跡下藤キリシタン墓地（臼杵市）や県史跡重岡キリシタン墓（佐伯市）等のキリシタン関係の史跡が多い点も本県の特徴である。近年では中近世城館の調査成果の進捗により、国史跡杵築城跡（杵築市）が近世城郭として84年ぶりに国史跡に指定されるなど、新たな調査に基づく指定が進んでいる。

これらの史跡については国史跡安国寺集落遺跡（国東市）のように公有化を行い、文化財への理解を深めるために史跡の整備を進めており、観光・教育の場として多くの人に利用されている。



安国寺集落遺跡

##### イ) 名勝

県内では国指定6件、県指定6件が指定されており、国登録記念物（名勝地関係）5件が登録されている。

県内の名勝は、江戸時代後期、頼山陽が山国川流域に広がる奇岩と溪谷の自然美を「耶馬溪山 天下に無し」と称賛した国名勝耶馬溪（中津市・宇佐市・日田市・玖珠町・九重町）を中心に、国東半島では国名勝中山仙境（夷谷）（豊後高田市）、文殊耶馬（国東市）など奇岩・岩峰群が広がる風致景観が多い。また、県名勝藤河内溪谷（佐伯市）、国登録記念物沈墮の滝（豊後大野市）など溪谷や滝も多い。公園・庭園



耶馬溪

では県内で唯一、国名勝旧久留島氏庭園（玖珠町）が国指定を受け、県指定では明治6年太政官布告第16号で地盤国有公園に指定された県名勝納池公園（竹田市）や伝来寺庭園（日田市）、国登録記念物では平田氏庭園（中津市）などがある。また、「別府八湯」



の一つである鉄輪温泉の区域には、国名勝別府の地獄（別府市）が国の指定を受けている。

#### ウ) 天然記念物

大分県では国特別指定2件、国指定22件、県指定78件が指定されている。

##### a. 動物

大分県内の国特別天然記念物はカモシカとオオサンショウウオのいずれも動物であり、オオサンショウウオは生息地も国指定として保護されている。また、国天然記念物高崎山のサル生息地（大分市）のように観光地として間近で動物の生態を観察できる貴重な例もある。県天然記念物では佐伯城山のオオイタサンショウウオ（佐伯市）やオンセンミズゴマツボ（由布市）のように大分県固有の種が多く指定されている。動物としては国特別指定2件、国指定4件、県指定7件が指定されている。



カモシカ

##### b. 植物

国天然記念物では柞原八幡宮のクス（大分市）や松屋寺のソテツ（日出町）、尾崎小ミカン先祖木（津久見市）のように植物単体で指定されている例と大船山のミヤマキリシマ群落（竹田市）や宇佐神宮社叢（宇佐市）のような自生地として一帯を指定している例に分けられる。県天然記念物では植物が多くの割合を占めており、寺社の自然林や巨樹等が多い。動物と同様に県天然記念物豊石のオトメクジャク（宇佐市）のような大分県にしか自生しない植物等も多く指定されている。植物としては国指定9件、県指定66件が指定されている。



尾崎小ミカン先祖木

##### c. 地質鉱物

国天然記念物では小半鍾乳洞（佐伯市）、風連洞窟（臼杵市）、狩生鍾乳洞（佐伯市）の県内を代表する鍾乳洞が多く指定されている。また、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群（日田市）や竹田の阿蘇火砕流堆積物（竹田市）のように地理的に阿蘇山に隣接していることから、その火山活動によって生じた様々な現象を示す地質鉱物が指定され、大分県の特徴となっている。国天然記念物姫島の黒曜石産地（姫島村）も火山活動によって生み出された黒曜石の露頭で、縄文時代以降に石器石材の産地として成立する。県天然記念物では長崎鼻の海蝕洞穴（豊後高田市）のように、洞穴という地質的な特徴から六郷山寺院の修行者による行場として利用されていたという伝承が残るものなど、地質的な重要性だけではなく人との関わりを知ることができる文化財もある。地質鉱物としては国指定9件、県指定5件が指定されている。

#### ⑤文化的景観

県内では4件が国重要文化的景観に選定されている。選定基準としては、農耕・採草・放牧、森林の利用、漁ろう、水の利用、採掘・製造、流通・往来、居住の8つがある。県内では、水・土・木等の資源を活かした窯業や農業を行っている小鹿田焼の里（日田市）、

豊富な温泉資源を活用し、共同浴場や旅館などの宿泊業、湯の花製造業などを成立させてきた別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）、中世からの集落や水田の位置がほぼ変わることなく今も続く田染荘小崎の農村景観（豊後高田市）、島と海の資源を目一杯生かしながら複数の生業を営んできた瀬戸内海姫島の海村景観（姫島村）の4件の保護が図られている。さらに県内には既選定地以外にも、石灰鉱山産業関連景観などのような特徴的な景観もある。



別府の湯けむり・温泉地景観

#### ⑥伝統的建造物群

県内では、日田市豆田町と杵築市北台南台の2件が国重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。選定基準は、a. 伝統的建造物群が全体として意匠的に優れていること、b. 伝統的建造物群および地割が旧態を保持していること、c. 周囲の環境が地域的特色を顕著に示していること、のいずれか一つの基準に該当するものとされている。日田市豆田町は、江戸幕府直轄領として発展した町人地としての地割と建物群が、杵築市北台南台も、杵築藩政下の武家町としての地割と建物群が良好に残っている。県内には既選定地以外にも、旧城下町の面影を残す中津市、臼杵市、竹田市、玖珠町や、日向街道沿いに位置する旧臼杵藩の在郷町であった戸次本町（大分市）に今も伝統的な町並みが残っている。



杵築市北台南台

#### ⑦文化財の保存技術

大分県の文化財の保存技術として選定された技術は、県選定保存技術の屋根桧皮づくり及び屋根桧皮葺きの技術（宇佐市）であり、本選定保存技術保持者は、屋根桧皮葺きに習熟した県内唯一の職人で、精度の高い桧皮整形の技術を習得しており、国宝宇佐神宮本殿（宇佐市）や県有形文化財若宮八幡神社（豊後高田市）の保存修理事業等に従事した。

#### ⑧埋蔵文化財

埋蔵文化財は発掘調査等により重要性が明らかになれば土地は史跡等として、出土遺物は有形文化財としての価値が見いだされる。埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）は全国で約460,000箇所あり、県内では約4,200箇所が周知され、『大分県遺跡地図』で範囲等を確認することができる。

道路建設、宅地開発、圃場整備等の開発行為が周知の埋蔵文化財包蔵地内や遺跡内で行われる際は、事前に届出や通知が行われる。なお、工事等によって遺跡への影響が避けられない場合は、事前に発掘調査等を行い記録の保存が図られており、これまで調査によって多くの出土遺物や記録が蓄積されている。その中には県史跡吹上遺跡（日田市）から出土した青銅器等の遺物のように弥生時代の貴重な副葬品ということで、出土した遺物が国指定重要文化財となったものもある。

周知の埋蔵文化財包蔵地の中には国史跡大友氏遺跡（大分市）、国史跡小迫・辻原遺跡（日田市）のように開発に伴う発掘調査の過程でその重要性が判明し、国史跡に指定さ

れた事例もあり、開発行為との調整の中で保存と活用を進めている。

表 2-3 大分県内の国・県指定等文化財

※令和3年3月■日時点

種別		国宝等	国指定	県指定	国選択	国登録	県選択	県選定	
有形文化財	建造物	2	30	208		231			
	美術 工芸品	絵画		5	27				
		彫刻	1	31	109				
		工芸品	1	7	70				
		書跡		2					
		典籍		0	32				
		古文書		3					
		考古資料		5	36				
		歴史資料		1	15				
	計	2	54	289					
小計	4	84	497		231				
無形文化財			1	2					
民俗文化財	有形		4	14		1			
	無形		7	47	14		23		
	小計		11	61	14	1	23		
記念物	史跡	1	42	107					
	名勝		6	6		6			
	天然記念物	2	22	79					
	小計	3	70	192		6			
重要文化的景観			4						
重要伝統的建造物群保存地区			2						
選定保存技術			0					1	
合計		7	172	752	14	238	23	1	

※ 「国宝等」については、有形文化財では国宝、記念物では特別史跡及び特別天然記念物を示す。

### (3) 大分の歴史文化の特質にみる関連文化財群

第2章第1節及び第2節でも記載したように、県内は豊かな自然や風土に育まれた数多くの文化財が残されており、これら文化財を市町村が連携して活用する動きも見られる。平成27年から始まった文化庁「日本遺産」事業は、地域に点在する有形・無形の文化財群を「面」として活用して、特色ある文化・伝統を語るストーリーを構成し、積極的に発信していくことで地域の活性化を図るもので、現在、県下では「近世日本の教育遺産群」（日田市、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市）、「やばけい遊覧」（中津市、玖珠町）、「鬼が仏になった里『くにさき』」（豊後高田市、国東市）が認定されている。各公式ホームページ上においてストーリーや構成文化財を一覧することができる。

近世日本の教育遺産群公式サイト：<http://manabukokoro.jp/>  
日本遺産やばけい遊覧公式サイト：<https://yabakei-yuran.jp/>  
鬼が仏になった里「くにさき」公式サイト：<https://www.onie.jp/>

さらに、県内には日本遺産に認定されたストーリー以外にも、第2章第1節（3）大分県の歴史と文化において紹介したような特徴ある文化も存在する。以下、それに基づいて様々なテーマのもと文化財を関連付けて例示する。

#### ①火山活動の影響を受けた風致景観と動植物

大分県は九重火山群、由布・鶴見火山群、両子火山群等の火山が存在し、火山活動及び侵食活動により生成された奇岩・岩峰・洞穴・溪谷・瀑布など多様な自然の地質や地形を見ることができる。耶馬溪火砕流堆積物では河川によって侵食された地形が多くみられ、両子山を中心とした国東半島の中央部にある溶岩台地及び溶岩ドームでは、開析が進みV字の緩やかな谷を形成し、奇岩・岩峰群や溪谷等の優れた自然美が多く見られ、耶馬と呼ば



姫島の黒曜石産地

れる。また、阿蘇火砕流堆積物に覆われた地域でも河川によって侵食を受け、谷の両側は垂直な断崖を形成し、柱状節理には滝が形成され、崖部分には磨崖仏が刻まれ、深い谷には石橋が造られている。また、姫島村では全国的に珍しい乳白色の黒曜石の断崖が120mにもわたり広がり、津久見市の海岸部より豊後大野市三重町稲積山付近まで、幅2km・長さ30kmにわたって石灰岩層が広く分布し、佐伯市や豊後大野市では鍾乳洞が見られる。県内では、自然が生み出した個性あふれる奇岩・岩峰群や、清流が流れる溪谷が連続する等、優れた風致景観の有り様を様々な形で表現し、新緑や紅葉、雪景色等、四季折々で表情を変えるため、観賞を楽しむことができる。

関連文化財：

・国名勝 耶馬溪（中津市・宇佐市・日田市・玖珠町・九重町）・国天然記念物 姫島の黒曜石産地（姫島村）・国天然記念物 小半鍾乳洞（佐伯市）・国天然記念物 大船山のミヤマキリシマ群落（竹田市）・国登録記念物（名勝地関係）沈墮の滝（豊後大野市）など

#### ②瀬戸内海を通じた古墳文化の交流

大分県は九州島の東岸に位置し、北は周防灘、東は瀬戸内海に面し、西は英彦山や津江山、南は祖母・傾山系の山々に囲まれ、北端には姫島、南端には深島、東端には水ノ子島がある。このような地理的環境にあることで、原始より瀬戸内海を通じて都や東日本と文化的交流があった。

特に古墳時代にはヤマト王権による国家形成に端を発し活発に畿内・近畿との交流が行われ、県北では古墳時代前期に前方後円墳が築かれる。三角縁神獣鏡が出土した赤塚古墳（宇佐市）や、畿内系の土器が出土した下原古墳（国東市）が有名である。その後も畿内の影響を色濃く受けた埴輪が出土した国史跡小熊山古墳・御塔山古墳（杵築市）や全長約80mの巨大な帆立貝式古墳である県史跡入津原丸山古墳（豊後高田市）、淡輪技法が用いられた円筒埴輪が出土する県史跡大塚古墳（豊後高田市）など重要な古墳が



国東半島に築かれ、瀬戸内海を通じた畿内・近畿からの玄関口として重要な位置を占めていた。

また、現在の大分市に位置する大在・坂ノ市・佐賀関や臼杵市は海部郡として括られ古墳時代の海人（アマ）集団が中心とした地域と考えられている。5世紀にはそれぞれの地域で県下有数の前方後円墳が築造され、特に国史跡亀塚古墳（大分市）は全長約120mの県下最大の前方後円墳であり、別府湾から良好に見える位置にあることから航海を行う上でのランドマークとしての役割を果たしていたと考えられる。さらに、県史跡の臼塚古墳（臼杵市）では舟形石棺から、潜水によって生じることが多い外耳道骨腫が認められる人骨が出土していることから、被葬者は海人（アマ）であったと想定されている。これらの地域では生産性の基盤となる平野が少ないことから自ずと海に活躍の場を求め、豊後水道という漁場や良港に恵まれた環境で海人の集団を形成したと考えられる。そのような背景から、航海を通じていち早く畿内との交流を行ってきたこの地域では、ヤマト王権との強い結び付きにより鏡や装身具などの威信材等を手にいれることが出来たと考えられる。



亀塚古墳

関連文化財：

・国史跡 川部・高森古墳群（宇佐市）・国史跡 小熊山古墳・御塔山古墳（杵築市）・県史跡 入津原丸山古墳（豊後高田市）・県史跡 真玉大塚古墳（豊後高田市）・県史跡 野内古墳（豊後高田市）・県史跡 猫石丸山古墳（豊後高田市）・国史跡 築山古墳（大分市）・国史跡 亀塚古墳（大分市）・県史跡 臼塚古墳（臼杵市）・国史跡 下山古墳（臼杵市）・国重文 石甲（臼杵市）など

### ③八幡神の信仰と六郷山

八幡神は、欽明天皇32年（571）に御許山（宇佐市）に現われたとされる。八幡神を祀る八幡宮は全国に4万社あまりあり、総本社が宇佐神宮である。当初、大神氏や渡来系の辛島氏が祀っていた地方神であった八幡神は、養老4年（720）の隼人出兵を契機に、大和朝廷からの尊崇を受け、その際、朝廷が豊前国三角池（中津市）の真薦で作った枕を八幡神の御神体として奉じたとされ、現在も宇佐神宮に祀られる八幡神の御神体となっている。その後、天平12年（740）の藤原広嗣の乱、東大寺大仏建立への貢献を経て、国家の守護神へと変貌を遂げていく。さらに、八幡神は隼人殺生の罪を悔い、その菩提を弔うために出家したという伝承とともに発展し、奇岩絶峰が広がる国東半島は宇佐弥勒寺の僧の修行の場となり、山岳信仰や不動信仰と結び付き、平安時代後期、独特な仏教文化が誕生するとともに「六郷山」と呼ばれる天台宗寺院群が形成されていった。

六郷山は鎌倉時代になると比叡山を通して鎌倉幕府との関わりを深め、安定2年（1228）に鎌倉幕府祈祷所となったことで、宇佐神宮・弥勒寺から政治的・経済的な自立を果たし、組織体制も整備されていった。しかしその後武家勢力の台頭と戦国の動乱、江戸時代に新たに制定された寺檀制や本末制度の影響、国東半島が複数の藩領に分かれたことにより、六郷山としてのまとまりを維持できず、衰えていった。その復興が始まるのは江戸時代18世紀頃のことである。

復興にあたっては、六郷山というまとまりを再認識し、寺と地域との結び付きを示す



祭りや行事が盛んに行われることとなった。六郷山の僧侶が集団で国東の山々や霊場を巡り、地域の人々に加持を授ける集団峯入り行は、この頃に始められ、形を変えつつも今日まで行われている行事である。平成 29 年には、六郷山寺院の若手僧侶たちによって、江戸時代の峯入りの再現が試みられた。六郷山の春を迎える伝統行事である修正鬼会も、現在のような形で行われるようになったのは江戸中期と考えられている。またこの頃、六郷山の縁起が盛んに制作され、六郷山が宇佐神宮・弥勒寺と深い関わりを持つ由緒ある寺々であることが示されている。宇佐神宮・弥勒寺は六郷山の歴史と文化を支える支柱であったといえる。

なお、宇佐神宮及び弥勒寺は豊前国、豊後国に多くの荘園を所有し、六郷山以外にも仁聞の伝承が旧宇佐神宮・弥勒寺領を中心に残されている。仏教と縁を結び、神仏習合を象徴する神といえる八幡神の信仰は、多くの地に根付き、影響を与えていったのである。



峯入り

(提供：豊後高田市教育委員会)

関連文化財：

・国史跡 宇佐神宮境内（宇佐市）・国宝 宇佐神宮本殿（宇佐市）・国重要無形民俗文化財 修正鬼会（国東市・豊後高田市）・国宝 富貴寺大堂（豊後高田市）・国名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬（豊後高田市）・国名勝 文殊耶馬（国東市）など

#### ④石造文化財の宝庫

大分県は阿蘇溶結凝灰岩に広く覆われ、さらには由布岳や鶴見岳、久住山等の火山があることから石造物の造形に必要な石材が身近にあった。また、宇佐・中津平野に始まった古代仏教文化はその後、国東半島をはじめとする県内各地に発展し、多くの磨崖仏や石塔が造立された。また、国東半島や大野川流域には石造文化財が多数存在し、大分県における二大密集地帯となっている。

その中でも特筆すべきは、平成 7 年 6 月 15 日に磨崖仏では全国初、彫刻としても九州初の国宝に指定された臼杵市にある「臼杵磨崖仏」を筆頭とする磨崖仏である。県内の磨崖仏は国宝を含む国指定に 8 件指定されている。大分県の磨崖仏は、県北部地域と県中部及び南部地域における石材の相違により、その造立方法に際立った違いが見られる。県北部地域では、安山岩や凝灰角礫岩などが広く分布しており、硬い石に造立されているため、彫り方が薄い、半肉彫・浮彫や線彫が多い。一方、県中部及び南部地域では、溶結凝灰岩の柔らかな石に造立されているため、丸彫・厚肉彫が多い。県内の磨崖仏の造立者については、県北部は仁聞、県中部は日羅、県南部は蓮城といった人物が伝承されているが、文献等が残されていないため、芸術性の高い仏を誰が造立したのか不明である。

また、大分県立埋蔵文化財センターが行った調査では、県内約 3,600 箇所、約 28,000 基の中世石造物が確認できた。その多くは、全体の約 76%を占める五輪塔で、そのほかに宝塔、宝篋印塔、板碑、石幢がある。中でも塔身の下に蓮華座を持ち、相輪の宝珠が火焰で囲まれる特徴を持った国東塔は大分県のみ存在する宝塔である。

さらに、加工しやすい石材が豊富にあることから、県内には多数の石橋が建造され、今に残っている。石橋で県内唯一の国重要文化財虹澗橋（臼杵市・豊後大野市）をはじめ、全国一の長さを誇る県有形文化財耶馬溪橋をはじめ、県有形文化財の羅漢寺橋や馬溪橋は、「耶馬三橋」と呼ばれるなど地域の景観に馴染むとともに国名勝耶馬溪の風致景観をなしており、大切に保護されている。



虹澗橋

関連文化財：

・特別史跡／国宝 臼杵磨崖仏（臼杵市）・国史跡／国重文 菅尾磨崖仏（豊後大野市）・国史跡 大分元町石仏（大分市）・国重要文化財 岩戸寺宝塔（国東市）・国重要文化財 九重塔（臼杵市）・県有形文化財 下川久保国東塔（日出町）・国重要文化財 虹澗橋（臼杵市・豊後大野市）・県有形文化財 鳥居橋（宇佐市）など

⑤大友氏による交易の推進とキリシタン文化

鎌倉時代初頭に初代大友能直が豊後を統治する権利を得て、約 400 年にわたる大友氏の支配が展開した。大友氏は、府内を拠点として、室町幕府が主導した日明貿易に関与するとともに、自らも中国、朝鮮、琉球と積極的に交易した。大友宗麟の時代には、さらに東南アジアとの交易やキリスト教との関係を通して、西欧との関係を推進し、大分県下ではキリシタン文化が花開いた。当時ヨーロッパで作成された日本地図には、「IAPONIA（日本）」に並列して、「BVNGO（豊後）」という王国が表現され、府内・臼杵・日出など、現在の都市につながる地名が記載されている。



大分県中世府内大友氏遺跡出土品

まず、ザビエルが訪れた府内には、天文 22 年（1553）に最初の教会が建てられ、隣接地には、ルイス・デ・アルメイダによって、育児院が建設され、その一帯では西洋音楽や西洋演劇が演じられていた。そのことは、豊後府内の発掘調査の進展によって、国重要文化財大分県中世府内大友氏遺跡出土品などから徐々に明らかになりつつある。

府内以外でも、キリシタン文化は大分県各地で隆盛を極めた。宗麟が府内から居城を移した臼杵には、日本で最も美しい聖堂やノビシャド（修練院）が建てられた。また、野津では国史跡下藤キリシタン墓地で発掘調査が進み、フロイスの日本史に登場するリアンが造成した墓地であることが明らかになるとともに、当時のキリシタンの埋葬儀礼が明らかにされた。

日出町はザビエルが府内を訪れる際に通った場所で、大分トラピスト修道院にはザビエルの右腕の皮膚の一部がローマのイエズス会本部ジェズ教会から送られている。大友宗麟が晩年を過ごした場所である津久見市や日本で最初にエルサレムを訪れたペトロ岐部カスイの出身である国東市にもキリシタンに関連する資料や伝承が今も伝えられている。

大分のキリシタン文化は、キリスト教の日本布教期のものであり、人々がいかに新しい宗教を受け入れ、それを地域において広めていったかを示す重要なものである。

関連文化財：

・国史跡 大友氏遺跡（大分市）・国史跡 下藤キリシタン墓地（臼杵市）・国重要文化財 大分県府内大友氏遺跡出土品（大分市）・国重要文化財 銅鐘（竹田市）・県史跡 臼杵城跡（臼杵市）・県史跡 搔懐キリシタン墓（臼杵市）・県史跡 原のキリシタン墓碑（竹田市）・県史跡 キリシタン洞窟礼拝堂（竹田市）・県史跡 由布院キリシタン墓群（由布市）・県史跡 重岡キリシタン墓（佐伯市）など

### ⑥多彩な文化を生み出した小藩分立

「小藩分立」は、近世の大分県域における歴史・文化を最も明解に表しており、最終的には中津・日出・杵築・府内・臼杵・佐伯・岡・森の8藩が成立した。このうち、石高10万石を領した中津藩を除けば、残る7藩は10万石に満たない小藩であった。さらに県域には、幕府直轄領や宇佐宮領のほか、島原藩、延岡藩、熊本藩の飛び地領なども入り交じっていた。「小藩分立」とは、大名領をはじめ幕府直轄領、宇佐宮領、飛び地領など、多様な支配領域が混在する、近世日本の縮図ともいえるべき県内の状況を表しており、このため県域では各地域に特色ある歴史が展開し、多彩な文化が生み出された。

まず特筆されるのは、県域における城の多さであり、これとともに旧城下町も各地に分布している。このうち、岡城跡と杵築城跡は国史跡に、府内城跡、臼杵城跡、中津城跡は県史跡に指定されているが、県域の変化に富んだ地形とも相まって山城から、平山城、平城まで、すべての城のタイプが揃っている。このほか、すでに述べているように、藩ごとの特色ある教育を背景としたさまざまな人材の輩出、地域ごとの多様な伝統芸能や祭礼行事、食文化、杵築藩の七島藺に代表される物産など、今に伝わる大分県の文化は、「小藩分立」を背景に生み出されたものといえる。逆に「小藩分立」のためか、幕末～明治維新期の県域では、政治的な変革に主導的な役割を果たした藩は出てこなかった。しかし、変革を知識や技術、あるいは思想的な面で支えた人材を輩出しており、日本の近代化に果たした大分県の役割は小さくない。



岡城跡  
(提供：竹田市教育委員会)

関連文化財：

・国史跡 岡城跡（竹田市）・国史跡 角牟礼城跡（玖珠町）・国史跡 杵築城跡（杵築市）・国史跡 咸宜園跡（日田市）・国史跡 三浦梅園旧宅（国東市）・国史跡 福沢諭吉旧居（中津市）・国重要文化財 三浦梅園遺稿（国東市）・国重要伝統的建造物群保存地区 日田市豆田町（日田市）・県史跡 府内城跡（大分市）・県史跡 臼杵城跡（臼杵市）・県史跡 中津城跡（中津市）・県史跡 永山城跡（日田市）・県史跡 致道館（日出町）・県有形文化財 佐伯城三ノ丸櫓門（佐伯市）など

### ⑦温泉を資源とした観光

大分県は、多様な泉質の温泉があり、特に「べっふ」「ゆふいん」は昭和9年（1934）12月4日に指定された「阿蘇くじゅう国立公園」一帯にあり、火山と温泉地があり、「おんせん県おおいた」を象徴する地域である。

鶴見岳の麓にある別府は海に面しており、各地で大地から噴気が湧き出し、こうした



風景は人知をこえるものとして意識された。人々は火山である鶴見岳を神として崇め、噴気が湧き出す地から地獄をイメージし、『豊後国風土記』において玖倍理湯井や赤湯泉と記されている。また、温泉地には病を癒やす仏とされた薬師如来が多く奉られている。豊後森藩の領地であった速見郡鶴見村の様子を描いた県有形文化財豊後国速見郡鶴見七湯廻記では、照湯・宮地の湯・伊麻井の湯・明礬山の湯・とびの尾の湯・壺の湯・谷の湯の様子が記録されており、湯の花製造や地獄蒸しの様子を伝えている。



別府の地獄

明治時代になると千葉県で井戸の掘削に用いられていた「上総掘り」の技術が別府に伝わり、温泉の人力掘削が可能となった。別府では、固い岩盤を掘るため上総掘りの技術や道具を「別府式」に一部改良することで、より効率的な温泉掘削を実現し、別府の源泉数が飛躍的に増加した。別府の湯突きの技術は、当地が日本を代表する温泉地へと発展する原動力となり、さらに他の温泉地に伝播して、温泉掘削の発展に寄与してきた。

関連文化財：  
 ・国重要文化的景観 別府の湯けむり・温泉地景観（別府市）・国重要無形民俗文化財 別府明礬温泉の湯の花製造技術（別府市）・国名勝 別府の地獄（別府市）・鶴見岳・由布岳など

#### ⑧各地を彩る伝統芸能と祭礼行事

大分には各地に多彩な伝統芸能や祭礼行事が伝わっている。県内で確認される芸能としては、神楽、盆踊、楽打ち、御田植祭、棒術、獅子舞、白熊、風流、人形浄瑠璃等があり、神楽・盆踊・楽打ちは比較的広範囲に分布するが、その他は地域によって偏りがある。この芸能分布は、近世の小藩分立に由来すると考えられており、現在まで続く地域的特色を成している。

神楽は、国重要無形民俗文化財御嶽神楽（豊後大野市）を中心とした大野系が県中部から西部、南部、豊肥地区、国重要無形民俗文化財豊前神楽（中津市、宇佐市）を中心とした豊前系が県北部に伝来する他、国東半島には国東系、玖珠郡と県南に日向系が伝わる。また、県無形民俗文化財宮砥神楽（竹田市）は直入系に属する。盆踊では、県無形民俗文化財津久見扇子踊り（津久見市）、国選択無形民俗文化財鶴崎踊（大分市）、県選択無形民俗文化財正調



御嶽神楽

山路踊り（玖珠町）など、京や江戸に縁を持つ踊りの他、国選択無形民俗文化財姫島の盆踊り（姫島村）など念仏踊りの系統に属するものが伝わる。楽打ちは、国重要無形民俗文化財吉弘楽（国東市）、県無形民俗文化財辻間楽（日出町）、をはじめ戦勝や雨乞いの祈願として始められたものが多いが、中津玖珠地域に伝来する「河童楽」は河童にまつわる楽打ちである。「河童楽」では県無形民俗文化財岩戸楽（日田市）、大野楽（日田市）のように河童の所作を取り入れ、あるいは県無形民俗文化財大浦楽（玖珠町）、宮園楽（中津市）のように大団扇で河童を鎮め、地域の繁栄と五穀豊穡を祈願するというものである。

また、芸能の中には他にない独特の様式を持つものがある。その一つが、六郷山寺院

に伝わる国重要無形民俗文化財修正鬼会（豊後高田市、国東市）である。修正鬼会は、五穀豊穡を祈願する修正会と、邪鬼を払う追儼会に火祭りが一体となったとされる行事であり、民俗的色彩を色濃く伝えることから日本の芸能史上重要な位置づけがなされるものである。修正鬼会の鬼は、福を授ける善鬼とされ、仏の化身とも言われるが、国東半島の西と東で作法が異なり、西国東では、鬼は境内から出ることが出来ず、境内から出て移動する場合は、介添え役に担がれて移動する。一方東国東では、鬼は境内で舞った後に境内から出て、かつて寺院の僧侶が居住した「坊」を基点とする集落（＝坊集落）の家々を訪問し、もてなしを受ける。また、鬼が松明を振るうときの掛け声も異なり、西国東では「ホーレンショーヨソラオンニワヨ」、東国東では「オニハヨー ライショハヨー」となっている。このかけ声について、前者では法蓮（ホーレン）、後者では鬼（＝オニ）と来世（ライショ）とする見方もある。



修正鬼会（天念寺）



修正鬼会（成仏寺）

県無形民俗文化財堅浦霜月祭りの芸能（津久見市）は、神楽、獅子舞、長刀、棒術など多くの芸能を奉納する特徴的な祭りである。この他、起源、由来等一切不明の火祭りである国選択無形民俗文化財岩倉社のケベス（国東市）など、芸能は各地域の歴史と文化の中で生まれ、息づいてきたものである。なお、民俗芸能ではないが、古武術由来の古式泳法である県無形文化財山内流泳法（臼杵市）が伝来し、地区の指導を受けた小中学生達が披露する形式をとる。

祭礼行事では、五穀豊穡や無病息災を祈願する様々な祭の他、正月行事、初盆行事、祇園、とうや行事などが確認される。初盆行事では、初盆を迎える家が「御殿灯籠」と呼ばれる豪華な灯籠をつくり、墓地で燃やして供養する国選択無形民俗文化財長洲の初盆行事（宇佐市）が知られている。また、防疫を祈願する神事とそれに続く曳山行事である祇園は、国重要無形民俗文化財日田祇園の曳山行事（日田市）をはじめ、中津・臼杵・竹田・九重等に確認される。

なお、指定や選択には含まれないが、国東半島をはじめ、瀬戸内海から豊後水道沿岸部を中心に「おせったい」行事が行われる。「おせったい」は弘法大師信仰に由来し、もとは四国遍路にて遍路者に食べ物や日用品を与えねぎらう風習であった。これが寺社への参拝者への飲食のふるまいとなり、今日の「おせったい」のように、3月21日、8月21日に弘法大師像を祀り、参拝者に料理や菓子をふるまう行事となった。大分では旧暦あるいは新暦の3月21日が多く、「月遅れ」である4月21日に行うところもある。一部地域では3月と8月の2回行われるところもあるが、夏の「おせったい」を行うところは少ない。地区の公民館や大師堂、または各家で弘法大師像（多くは石造）をまつり、赤地に黒文字で「南無大師金剛遍照」と書かれた幟旗を立て、訪れた人々を料理や菓子でもてなす。県北地域では、「めがね菓子」と呼ばれる菓子を配ることが多い。少子高齢化により「おせったい」を行う地域は年々少なくなっているが、地域内外の人々がふれあい、話に花を咲かせる機会ともなっている。



関連文化財：

・国重無形民俗文化財 御嶽神楽（豊後大野市）・国重無形民俗文化財 修正鬼会（豊後高田市・国東市）・国重無形民俗文化財 古要神社の傀儡子の舞と相撲（中津市）・県無形民俗文化財 神踊・杖踊（佐伯市）・県無形民俗文化財 鶉飼（日田市）・国選択無形民俗文化財 国東のとうや行事（杵築市）・国選択無形民俗文化財 姫島の盆踊（姫島村）など

### ⑨江戸時代にはじまる地域ごとの食文化

大分は瀬戸内海と太平洋に面し、平地が少なく山の多い、変化に富んだ地形である。この地形が、豊かな海の幸・山の幸をもたらし、多様な食文化が形成された。現在各地に見られる郷土料理は、こうした山海の恵みを堪能するため、また一方では、貴重な素材を活かすための努力によって生み出され、伝えられてきたものである。

県内全域で食されているものとしては、「団子汁」「やせうま」「石垣もち」「りゅうきゅう」などがある。「団子汁」「やせうま」「石垣もち」は小麦粉を用いた料理であり、団子汁は小麦粉でつくった麺（＝団子）を、味噌仕立ての汁に入れたもの。やせうまは、団子にきな粉と砂糖をまぶしたもの。「やせうま」の名称は、馬の餌である小麦を使ってしまったため馬が痩せたという伝承や、平安時代の貴族の子が八瀬という乳母に作らせたものを気に入り、「八瀬、うま」とねだったためという伝承など諸説ある。石垣もちは、さつまいもを練り込んだもちで、さつまいもが石垣を思わせることからその名がついたと言われる。2メートル以上ある長大な手延べ麺である「ほうちょう」（大分市）や餡を包んだもちを薄い円盤状に延ばした「ゆでもち」（豊肥地区）も、粉食郷土料理である。特に「ほうちょう」は、こねて寝かせた小麦を指先で回しながら細く引き伸ばし、再び寝かせて両手で引き伸ばして2mもの長さにするもので、熟練の調理技術を要する。現在、家庭ではほとんど作られなくなったが、大分市戸次地区ではその製法を守り伝えるため、昭和42年に地区婦人会による保存会が結成された。平成30年には、「戸次のほうちょう作り」として大分市の無形民俗文化財に指定された。県の郷土料理の中で、唯一の指定無形民俗文化財である。



戸次のほうちょう作り

「りゅうきゅう」は、醤油に酒やみりんを加えたものに刺身の残りを入って漬け込み、ゴマやネギ、生姜等の薬味を入れたもので、琉球（沖縄県）の漁民から伝えられたという説や、千利休がごまを好んだことから、ごまを使った料理なので「利休和え」とよばれるようになったという説がある。「りゅうきゅう」をご飯の上に乗せると「りゅうきゅう丼」となるが、同様の料理を「あつめし」（県南部）、「ひゅうが丼」（津久見市・主にマグロを使用）と称する地域がある。また、鶏肉料理が多いことも大分県の食文化の特色である。「唐揚げ」（県北部）、「とり天」（県中部）、「鶏めし」（県中部）「がめ煮」（県西部）などの鶏料理が各地で盛んである。

行事に関わる郷土料理には、婚礼の顔合わせの会に供される「鯛めん」（県東部）、弘法大師信仰から生まれた「おせったい」行事で配られる「めがね菓子」（県北部）などがある。一方、貴重な素材を活かすための努力によって生み出されたのが「頭料理」（竹田市）や「きらすめし」（臼杵市）である。「頭料理」は、内陸部で貴重な鮮魚を余すところなく食べるために考え出されたもので、魚の頭部、内臓、皮などすべて用いる調理

法である。「きらすまめし」は、魚を下ろした後の中落ちや切れ端におから（＝きらす）をまぶして食べる調理法で、天保の大飢饉後、臼杵藩で厳格な倹約令が出された時代に生まれたという。

この他、臼杵藩主が財政難の折にクチナシで色づけしたご飯を赤飯の代わりとした「黄飯」（臼杵市）、杵築藩主が好んだという鯛茶漬「うれしの」（杵築市）、日出藩から將軍に献上されたとの記録が残る「城下カレー」（日出町）、中津藩で漢方料理として生み出された「けんちん」（中津市）など、各地で独特の郷土料理が残されている。

関連文化財：

・ほうちょう（大分市）・けんちん（中津市）・うれしの（杵築市）・頭料理（竹田市）・きらすまめし（臼杵市）・団子汁、やせうま、りゅうきゅう（県内全域）など

#### ⑩近代の伝統工芸

別府は、竹工や湯の花といった観光を支える物産も豊富であった。明治 35 年、別府町・浜脇町学校組合立工業徒弟学校（別府市）が開校すると、別府の竹工は順調に成長し、1925 年（大正 14 年）にフランスで開催されたパリ万国装飾美術工芸博覧会では、大分県から竹細工製品が出品された。また、別府の竹工の伝統を学んだ生野祥雲齋は、竹工で初の国重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定された。一方、江戸時代の明礬製造の技術を汲む別府明礬温泉の湯の花製造技術は、現在、国重要無形民俗文化財に指定されている。日本有数の泉種と湧出量を誇る地下の温泉資源を、日常生活や生業に活かして成立している別府の景観は、国重要文化的景観別府の湯けむり・温泉地景観に選定されている。

別府の竹工とともに、大分県の近代を代表する物産が、宝永 2 年（1705）の開窯と伝わる国重要無形文化財小鹿田焼（日田市）である。古来、小鹿田焼は身近な生活雑器を中心に製作していたが、昭和に入ると民芸運動を主導した柳宗悦やイギリスの陶芸家バーナード・リーチらによって高い評価を受けた。小鹿田焼は現在でも、一子相伝によって刷毛目文や飛び鉋文、打ち掛け・流し掛けといった伝統技法を伝えている。この地は、江戸時代中期から農業・林業を営む池ノ鶴地区と窯業を営む皿山地区の二つの地区が、当地における生活の在り方を示す貴重なものとして、国重要文化的景観小鹿田焼の里に選定されている。



小鹿田焼

さらに、近世から近代の県域を代表する物産が七島藪である。これを原料とした畳表は、「豊後表」「大分青表」と呼ばれて日本各地に流通した。昭和 40 年代以降、住宅の洋風化や中国産藪草の流入などによって七島藪の栽培面積は減少したが、平成 22 年に国東地域七島い圃（国東市）が、文化財を修理して後世に伝えるための貴重な資材の一つとして、文化庁の「ふるさと文化財の森」に設定され、普及啓発等が図られている。

関連文化財：

・国重要無形民俗文化財 別府明礬温泉の湯の花製造技術（別府市）・国重要無形文化財 小鹿田焼（日田市）・竹工芸・姫だるま（竹田市）・豊後紫草（竹田市）など

### 第3節 文化財の保存・活用に関する課題

現在、有形・無形を問わず、文化財を取り巻く環境は厳しさを増しており、その保存・活用にはさまざまな課題がある。ここでは、文化財の保存・活用をめぐる、主要な課題をまとめておきたい。

#### (1) 類型ごとの課題

##### ①有形文化財

###### ア) 建造物

建造物は、木造・石造の区別を問わず、一般的に日々風雨にさらされる環境にあり、その特性から定期的な修理が必要となる。また、規模・素材の質感等を直に体感することができる文化財でもある。さらに、木造建造物の場合は、近年の自然災害等に対応するため、耐震、地盤調査等の新たな措置が不可欠になってきている。結果として、建造物の保存には、多額の費用を要することになり、所有者負担の増加という課題が生じる場合がある。このため、日常的な維持・管理がきわめて重要となり、県としては、定期的なメンテナンスを奨励していくことが求められる。なお、伝統的技術、材料等も不可欠であるため、技術者の育成、材料の調達等も視野に入れた総合的な対策も図っていく必要がある。

また、特に各種石塔類の中には、近年の地域の再開発等により所在地への道程が変わってしまったものもあり、保存状態の把握に困難をきたす場合がある。県としては、文化財保護指導委員や市町村の文化財担当者による定期的な巡視を通じて、文化財の状態の確認に努める。

###### イ) 美術工芸品

美術工芸品全般における課題として、個人所有・地区所有の文化財の管理、継承の問題が挙げられる。地域に根差した文化財はその地域において継承されることが理想の形であるが、少子高齢化や都市部への人口流出による過疎化の急激な進行は、文化財の管理・継承を困難にしている。個人所有の文化財では、新所有者が所有者変更届を出すことになっているため、変更の届出がなされない限り、所有者が変更となった状況を確認する術がない等の事例が散見され、特に刀剣類の手続きが大きな課題である。そのため、県としては、文化財指定時に所有者へ手続き等について通知すると共に、毎年所有者にアンケート調査を実施して、所有の状態を確認する。さらに、4年に1度、県と市町村が協働して所在確認調査を実施することで、保管状況を含めた文化財の現状把握の徹底に努めていく。

保存状態から修理が望まれる文化財でも、修理費用負担等が大きな問題となっている。また、現在県内の国指定・県指定は近世までのものが大多数を占める。今後は近代のもの学術的評価を進めていくことも必要である。

##### ②無形文化財

無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を身に付けた個人や集団を対象としていることから、人材の確保・育成が課題となってくる。また、文化財によっては専用の特殊な道具類を必要とするものもあり、そうした道具類の製作技術を持った人材の確保・育成も必要となってくる。したがって、県としては、補助事

業を利用した人材育成や「わざ」の伝承を支援していく。

### ③民俗文化財

民俗文化財は社会変化の影響を最も受けやすい文化財である。少子高齢化による伝承者・後継者不足や、用具の製作技術の途絶が全国的に課題となっているが、県内各地域でも深刻な問題となっている。特に無形民俗文化財は、地域の現状が強く反映される文化財である。人々の営みと密接に関係するため、開催日程の変更や参加者の制限緩和など、「緩やかな変化」が認められている。中には外部協力者を積極的に募り、参加者を維持しているものも多いが、一方で限定的な集落で行われてきたことに大きな意義のあるものは、地域外からの協力を得ることが難しい場合もあり、統一的な方針を立てにくい文化財でもある。「無形民俗文化財の価値」を大きく損ねる変化は認められないため、線引きが重要である。

県としては、団体、市町村、関係機関等と連携し、後継者の育成や外部協力者による支援体制の整備等をとおして、無形民俗文化財の継承に努めるとともに、万一途絶した際、将来的に再興することを見据え、報告書及び映像からなる詳細な記録作成を進めていく。

無形民俗文化財を成り立たせる用具の製作については、可能な限り伝統的な工法で製作されることが望まれるが、伝統的な工法の途絶等が生じた場合は、無形民俗文化財の存続を優先させるため、新たな工法による用具の製作も検討していく必要がある。

無形民俗文化財は、地域活性のための大きな原動力ともなり得るものである。そのためには、文化財に関わる地域の人々が、文化財に誇りを持ち、楽しんで行える環境を整えることが重要である。なお、ユネスコ無形文化遺産への登録は、あくまで民俗芸能や祭礼行事を維持していくための手段の一つであり、登録後も後世への継承に向けた誇りを持って活動を続けていくことが求められる。

### ④記念物（史跡・名勝・天然記念物）

指定はされているものの整備がされていない記念物については、文化財としての認識がされていないこともある。また、公有地化されていない土地については、指定地内で営農行為や開発等、保存に影響を及ぼす行為が懸念される。さらに、景観支障木の伐採や視点場の整備等で所有者の経済的負担が大きくなることもある。記念物については、土地の所有者が多数である、相続がなされていない等の問題もあり、公有地化や整備の際の同意に支障が出てくる場合も多い。

県としては、文化財指定時に所有者へ手続き等について周知すると共に、文化財保護指導委員や市町村の文化財担当者による定期的な巡視を通じて、文化財の状態の確認に努める。

### ⑤文化的景観

少子高齢化や人口の減少にとともに、生業の維持が困難になるとともに、重要な構成要素の維持についても困難になりつつある。また、重要な構成要素が毀損していることに気づかず長期間放置されていた例もあり、維持管理や巡視について課題がある。

文化的景観の保全については、地域住民と関係市町村の取組が不可欠であるため、県としては、各関係機関との連携を促進させる。また、文化財選定時に所有者へ手続き等

について周知すると共に、文化財保護指導委員や市町村の文化財担当者による定期的な巡視を通じて、文化財の状態の確認に努める。

#### ⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の特色は、文化財の保存が地区内住民の生業と一体になっていることが挙げられる。このため、伝統的建造物群保存地区における文化財の保存に際しては、住民と市町村との間で協議を重ね、生業の維持と文化財保存のバランスをどのように図っていくかが重要となる。県としては、住民と市町村との関係維持のため、各関係機関等とも連携して意見の調整を図っていくことが求められる。

また、市町村では、保存地区内で行われる修理・修景の基準や、家屋新築等の許可基準を定めているが、すべての個別案件に対応できるわけではない。このため、県としては、市町村の保存審議会における協議を通じて、保存地区としての文化財的価値を共有し、市町村が柔軟に対応できるよう求めていく。

#### ⑦文化財の保存技術

文化財の保存技術は文化財の継承に必要不可欠な技術であるが、表に現われることが少ないため、その存在が周知されにくい。県内のみならず、全国的に後継者不足が深刻であり、文化財の価値を保つ技術をいかに継承するかが大きな課題である。

県としては、文化財の修復現場の公開等を通じて、文化財の保存技術を広く紹介するなど後継者の育成に寄与していきたい。

#### ⑧埋蔵文化財

埋蔵文化財は土地に埋蔵されている文化財であり、不可視であることを前提とした保存と活用を図る。保存については、開発行為との調整が不可欠である。埋蔵文化財包蔵地を的確に把握し、遺跡地図など様々な機会を通じて周知を図るとともに、その保護の意義を伝え、土木・農業漁村整備・治山等の関係機関との調整により、土地の開発行為に先駆けた保護措置の実施を図る。開発計画の及ぶ前に史跡として指定し、保存することも視野に入れる必要がある。

### (2) 文化財を取り巻く課題

#### ①人口の減少や少子高齢化

文化財を取り巻く現状の一つとして、少子高齢化の進行と、それに伴う人口の減少がまず挙げられる。県の人口は、昭和60年(1985)の125.0万人以降、減少が続いており、平成27年には116.6万人まで落ち込んでいる。少子高齢化と人口の減少は、地域における集落の小規模化、さらには消滅として表れている。地域では、文化財所有者の高齢化や継承者の不足として表れており、文化財の維持管理は徐々に難しくなっている。有形の文化財はもちろん、祭礼等の地域における伝統的な年中行事もすでに失われつつある。また、とくに少子高齢化は、県下における文化財愛護少年団の団体数・団員数の減少にも表れており、伝統芸能の継承は難しくなることが懸念される。

#### ②地域コミュニティの衰退

人口減少に伴う過疎化や少子高齢化に加えて、地域では県内外からの移住者の「混住」



が進み、旧来の地域コミュニティに対する住民意識は希薄になり、衰退しつつある。また、代々その地域に居住してきた住民の間でも、生活様式の変化や価値観の多様化にともない、自らの地域の歴史・文化に対する関心が低下しつつある。そのため、有形・無形の文化財を含む多様な歴史情報が地域から失われることが懸念される。中でも民俗文化財の保護は急務である。

### ③文化財に関する情報の共有、発信

文化財が有する価値を、地域、市町村、そして県下で共有しない限り、適切な保存・活用を図ることはできない。文化財の価値を幅広く共有する一歩として、まず所有者がその価値を理解する必要がある。文化財の保存・活用を進める上で、所有者との合意や調整は不可欠である。また、指定・未指定を問わず、多くの文化財が身近に存在していることも、幅広く共有しなければならない。少子高齢化と人口減少が進む一方、生活様式が変化し、価値観が多様化する現代において、文化財の所在や価値に関する情報共有は、文化財の散逸や滅失を防ぎ、永く継承していくために急務である。

所有者と地域、市町村、県において、文化財の所在や価値に関する情報を共有するために、情報発信する必要がある。人々の関心やニーズに合わせ、さまざまな媒体を利用して、文化財や地域の歴史・文化に関する多彩な情報発信に取り組むことは不可欠である。

### ④文化財に関わる人材の確保

多様化する業務に対して、県・市町村の中で文化財保護行政に携わる職員が適切に配置されている地方公共団体は多くない。とくに市町村の中には、職員が1名しか配置されておらず、指定文化財の維持・管理以外にも開発に伴う埋蔵文化財調査などの業務や、近年多発する自然災害への対応もある中で、文化財の保存と活用を積極的に推し進めていくことは困難である。それに加えて文化財行政に関する各種計画を策定して、実行していくことは大きな負担となる。さらに、事業の継続性も考えれば、文化財行政に従事できる複数名の専門職員の確保が望まれる。その上で、実務経験の積み重ねや各種研修の活用によって様々な文化財の保存や活用に必用な知見を習得することで、専門性を持って文化財行政職員の育成につなげていく。

また、文化財の維持管理や保存修理については、費用的な課題だけではなく、適切に対応することができる技術者や、維持管理や保存修理に必要となる材料の不足が課題となっている。とくに県内では、石垣や石橋が毀損した際に積みなおしができる職人が少なく、材料については、湯の花小屋を改修するための萱や稲の確保が困難となっている。このため、文化財の保存修理は、費用だけでなく、技術者不足と材料の確保で課題を抱えており、作業の遅滞が懸念される。また、近年は自然災害が多く発生し、文化財が被災する事例が多いため、職人確保のための人材育成や修復材料確保のための材料の生産及び流通の開拓などが急務である。

### ⑤文化財に対する財政的支援

文化財の維持管理や保存修理には多額の費用が必要となるが、公的な支援を受けることができるのは指定・選定等文化財に限られる。公的な支援を受けた場合でも、所有者や管理者等への負担は小さくない。一方、国や各地方公共団体も逼迫した財政事業を抱

えており、必ずしも十分な支援ができるわけではない。この結果、文化財の保存修理には長い時間を要する場合があります、さらに未指定文化財にいたっては、地域の理解や国及び地方公共団体等からの支援が受けられないまま散逸や滅失することが懸念される。そのため、県として限りある予算をできるだけ多くの文化財に充てることができるように、補助金の要綱の見直し等を適宜行う必要がある。また、公的資金に頼らない方法も模索していく必要がある。文化庁では、『文化財保護のための資金調達ハンドブック』<sup>※i</sup>を作成し、クラウドファンディングやふるさと納税など、文化財保護のための様々な資金調達の方策を全国各地の事例とともに紹介している。

#### ⑥自然災害や火災、防犯・防災への対応

平成28年(2016)4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、令和2年の7月豪雨など、近年は地震や台風、線状降水帯がもたらす集中豪雨による水害など、地域住民の生命や財産に被害を及ぼす大規模自然災害が多発している。県内の文化財でも国名勝耶馬溪での落石や河川の氾濫、国重要文化的景観小鹿田焼の里(日田市)では唐臼の毀損など被害が発生している。また、平成31年(2019)4月のノートルダム大聖堂(フランス)、令和元年10月の沖縄県の首里城跡で相次いだ火災は、歴史的建造物の火災に対する脆弱性を改めて露呈した。また、県内では、令和2年(2020)4月に国天然記念物であるミヤマキリシマ群落が登山者の不注意による山火事で一部焼失する火災が発生した。これら災害では、一度に数多くの文化財が毀損・消失する恐れがあるため、日頃の防災・減災対策や防火対策、被災した文化財の救助・復旧などの体制づくり、復旧に役する図面の作成や写真等の収集が急務である。

また、有形文化財のうち、持ち運びが可能な美術工芸品では盗難等の被害を受ける危険性がある。特に寺社や個人、地域が所有する文化財はその危険性が高い。また建造物であっても、平成27~29年に近畿地方を中心に国宝や重要文化財に対する油等を使った汚損事件が全国各地の寺社で相次ぎ、県内でも県史跡帆足万里墓(日出町)や市史跡大友宗麟公墓(津久見市)等でスプレー等を使用した汚損事件が発生した。盗難や汚損事件などの犯罪を抑止するためにも、文化財保護指導委員による文化財パトロールを充実するなどの対策をとる必要がある。

#### ⑦地域資源としての文化財の活用

わが国は、成長戦略の柱、地方創生の切り札として「観光立国」を目指しており、そのため観光資源としての文化財の活用が大きく期待されている。国では、新たに「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(以下、「文化観光法」という)を制定し令和2年5月1日に施行した。同法では、文化資源の保存及び活用を行う施設(文化資源保存活用施設)が、観光旅客に文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、文化観光の推進に関する事業を行う者(文化観光推進事業者)と連携して、文化観光拠点施設として、文化についての理解を深める機会の拡大とこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進に役することが期待されている。そのため、今後は県立歴史博物館や、県立美術館をはじめとする県内各地にある博物館や美術館、文化財の保存活用を行う社寺や城郭等が、同法に基づく文化観光拠

---

※i URL [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/shuppanbutsu/92099501.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/92099501.html)

点施設として文化財の活用に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

また、県内では、「六郷満山日本遺産推進協議会」や「おおいた遺産活性化委員会」など各種団体も、観光資源だけでなく研修会や養成講座など教育資源としての活用も進められているが、文化財には環境資源や健康資源等としての活用の道も存在している。そのため、これからは観光資源・教育資源に止まらず様々な地域資源として文化財の活用を通して、地域の活性化に取り組むことが望まれる。しかしながら、活用に当たり、その環境を激変させたり、文化財及び価値に想定外の変化が生じたりと、保護や継承活動に影響が出ることもあるので、活用にあたっては、文化財の価値を損なうことのないよう理解と協力を求めていく必要がある。

#### ⑧近現代の文化財の保護

戦後 75 年を迎え、かつて身近にあった建造物やその痕跡を地域の歴史を物語る文化財として保護しようという動きが芽生え始めている。本県でも平成 4・5 年に明治維新以後の近代化遺産 872 件の調査を行い、宇佐市の掩体壕群や竹田市の白水貯水池堰堤など 75 件を報告書にまとめ刊行している。しかし、これらの近現代の文化財で国や県の指定を受けているものは必ずしも多くはない。史跡で見れば国史跡 42 件のうち江戸時代が 8 件、明治以降のものは 0 件である。これらの背景には日常の調査で取扱う時代の範囲が関係している。文化庁が示している埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則では、概ね中世までに属する遺跡は、原則として対象とし、近世に属する遺跡は“地域において必要なもの”、近現代に属する遺跡は“地域において特に重要なもの”を対象とすることが示されており、発掘調査のなかで近現代の遺跡を扱うことは希であり、調査が行われても戦跡や産業遺跡など一部に限られる。

近現代の遺跡や現存する建造物は、我々の身近に存在しているがために文化財として認識されづらい状況におかれており、昨今の技術革新や産業構造の変化に伴う新たな設備投資や施設の老朽化によって破壊されていく可能性を大いに秘めている。そのため近現代の遺跡や残存する建造物の持つ歴史的背景や価値を明らかにする調査を実施して、適切な保護措置を図っていくことが求められている。一番身近な時代であるからこそ地域住民を巻き込んだ調査や活用が必要と考えられる。

### 第 4 節 目指すべき将来像と方向性

文化財は、その地に暮らす人々の歴史的・文化的な営みが有形・無形の形をとって現れたもの、またはその地の自然景観と人々の生業が結びついて作られたもの、その地に特徴的な生物や地質的所産である。文化財はその土地の歴史、政治経済、信仰、文化、風俗慣習、自然、産業等から生み出されたもので、地域の象徴ともいえる。こうした文化財を後世にのこし伝えていくために、大分県の目指す将来像と方向性を下記の通り提案する。

#### (1) 将来像

大分県は、耶馬溪に代表される特異な地形をはじめ、カモシカやオオサンショウウオ、ミヤマキリシマなどの動植物、源泉量・湧出量ともに日本一を誇る温泉など、多彩で豊かな自然を有する。また、八幡神の総本社でもある宇佐神宮や、奇岩絶峰が広がる国東半島に誕生した六郷山寺院群、臼杵磨崖仏に代表される多くの石仏、さらに大友氏によるキリシタン・南蛮文化の展開、江戸時代の小藩分立によって各地に誕生した先哲や、

伝統芸能など、味わい深い歴史と文化が県内各地に存在する。しかし、過疎化・少子化・高齢化に伴い、長い歴史の中で伝えられてきたものを次世代に引き継ぐことが困難になってきているとともに、社会環境の変化や価値観の多様化によって、地域や人々の暮らしとともにある文化財が、いつのまにか姿を消してしまうこともある。そのため、大分県では、地域の歴史・文化を物語る貴重な文化財について将来にわたって守っていくため、以下のサイクルの構築を図る。

地域の文化財について人々が「知る」ことが重要であり、「知る」ことを通じて文化財が身近なものとなり、自分にとっての価値の発見につながる。そして、自らその価値を発見した文化財を、様々な地域資源として「活かす」ことを通じて地域活性化が促進される。地域で文化財の価値を共有することが「守る」体制の確保にもつながり、持続可能な文化財保護体制の確立が図られていく。

つまり、人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会、それが大分県の目指す将来像であり、その将来像を達成するための方向性を次に記す。

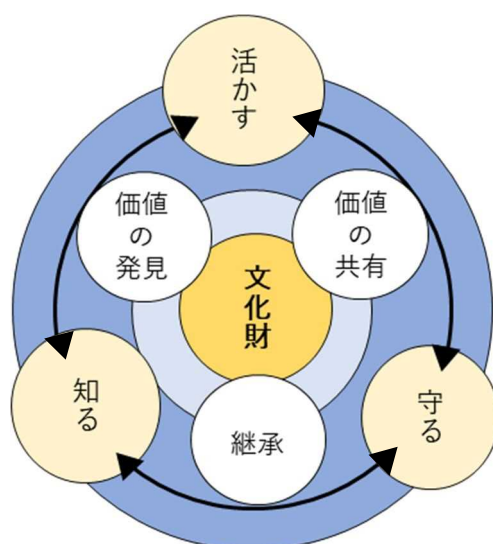


図 2-8 持続可能な文化財保護体制のサイクル

## (2) 方向性

### ①文化財を「知る」

文化財を活用することで地域主体に守っていくためには、当然、文化財そのものを「知る」ことが不可欠である。ここでいう「知る」というのは、文化財について指摘されている客観的な特質を理解することにとどまらず、その価値について主体的に発見することである。その結果、文化財の持つ潜在的な価値までも引き出すことが可能となる。

そのためには、文化財についての情報だけでなくその背景にある風土や生活、歴史などを併せて伝えることが不可欠である。未指定文化財を含めた構成文化財を連携し、面として伝える日本遺産のストーリーは、その一助となると考える。現在の風土や生活と地続きであることを知ることで、文化財が身近なものとなり、自分にとっての価値の発見につながっていく。

主体的な発見のためには、文化財に触れる活動を通じて「知る」ということが重要で



ある。身近にある文化財を題材とした絵画コンクールやフォトコンテスト、ウォーキングラリーや、周遊ツアーなどが各地で行われているが、こうした活動を通じて文化財を「知る」取組は、参加者の主体的・対話的で深い学びを実現する契機として有効である。また、各教科での学習を実社会での問題発見やその解決に活かすための教科横断的な教育であるSTEAM教育は有効な学習方法となる。様々な教育活動の中で地域の文化財や歴史に触



文化財を撮影する子どもたち

れることで、自ら文化財の価値とその在り方を発見することにつながっていく。そのためには、文化財について正確な情報を提供することに加え、地域の人々がどのように文化財を活かし、守ってきたのかという、関わりに触れられるように設計するとよいだろう。さらに、文化観光法で位置づけられた文化観光拠点施設は、文化についての理解を深めることに資する解説・紹介を行うことが条件付けされていることから、文化観光拠点施設も、文化財を「知る」上で重要な役割を果たすことが期待される。

文化財を「知る」というのは、自分にとって特別な価値を発見することであり、また同時に、地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知ることでもある。多様な人にとっての多様な価値を「知る」ことが、文化財を「守る」という意識の醸成とともに未指定文化財の発見にもつながっていくと考える。

## ②文化財を「活かす」

文化財を守っていくには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要であり、そのためには、文化財を「活かす」取組を通じて地域活性化を図っていく必要がある。

地域活性化とは、産業振興や新しいなりわいの創出、まちづくりや生活環境の向上、教育の充実、定住人口や交流人口の増加などを目指した活動である。具体的には、伝統技法を使って現代的な商品開発を行ったり、当初の役割・技能を失った文化財としての建築物や空間を別の用途に活用したりすることで観光産業等の魅力づくりへと活用することができる。また、公共交通の充実を図って住みやすいまちづくりを推進したり、伝統芸能などを組み込んだ独自の教育を実施したりすることもできと思われる。このように、文化財は様々なかたちで地域活性化へと活用できる。

こうした活用と保存は、表裏一体の関係である。文化財を活用することによって、より多くの人々が文化財を「知る」機会ともなり、地域が主体となった管理体制を確保することができる。また活用に伴う資金を得ることもできる。さらに、まちづくり等に寄与することで、保存に対する財政支出への理解が得やすくなり、クラウドファンディングや寄付も集まりやすくなると考える。活用によって文化財の価値を消費・毀損するのではなく、文化財を「守る」活動につながる活用を行っていくことが重要である。

こうした活動は当然、一つの市町村の単位で完結するものではない。地域が連携して課題に取り組むことが重要である。例えば、周遊ツアーのように地域を飛び越えて文化財を見て回ることで、交流人口が増加し、地域活性化への足がかりとすることができる。文化財活用や地域活性化について同じような課題を共有している地域同士が、地域間交流を通して、一地域では解決できない課題に取り組んだり、さらなる文化財活用を推進したりすることが重要である。

こうして活性化した地域からは、地域住民により新たな文化財の価値が見出され、さらには新たな文化が創造されていくと考える。文化財の活用は、将来の新しい文化財の発見と創出につながる活動でもある。

### ③文化財を「守る」

地域住民が参画し、地域が主体となって文化財を「守る」ためには、文化財の維持管理・修復に地域住民を巻き込むことが重要である。例えば、竹田市では市民に愛される国史跡岡城跡を維持するため、毎年10月第2土曜日に市民等約300人が参加して清掃作業を行う「岡城清掃の日」を昭和55年から継続している。また、文化財を守るための団体を組織しての保全活動が行われている地域もあるが、組織的な取組により持続可能な文化財保護が可能になっている。こうした取組を進めるためにも、地域が主体となって進める文化財保護の活動への支援が必要となる。



岡城清掃の日

大分県教育委員会が進めている「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージ(2021)においても「地域とともにある学校」への転換が図られつつあり、その理念は、地域が主体となって進める文化財保護に通じるものである。実際、県立玖珠美山高校における正調山路踊りや、宇佐市立和間小学校での道行き囃子の練習や発表、さらに各地区にある文化財愛護少年団による地域の文化財の清掃活動や民俗芸能の継承など、地域の学校における地域の伝統文化や歴史の学習は、子どもたちの郷土愛を育むとともに、文化財の担い手の育成に重要な役割を果たしてきている。

また、文化財を守る上で高度な専門性が必要な分野については、正しい保存知識、技術についての情報発信が求められる。近年盛んに行われている文化財の修復現場公開や資料館のバックヤードツアーは、文化財を適切に保存し、その価値を維持するための仕組みを周知する機会となっている。①にあげた、間口の広い「知る」機会の提供、②にあげた、人々の興味・関心を引く「活かす」取組の先に、こうした文化財の奥深さに触れる機会を提供することで、将来の文化財保護の後継者・担い手を育成することが可能となる。持続可能な文化財保護は、地域住民のみならず、将来の保護の主体となりうる若者、さらには地域外の人を巻き込むための情報発信が不可欠である。

こうした情報発信として、昔から地域の「知」の拠点であった学校は、子どもから大人まで幅広い世代が集う場所でもあるため、地域の歴史や伝統について情報発信する一つの拠点ともなる。さらに、ふるさと納税やクラウドファンディングなど新しい資金調達の方法が注目される。これは資金調達にとどまらず、文化財保護活動を広く知らせ、関わる人を増やす取組として有効である。古来、勧進などの仕組みは、こうしたクラウドファンディングの原型ともいえるものであった。文化財を「守る」という取組は、文化財と多くの人々を取り結ぶ契機として活用すべきものなのである。

## ＜第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置＞

### 第1節 調査・指定に関する取組

#### (1) 大分県における文化財保護制度と文化財調査

現在の大分県の文化財保護行政の基礎は、昭和20年代から整えられていった。昭和25年の保護法の制定を受けて、昭和26年8月17日に保護条例が制定され、同年11月には18名の大分県文化財調査委員（現大分県文化財保護審議会委員）が任命され、現在につながる県指定文化財の指定制度がスタートした。

昭和27年10月に発刊された『大分県史料第3巻』から始まる大分県史料刊行会の『大分県史料』の刊行は、昭和49年に大分県教育委員会が刊行事業を引き継ぎ、昭和59年までに37巻が刊行された。戦後7年にして東京大学史料編纂所が『大日本史料』等の復刊を行なった時期に、本格的な地方資料集の調査・刊行をなしえ、以後30年にわたって継続できたことは全国的にも希有な事例である。

大分県教育委員会では、文化財調査委員が調査した文化財について、広く周知を図るため、『大分県文化財調査報告書』（平成17年から『大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書』としても刊行を開始）の刊行を始め、昭和28年に第1集が発行された。その後、県教育委員会が実施した調査を報告する内容にかわって現在まで200冊以上が刊行されている。これまで刊行されてきた報告書の多くは、埋蔵文化財の発掘調査報告書であるが、それ以外にも文化庁の補助を受けて実施した、「歴史の道調査報告書」「大分県の近代化遺産」「大分県の近代和風建築」「大分県の民俗芸能」「九州山地カモシカ特別調査報告書」「大分の中世城館」「大分の中世石造遺物」などもある。こうした調査が元となり「歴史の道百選」への選定や、国重要文化財白水溜池堰堤水利施設（竹田市）など文化財の指定につながった。また、日本遺産「鬼が仏になった里『くにさき』」の認定にも益した「六郷満山関係文化財総合調査」や「国東半島の修正鬼会」「国東塔の分布と特色」「大分県のシシ垣」などには大分県としての特徴を見ることができる。なお詳細は巻末の表の通りである。さらに、近年では、文化庁の委託事業として「国東半島六郷山寺院の名勝調査」を行い、その成果を受けて該当市で詳細調査が行われるなど、市町村と連携した調査も進んでいる。

歴史博物館では、これまで国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（平成28年から大分県荘園村落遺跡詳細分布調査に変更）、宇佐国東地域寺院関係歴史資料調査、六郷山寺院遺構確認調査、大分県仏教美術調査、大分県歴史資料調査を実施している。中でも荘園村落遺跡詳細分布調査は、昭和56年の開館時から実施されている荘園村落に関する考古・歴史・民俗・美術等の総合調査で、歴史博物館の調査研究事業の根幹をなしており、その後の国重要文化的景観田染荘小崎の農村景観の選定など、数多くの文化財指定は、調査研究のレガシーとなっている。歴史博物館が調査に基づき刊行した報告書等は巻末の表の通りである。

先哲史料館では、平成元年の大分県先哲叢書編さん事業の開始時から、県の歴史・文化を語る上で代表的な人物を「先哲」として位置付け、先哲に関する調査・研究の成果を『大分県先哲叢書』として刊行している。また、平成7年の先哲史料館開館時から始まった大分県記録史料調査事業では、県内を6つのブロックに分け、各地に所在する記録史料の調査・撮影を行い、大分県に関する記録史料の蓄積を図っており、『大分県史料』の伝統を今につなげている。現在調査を行った記録史料は巻末の表の通りである。

埋蔵文化財センターでは、国・県及び関係機関の開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施し、その発掘調査成果を報告書として刊行するとともに、西南戦争戦跡、古代・中世石造遺物、近世重要遺跡等、特定のテーマに係る重要遺跡の詳細分布調査を実施している。

さらに、市町村においても、近年では、中津市の中近世城館調査事業や豊後高田市の六郷満山寺院群詳細調査など、発掘調査以外に特定のテーマに絞った文化財調査が積極的に行なわれている。

第2章第2節で見てきた大分県の多彩な文化財の存在は、これまでの調査研究の成果であり、その継続は必須である。このため県教育委員会及び歴史博物館・先哲史料館・埋蔵文化財センターや県立美術館は、調査研究の中核としての機能を果たし、市町村や大学等の研究機関と連携し、これからも、地域に所在する文化財を把握し、その価値を見出すための調査を継続することで、文化財の保護を推進していく。

## (2) 文化財の指定に関する取組

様々な調査を経て発見された文化財について、その価値を守り後世へとつなげていくための方法の一つが文化財の指定制度である。

文化財の指定制度は、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存する」(保護法第4条第2項)にあるように、文化財という地域の宝の価値を、所有者だけでなく、地域住民や市町村民、県民、国民で共有することである。文化財の価値を県民が認めることで県指定文化財が誕生し、国民で認めることが国指定文化財の誕生となる。つまり、所有者の財産である文化財を県指定文化財あれば、県民全員で守るべきものとなる。そのため、保護法や条例によって現状変更の制限等の規制や、文化財の損壊行為等には罰則規定がある。また、文化財の価値を維持するための修理や整備に関しては、国・県・市町村からの補助を受けることができる。

県指定文化財の指定については、以下のような慎重な調査・審議を行う必要がある。

市町村教育委員会

↓ 候補物件 (市町村指定となって3年以上を経過=保護措置) の進達

県教育委員会 — 諮問 → 大分県文化財保護審議会 (調査の可否を協議)

↓ 委員による候補物件調査

県教育委員会 ← 答申 — 大分県文化財保護審議会 (指定の適否を協議)

↓ (保護審議会からの答申に基づいて協議)

新指定文化財の議決 → 県報告示=県指定文化財の誕生

専門家による調査と審議、教育委員会での議決を経て、所有者の財産である文化財が、県民共有の財産となる。そして県民がその価値を共有することになった文化財は、県民全員がその保存と活用に積極的に関わっていくこととなる。

今後も、県や市町村、その他の研究機関が地域の文化財について調査を進めることを通して、新たな価値を見だし、指定制度を通じて、その価値を守り後世へとつなげていく。



## 第2節 文化財の補助事業と今後の保存の在り方

### (1) 文化財に関する財政的支援

文化財を健全な状態に保ち、将来にわたって維持管理するためには、保存修理等に費用がかかり、所有者等に財政的負担がかかる。文化財の保存修理等は所有者等が自ら行うものであるが、多額の費用を要することとなるため、国や県・市町村が交付する補助金が利用できる。

補助金については、税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等で定められるところに従って公正かつ適正に使用する必要がある。また、補助事業については、個々の交付要綱に基づき実施するとともに、透明性のある契約方法及び予算執行が求められる。

#### ①国文化財関係補助制度の活用

国では、文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」を創設し、国史跡大友氏遺跡（大分市）や国史跡鬼ノ岩屋・実相寺古墳群（別府市）などの土地の公有化、史跡整備として、国史跡安国寺集落遺跡（国東市）では高床建物の再整備及び排水舗装工事などや国史跡長者屋敷官衙遺跡（中津市）で公園整備のための雨水排水工事や造成工事などを実施し、国宝臼杵磨崖仏（臼杵市）の着生生物除去や、国重要文化財大分県免ヶ平古墳出土品（宇佐市）の保存処理など文化財の修理・整備等への補助を行っている。さらに、観光庁と連携して、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに文化財等の観光資源としての魅力を向上させる事業等を展開しているところである。

例えば、令和2年度の補助事業としては、文化財に対して先進的・高次元な技術を利用した多言語解説の整備を補助する「文化財多言語解説整備事業」、ARやVR等の先端技術を活用して文化財の魅力を発信する取組を補助する「先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業」等がある。また、文化財の保存・活用による地域の文化振興や観光促進等を推進するため、市町村が文化財保存活用地域計画等を策定する経費に対して補助する「地域文化財総合活用推進事業」がある。

県においても、市町村等に対して国の実施する補助制度について情報提供等を行うことにより、文化財を活用した観光振興・地域活性化を図っていく。

#### ②県文化財関係補助制度の概要

県では、文化財の調査並びに保存及び活用を図るため、「大分県文化財保存事業費補助金交付要綱」を創設し、補助制度を設けている。

本要綱に基づき、文化財の保存修理等の事業について、所有者、管理団体、保持者、保持団体、保存団体、市町村等並びにその他文化財関係団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付している（※補助対象事業については、次頁の枠内の通りである）。また、毎年、市町村に対してヒアリングを実施するなど、補助事業内容を精査し、予算を効果的に運用するよう努めているところである。

今後は、「大分県文化財保存活用大綱」に基づき、市町村が作成する文化財保存活用地域計画や所有者が策定する保存活用計画など各種計画に基づいた計画的な補助事業の実施が期待される。

### 【補助対象事業】

- ①国指定の文化財等又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受けて実施する事業
- ②国庫補助金の交付を受けて実施する埋蔵文化財の緊急発掘調査及び出土遺物保存処理の事業、保存活用整備事業
- ③県指定の文化財等に係る調査、保存及び活用のための事業
- ④県指定の文化財等の災害復旧をするための事業
- ⑤大分県文化財保護審議会委員が国の指定等を受けることが期待されると認められた文化財、又は早期に国庫補助による整備等が必要な文化財の条件整備のための事業

〈注 上記枠内の補助対象事業については、令和2年度現在のものである。〉

### ③文化財関係補助制度以外の制度の活用

費用負担の軽減により保存修理等が困難な場合には、文化財関係以外の補助制度、民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用など、資金調達方法の幅を広げ、積極的に活用していくことが求められる。

#### ア. 地域活力づくり総合補助金

##### I 地域創生事業：地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取組支援

- ・補助率：市町村以外1/2以内（特認2/3） 市町村1/3以内等
- ・対象：活力づくりにつながる取組で振興局長が認めるもの
  - (i) 地域間交流、人材育成、文化振興、イベント開催等地域活性化につながる取組
  - (ii) 観光と地域づくりを一体として進めるツーリズムの振興につながる取組

##### II チャレンジ支援事業：事業実施前の調査研究や試行等を支援

- ・補助率：3/4以内
- ・対象：地域活力づくりに向けてあらかじめ行われる調査研究や試行等

(事例)

事業名	事業者	事業内容
「中津祇園」復興伝承事業	中津市祇園保存協議会	県指定無形民俗文化財「中津祇園」での豊後町祇園車及び影向楽の復興を通じて、市民の連帯感を醸成し、地域社会の活性化を図る。
豊後森機関庫公園整備事業	玖珠町	国の登録有形文化財である「豊後森機関庫・転車台」がある豊後森機関庫公園に、来園者が安心して見学できるように、転落防止柵や立入防止柵などの安全対策を行う。
「臼杵祇園祭」本町区山車修理事業	臼杵市	県無形民俗文化財指定の臼杵祇園保存継承のため、大破した山車の修復を行う。

#### イ. 民間団体等の助成金やクラウドファンディング等の活用

文化庁が文化財保護のための資金調達の方策とそのポイントをまとめた『文化財保護のための資金調達ハンドブック』を作成・公表している。掲載事例としては、指定寄附金制度・クラウドファンディング・助成団体からの支援・地域活性化ファンドからの投資・ふるさと納税・企業支援・PFI方式等がある。

## (2) 文化財の維持・管理

一般の工作物や建造物、土地が経年変化、自然災害、人的被害等様々な要因により劣化あるいは損傷してゆき、また動植物や自然景観が異常気象や開発行為等の要因により変化していくように、文化財もまた劣化や損傷が避けられないものである。文化財の状態を保ち、後世へと伝えて行くには、適切な維持管理が必要となる。ここでは、有形の文化財（木造建造物及び美術工芸品）、無形の文化財、記念物、屋外の文化財について、基本となる事項を記載する。

### ○有形の文化財（木造建造物）

木造建造物は、その維持・管理は自然環境を考慮しなければならない点に難しさがある。例えば、風雨にさらされる部分では木材の腐食（腐朽）が進行するリスクが高く、また日照による塗装の劣化・剥落は避けることができない。また、カビの発生や白蟻による被害も事例としては多く、気が付かないうちに損傷が進んでいるというケースもある。総じて、木造建造物の場合、経年劣化を避けられないものとして維持・管理を考えなければならない。そして、何より近年頻発している自然災害や火災による被害は、木造建造物の保全にとって直接的な危機となっている。このため、定期的な巡視や写真撮影によって文化財の状態把握に努めることが重要である。万が一自然災害や火災等によって文化財が被災した場合、写真は復旧における重要な資料となる。

さらに、文化財を健全な状態に維持しておくには定期的な修理が必要となる。文化庁では、破損状況に応じた保存修理の在り方として、日常管理における破損部分を補修する「小修理」、経年による破損を補修し、建造物としての機能を維持するための「維持修理」、建造物を解体して各部材の補修を行い、健全な状態に回復させる大規模な「根本修理」を紹介しているが、これらの保存修理を周期的に実施していくことが、適切な維持・管理につながっていく。

### ○有形の文化財（美術工芸品）

美術工芸品は、紙、布、木、石、土、金属等の素材を加工し、組み合わせてつくられるものである。これらの中には素材自体が脆く、50年から100年で自然と劣化していくものも多い。また、自然災害や虫、カビ、小動物による被害、放火や悪戯等による人的被害により、文化財が大きく損傷し、または失われてしまうこともある。今日伝わっている有形の文化財は、先人が大切に保管し、また適切な時期に修理を施すことによって伝えられてきたものである。

文化財の維持管理方法については、素材や形状よって異なるところも多い。ここでは、主に動産の美術工芸品及び民俗文化財について述べる。各素材における理想的な環境は、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（平成8年7月12日文化庁長官裁定、平成30年1月29日改訂）に記されるが、概ね下記のような環境である。

#### 《理想的環境》

- 温度設定約 22℃
- 湿度設定 55%±5%（金工品 50%以下、漆工品は高めに設定）
- 空気の循環
- 光線の遮断
- 防虫対策
- 気密性が高く、文化財に悪影響を与えない素材でつくられた収納容器

このような環境が理想ではあるが、これらの要件を備えるには専門の収蔵設備を建設する必要があり、地区や個人では経済的負担が大きい。また、収蔵設備は建設段階から所有者、地方公共団体関係者、有識者、建設業者等と綿密な協議を行い、建設後も最適な環境を維持するべく常にメンテナンスを行う必要があり、相応の負担が生じることとなる。専用の収蔵設備がなくとも、理想的環境に近い保存環境を整えることで、無理なく文化財を維持管理することが可能となろう。上記理想的環境をもとに、文化財にとって快適な環境を書き出すと以下ようになる。

《文化財にとって快適な環境》

- |            |               |
|------------|---------------|
| ○温湿度変化が少ない | ○良好な風通し       |
| ○直射日光を避ける  | ○虫や小動物が侵入しにくい |

寺院の本堂や、地区のお堂などは、概ね上記の要件を満たしていると考えられる。周囲に自然が多いところでは虫や小動物の侵入を完全に避けることは難しいが、仏像の周りを掃除する、気候のよい時期に掛軸をかけるなど、無理のない範囲で清掃や虫除け作業を行う事で、良好な状態を保つことが出来る。こうした環境要件を、所有者に伝えていくことも今後の大きな課題である。現在少子高齢化、過疎化により地区の人口が減少し、こうした日常の維持管理がままならない地区が増加している。どうしても地区で維持していくことが困難な場合は、市町村や県の博物館施設に預けるということもある。そのような場合、まずは地区で博物館施設に預けることの総意がとれているかを確認し、各施設において収蔵庫容量を見極めつつ、可能な限り対応していくことが望まれる。

#### ○無形の文化財

無形文化財や無形民俗文化財、選定保存技術といった無形の文化財は、有形のように明確な形があるものではないため、維持のための措置がとりにくい。人が持つ技術や、地区の中で脈々と伝えられてきた習慣や祭礼等、時代の移り変わりによる人々の生活の変遷とともに緩やかに変化していくものであるため、有形のように明確な枠を定め固定的に管理するという考えが、そぐわない分野でもある。

そのように変化しつつ受け継がれる文化財においては、「記録保存」という措置が重要になる。特に無形民俗文化財については、昭和 25 年（1950）の文化財保護法では規定されておらず、昭和 29 年（1954）の第 1 次改正において記録選択制度が創設されたことが、保護制度の始まりであり、（昭和 29 年 12 月 25 日、文化財保護委員会告示第 59 号）指定制度が設けられたのは昭和 50 年（1975）の第 2 次改正時である。当初から、記録を作成することで今ある姿を残すことが重視されたのである。

記録作成の際は、無形の文化財に係る準備、本番、片付け等の文化財そのものの情報はもちろん、必要人数、実施される日程や場所、必要な用具、文化財に関わる文献資料、過去に起こった変化とその理由、その他伝統的に決められている要件や作法等あらゆる情報を文字記録と映像記録で残しておく必要がある。こうした記録は、無形の文化財にとって一つの基準ともなり得るもので、この記録を根拠に文化財の価値に影響を及ぼすような急激な変化を回避することも可能となると思われる。

#### ○記念物

史跡、名勝、天然記念物といった記念物の維持・管理については、所有者や管理者等による日常の見回りや、毀損の早期把握が重要である。小さな変化に気付くことで、応



急措置を行うことができる。また、支障木や危険木の処理や庭園内の清掃等については、見学者や来訪者の観点から、定期的に行うことが望ましい。しかし、所有者や管理者の見回りが困難な場合は、文化財保護指導員による定期的な見回りを依頼することが望ましい。天然記念物に関しては、動植物など生息環境の変化によっては文化財そのものが失われてしまうこともあり、定期的な状況把握が重要である。

#### ○屋外の文化財

屋外にある磨崖仏や石橋等の不動産文化財や、五輪塔や宝篋印塔等の石塔等の動産文化財は日射や雨風等の影響を強く受ける。また、地下水や植物の影響を受ける場合もある。

日常の維持管理としては、まず、温度・湿度や地下水位等の観測や周辺の植生状況等、周辺の環境を把握することが必要となる。直射日光や雨水等から文化財を守るためには覆屋を設置する、風通しが悪い場合は樹木を伐採するなど処置を検討することができる。着生生物やシダ・ツタ類等の植物が文化財表面に繁茂している場合は、無理やり除去すると文化財を破損させる可能性が高いため、専門家に処理を依頼する必要がある。また、下草の処理については、見学者や来訪者の観点から、定期的に行うことが望ましい。

さらに、文化財を健全な状態に維持しておくには定期的なモニタリングが重要となる。モニタリングを実施することで、文化財の状態を把握することができ、常に健全な状態と比較することができるため、適切な維持・管理につながっていく。

### (3) 文化財の修理・整備

文化財の修理・整備には、「文化財そのものの修理」と「文化財の周辺環境を整えるための整備」がある。適切な修理・整備を行うことで、確実に後世へ継承し、文化財の保護に関する取組を意義あるものとするができる。ここでは、有形の文化財（木造建造物及び美術工芸品）、無形の文化財、記念物、屋外の文化財について、基本となる事項を記載する。

#### ○有形の文化財（木造建造物）

大分県の木造建造物は、国宝宇佐神宮本殿（宇佐市）や国宝富貴寺大堂（豊後高田市）などの神社・寺院の建物、国重要文化財行徳家住宅（日田市）や後藤家住宅（大分市）などの個人家屋が多くを占めている。これらは、いわば「現用」の文化財であり、適切な日常管理と周期的な保存修理が不可欠となる。さらに、修理に当たっては、文化財としての価値を損なわないよう、専門的な知識のほか、技術・技能や適切な修理材が必要となる。このため、とくに国重要文化財建造物の修理の場合は、文化庁の承認を受けた主任技術者による設計監理が行われている。国指定以外の建造物の場合でも、文化財建造物の修理実績を持つ技術者が適切な修理を行うことが求められる。

また、修理前や修理中に実施される調査では、建造物自体からさまざまな知見が得られることが多いが、これらは同時代のほかの建造物等の修理時に貴重な資料ともなる。もとより、古文書等の関連資料も大切であるが、修理中の建造物からは、修理時にしか分からない貴重な情報も多く、これらを正確に記録しておくことが必要である。

木造建造物の場合、近年頻発する自然災害への対策や、防火対策は不可欠である。自然災害への対策の一つとして、現在では地盤調査や耐震診断が行われるようになってお

り、その結果を踏まえた補強工事が実施される。また、防火対策としては、自動火災報知器、消防設備、避雷設備など防災施設の設置が推進されている。また、周辺樹木が倒れて文化財を傷付けないようにする措置や、崖崩れによる被害を防ぐための対策など、周辺環境の整備も進められている。

以上のように、現在の木造建造物の修理内容は多岐にわたっており、このため工期の長期化や、費用の増加といった大きな課題がある。また、とくに神社や寺院のような大規模建造物における防災施設は、設備後の運用が課題であり、所有者側の日常的な訓練による施設・設備の習熟が必要となる。また、伝統的建造物群保存地区内の建造物では、周辺住民や消防団との協力関係の構築が不可欠となる。

#### ○有形の文化財（美術工芸品）

文化財が何らかの原因で損傷した場合、あるいは経年によって素材が劣化した場合、これに損傷や劣化が進行しないように修理を施す必要がある。損傷や劣化が進行した文化財は不安定な状態であり、少しの衝撃で大きく損壊してしまうこともある。このような状態になると、日常の管理も難しくなるため、安定した状態を取り戻すために修理が行われるのである。ただし、修理の際には仏像を解体したり、掛軸を分解したりと、文化財自体にも大きな負担がかかる。そのため、過度な修理や短期間で修理を繰り返すことは、かえって文化財の劣化促進に繋がる。また、文化財には文化財として適切な修理方法があり、不適切な修理はやはり劣化や損傷の原因となる。

現在の文化財修理の原則は「現状維持修理」である。これは、文化財の今ある姿を維持することで文化財としての価値を保ち、それ以上損傷や劣化が進行しないよう安定した状態にする修理である。指定文化財であれば、原則として指定された時の姿から変更しないようにするということである。例えば、もともと腕が欠失している仏像であれば、腕が欠失した状態で安定させるのである。過去に不適切な修理が行われている箇所があった場合は、その部分を除去し、修正する。これは、制作当初の姿を尊重し、制作当初の素材を可能な限り残していくという方針に基づいている。

また、文化財に用いられる素材の耐用年数から、理想的な環境下で保存されている文化財も50年から100年程度で再修理が求められる。そのため、修理を行う際には再修理が行われることを前提として、使用する材料や工法を選択する必要がある。

文化財修理において特に問題となるのが補作である。補作とは、欠失している部材を補うことであるが、構造補強のためにやむを得ない場合を除き、行わないことが原則である。特に仏像においては、欠失した腕を復元する、欠けた指先や鼻を補うなど、補作を希望される事例が多い。補作が信仰対象として相応しい姿にするために求められることもある。根拠の薄い補作は時に文化財としての価値を大きく損ねることとなりかねず、補作に際しては特に慎重に協議を重ね、当該文化財に関わる全ての人が納得できるような修理を行うことが求められる。

このように、文化財修理にはその方針を定めるに当たっての留意点が多い。修理の際には所有者のみでなく、地方公共団体関係者や有識者、修理業者等の関係者がしっかりと協議し、状況を確認しながら進めていくことが大切である。現状、文化財修理の意義が広く一般に認知されているとは言い難く、今後の周知が大きな課題といえる。

#### ○無形の文化財

無形の文化財そのものを修理・整備することは困難であるが、無形を成り立たせる有

形の用具や伝統的に無形の公開会場となってきた施設を修理することで、無形の文化財の継承に資することができる。無形を成り立たせる用具の修理においては、復元新調という考え方がとられる。無形の用具は現役で使用するものであり、現行の用具を修理してそのまま用いるのでは、支障が出る可能性が高い。そのため、伝統的に用いられてきた用具と同等の材料、寸法、仕上がりで復元的に新調するという手法がとられる。

復元新調の際は、無形の文化財保存団体のみでなく、地方公共団体関係者や有識者、修理業者等の関係者が協議しつつ方向性を定め、状況を確認しながら進めていくことが大切である。有形文化財の修理同様、原則として伝統的な用具の姿からの変更は認められない。変更する必要がある場合は、関係者間で協議を重ね、妥当な変更かどうか判断する必要がある。特に、今日では再現不可能な技法を用いて、あるいは手に入らない材料を用いて製作された用具の場合、代替としてどのような技法や材料をとるべきか、慎重な議論が求められる。

### ○記念物

記念物の修理・整備については、保存活用計画（保存管理計画）又は、保存整備計画を策定し、文化財の価値を損なわないように、周期的・計画的に行うことが望ましい。その際、現状維持する修理を原則に、有識者等の専門家の協力を得ながら、慎重に調査し、修理方針を検討する必要がある。史跡については、地震や豪雨などの自然災害により、石垣の崩落や法面の崩壊が増加している。一方、中近世城館調査などの悉皆調査により、多くの遺跡の価値が明らかになってきたが、遺跡の史跡指定がまだ十分ではないため、保存整備に着手できないところが多い。史跡の活用については、地下に遺構が遺存している場合があり、見えないものを見せるための工夫が必要となる。名勝については、自然名勝は自然災害に伴う法面の崩落や河川の氾濫等が近年増加傾向にある。また、人文的名勝では清掃や除草、剪定といった日常的な維持管理や、視点場の整備が問題となっている。天然記念物についてはカモシカ等自然保護部局、農水部局等の様々な部局にまたがるものもあるので、関係部局と連携を図り、生息環境を豊かにしていくことが望まれる。

### ○屋外の文化財

屋外文化財の修理・整備は、「文化財そのものの修理」と「文化財の周辺環境を整えるための整備」がある。前者は、劣化や損傷を修復し、安定した状態へと戻すことである。例えば、石材に繁茂する着生生物類を除去したり、傾いた石塔を据え直したりすることである。大分県では、国宝臼杵磨崖仏で平成12～22年度にかけて、臼杵市と東京文化財研究所が共同研究を行い、紫外線が着生生物類の除去に有効であることを明らかにした。平成23年度からは、毎年国庫補助事業にて紫外線照射による着生生物類除去事業を実施している。



紫外線照射装置を用いた着生生物類の除去

石垣については、孕みや緩みが大きくなった際に解体修理を行うことになる。大がかりな修理となるため、測量データを蓄積し、活用できる準備を事前に行っておく必要がある。また、後者の文化財の周辺環境を整えるための整備には、文化財を保護するための覆屋の建設や改修や、周辺樹木の伐採等が挙げられる。覆屋の設置及び改修により、文化財を直射日光や風雨から守ることができる。ただし、屋根が付くことで

文化財の見え方が大きく変わることがあるため、事前に調査を実施する必要がある。なお、覆屋建設が困難な文化財については、定期的にモニタリングを実施し、今後の整備に向けたデータの収集に努める必要がある。

### 第3節 文化財の活用

#### (1) 文化財活用の在り方の変化

昭和25年の保護法の制定当初、文化財の活用は、所有者や博物館等による【公開による活用】が想定されていた。しかしながら、平成6年7月15日文化財保護特別委員会の「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について―報告―」で、「まちづくり・むらおこしに文化財を活用しようとする動きも高まっている」と指摘されているように、「公開」以外の活用が徐々にではあるが進み、平成13年11月16日文化審議会文化財分科会企画調査会の「文化財の保存・活用の新たな展開―文化遺産を未来へ生かすために―（審議の報告）」では、「文化財をそのまま見せるだけでなく、必要な解説を加えるなどの配慮をきめ細かく行なうこと」や「地方公共団体が主体となって文化財を活用した地域づくりを積極的に推進すること」など、文化財の公開方法への工夫や、地方公共団体が主体的に関わることを要求されるようになってきた。その後、文化財の活用による経済的価値の創出（平成19年10月「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」）や同年の「歴史文化基本構想」、翌20年の「地域における歴史的風致の維持及び向上」などを通じて、現在の社会経済情勢や地域の現況等を踏まえた上で文化財に今日的な意義と機能を付加する【文化財の地域振興への活用】が盛んとなり、文化芸術資源・観光資源として文化財の資源化が促進され、平成27年の「日本遺産」の認定開始となった。日本遺産の認定によって、これまで文化財の単体での保護が中心であったものが、面としての保存体制、そして活用への動きが構築されるとともに、シリアル型での日本遺産の認定によって、文化財を介した地域間連携が促進される契機ともなった。

文化財の地域振興への活用としては、文化財での結婚式や音楽会・食事会などが開催される「ユニークベニュー」があり、文化財をステージとして行われる催事への参加を通して、人々が文化財に触れるきっかけとなり、文化財の価値を損なうことなく、文化財に新たな機能や価値が付加されていくことになった。さらに、最近では、古民家等をホテルとしてリノベーションするのではなく、当時の生活スタイルで宿泊体験等ができる施設として活用する「リビングヒストリー」も活用の方法として広がりつつある。そのためには、文化財指定時に指定理由を公示して、その文化財としての価値を定め、保存修理の段階で文化財価値の向上を目指す「保存」の在り方と、文化財の整備段階で文化財価値の社会意義を伝達して普及する「活用」の在り方の両輪が整うことが必要となる。文化財にとって「保存」と「活用」がより良くあるためには、人々がその文化財が持つ価値を共有することが重要である。



2019年度日本博  
「NOBODY KNOWS  
豊後高田市公演」  
(提供：豊後高田市教育委員会)



## (2) 大分県で実施してきた文化財活用の取組

大分県では、これまで文化財の活用として、平成 22～24 年度で「文化財の戦略的保存・活用推進事業」を実施した。この事業は、県が中心となって文化財の集中整備と修復現場公開による観光的価値の向上をねらったものであり、国宝宇佐神宮本殿の修復や国史跡岡城跡の石垣修理などの様子を一般公開した。この結果、これまで着目されなかった文化財の修復課程が一般に公開されることによって、人々の文化財への興味関心が高まる契機にもなった。

さらに平成 25～27 年度で「地域の文化財魅力度アップ事業」を実施した。この事業では、市町村が観光振興の観点で文化財を保存・活用するためのアクションプランを策定し、計画に基づいた文化財の集中整備と魅力発信を行うことで、個々の文化財の魅力度アップを目指した。県が主体となった先の「文化財の戦略的保存・活用推進事業」に対して、今回は、市町村が主体的に域内の文化財を個々にではなく面として把握して、その価値を広く発信することにより、市町村と地域住民が地域の文化財を再認識することにもつながった。また、アクションプラン内に「郷土愛の醸成」項目を設けたことにより、副読本の作成や出前授業等によって学校教育と文化財の連携が強まり、教育資源としての文化財の活用が始まった。豊後高田市では六郷山寺院群の把握につとめ、事業終了後も、調査をもとに国指定昇格を目指しており、また臼杵市では副読本「ルート 18」を基本とした文化財見学順路整備や学校教育教材としての文化財活用が進められることによって、ふるさとへの理解と郷土愛の醸成が育まれている。

そして、平成 28～30 年度で「日本遺産認定推進事業」を実施した。この事業は平成 27 年から始まった「日本遺産」を目指す市町村を支援する取組で、県が委嘱した文化財や観光の専門家で組織された大分県日本遺産推進協議会で、日本遺産認定に向けた市町村の独自性のあるストーリーの作成を協議し、認定されたストーリーを彩る文化財の整備を支援する事業を展開した。この結果、「地域の文化財魅力度アップ事業」で域内の文化財を面として把握してきた市町村が、「耶馬溪」や「修正鬼会」など複数の市町村に渡る文化財を、一つのストーリーにまとめていくことで互いに連携することとなり、市町村を繋ぎ互いに文化財を介した送客の流れが出来るようになってきた。さらに、認定を目指す過程で、市町村と地域住民の間で地域の文化財を活かすことで地域を活性化したいという共通目標が誕生し、そこに文化庁からの日本遺産コーディネーター等の支援を受けることで、地域の中に文化財を活かして守っていくための自主的な団体も誕生することになった。

## (3) これからの文化財活用

国名勝耶馬溪では、日本遺産「やばけい遊覧」に認定され複数回のワークショップを開催したことで、地域の文化財を再確認し、その活用を通して地域を活性化する取組が盛んとなり、明治中期に建てられた耶馬溪町平田地区の国登録有形文化財の平田家住宅主屋 新座敷の保全・活用を図る「平田邸活用推進協議会」が発足した。まず地元有志等によって構成された協議会は、広く会員を募って会費や特別公開等のイベント参加費などで資金を集めて維持保全活動を展開している。地域住民が、中津市の専門職員から文化財と



平田邸活用推進協議会

しての価値を学び、自ら「平田家住宅」を地域の資産として捉え、守り継ごうとする素晴らしい取組は、これからの文化財の保存と活用の在り方を示してくれている。

同様な公民連携の取組では、豊後高田市・国東市の日本遺産「鬼が仏になった里『くにさき』」でも、市と六郷満山会と観光協会が連携して、六郷満山の霊場を巡る際に、新たに「鬼朱印」を作成して、誘客を促進した事例や、協力店舗で「おにぎり」を食べると、くにさきの「鬼」に関する情報発信などチャレンジ事業のために、1円寄附されるという新しい「おにぎりクラウドファンディング」の取組が進められている。

また、「ふるさと納税」における寄付金使途について、文化財保護を指定する方法もある。国東市では、平成29年度にふるさと納税で寄せられた寄付金によって「安国寺集落遺跡公園・弥生のムラ古代住居等修復事業」を行った。寄付金の使途として「まちづくり一生活の基盤整備・環境保全・伝統文化の保存継承、市民活動の支援」のメニューを用意し、自然環境・文化財の保護、歴史文化の継承、街並み整備や市民活動の支援など、国東市のまちづくり事業に充てることができるようにしている。これにより、寄付する人と国東市の文化や自然環境との接点を生み出すことができる。さらに、ふるさと納税に伴う返礼品を用意する企業にとっても、返礼品によって集まった寄付金が文化財保護など具体的な活動に寄与することはCSR（企業の社会的責任）の観点からも重要である。ふるさと納税を通じて、寄付する人と返礼品を用意する民間企業に対して、地域の文化や自然に触れるきっかけをつくることのできるのである。

さらに宇佐国東半島を巡る会も、文化庁の多言語解説事業の補助金を得て「国東半島文化財WEBコンテンツ整備事業」を通して、国宝宇佐神宮本殿や国史跡安国寺集落遺跡、国選択無形民俗文化財岩倉社ケベス祭りなどのQR看板整備やウェブページの制作をすすめており、インバウンド対策として広域連携を図り国東半島内の文化財の魅力を伝えるコンテンツの作成を通して、文化財を活用した観光促進を強く推し訪日外国人の更なる増加を目指している。

これからの文化財の活用は、文化財の価値を共有した地域住民が、行政や各種団体と連携して、その価値の普及に努めることで文化財を地域資源として活用し、地域を賑わすという好循環を生み出すことが重要となっていく。

また、文化財保護のキーパーソンとして、児童・生徒を忘れてはならない。学習指導要領でも「伝統や文化に関する教育の充実」が謳われており、県内の主要な文化財を知ることは、児童・生徒の郷土愛を育み、文化財の後継者を育成し、地域に賑わいをもたらすことにつながる。実際に、日本遺産「近世日本の教育遺産群」の日田で誕生した「咸宜園子どもガイド」や、国史跡大友氏遺跡の「FUNAIジュニアガイド」の児童・生徒は、地域への理解を深め、自らの視点で地域の文化財の魅力を語ることで、情報発信とともに郷土愛を醸成している。また、「やばけい遊覧」や「鬼が仏になった里『くにさき』」でも、地域の高校生がワークショップ等に参画することで、地域の文化財の魅力を再確認して、独自看板の制作や食品開発など、文化財を核とした観光・地域振興に益する取組を展開している。まさに文化財を教育資源として活用することの意義を示してくれている。児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現のためにも域内の宝である文化財の活用が求められる。

そのため、県としては、指定時に文化財の価値を定め、修理や整備への支援を通して文化財価値の維持向上を図り、学校教育との連携や、ワークショップの開催を通して文化財価値の社会意義を伝達して普及することで、地域と一体となって文化財の「保存」

と「活用」を進めていく。教育資源を始めとする様々な地域資源として文化財を「活用」することを通して持続可能な「保護」体制の確立を目指していく。

#### (4) 情報発信と公開の取組

文化財の価値や魅力を幅広く共有し、持続的な保存と活用を実現するため、有効な情報発信は不可欠となる。第2章第4節でもふれたように、幅広い世代が集う「知」の拠点でもある学校は、地域の歴史や文化財に関する情報を発信できる格好の拠点でもある。そのため、各市町村の文化財保護行政担当課や県関係施設も、そこに赴き、地域の歴史や文化財について、講座や出張展示などの様々な方法での情報発信に取り組んでいる。さらに、学校以外においても様々な場で歴史や文化財に関する情報発信を進めている。また、コロナ禍の現在にあっては、何時でも、誰でも、何所からでも文化財に触れる機会を創出する必要が生じており、そのためには文化財の情報をデジタル化して、それを発信することで、バーチャルではあるが文化財に触れることができるよう、文化財のデジタル化と積極的な情報発信を進めていくことが求められている。

現在、国・県指定・選定等の文化財は、県文化課ホームページ上で一覧できるとともに、新指定・選定文化財についても公開している。なお、ほとんどの市町村でも、ホームページ上で市町村指定文化財を公開しており一覧が可能である。また、文化庁文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）の補助を受けて創設された「おおいた遺産」では、指定・未指定を問わず公募した「未来に残したい大分」の「遺産」120件について、「石の文化」、「遺跡・城址」、「神社・仏閣」、「建物・旧居」、「産業・産業遺構」、「伝統芸能・祭り」、「伝統工芸」、「食」、「自然」、「町並み」、「温泉」、「民俗」など、14のカテゴリーに区分し、サイトやスマートフォンアプリから情報を見ることができる。

また、竹田市では平成31年度からAR等の先端技術を用いた国史跡岡城跡の魅力発信にも取り組んでおり、城にあった天守閣・大手門・西の丸御殿等を調査研究に基づき3DCGで復元し、現地の風景に合成した様子が閲覧できるアプリや、3DCG復元建物を竹田市歴史文化館の岡城ガイダンスセンター内の岡城ジオラマに投影できるアプリを公開している。さらに、観光客が撮影した岡城風景を投稿できる参加型デジタルマップ（60インチ大型タッチパネル）を、岡城二の丸の便益施設内に配備することで、観光客が能動的に岡城を楽しめる取組も展開している。同様の3DCG復元建物のアプリでの公開は、臼杵市の国史跡下藤キリシタン墓地や大分市の国史跡大友氏遺跡等でも行っており、新しい技術の活用による、これからの文化財公開の一つの在り方を示してくれている。

さらに、県内で行われている史跡整備では、調査や整備の進捗に応じて情報発信を行っている例もある。国史跡長者屋敷官衙遺跡（中津市）では、史跡整備のために行う発掘調査を計画的に行っており、そこでの調査成果をリーフレット等にまとめ、現地説明会、現場公開を行っている。リーフレットには子ども向けのものもあり、難しいと敬遠されがちな埋蔵文化財の理解のため、創意工夫が行われている。史跡整備には今後の活用を含め地域住民の理解や協力が不可欠であり、整備後も見据えて、積極的な情報発信が求められている。

また、保護法制定当初から文化財活用的手段とされてきた公開については、博物館や美術館等における展示が重要な役割を果た



国史跡長者屋敷官衙遺跡のリーフレット

している。リアルな文化財を目の当たりにできる展示は、バーチャルでは味わうことのできない風合いを見ることができる。さらに、博物館等の専門職員の調査研究に基づいて開催される企画展示等では、なかなか見ることのできない県外の文化財等を鑑賞できる機会でもあり、県民が身近な文化財について再認識する契機ともなる。

以上、文化財そのものの情報発信や公開が行われるためには、文化財に関する調査研究が、その前提として存在している。第3章第1節(2)で触れたように、これまで県内では多くの調査報告書が刊行されてきている。これらの報告書は県立図書館や市町村立図書館、博物館や大学等の研究機関、行政機関等に配布され一般に閲覧することが可能である。しかしながら、調査報告書の紙媒体での印刷部数は限られており、広く国民に周知公開するには限界があったが、埋蔵文化財の調査報告書に関しては、平成27年度から独立行政法人文化財機構奈良文化財研究所が整備した「全国遺跡報告総覧」<sup>※i</sup>により報告書のデジタルデータを公開することが可能となった。全国遺跡報告総覧には、大分県から報告書を刊行している県、16市町、別府大学が参加しており、118冊の埋蔵文化財の発掘調査報告書をPDF形式で閲覧、ダウンロードすることが可能である(令和3年2月1日現在)。この全国遺跡報告総覧事業は埋蔵文化財の情報発信、公開のためには重要であり、今後作成される発掘調査報告書は基より、過去に刊行した報告書についても随時公開されるよう取組む必要がある。さらに、全国遺跡報告総覧の多くは埋蔵文化財の調査報告書であるため、今後は、埋蔵文化財以外の調査研究報告書をPDF形式で閲覧、ダウンロードできる仕組み作りが必要となってくる。



「全国遺跡報告総覧」  
(全国遺跡報告総覧より引用)

#### 第4節 人材育成

地域の宝である文化財を守り、次世代へと引き継いでいくためには文化財に関係する人々の人材育成が重要な鍵となる。

文化財に関する人材育成には大きく2つが考えられる。まず一つは、文化財そのものを守り次世代へ引き継ぐ継承者の育成である。大分県の人口は昭和60年以降減少を続けており、少時高齢化や過疎化の進行によって、文化財の所有者の高齢化や、地域の無形民俗文化財の指導者や後継者の不足が大きな問題となっている。さらにもう一つの人材育成は、公的機関や研究機関等で文化財の保護を担う人材の育成である。文化財保護法の改正によって文化財の活用が唱えられている今にあって、文化財の価値を損なうことなく次世代に引き継ぐためには、継承者と併せて専門的知識を有する人材による文化財の適切な保存と活用が重要となってくる。

また、継承者や保護を担う人材育成において、学校教育や、地域において文化財の愛護活動や調査・研究に関わる団体等が果たす役割は大きい。本節にあっては、この2つの人材育成と、学校教育等との連携の在り方について記していく。

---

※i URL <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja>



## (1) 文化財の継承者の育成

文化財所有者の高齢化が進む中において、継承者の育成に必要なのは地域住民の協力である。そのため、文化財保護法が改正され、管理責任者の選任要件が改正されたのであり、保護法では、管理責任者に新たに文化財保存活用支援団体を選任することが認められた。つまり、高齢化する所有者のサポートとして文化財保存活用支援団体が選任される道を開いたのである。文化財保存活用支援団体が選任できれば、所有者の不安が取り除かれ、新しい継承者の誕生となる可能性もある。しかし、文化財保存活用支援団体の誕生と選任は簡単にはできない。そのためには、まず地域住民が地域にある文化財を知ることが重要で、地域の文化財を地域住民で守り伝えていこうという気運を高めていく必要がある。

大分県では、平成 24 年の九州北部豪雨で被災した中津市耶馬溪町平田地区の住民が、被災文化財の馬溪橋の保存か撤去を巡る議論のなかで、地域の文化財を守っていくという意識が培われ、さらにその地域の歴史と文化財を後世に伝えていこうとする気運が高まり、平田邸保存会が誕生し、耶馬溪の国の名勝指定に尽力した平田吉胤氏の邸宅や庭園の保存・活用に向けて精力的な動きを見せている。地域住民の協力こそが継承者の育成に必要な好事例となっている。

また、杵築市山香町の県無形民俗文化財立石楽は、地区の高齢化により平成 16 年以降、地区の指導の下で地元小学校が伝承することとなっていたが、平成 29 年には指導者の高齢化により小学校での伝承活動が終了し、一時途絶の危機にあった。しかし、かつて立石楽を小学校で学んだ高校生等が中心となって立石楽の指導をはじめ、それを地域住民が支援する形で立石楽継承活動応援隊が組織され、継承を続けている。中津市の県無形民俗文化財北原人形芝居では、保存会が顧問を務める三保小学校人形クラブが年 1 回の奉納を保存会とともに



立石楽の練習風景

行っている。人形クラブは昭和 44 年の設立で 50 年以上の歴史を持ち、保存会が活動を一時休止した際も奉納を続け、人形芝居の断絶を防いだ。これらは、子どもたちも含め、地域全体で民俗芸能を守る取組の一例である。令和元年度、指定・未指定を問わず県内の無形民俗文化財の保存会にアンケート調査を実施したところ、373 団体のうち学校と連携している団体が 53 団体あることが分かった。立石楽の復興が小学校で学んだことの体験からなったこと、北原人形芝居断絶の危機が小学校のクラブ活動により免れたことを考えれば、文化財の継承者の育成において学校教育の果たす役割は大きい。

継承者の育成には、地域住民が地域にある文化財を知って、地域社会での協力体制と学校教育との連携が重要となってくるのであり、県は、地域の宝である文化財を、いつでも、誰でも、どこからでも学べるデジタル図鑑などのシステム構築や、リアルに地域の文化財を体感できるウォーキングコースの作成などを通じて、地域住民が地域の文化財を探究することをサポートするとともに、子どもたちの郷土愛の醸成に資することで継承者の育成を進めていく。

## (2) 文化財の保護を担う人材の育成

改正された文化財保護法のもと、文化財のより一層の活用が望まれている現在において、文化財そのものの担い手とは別に、文化財の適切な保護を担うことが出来る人材の

育成も急務である。

専門的知識を持つ人材が不在のまま文化財の保護を推進した場合、破損や劣化等、文化財の価値の低下や滅失を招く恐れさえある。そのため、県や市町村は、文化財に関する専門的知識や技能を持つ職員を採用するなど人材を継続的に確保し、育成していくことが望まれており、専門的人材の育成においては、実務経験と計画的な研修が有効である。そのため、県では教育庁文化課と県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターとの間で定期的な人事異動を行って実務経験を積むことを通して、専門分野プラスαの習得に努めている。今後は、さらに市町村文化財担当部局との人事交流等をも進めることで、県全体の文化財担当職員のスキルアップを図っていくことも検討していく。また、研修は、人材個々の習熟度に応じて段階的に設定されることが望ましく、そのため県は、人材育成のための有効な研修方法等の枠組みを、専門的技能や特徴的な取組を推進する各種団体と連携して整えていくとともに、様々な地域で活動する人材が交流できる場の設定にも寄与していく。

文化財に関する研修には文化財を保存・活用する上で必要な行政的スキルを身につける研修と、具体的な専門知識・技術を身につける研修がある。なお、これらの県で行う研修については、保存・活用を始めとする様々なスキルをもったマルチな文化財専門職員を養成するという長期的な視点のもと、体系的かつ計画的に行われる必要がある。以下に、それぞれの研修の在り方について記す。

#### ●行政的スキルに係る研修

文化庁で行われる文化財行政講座や文化財マネジメント職員養成研修、県で行う大分県文化財実務担当者研修がこれに当たる。特に文化財マネジメント職員養成研修は、文化財専門職員として自身の専門のみならず文化財を幅広く調査・把握し、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むスキル取得を目指しており、地域計画の策定やその実行を行う人材を養成する意味でも重要な研修である。本県でも同様の理念から、平成28年より年2回大分県文化財実務担当者研修を開催している。研修では文化財補助金事務に係る説明、有形文化財、無形文化財、記念物等の文化財類型ごとの説明等を行い、第1回の研修ではこれらの事務の概略を理解することを目的とし、第2回ではより円滑な事務進捗が行えることを目的としている。

さらに、これからの文化財の活用にあたっては、ユニークベニューやリビングヒストリーといった新たな在り方が示されるとともに、最新技術の導入も加速化している。また、文化財を維持・管理していく資源の獲得に関しても、地域住民の気運を高めるクラウドファンディング等の活用など能動的な対応が求められつつある。県及び市町村の文化財行政関係職員は、文化財に関する専門的知識だけではなく、文化財の活用や資金の調達方法等について理解し、情報を収集していく必要がある。そのため県は、実務担当者研修や市町村連絡協議会等で、先行している地方公共団体の職員や観光や地域振興の専門家、様々な業種の有識者等による講演等を通して、文化財行政関係職員の知識や技術の習得を支援していく。

今後も、時宜に応じて適切な研修や協議の場を設定することを通じて、文化財担当職員の行政的スキルの向上に努めていく。

### ●専門的知識・技術に係る研修

専門知識・技術を身につける研修については、独立行政法人国立文化財機構の東京文化財研究所や奈良文化財研究所が幅広い分野について、研修を行っている。保存科学やデジタル化など、最新の調査技法や情報を得られる機会であり、計画的に受講を行う必要がある。全国史跡整備市町村協議会では研修費用の補助を行っているのでこれらの活用も有用である。特に保存科学と埋蔵文化財に係る研修については、保存科学は市町村に専門職員が配置されていないこと、埋蔵文化財は事業量が多く開発があれば否応なく対応しなければならない事から、きめ細やかな研修が必要である。

現在、県内の市町村に配置されている文化財専門職員の多くは埋蔵文化財担当である。埋蔵文化財担当者のさらなるスキルアップを図るためにも、今後、県立埋蔵文化財センターで行う研修については、研修受講者の習熟度と埋蔵文化財調査の行程ごとの研修が求められる。また、近年発掘調査に係る安全管理に関しても早急な対応が求められており、実際の発掘調査現場を活用した研修の中で具体的な取組についても示す必要がある。

#### 【埋蔵文化財に関する研修で求められる項目】

- ・埋蔵文化財包蔵地の把握及び周知（地籍図・地形図の見方、把握の方法）
- ・試掘・確認調査（試掘・確認調査の方法、調査結果の把握と整理）
- ・本発掘調査の積算（調査期間や経費の適切な積算）
- ・本発掘調査の方法（事前準備、各種遺構の調査方法、安全管理）
- ・出土遺物（遺物実測、整理方法、管理）
- ・発掘調査報告書（報告書の作成方法、デジタル化）
- ・埋蔵文化財の保存と活用（文化財指定の流れ、展示、情報発信）
- ・教育活動関係（出前授業、教員と連携した指導案作成や模擬授業）

また、有形の文化財（古文書、絵画、彫刻、民具等）や無形の文化財（祭礼行事、伝統技術等）、保存科学についても前述したように、担当する職員の多くが埋蔵文化財専門職や教員であることから、研修を通じて調査方法や適切な維持管理の方法等を示す必要がある。県及び市町村の多くでは文化財の各分野別に専門の職員を配置しているところは少ない状況の中で、県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターでは、職員の専門的知識をいかして各分野別に調査方法や維持管理に関する研修を実施して、県全体の文化財関係職員の資質向上を図ることが期待される。そのためには、県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターでの専門的知識を持つ職員の計画的な採用と適切な配置を行った上で、職員が全国の最新動向等に目を配るなどして自己研鑽を重ねることができるよう、組織として計画的な人材育成が必要である。

### (3) 学校教育や関係機関・団体との連携

継承者や保護を担う人材育成には、学校教育や県内の大学や各種団体との連携が重要である。現在、大分県では、文化財の学習や清掃、ガイド、民俗芸能の継承に携わる子どもたちの育成団体である文化財愛護少年団の活動も活発に行われているが、愛護少年団には小学校を母体とするところが多い。いわゆる文化財愛護の思想は、昭和41年、国の文化財保護委員会が、文化財愛護のための地域活動を



大分県文化財愛護少年団のつどい

活発化するべく「文化財愛護モデル地区」を設定した。全国で2カ年毎20市町村を指定することにより普及していった。大分県では昭和41～42年度に臼杵市が、以後、日田市、豊後高田市、宇佐市、竹田市、杵築市、大分市が指定されている。文化財愛護少年団の結成もこの頃から始められており、大分県では昭和44年に結成された豊後国分寺史跡愛護会が最初である。昭和48年には文化財愛護少年団指導者講習会が開催され、昭和53年には大分県文化財愛護少年団連絡協議会が発足した。平成30年には結成40周年を迎え、令和2年度現在26団体が活動を行っている。

また、平成20年以降、文化財の学習やガイド活動を行う文化財子どもガイドが県内各地で設立されている。平成20年3月28日公示の「小・中学校に係る新学習指導要領」では、社会科に博物館、郷土資料館等の施設の活用や、身近な地域や文化財などの観察を取り入れること等が記されている。平成20年には臼杵っこガイドが誕生し、平成25年に岡城子どもガイド、平成27年に杵築子ども歴史ガイド、日田の日本遺産「子どもガイド」、平成29年には臼杵っこ学芸員、FUNAIジュニアガイド、宇佐神宮子ども観光ガイドが設立された。



日田の日本遺産「子どもガイド」

ガイドや愛護少年団活動は、子どもたちが郷土の歴史や文化に触れ、郷土愛を育むきっかけとなり、将来も地域に残り、自分たちが身に付けたことを次世代に伝え、次世代のガイド、愛護少年団が育成されるという循環の誕生が一つの理想である。

県文化課は、毎年「つどい」を開催し、各少年団に日頃の活動成果発表の場を設けると同時に、県内各地の少年団間の交流を図っている。令和元年度は、愛護少年団の「つどい」を、子どもガイドや民俗文化財教室と合同開催した。少子高齢化や過疎化により、今後の活動が難しくなっている団体も多いが、子どもたちの活動は、保護者をはじめとした大人たちも文化財について触れるきっかけとなる。今後は、愛護少年団をはじめとした子どもたちの活動の場を、より拡充していくことが望まれる。

平成29年3月31日公示の小・中学校学習指導要領では、総則第3章第3節の1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の7項目目に「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と示され、学校教育全体での活用が必須となった。今後は小・中学校や高等学校で行われている学校教育の中に文化財行政関係者が積極的に関わっていくことも必要である。すでに行われている発掘現場見学や出前講座、出張展示等に加えて、児童・生徒が主役となれる活動の提供が望まれる。例えば、児童・生徒が自ら発掘を体験、自ら展示の解説文を作成して展示物を飾る、発掘現場や展示で自ら



解説を行えるなど、主体的に参画できる場の提供が博物館などの社会教育施設に期待されている。児童・生徒が主体的に参画することで、文化財行政に興味・関心を抱く契機ともなり得る。

そして、さらに将来文化財行政に携わることを希望する児童・生徒に専門的知識を教授できるのが大学である。県内には、史学・文化財学科を持つ別府大学をはじめとする複数の大学・短期大学がある。これまでも、市と大学が共同で発掘調査を行うことで、新しい知見を得て国史跡の追加指定がなされるなど、文化財調査や保存・活用事業への協力を求める中で、関連する分野を専門とする学生の育成がなされており、これからも連携をさらに強めていくことで、担い手の養成を図っていく。

また、文化財の保存・活用に関わる研究団体・民間団体等との連携にも力を入れていく必要がある。文化財の保存・活用の取組を進めていくためには、地域に根ざし、文化財の価値を十分に理解し、住民をはじめ地域の多様な関係者を巻き込みながら、文化財の保存・活用の取組を牽引していく人材が必要である。大分県では、昭和29年に「県内各地の地方史研究者・研究団体及び中央学会ならびに他都道府県の同種学会との連絡を密にして、日本史研究の基礎たる地方史研究を推進することを目的」に大分県地方史研究会が発足した。また、その前後、県内各地には地域の歴史を探究する多くの郷土史研究会が誕生し、現在に至るまで活動を継続している団体もある。平成26年には、県内各地域で活動している郷土史研究グループの支援と連携を目的として大分県史談会協議会が発足し、毎年総会等を行って各郷土史研究会で情報交換を行っている。県と市町村は、地域の歴史に興味を持つ人々の集まりである郷土史研究会等に、積極的に関与することで、潜在的な地域人材の掘り起こしを進め、地域ボランティア（文化財ガイド）としての育成を支援していくことで、文化財の保存や活用を担う人材育成に資することが出来ると思われる。

県や市町村と学校教育・関係機関・団体が連携して文化財の保存・活用をすすめることが、地域の文化財を担う人材の育成につながっていく。

## ＜第4章 市町村への支援の方針＞

### 第1節 市町村と県の果たすべき役割

#### (1) 市町村の現状と果たすべき役割

平成16年から18年の市町村合併を経て、かつて58あった大分県内の市町村は、現在18(14市3町1村)となっている。各市町村の文化財行政主管課は、全て教育委員会に属しているが、そのうち、文化または文化財行政で、単独の課もしくは室を形成しているのは、6市となっている。また、文化財行政担当者の職員数も1名や2名など少ない市町村があることも見受けられる。

指定文化財以外にも、登録や埋蔵文化財などの文化財関係業務もあるなかで、文化財の保存と活用を積極的に推し進めていくことは困難で、これに加えて地域計画を策定することは、多くの市町村で負担が多いと思われる。

第3章第1節でも述べたが、文化財の指定制度は、文化財という地域の「宝」の価値を、所有者だけではなく、指定の段階に応じて、地域住民・市町村民・県民・国民で共有していくことであり、文化財所有者や地域住民との関わりにおいて、第一義的な窓口となる市町村職員は重要な役割を担っている。そのため、「地域とともに活かして守る文化財」という考えのもと、文化財が所在する地域に密着している以上、文化財保護行政の主体は、原則的に市町村が担うことが基本となる。そのため、市町村には日常からの指導・助言などを通じて所有者等との細やかな関係性を構築し、連携を図りながら、文化財を適切に保護し、地域振興の貴重な資源として文化財を活用する術を検討し、実践することが期待されている。

#### (2) 県の果たすべき役割と市町村への支援

大分県内の18市町村の文化財担当者は、それぞれの域内において、文化財所有者と直接的な関係を築き、文化財行政の最前線で、文化財の保存・活用のため日々尽力されている。県は、広域地方公共団体として、各市町村がそれぞれの地域、あるいは日本遺産や第2章第2節(3)で見たような共通のテーマに基づき、互いに連携して歴史的・文化的特徴を生かして、文化財の保存・活用を推進できるような体制づくりに努めなければならない。

##### ①人材育成への支援

文化財の保存・活用において、地方公共団体職員が果たすべき役割は極めて大きい。そのため、県並びに市町村の文化財行政職員一人一人が文化財の取扱いに対して総合的なスキルを持ち、更に研鑽を進めることで、「オール大分」での文化財の保存・活用を推進していく必要がある。

そのため、まず県では、県担当職員が国や市町村担当職員との協議に対応できるよう、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が実施する各種研修への職員派遣や、職員同士で実施する勉強会等の継続によって、県担当職員の資質向上に努める。また、文化財担当職員には、それなりの専門的知識が求められることから、ともしれば業務が属人化され、担当者が一人で抱え込んでしまい業務が停滞する可能性もある。この属人化を緩和するためにも、組織内での情報共有を進め、職員一人一人が文化財の取扱いに対して総合的なスキルを持ち、組織として対応できる体制を構築していく。そして、県の体制を

整えた上で、県及び県立文化財関係施設における研修の実施による人材の育成や、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等による研修の実施を広く周知し、積極的な活用を促すことで、市町村の担当職員が、文化財の保存・活用に必用な知見を習得し、さらに専門性を向上させることを支援する。なお、県で実施する研修においては、文化財行政に係る基礎的な研修に加え、保存・活用に係る各種文化財の内容に特化した研修や、文化財類型を超えた総合的な保存・活用研修を開催するとともに、観光やまちづくりの関係者を講師に招いての研修会を開催するなど、観光やまちづくりとの連携を強化していく。さらに、調査・保存・管理その他について、専門的な知見を有する人材（学識経験者等）を県が紹介することにより、市町村の文化財保護行政が充実する人材育成・確保につなげていく。さらに、文化財専門職員が未配置の市町村の文化財行政主管課に対して、文化財保護に必要な専門的知識を有する人材を配置することへの理解を求めていく。

表 4-1 国・県等で実施する主な研修等一覧

実施主体者		研修名	備考
文化庁		国宝・重要文化財（美術工芸品）防災・防犯対策研修	
		文化財マネジメント職員養成研修	年2回開催
		埋蔵文化財・史跡担当者会議	
		埋蔵文化財保護行政基礎講座	
		文化財行政講座	
		記念物保護行政担当者会議	
		伝統的建造物群保護行政研修	
		歴史民俗資料館等専門職員研修会	
	文化財保存活用地域計画研修会		
九州国立博物館		I PM研修	
東京文化財研究所		博物館・美術館保存担当学芸員研修	
奈良文化財研究所		土器・陶磁器調査課程	※近年行われた研修をまとめたもので年度ごとに実施される研修内容は変更される。
		古文書歴史資料調査基礎課程	
		建築遺構調査課程	
		地質・考古調査課程	
		文化的景観調査計画課程	
		保存科学Ⅰ～Ⅴ課程	
		文化財デジタルアーカイブ課程	
		文化財写真課程	
		報告書編集基礎課程	
	史跡保存活用計画策定演習課程		
大分県	文化課	大分県文化財実務担当者研修	年2回開催
	歴史博物館	文化財の見方と取り扱い研修	
	先哲史料館	記録史料保存セミナー	公文書館と共同開催
	埋蔵文化財センター	大分県埋蔵文化財担当者研修	

## ②調査への支援

第3章第1節でも述べたが、文化財の価値を守り後世へつなげていくための方法が指定制度であり、その指定・登録において、それらが有する価値を明確にするために必要なのが文化財調査である。しかし、各市町村の文化財職員数の現状から、発掘調査以外に特定のテーマに絞った文化財調査を積極的に実施できているとは言い難い。こうした状況を解消する一つの方法が、産官学連携や公民連携による研究機関や民間団体との協働による文化財調査だと考える。現在県立文化財関係施設には、考古・歴史・民俗・美術・保存科学などの専門的知識・技術を有する職員が配置されており、また、県内には複数の大学が存在し、各大学に文化財分野の専門家もいる。さらに、平成22年から歴史的建造物の保全活用に係る専門家であるヘリテージマネージャーの育成に取り組んでいる大分県建築士会や、県内の樹木の保存管理に取り組んでいる日本樹木医学会大分県支部などの民間団体も存在している。県においても、文化財調査に関して、大学の研究者等による専門的知見からの助言や相談を受けており、必要に応じて、県専門職員による調査協力や、調査協力が可能な学識経験者や民間団体を紹介する等、市町村の文化財把握や指定に関わる業務を積極的に支援する。

また、県及び県立文化財関係施設では、これまで県内の様々な分野の文化財に関する調査等を行ってきたが、これらの成果を集約したデータベース化等による提供方法の検討を進め、各市町村との情報共有を図ることで、市町村の文化財調査を支援していく。

## ③保存・活用の取組への支援

各市町村の域内には、国・県・市町村の指定文化財が存在しており、毎年、所有者と市町村が協力して保存や整備、活用を進めている。市町村担当者は、個人・法人所有を含む域内の指定文化財について状況を把握し、保存措置の優先度を考慮しながら、それぞれの事業を計画的に進めたり、支援したりしていかなければならない。

そのため、事業の実施にあたっては、県は毎年8月に県内全市町村を対象に、次年度の文化財の保存・活用に関する事業についてヒアリングを行うなど、計画段階から市町村と協議・調整を行い、必要な情報提供や指導、助言を行っている。さらに、事業の実施に当たり市町村や法人等が組織した委員会に県職員が参加して、文化財の価値を担保するとともに、文化財の多様な価値が保持される修理・整備、効果的な活用となるように、指導・助言等の支援を行うほか、文化庁とも協議・調整しながら、市町村が適切に事業を遂行できるよう支援を継続していく。また、必要に応じて、修理・整備に適切な助言ができる、学識経験者の紹介等の支援も継続していく。

保存活用事業のうち、国・県の指定・登録の文化財には、市町村や所有者が行う調査や修理、公開活用等の事業に対する国や県の補助制度や民間の助成制度がある。特に、建造物の修理・整備や史跡の公有地化等、多額の費用が必要な事業の実施について、補助金制度が大きく後押しをする役割を果たしている。補助金の制度は文化財の保存と活用を進める上で非常に有効であり、市町村に対して情報提供して利用を促すとともに、補助金説明会や研修を開催して適切に執行できるよう引き続き支援していく。

## 第2節 市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援

市町村は、保護法第183条の3第1項で「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会



を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と定められている。また、計画作成等にあたっては、住民の意見の反映に努めるとともに、地方文化財保護審議会（条例に基づき文化財に関して優れた識見を有する者により構成）及び協議会（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）の意見を聴取するとある（保護法第183条の3第3項、第183条の9、第190条第1項）。

文化財保存活用地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画等を定め、これに従って計画的に文化財の保存・活用を行うための基本的なプランである。また、文化財行政の取組の方向性や文化財の価値や保存・活用の在り方等を計画として「見える化」し、文化財の保存・活用に対して所有者や地域住民等の理解や協力を促進させ、さらには地域が活性化するための重要な計画になる。計画の作成については、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、関係機関とも連携し、文化財の保存・活用に関する課題や方針、講ずる措置、推進体制などを定めることとなる。また、計画作成・変更・実施にあたっては、多様な関係者（当該市町村、県、支援団体、文化財所有者、学識経験者、商工・観光関係団体等の地域の実情に応じた者）が参画した協議会を組織することが望ましい。

県では、市町村が計画作成とその推進に当たり、全ての市町村において相互に矛盾なく、大綱が示した方針のもとに充実した文化財保存・活用が行われるよう、継続的な指導や助言を行っていく。また、協議会等の開催において学識経験者等の紹介、参考となる各種情報の提供を行う。計画の作成においては、国による補助制度が設けられているため、この補助制度が利用できるよう事前の申請等について、指導・助言を行う。

### 第3節 市町村による連携の推進

従来は、個別文化財ごとの保存・活用が中心であったが、近年、各種文化財を面的に捉えた形での保存・活用が盛んになっており、これにともない文化財を通じた市町村連携が促進されている。大分県内の各市町村を見渡すと、文化財行政主管課ごとの体制には大きな差異があり、単独で文化財の保存・活用を図っていくことが困難な市町村も存在する。その場合、市町村が連携した形での保存・活用の取組は大きな推進力になり得る。例えば大分県では、中津市と玖珠町が連携した日本遺産「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」、そして豊後高田市と国東市が連携した日本遺産「鬼が仏になった里『くにさき』」が好例である。なお、日本遺産「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」にいたっては、日田市、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4市が県の枠を越えて連携している。

このほかの事例として、平成22年度に認定された、別府市・中津市・宇佐市・豊後高田市・国東市・杵築市・日出町・姫島村にまたがる「豊の国千年ロマン観光圏」が挙げられる。これ自体は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を目指した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年7月施行）に基づいた取組であった。そのコンセプトをみると、宇佐神宮と八幡信仰、国東半島の六郷山文化、中世田

染荘、中津市・杵築市・日出町の各城下町、別府市の温泉文化など、県北エリアの歴史・文化遺産が主要な地域資源として位置づけられている。

また、キリシタン・南蛮文化関連の歴史遺産が残る国東市・日出町・大分市・臼杵市・津久見市・竹田市・由布市では、それら歴史遺産を活用したまちづくりの推進と地域振興、観光振興の活性化を目指す「キリシタン・南蛮文化交流協議会」を立ち上げ、平成25年からの活動を通じて、市町村連携による情報発信、歴史遺産の活用の拡大が推進された。さらに、平成31年4月には、国東市・豊後高田市・宇佐市・日出町・姫島村で構成される「国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会」が発足している。これは、平成30年に「宇佐神宮六郷満山霊場」が開山1300年を迎えたことにともない組織されたもので、六郷山文化に基づいて宇佐・国東地域の観光振興と地域活性化を目指した各種イベントが開催された。

上述したような共通テーマは、地域の設定次第で多様に存在し、したがって市町村連携の在り方も数多く想定できる。こうした市町村連携に基づく文化財の保存・活用の推進は、個別文化財の価値をさらに高め、持続可能な文化財の保存・継承体制の構築を促進するものとなる。本大綱の第2章第2節に例示した各関連文化財群は、大分県の歴史・文化の特色を踏まえた共通テーマのもとに、市町村の枠を越えて各種文化財を取りまとめたものである。市町村においても、これ以外の共通テーマの設定は可能であり、その中で指定文化財の新たな価値が見出され、一方では未指定文化財の掘り起こしが促進されていくことになる。

第2章第2節で述べた関連文化財群等に基づき、地域と地域を結ぶストーリーを組み立てることで、文化財を地域資源として活かしつつ市町村間の交流人口を増やすことが出来ると考える。これは、日本遺産と同等の考え方である。第3章第3節で述べたように、従来文化財は、単体で取り上げられることが多く、個々の文化財のたどってきた歴史や魅力が解説されてきた。日本遺産では、それに加えて文化財と文化財をストーリーによって結びつけ、周遊することで地域の活性化が図られる。こうした取組を県内各地に広げていくことで、集客と送客の循環が生まれ、各地域に様々なるおいがもたらされることが理想である。

また、国重要無形民俗文化財豊前神楽（大分県中津市・宇佐市、福岡県豊前地域）のように複数の県にまたがって指定された文化財や、国史跡英彦山（福岡県添田町）に関わる宇佐神宮・弥勒寺の伝承など、県を越えた更なる広域連携も考えられよう。こうした市町村間あるいは他県も交えた連携について、県も支援を行っていく必要がある。

#### 第4節 歴史的建造物の活用に係る建築基準法の適用除外に関する支援

歴史的建造物の多くは、現行の建築基準法に適合しない既存不適格建築物となっているものが多い。そのため、歴史的建築物の活用にあたって増改築や用途変更などを行おうとする場合は、現行法の規定が適用されるが、保護法において現状変更の制限及び保存のための措置が義務付けられている国宝や国指定の重要文化財等については、建築基準法第3条第1項第1号により、建築基準法の適用除外となっている。

県や市町村が指定する文化財や国が登録する有形文化財（建造物）については現行法の建築基準法が適用されることから、歴史的建造物の価値や形態などを保存しながら使い続けることが困難となる。このため、地方公共団体や所有者が歴史的建造物の文化的・歴史的価値を維持しつつ、利活用を促進させ、良好な状態で歴史的建造物を将来の世代に継承

するためには、法第3条第1項第3号により、条例で現状変更の規制又は保存のための措置を講じ、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が指定した建築物について、建築基準法を適用除外される規定を活用する必要がある。また、建築審査会が置かれていない市町村については、県の建築審査会の同意を得る必要がある。なお、県内の特定行政庁は、大分県を含んだ、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市である。

建築基準法の適用除外を検討する市町村に対して、現状変更の規制及び保存のための措置並びに安全性の維持及び向上を図るために必要な事項等について、県及び市町村の関係部局と連携が図れるよう、必要に応じて支援を行う。

## <第5章 防災・災害発生時の対応>

### 第1節 平常時における準備

阪神淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）などの災害が起こり、県内でも平成24年7月九州北部豪雨や平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、令和2年7月豪雨などの自然災害が発生し、多くの文化財が毀損した。また、平成31年4月にはノートルダム大聖堂（フランス）、令和元年10月には国史跡首里城跡（沖縄県）では火災が発生し、歴史的木造建造物が滅失した。自然災害や人為的災害等に対応する防災・減災・防火の措置や災害直後の初期初動や救援体制、事後の復旧・復興事業について、あらかじめ対応等を準備しておくことが重要である。

#### （1）大分県における近年の災害

県内において、近年では豪雨による水害や地震等の自然災害が多発し、地域の貴重な文化財が毀損した事例が発生している。以下に、近年発生した主な自然災害と、その際に被災した文化財についてまとめる。

#### 【豪雨等で被災した文化財】



国重要文化的景観 小鹿田焼の里（日田市）



県有形文化財 馬溪橋（中津市）

#### 【地震で被災した文化財】



国史跡 角牟礼城跡（玖珠町）



県有形文化財 竈門氏墓地五輪塔（別府市）



表 5-1 近年発生した主な自然災害と被災した文化財

自然災害	発生年月日	名称	内容
水害	平成 24 年 7 月 11～14 日	平成 24 年 7 月 九州北部豪雨	・線状降水帯が発生し、福岡県・熊本県・大分県を中心とする集中豪雨
被災した文化財	①被災件数：総数 17 件（国指定・選定：7 件，県指定：10 件） ②被災文化財： 《国指定》史跡 ガランドヤ古墳（日田市），岡城跡（竹田市） 他 1 件 名勝 耶馬溪（中津市），名勝 旧久留島氏庭園（玖珠町） 《国選定》重要伝統的建造物群 豆田町重要伝統的建造物群保存地区（日田市） 重要文化的景観 小鹿田焼の里（日田市） 《県指定》有形 筏場目鏡橋（日田市），キリシタン洞窟礼拝堂（竹田市） 他 2 件 無形民俗 鶉飼 史跡 青の洞門（中津市），石坂石畳道（日田市） 他 2 件 天然記念物 山蔵のイチイガシ（宇佐市）		
地震	平成 28 年 4 月 16 日	平成 28 年熊本地震	・別府市と由布市で震度 6 弱、残りの市町村で震度 4 以上を観測
被災した文化財	①被災件数：総数 37 件（国指定・選定：12 件，県指定：17 件，国登録：8 件） ②被災文化財： 《国指定》重文 旧日野医院（由布市） 史跡 岡城跡（竹田市），廣瀬淡窓旧宅及び墓（日田市） 他 5 件 名勝 耶馬溪（中津市），名勝 旧久留島氏庭園（玖珠町） 天然記念物 大岩扇山（玖珠町） 《国選定》重要文化的景観 別府の湯けむり・温泉地景観（別府市） 《県指定》有形 石造五輪塔（豊後大野市） 他 8 件 史跡 竈門氏墓地古塔群（別府市），永山城跡（日田市） 他 6 件 《国登録》登録有形 帆足家本家住宅（大分市），小手川酒造（臼杵市） 他 6 件		
水害	平成 29 年 7 月 5～6 日	平成 29 年 7 月 九州北部豪雨	・線状降水帯が発生し、福岡県と大分県を中心とする集中豪雨
被災した文化財	①被災件数：総数 17 件（国指定・選定：11 件，県指定：2 件，国登録：4 件） ②被災文化財： 《国指定》重文 草野家住宅（日田市），旧矢羽田家住宅（日田市） 他 2 件 史跡 ガランドヤ古墳（日田市），廣瀬淡窓旧宅及び墓（日田市） 名勝 耶馬溪（中津市） 天然記念物 耶馬溪猿飛の甌穴群（中津市） 他 1 件 《国選定》重要伝統的建造物群 豆田町重要伝統的建造物群保存地区（日田市） 重要文化的景観 小鹿田焼の里（日田市） 《県指定》史跡 青の洞門（中津市），石坂石畳道（日田市） 《国登録》登録有形 井上家住宅（日田市），山田家住宅（日田市） 他 2 件		
水害	令和 2 年 7 月 3～31 日	令和 2 年 7 月豪雨	・7 月 3 日以降に熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨
被災した文化財	①被災件数：総数 9 件（国指定・選定：5 件，県指定：4 件） ②被災文化財： 《国指定》重要無形 小鹿田焼（日田市） 史跡 岡城跡（竹田市），宇佐神宮境内（宇佐市） 名勝 耶馬溪（玖珠町） 《国選定》重要伝統的建造物群 豆田町重要伝統的建造物群保存地区（日田市） 《県指定》有形 筏場目眼鏡（日田市），オダニの車橋（由布市） 史跡 永山城跡（日田市） 天然記念物 長崎鼻の海蝕洞穴（豊後高田市）		

## (2) 平時における防災・防火・防犯の取組

自然災害による文化財被害の中でも、特に台風や豪雨による災害が大きな割合を占めている。一方、近年の気象予報技術の発達により、防災気象情報の精度が向上するとともに、発表のタイミングも早くなっており、例えば、警報級の大雨や暴風の可能性については最大5日先まで、台風についても5日先までの予想進路や強度に関する情報が発表されている。また、地震については、大規模地震の予測が数十年の幅はあるものの、今後30年間に特定の地震が起こる確率とその場所や規模を示した「全国地震動予測地図」などが発表されている。そのため、事前に文化財が置かれている環境によって、災害リスクを予測し、個々の文化財の防災対策の課題を洗い出し、可能な限りの対策を講じることができると考える。しっかりとした対応が正確且つ迅速に実施できるように日頃から防災・減災を意識し、万が一災害が発生した場合に備えて、防災計画の作成、防災訓練の実施など準備しておくことが重要となる。また、これまで県や市町村の調査事業によって明らかになってきた、未指定文化財をリスト化し、事前に関係機関と共有することも必要となってくる。

### ① 地域防災計画の作成について

地域防災計画の目的は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。」（風水害等対策編）文化財保護業務においても、日頃から防災・減災を意識させ、さらには所有者又は地域に防災・減災と意識が根付かせることが重要で、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策に資することができる。発災時においては、具体的な行動の指針になるとともに、他の地方公共団体との相互支援や被災地への職員派遣等の対応の根拠にもなりえる。さらには、文化財保護部局だけでなく、他部局全体で文化財に対する防災・減災を認識することにつながる。また、減災については、災害が発生したときに、その被害を最小化させるために、各種ハザードマップに文化財の所在地を落とし込み、災害が発生しやすい地域内に所在しているかを事前に確認し、所有者や管理者と情報を共有しておく必要がある。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、県内でも防災計画が改めて見直され、各地でハザードマップの作成が進められた。建造物については、耐震補強工事が望ましいが、工事が困難な場合は暫定的な補強や公開の制限など、対処方針を作成し人的安全性の確保に努める必要がある。

### ② 防火・防犯対策について

仏像など美術工芸品等の盗難、建造物などへの放火や落書き、損壊など、文化財に対する犯罪行為が全国的に発生している。文化庁では、文化財の防火・防犯対策についてのチェックリスト（建造物、美術工芸品、記念物（建造物）、民俗文化財（建造物））<sup>※i</sup>を作成し、所有者自らが状況を的確に把握できる取組を行っている。

また、文化庁から平成27年4月30日付け「文化財の防犯対策について（通知）」<sup>※ii</sup>にて、「所有者等との日常管理体制の再確認」「防犯体制の強化の必要性についての注意

---

※ i URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check\\_list.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html)

※ ii URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/tsuchi/h270430\\_boka\\_bohan.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/tsuchi/h270430_boka_bohan.html)

喚起」「異常を発見した場合の連絡体制の確認」等について、文化財所有者等に注意喚起・助言するよう通知が出された。

文化庁は盗難等による文化財の所在不明について周知し、文化財の発見及び再発防止のため、平成 31 年 2 月 1 日より「盗難を含む所在不明に関する情報提供について ～取り戻そう！みんなの文化財～」<sup>※i</sup> を開設している。同ページでは、国指定のみならず、地方指定、未指定文化財の所在不明情報も掲載されている。

これまで大分県では、県と市町村の担当者が立ち合い、4 年ごとに県指定文化財（美術工芸品）所在確認調査を実施している。平成 30 年度に実施した調査の際の所有者アンケートでは、文化財の保管に対し 53.9%の所有者が不安ありと回答した。不安の具体的内容としては防災・防犯が最も多く、全体の 41.1%であった。

防犯対策としては、定期的な巡視等による確認が重要となる。セキュリティ装置の導入も有効であるが、装置は不審者侵入後の被害を最小限に抑えるためのものであるため、侵入そのものを防ぐことは出来ない。そのため、不審者が侵入しにくい環境づくりが求められる。人の目があるということは、防犯上大切な要素となるが、民家から離れた場所にあるお堂や、高齢化・過疎化の著しい地域にある寺社など、地域住民による見回りが困難な事例も多い。そのような場合、文化財パトロールによる巡視活動が防犯の一助となろう。盗難多発地域では、文化財の被害状況をすぐに把握できるよう、警察との連携体制を整えることも必要である。また、もしも盗難にあった場合は、すぐに警察・最寄りの市町村教育委員会文化財所管課に連絡する他、広報誌等への情報提供により、文化財盗難の情報を広く周知することも必要となる。

なお、国指定文化財の場合、通常国庫補助事業は補助額 100 万円以上からの申請となるが、防犯設備は補助額 10 万円からの申請も可能である。主に無住寺社や過疎地域のお堂等の防犯設備が対象となる。

防火対策としては、大規模な火災が発生したことに関連して、文化庁では国宝・重要文化財等の防火設備の設置状況等について緊急状況調査を実施し、この結果を受けて、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、文化庁では、「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」<sup>※ii</sup> を策定し、さらに消防庁や国土交通省と連携して、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」<sup>※iii</sup> 及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」<sup>※iv</sup>（ともに令和元年 12 月 23 日付改定）を策定した。このガイドラインを踏まえた実施調査等を文化財所有者などの文化財関係者が直接実施することにより、整備等が必要となる防火設備等の把握ができ、防火対策の重要性を再認識することにつながる。

### ③防災に向けた取組

昭和 24 年 1 月 26 日に、法隆寺金堂から出火した火災により、金堂の壁画が焼損した。これを受けて文化財を火災・震災その他の災害から守るため、法隆寺金堂が焼損した日である 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定めている。この日を中心として文化財を火

---

※ i URL <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/torimodosou/>

※ ii URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501_01.pdf)

※ iii URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501\\_09.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501_09.pdf)

※ iv URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501\\_10.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/92050501_10.pdf)

災、震災その他の災害から守るため全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図ることを目的に、昭和30年から消防庁と文化庁の主唱により、全国で防火訓練その他の防災訓練等必要な諸行事を展開している。

県内市町村もこの日を中心に、文化財所有者・管理者、消防関係者、市町村関係者及び地域住民が連携を図るため防災訓練を実施している。また、訓練を実施することで、防災施設の使用手順の確認や作動確認を行うことができ、有事の際にスムーズに対応することができる。年に1度の防災訓練だけでなく、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、防災部局や消防機関等に協力を求めて図上訓練を実施することが望ましい。さらに、火災や震災などの大規模災害発災時において、持ち運び可能な文化財をより早く避難させるためにも、所有者情報を地域や消防機関と共有することも検討すべき課題である。

また、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発活動に努める必要がある。例えば、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味の解説や、大規模災害に関する映像の公開などが挙げられる。東日本大震災以後、過去の災害について歴史資料等を通して紹介する展示や講演会の開催が各地で行われている。県立文化財関係施設では歴史博物館が、平成23年度に特別陳列「大地がゆれた時」を開催し、古文書に記された地震の記録を紹介し、南海トラフを震源域とする地震の発生が予想される中で、防災意識の向上を伝えた。さらに、令和2年度には、熊本県益城町教育委員会と連携し、「震災と文化財」をテーマとして当館や益城町での展示を行い、被災した文化財のレスキューや復興事業での埋蔵文化財発掘調査などを紹介した。先哲史料館では、県公文書館、別府大学と連携して平成24年度「記録史料保存セミナー 災害とアーカイブズ」を開催した。また、平成27～29年にかけて、東日本大震災が発生した3月11日に特別講座を開催し、かつて大分県に大きな被害をもたらした地震について、歴史学と地球科学の視点から検証し、防災のよびかけを行った。また、県教育庁文化課では、平成29年4月16日に「熊本・大分地震から1年「100年先まで地域のシンボルを守り伝える」フォーラム」を県立図書館で開催し、地域の象徴である文化財の復旧に向けた取組を検証して、今後の防災について参加者も交えた意見交換を行った。過去に起こった大規模災害を教訓とし、県民一人一人が何ができるのかを考えることも重要な取組となる。

文化財が被災し復旧を行うときに重要な役割を果たすのが、平時に記録した写真、実測図（3次元計測データ等を含む）である。特に写真はデジタルでの保存が容易であることから、専門技術を保持していなくても撮影することが可能である。近年では複数の写真データから簡易な3次元データを作成することも可能な技術もあることから、平時の写真記録の重要性は非常に高いため、積極的な収集や蓄積が望まれる。実際に、佐伯市指定史跡佐伯城跡では平成28年の豪雨被害による石垣の復旧作業を市民等が撮影した写真を基に行っており、効果を発揮している。県文化課では令和元年度及び令和2年度に「おおいたの文化財フォトコンテスト」を開催し、文化財保護の啓発と併せて文化財写真の収集を行うことで、未指定の文化財を含めて幅広い分野の文化財について情報の蓄積を行っている。

また、芸能や祭礼、民俗行事、風俗慣習、民俗や工芸に係る技術等、無形の文化財は有形の文化財に比べて防災対策が立てにくく、災害が発生した場合の被災状況も把握しづらい。災害発生時には、無形の文化財の伝承に関わる人的被災はもちろんのこと、用具保管場所の被災、開催する建物の被災や、開催に係る場所の地形、環境の変化等々、



無形の文化財を成り立たせている様々な要素を考慮する必要がある。そのため、このような無形の文化財については、日頃からその文化財に関連するあらゆる情報（人、用具、用具保管場所、開催時期、開催場所等）を詳細に記録する作業が重要となる。特に、無形の文化財を成り立たせる有形の用具については、把握が十分になされていない。自然災害や感染症の流行等、環境が著しく変容していく現代において、今後は無形の文化財の防災体制を整えることが大きな課題である。そのためには、可能な限り多くの詳細情報を収集・共有することで、災害後の復興にいかすことができる。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、春から夏にかけて行われる祭礼行事や芸能がほとんど中止となった。無観客で神事のみを執り行ったものもあるが、災害のみならずこうした感染症流行も、無形の文化財が変容、中断する大きなリスクとなることが改めて認識された。祭礼行事や芸能の中には、本来、疫病退散を祈願するために創始されたものもあるが、感染拡大予防のため、中止はやむを得ないことであった。しかし現在伝わっている無形の文化財は、戦争や自然災害等で中断がありつつも、その都度復興され、受け継がれてきたものである。感染症との共存が模索される今日、無形の文化財も形を変えて行われていく可能性もある。その中で、変容前の伝統を残し伝えていくためにも、記録保存の持つ意義は極めて大きいと考えられる。

#### ④文化財パトロールについて

平時の文化財保護活動の中核となるのが、大分県文化財保護指導委員（以下「指導委員」と表記）による文化財保護管理指導（文化財パトロール）である。指導委員は、文化財保護法第191条第1項の規定に基づき、大分県教育委員会（以下「県教委」と表記）が委嘱をする。現在、県教委では19名の指導委員を委嘱しており、地域の文化財に詳しい知識を持つ指導委員が文化財パトロールに取り組んでいる。活動内容は、文化財の巡視、所有者及び関係者への文化財保護に関する指導・助言、地域における文化財保護の普及活動である。

各指導委員は担当する地域ごとに、文化財パトロールの対象となる国指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地（周知遺跡）について、その現状や周辺環境などを確認し、規定の「指定文化財管理報告書」を作成し、現状写真等の参考資料とともに県教委へ提出する。この報告を受けて、県教育委員会は各市町村教育委員会に情報提供を行うとともに必要な対応を依頼し、文化財の保護を図っていく。文化財パトロールは、指導委員を介して、県教委と各市町村教育委員会、所有者・管理者が連携して取り組む文化財保護活動といえる。

実際の巡視活動は、平成28年4月の熊本地震、翌同29年7月の九州北部豪雨など、近年多発する自然災害等に対応し、被災した文化財については周期的なパトロールにより、長期にわたる文化財の現状把握に努めている。令和2年7月の豪雨でも、被災文化財の情報がいち早く指導委員から報告されており、積極的な巡視活動に取り組んでいる。さらに、指導委員は、国登録文化財や県・市町村指定文化財等の巡視活動にも取り組んでおり、文化財保護活動に大きな役割を果たしている。

### （3）関係機関のデータ収集と共有化

指定文化財等をリスト化しておくことは、文化財の「見える化」や、災害時において所有者・市町村・県及び消防機関などと情報共有を図ることができ、復旧にも役する。

また、盗難被害にあった場合、警察への情報提供や都道府県及び関係機関への照会等を迅速に行うことが可能となる。なお、市町村においては、市町村指定等文化財だけでなく、未指定文化財についてもリストを作成することで、地域の文化財を総体して把握することができ、所有者及び地域が保存・活用に対する意識の醸成に繋げることができる。

県では、第3章第1節(1)で記したように、これまで文化財調査を実施し報告書として刊行し、リスト化している。各調査事業で収集した各種文化財の調書、写真、図面、話者からの聞き取り内容などといった記録資料は、被災した文化財の復旧等に重要な役割を果たす。しかしながら、これらの蓄積されたデータは県文化課、大分県立歴史博物館、大分県立先哲史料館、大分県立埋蔵文化財センターの各施設で管理・活用している状況である。今後は、被災した文化財の早急な復旧等に役立てるため、データの共有化・デジタル化や情報発信を図ることが必要である。

## 第2節 初動対応

### (1) 防災体制

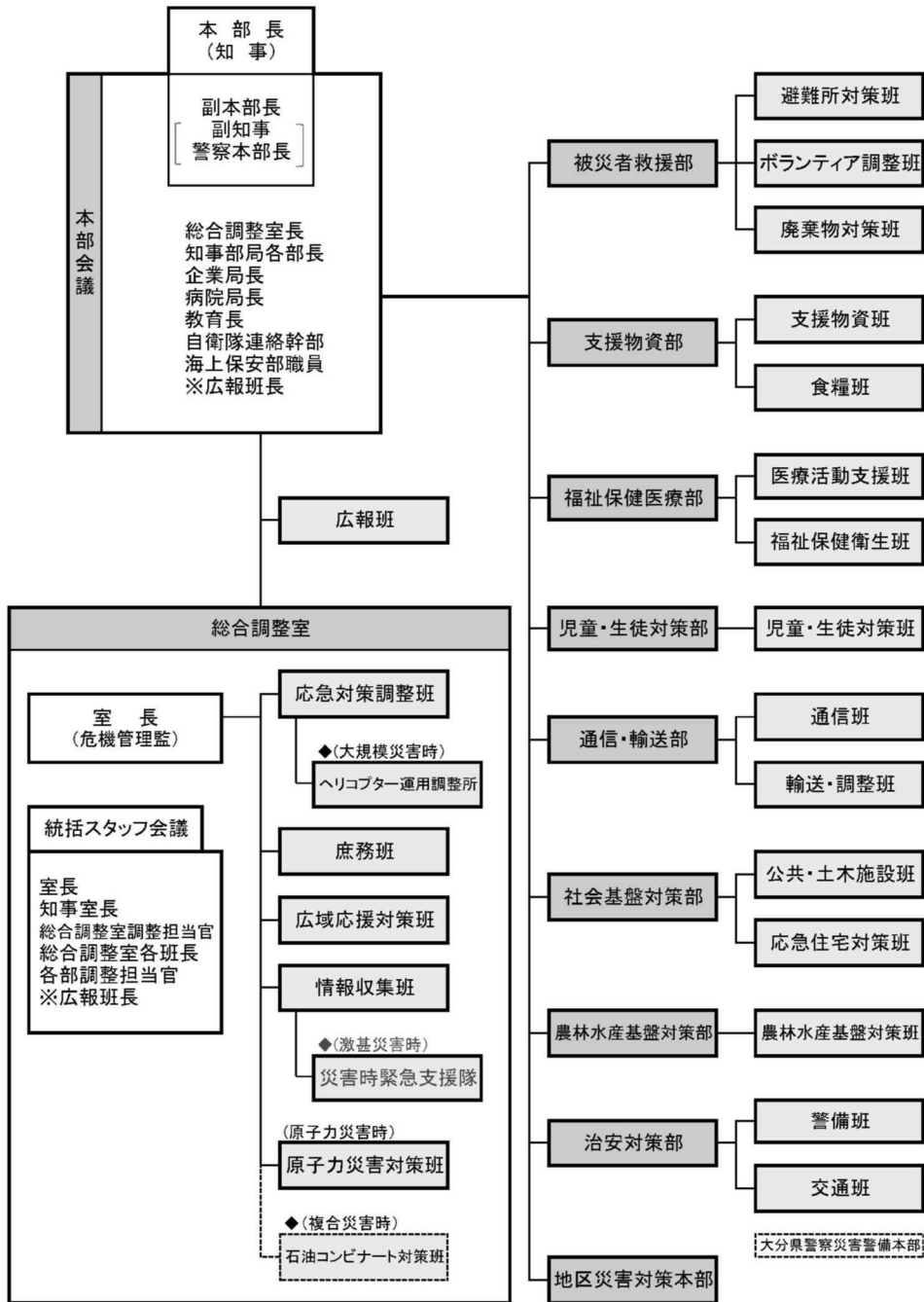
大分県における防災体制は「大分県災害対策本部条例」(昭和37年大分県条例41号)、「大分県災害対策本部規定」(昭和37年災害対策本部訓令第1号)及び「大分県災害対策本部等運営要綱」等により規定されている。

また、防災事務に関し、連絡調整及び各部局所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各所属に防災連絡員を配置するとともに災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための県庁内調整機関を設置している。

そして、大規模災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、知事が災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置まで至らないと判断した場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するという、段階的対応をとっている。

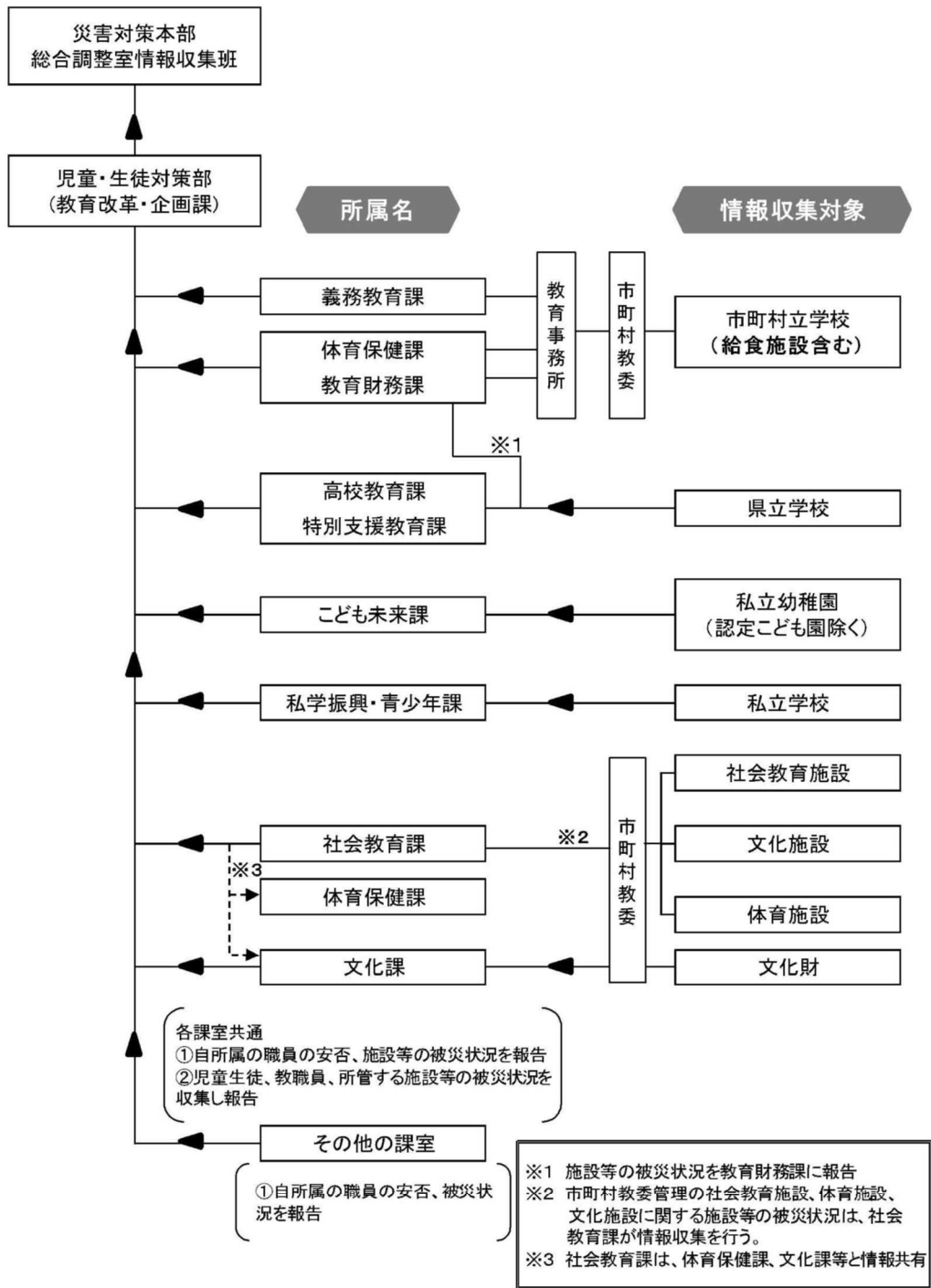
さらに、災害対策本部の組織は次頁のようになっており、文化財については、教育長が部長を務める児童・生徒対策部のなかに位置づけられ、市町村教育委員会を經由して情報を収集して、児童・生徒対策部を經由して災害対策本部総合調整室情報収集班に被災状況を報告することとなっている。

# 大分県災害対策本部組織図



◆ヘリコプター運用調整所、災害時緊急支援隊及び石油コンビナート対策班の設置・運営については、別途大分県ヘリコプター運用調整所活動要領、災害時緊急支援隊派遣要綱及び大分県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

図 5-1 大分県災害対策本部組織図



〈参考〉

- 社会教育施設：公民館、図書館、博物館、青年の家、少年自然の家、婦人教育会館、地域改善対策集会所、視聴覚センター、生涯学習センター、その他類似施設
- 体育施設：体育館、運動場、水泳プール、柔剣道場、相撲場、漕艇場、その他類似施設
- 文化施設：文化会館、文化ホール、美術館、その他類似施設

図 5-2 情報伝達経路図

## (2) 発災時の対応

発災時における対応として、『大分県地域防災計画』<sup>※i</sup>（地震津波対策編 325 頁・風水害対策編 296 頁）では、以下のように記されている。

### 6 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

#### (1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

#### (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市町村教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁  
国指定文化財等

#### (3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

#### (4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市町村・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

この『大分県地域防災計画』に基づき、発災時における文化財の被害状況を掌握するため、大分県では以下の手順で情報収集と対応を行っている。

まず、指定文化財に関する初動対応は、地震の場合は発災後となるが、台風や異常気象の場合は、県の災害対策連絡室が立ち上がった時点（津波の場合は注意報、大雨・洪水・暴風等の警報発表、火山噴火は火口周辺警報）で、注意喚起を兼ねて、各市町村の文化財行政主管課あて被災状況把握のための次の書式をメールにて送信し、以下の流れで情報収集と対応を行っている。

※i URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13550/oitakenchiikibousaikeikaku.html>



平成●年●月●日の●●●●による被害状況について(被害概要)  
【対象: 物的被害\_文化財等】

記入者  
平成29年 月 日 時 分現在

国指定文化財															
施設被害(件)															
国宝(建造物)	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	国宝(美術工芸品)	重要文化財(美術工芸品)	登録有形文化財(美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別天然記念物	天然記念物	登録有形文化財(有形文化財)	登録有形文化財(無形文化財)	その他	合計
															0

県指定文化財															
施設被害(件)															
有形文化財(建造物)	有形文化財(美術工芸品)	無形文化財	史跡	名勝	天然記念物	登録有形文化財	その他	合計							
															0

単位: 千円

都道府県名	市町村名	被害物件	種別	被害状況	被災区分	被害額(概算)	現在の対応状況	国庫補助要員の有無	起事業費	補助額	補助事業実施時期

※被害物件、市町村名にはフリガナを振ってください。  
※被害は、文化財の指定・登録ごとにあげてください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村欄に住所を登記してください。

図 5-3 被災文化財報告票

- ① 被災状況の集約
- 第1次 9:00 有者等から連絡のあった物件について、メールもしくは電話にて文化課へ報告（市町村職員が未確認でも報告）
  - 第2次 12:00 第1次と同様
  - 第3次 16:00 市町村担当者が巡回等により確認できた物件について、書式に入力してメールにて送信
- ② 集約後の対応
- 県文化課では以下の対応を順次行う。
- ・被災状況の第1次集約終了後、被災規模最大の文化財所在市町村に職員を派遣
  - ・被災地に赴いた職員は現地市町村担当者とともに被災状況を確認
  - ・被災地派遣職員帰庁後に課内で対策会議を開催し、今後の対応策を検討の上、検討結果を被災市町村へ連絡
  - ・被災状況を取りまとめて文化庁へ報告
  - ・文化庁からの指導内容を被災市町村へ連絡

次に、『大分県地域防災計画』の中で記述はしていない未指定文化財に関する初動対応は、発災後速やかに「文化財の保全・避難等の措置について（通知）」を各市町村の文化財行政主管課あてメールにて送信する。被災した文化財について、緊急に保全・避難等

の措置を講ずる必要が生じた場合に、考古資料・美術資料・民俗資料・記録資料に関しては大分県立歴史博物館が、古文書をはじめとする記録資料に関しては大分県立先哲史料館が、考古資料・石造物に関しては大分県立埋蔵文化財センターが窓口となって支援する。各施設は、市町村からの要請に応じ被災文化財所有者への対応を図り、対応後に3施設から文化課並びに該当市町村に対応内容を報告することになっている。

実際に平成24年と平成29年の九州北部豪雨の折りには、水損資料の保全について大分県立歴史博物館の学芸員が現地に赴き対応している。

### 第3節 復旧に向けた取組

#### (1) 文化財防災センターとの連携

文化財防災ネットワーク推進事業は、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災文化財等救援委員会の活動を基盤として、文化財等の防災に関するネットワーク構築を目的として平成26年に発足した。この中で、国立文化財機構内に文化財防災ネットワーク推進本部が設置されるとともに、本部の下に文化財防災ネットワーク推進室が設置され、ここを中核としてネットワーク構築のための各種活動が行われてきた。推進室の活動としては、①文化財等の防災・救出・保全に関する調査研究、②被災文化財等の劣化診断、保存環境、安定化処置や修理に関する研究、③無形文化遺産の防災と被災後の継承等に関する研究があり、それぞれの成果の情報発信・普及にも取り組んでいる。また、文化財等の防災・救援を実践する人材育成を目的とした地方公共団体担当者等への研修、地域住民の文化財防災意識を高めるための講演会・シンポジウムを開催している。この事業を基盤として、令和2年10月1日には頻発する各種の災害から文化財を守り、災害発生時の救援・支援を多くの専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するため、常設の体制として文化財防災センター<sup>※i</sup>が開設された。

### 文化財防災のための体制 2つの拠点:東日本ブロック、西日本ブロック

◎災害が起きた際、初動対応の迅速化と連携・情報共有の強化を図る

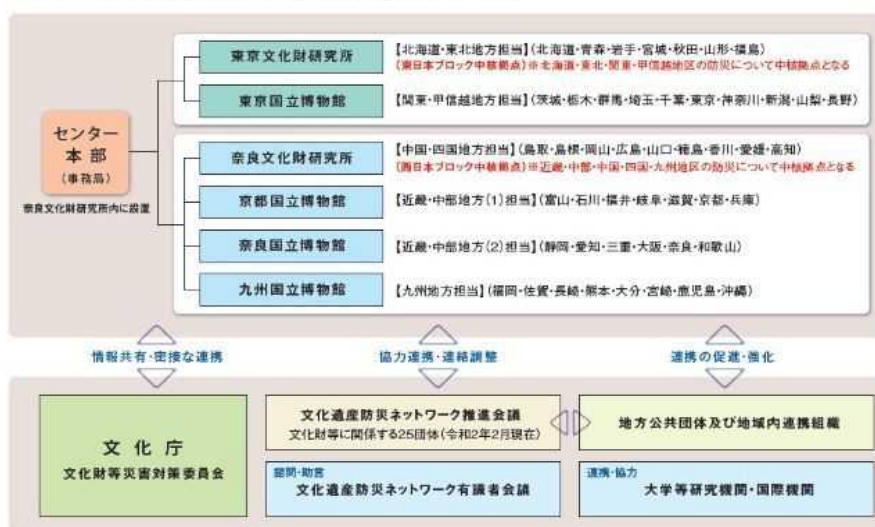


図5-4 文化財防災センター組織図（文化財防災センターHPより引用）

※i URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13550/oitakenchiikibousaikeikaku.html>

以上のさまざまな活動と並行して、文化庁は、自然災害により、広域または大量の文化財被害が発生した場合、被災した文化財等を緊急的に保全するため、動産文化財を対象とする「文化財レスキュー事業」及び、歴史的建造物を対象とする「文化財ドクター派遣事業」を相次いで立ち上げた。「文化財レスキュー事業」は、1995年の阪神淡路大震災に際して実施されたのを最初の例として、以後2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震まで3回実施されている。また、2019年10月台風で被害を受けた川崎市市民ミュージアムに関しては、文化庁が川崎市からの要請を受け、支援活動の実施を決定し、これを根拠として関係各団体が支援活動を実施した。県内における文化財ドクター派遣事業の活用事例が、平成28年の熊本地震に伴う「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業」である。

## (2) 復旧に向けた取組と課題

### ①文化財ドクター派遣事業と文化財レスキュー事業

文化財ドクター派遣事業について、熊本地震に伴う「熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業」として、大分県教育委員会、地震復旧支援委員会派遣員を構成する大分県ヘリテージマネージャー、九州ブロック建築士会各県代表、日本建築家協会の協力体制の下で、まず被災状況を把握することから始められた。調査対象地域は、震度6弱を記録した別府市、由布市、震度5強を記録した竹田市、日田市、豊後大野市、九重町とされ、対象物件は日本建築学会のデータベースを基本に、県教育委員会が実施した『大分県近代和風建築』の収集データや、大分県建築士会の文化財建造物の専門育成事業・歴史的建造物の掘り起こし事業のデータを加味して選定された。各地域の調査は、大分県ヘリテージマネージャーが他県からの派遣員を案内する形で進められ、373件の建造物が調査された。調査は、緊急把握の必要性から、まず外観目視によって行われ、この中で被害が甚大で、滅失の危険性が高い建造物が地域ごとに抽出された。これを第1次調査として、第2次調査では、そうした被害が甚大な建造物の詳細調査が実施された。この調査結果に基づいて、湯の花小屋の旧組合事務所（別府市）などの建造物の保存修理が行われた。

文化財レスキュー事業については、有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財のうち、動産の文化財の緊急避難と応急処置が施される。被災した文化財を安全な場所に移し、状態を点検した上で写真撮影、調書作成による記録をとり、乾燥、埃落し等の応急処置を施し、救出資料のデータ整理を行い、専門の修復業者に引き渡す。文化財レスキュー事業では、救援本部からの依頼を受けて、職員を派遣するという体制がとられ、大分県では、平成28年の熊本地震の際に職員8名が熊本県に派遣された。派遣される職員の職種は問われず、個人の経験や専門性によって、救援本部事務局が従事作業を調整することとなる。

文化財レスキューでは複数の県の職員と作業することとなる。また、数日おきに職員が入れ替わるため、記録作成と引き継ぎ作業を正確に行うことが求められる。平成28年次文化財レスキュー事業においては、派遣要請があった際に組織的に解決しなければならない問題もあり、職員の派遣に対する体制作りが喫緊の課題である。なお、レスキュー事業は被災県から文化庁に対して要請を行って初めて派遣が決定するものである。そのため被災した場合には、人命救助を最優先に行った上で可能な限り速やかに文化財の被災状況を確認し、レスキュー派遣要請が行えるよう連絡体制を整え、県庁内、市町村

及び関係機関にてその体制を共有しておく必要がある。

また、別府大学では九州を中心に各地方公共団体と連携し、文化財の保存技術の研究と教育、自然災害等への対処のための体制基盤とするため、平成29年に九州文化財保存推進連絡会議及び九州文化財保存学研究会を立ち上げた。連絡会議は地方公共団体・諸研究機関等からなり、研究会では地方公共団体・研究機関に加え研究者や一般の方々も参加可能となっている。連絡会議及び研究会には県文化課も参加しており、被災文化財の修復と保存、文化財の防災について定期的に研究会やシンポジウムが開催されている。

さらに、県内の歴史や考古・美術・民俗の研究者が会員となって、定期的に調査・研究活動を行っている大分県地方史研究会や、地域の災害史の研究を継続している大分県史談会協議会等もあり、各会員が文化財の防災に関する興味関心を高めてきている。そのため、今後も他の地方公共団体や研究機関等との情報共有と発災時の連携体制を整備することで、有事に備えるためのネットワークの構築を進めていく。

## ②復旧事業の課題と今後の対応

大規模災害が発生した際、文化庁や機構の文化財防災センターに連絡し、文化財ドクター派遣事業や文化財レスキュー事業のように多くの関係団体や専門家と連携して救援・復旧活動を比較的早い段階で組織的に実施していくことになる。しかし、それぞれの活動を掌握する職員や隣県との情報共有を行う職員の配置が必要となる。また、被災した県や市町村への職員の派遣については、要請方法や旅費などあらかじめ協議しておく必要がある。今後は、九州が一丸となって大規模災害からの復興を行わなければならない時期に来ている。また、文化財ドクター派遣事業は、地震発生時には「危険度判定」のための調査（第1次調査）が実施され、そのデータを基にヘリテージマネージャーによる歴史的建造物の被害調査（第2次調査）が実施される。しかし、台風や風水害では第1次調査がないため、第2次調査へ進めず、被災した未指定の建造物を取り壊される可能性がある。これを回避するためにも、市町村は平常時から未指定文化財を含めたリストの作成を行い、作成したリストを基に被災状況の把握ができる体制づくりを行う必要がある。さらに、動産文化財についても同様に未指定文化財を含めたリストを作成しておくことで、文化財レスキュー事業がスムーズに実施される。この動産文化財のリストについては、地震等で倒壊した建造物から文化財を救出する際にも役立ち、水害が発生しそうな情報を得た際には事前に文化財を水損から回避することもできる。

地震や水害で被災した文化財は、地域コミュニティのシンボルとして地域の復興・再生に寄与し、復旧事業を実施していくことになる。この際、所有者が明確でない文化財については、事業の申請が行われなため復旧に時間を要することがある。人口減少や過疎化により継承が困難な文化財については、管理責任者の選任や、管理団体を置くなどして、文化財の責任者を明確にしておく必要がある。

東日本大震災復興構想会議の提言（「復興への提言～悲慘のなかの希望～」）において、「震災被害や住民避難等で維持が困難となった地域コミュニティの再生のため、文化財の修理・修復を進めることが必要であり、伝統的行事や方言の再興、保存、継承への支援を行うことが求められ、地元の歴史や文化を大切にし、文化遺産を承継することにより、地域のアイデンティティの保持を図ることが重要である」とある。被災した文化財の復旧は、被災地の復興に不可欠なものと位置づけられるため、国・県・市町村はもとより、九州各県とも協力しながら復旧事業に取り組むことが今後は重要になると考える。

## <第6章 文化財の保存・活用の推進体制>

### 第1節 推進体制

#### (1) 県の文化財行政主管課

大分県における文化財保護行政機構の大きな変化は昭和40年代に起こった。昭和46年に、これまでの教育委員会社会教育課の係長以下3名の文化財係から、独立して室長以下12名体制の文化室が発足し、さらに47年には文化課となって、県の文化行政・文化財行政の充実振興を図ることになった。

平成元年には文化課に先哲叢書編さん班も設置され、管理係・文化企画係・文化財管理係・埋蔵文化財第1係・埋蔵文化財第2係の5係1班の大所帯となっていた。その後、大分県立先哲史料館の開館、大分県教育庁埋蔵文化財センターの設置に伴い、先哲叢書編さん班、埋蔵文化財第1係、埋蔵文化財第2係が廃止となり、知事部局に芸術文化スポーツ振興課が設置されることに伴い文化企画係の規模が縮小され、現在は教育文化班と文化財班の2班体制となっている。

文化庁から、文化財を、それをはぐくんだ風土とともに守ろうとする風土記の丘構想が示されたことに伴い、大分県では昭和45年に「宇佐風土記の丘」計画を策定した。そして、翌年から3カ年にわたり川部・高森古墳群の学術調査を実施して「史跡公園—宇佐風土記の丘—」建設基本計画を策定し、49年からは古墳群を含む15.3haを公有化し、昭和56年にうさ・くにさきの歴史と文化をテーマとする大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館した。その後、平成10年には常設展示室の大規模増設と展示内容の刷新を行い、大分県立歴史博物館として今に至っている。

昭和49年から始まった『大分県史』編さん事業の後を受け、平成元年から大分県の人物に関する『大分県先哲叢書』編さん事業が始まった。編さんの過程で収集した大分県の先哲に関する資料や、大分県に関する歴史資料について調査研究し公開する施設として、平成7年2月に、大分県立先哲史料館が大分県立図書館・大分県公文書館ともに開館し、大分県の人物や記録資料に関する中核施設としての役割を担っている。

これまで、大分県教育委員会文化課によって行なわれていた発掘調査等の業務を、より効率的に行なうため、平成16年4月に大分県教育庁埋蔵文化財センターが設置された。その後、平成26年に大分県立芸術会館が大分県立美術館として移転開館したことに伴い、旧大分県立芸術会館を大規模改修して、埋蔵文化財センターとしては、日本最大級の展示室を誇る大分県立埋蔵文化財センターとして平成29年4月にリニューアルオープンした。

#### 【県の体制】(令和2年度)

##### ○文化課

##### <教育文化班>

- ・著作権に関すること
- ・学校の文化関係団体に関すること
- ・ユネスコ活動に関すること
- ・博物館に関すること
- ・歴史博物館に関すること
- ・先哲史料館に関すること
- ・埋蔵文化財センターに関すること

##### <文化財班>

- ・文化芸能に関すること
- ・文化財の保護に関すること
- ・文化財の調査に関すること
- ・刀剣類等の登録に関すること
- ・文化財保護審議会に関すること



○歴史博物館

総務課・企画普及課・学芸調査課

○先哲史料館

○埋蔵文化財センター

総務課・企画普及課・調査第一課・調査第二課

【県条例等】

条例 大分県文化財保護条例

大分県文化財保護審議会条例

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例

大分県立歴史博物館協議会条例

大分県立先哲史料館の設置及び管理に関する条例

大分県先哲叢書編さん審議会条例

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

規則 大分県文化財保護条例施行規則

大分県立歴史博物館管理規則

大分県立歴史博物館利用規則

大分県立先哲史料館管理規則

大分県立先哲史料館利用規則

大分県立埋蔵文化財センター管理規則

大分県立埋蔵文化財センター利用規則

大分県文化財保護指導委員の設置に関する規則

登録審査委員の任命に関する規則

大分県埋蔵文化財取扱規則

(2) 連携体制

① 大分県文化財保護審議会

保護法第190条第1項の規定に基づき、文化財の保存と活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に教育委員会に建議するため昭和50年に設置された。

令和3年3月現在、委員17名（考古2・歴史2・建造物2・石造文化財1・彫刻1・美術2・民俗1・名勝1・動物1・植物1・地質1・観光振興1・普及啓発1）で構成されており、委員は学識経験を有する者及び関係行政機関の職員の内から、教育委員会が委嘱・任命し、その任期は2年で再任もできる。

② 大分県文化財保護指導委員

保護法第191条第1項の規定に基づき、県内に所在する国指定の文化財や重要遺跡について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うため、昭和51年に設置された。

令和3年3月現在、委員19名で構成されており、委員は地域の文化財について知見を有する者を委嘱し、その任期は2年で再任もできる。

### ③ 庁内の関係組織との連携

文化財行政は、教育委員会の関係課・機関及び知事部局の関係課・室・機関と密接な関わりがあり、これまでも土木建築部の関係課との定例会や協議、公共事業従事者研修会での説明を通して、開発行為の調整や周知を図っている。また、生活環境部や農林水産部の関係課との定期的な会議を開催し、カモシカの保護対策について協働して取り組んでいる。今回、本大綱の策定に当たり、文化課をはじめ他部局他課で庁内ワーキンググループを組織した。今後も引き続き、ワーキンググループの関係課は言うまでも無く、さらに文化財行政と関係する関係各課とも緊密に連携しながら文化財の保存・活用を推進していく。

### ④ 市町村との連携

本大綱は、大分県の今後の文化財行政の方向性を示すものであり、今後、「オール大分」で文化財の保存・活用を推進していくためには、県内の18市町村が本大綱を勘案して文化財保存活用地域計画を作成し、これに基づいて施策を推進していく必要がある。

このため、これからも県と市町村の文化財行政主管課長で構成する「大分県市町村文化財行政主管課長会議」の年1回の継続開催を通して、県と市町村間における情報共有、意思疎通を図っていく。さらに「大分県文化財行政実務担当者研修」の年2回実施を継続することで、県と市町村間の諸課題等の協議を進め、情報交換や協議の成果を市町村の支援等に反映させる。

## (3) 関係団体

今後、県内の文化財の保存・活用を一層推進していくに当たって、以下の団体をはじめ、関連のある民間団体との連携・協働を強化する。また、文化財の保存・活用について助成を行っている企業や民間団体もあり、公民連携の観点から、企業・民間団体との連携を進めていく。

### ① 大分県文化財愛護少年団連絡協議会

地域で文化財の定期清掃や学習活動、伝統芸能の練習に取り組んでいる文化財愛護少年団の相互の連絡を密にして愛護活動の強化・発展を図るため昭和53年に組織された。県は、これまで、毎年の総会や指導者研修会、全団体の子どもたちが一堂に会する「つどい」の開催を支援しており、これからも支援を通じて、愛護活動の普及と後継者の育成に努めていく。

### ② 大分県地方史研究会

大分県の歴史と文化の解明を目指して、昭和29年に設立された研究会で、これまで会誌『大分県地方史』を239号刊行し、毎月の分科会や年1回の大会を通して、大分県の歴史研究に寄与している。これからも研究会への支援を通じて、県内の文化財・伝統文化の調査研究を進めていく。

### ③ 大分県史談会協議会

県内各地域で活動している郷土史グループの支援と連携を目的として平成26年に発足した協議会で、地域の歴史や文化財に詳しい方々と連携を図ることによって、新たな文化財の発掘に繋げていく。

#### ④ 公益社団法人大分県観光協会

文化財を地域資源として、活用を推進していく上で、魅力ある商品の企画や、観光マインドを持った人材の育成について同協会と今後、連携を図る。

#### ⑤ 公益社団法人大分県建築士会

指定建造物の耐震予備基礎診断、地震発生時の歴史的建造物の応急危険度判定や応急措置に対応できるような研修会の開催など、引き続き、同会と連携する。

#### ⑥ 大分県博物館協会

県内の美術館、博物館、歴史民俗資料館等における文化財の保存と活用、災害発生時の文化財等の救援活動について、引き続き同協会と連携する。

### 第2節 今後の体制整備の方針

文化財は、これまでのように地域で大切に保存されるものという役割だけでなく、これからは教育資源・観光資源・環境資源・健康資源など様々な地域資源として活用されることで、地方創生や地域活性化へ貢献するものとしての役割が求められている。しかしながら、文化財を担うべき後継者の不足や、文化財の保存と活用を支援すべき県や市町村の職員数と専門性の問題が存在しているのが現状である。

文化財の適切な保存と活用のためには、文化財を担うべき人を所有者や関係者に頼るだけでなく、また保存と活用の支援を地方公共団体が担うだけではなく、地域社会や関係機関・団体が連携して取り組んでいくことが、今まさに求められている。

そのため、県としては、まず、文化財の魅力をより多くの人々に知ってもらう様々な取組の実施や支援を通して、人々が地域の文化財の魅力を発見し、地域の文化財を地域で守り伝えていく気運の醸成に努める。さらに、専門的スキルや特徴的な取組を推進する各種団体と連携して人材育成のための有効な研修の実施を通して、県及び市町村の文化財行政担当職員のスキルアップを図るとともに、様々な地域で活動する人材が交流できる場を設定することで関連機関・団体との連携を進め、より多くの人々で文化財を守り伝えていく体制の構築をめざす。

以上のような方針の基、持続可能な文化財保護体制の確立とともに、文化財に関する様々な課題の解決に努め、地域とともに大分の文化財を活かして守る取組を推進していく。

【市町村教育委員会文化・文化財行政主管課所在一覧】

市町村名	上段) 課・室名 / 下段) 住所	上段) TEL / 下段) FAX
中 津 市	社会教育課文化財室	TEL (0979) 23-8615
	〒871-0057 中津市 1290 番地 (三ノ丁) 中津市歴史博物館	FAX (0979) 23-8615
豊後高田市	文化財室	TEL (0978) 53-5112
	〒872-1101 豊後高田市中真玉 2144 番地 12	FAX (0978) 53-4731
宇 佐 市	社会教育課	TEL (0978) 32-1111
	〒879-0492 宇佐市大字上田 1030 番地の 1	FAX (0978) 33-5120
姫 島 村	社会教育課	TEL (0978) 87-2111
	〒872-1501 東国東郡姫島村 1681-2	FAX (0978) 87-3567
国 東 市	文化財課	TEL (0978) 72-2677
	〒873-0504 国東市国東町安国寺 1639-2	FAX (0978) 72-2505
杵 築 市	文化・スポーツ振興課	TEL (0978) 63-5558
	〒873-0014 杵築市大字本庄 2005 番地	FAX (0978) 63-5559
日 出 町	文化・スポーツ振興課	TEL (0977) 73 - 3222
	〒879-1506 速見郡日出町 3891 番地 2	FAX (0977) 72-8680
別 府 市	社会教育課	TEL (0977) 21-1111
	〒874-8511 別府市上野口町 1 番 15 号	FAX (0977) 22-5100
大 分 市	文化財課	TEL (097) 537-5639
	〒870-8504 大分市荷揚町 2-31	FAX (097) 536-0435
臼 杵 市	文化・文化財課	TEL (0972) 63-1111
	〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72 番 1	FAX (0972) 63-1374
津 久 見 市	生涯学習課	TEL (0972) 82-9528
	〒879-2431 津久見市大友町 5 番 15 号	FAX (0972) 85-0081
由 布 市	社会教育課	TEL (097) 582-1203
	〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地	FAX (097) 582-1245
佐 伯 市	社会教育課	TEL (0972) 22-4234
	〒876-0853 佐伯市中村東町 6 番 9 号	FAX (0972) 22-3912
豊後大野市	社会教育課	TEL (0974) 42-4141
	〒879-6643 豊後大野市緒方町下自在 172 番地	FAX (0974) 42-2705
竹 田 市	まちづくり文化財課	TEL (0974) 63-4818
	〒878-8555 竹田市大字会々 1650 番地	FAX (0974) 63-2373
日 田 市	文化財保護課	TEL (0973) 24-7171
	〒877-8601 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号	FAX (0973) 24-7024
九 重 町	社会教育課	TEL (0973) 76-3888
	〒879-4803 玖珠郡九重町大字後野上 17-4	FAX (0973) 76-3877
玖 珠 町	社会教育課	TEL (0973) 72-7151
	〒879-4405 玖珠郡玖珠町大字岩室 24 番地の 1	FAX (0973) 73-9132

【大分県文化財保存活用大綱策定委員】（敬称略）

専 門	氏 名	所 属 等
歴 史 （委員長）	飯 沼 賢 司	別 府 大 学 学 長
民 俗 （副委員長）	段 上 達 雄	別 府 大 学 教 授
美 術 工 芸	篠 崎 悠 美 子	別 府 大 学 教 授
考 古	菊 田 徹	元 臼 杵 市 歴 史 資 料 館 館 長
防 災	岡 田 健	国立文化財機構 文化財防災センター 東京分室長
地 域 振 興	小 山 龍 介	株式会社ブルームコンセプト 代表取締役
観 光	金 谷 俊 樹	別府大学文化財研究所客員研究員
植 物	小 田 毅	元大分県文化財保護審議会委員

【大分県文化財保存活用大綱策定ワーキンググループ】（敬称略）

組 織 名	職 名	氏 名	期 間
教育改革・企画課	主 査	末松 敬雅	令和元年度
	副 主 幹	筒井 映介	令和2年度
義務教育課	指 導 主 事	渕野 俊二	令和元～2年度
県立図書館	主 幹 司 書	宗 千 晶	令和元～2年度
県立歴史博物館	主 任 研 究 員	越智 淳平	令和元～2年度
県立先哲史料館	主 幹 研 究 員	櫻井 成昭	令和元～2年度
県立埋蔵文化財センター	副 主 幹	横 澤 慈	令和元～2年度
芸術文化スポーツ振興課	主 幹 学 芸 員	吉田 浩太郎	令和元年度
	主 幹 学 芸 員	池田 隆代	令和2年度
自然保護推進室	主 事	阿部 博文	令和元年度
	室長補佐（総括）	松木 京子	令和2年度
防災対策企画課	主 幹（総括）	山 口 満	令和元年度
	副 主 幹	津田 基樹	令和2年度
観光政策課	課長補佐（総括）	長谷部 貴志	令和元～2年度
都市・まちづくり推進課	主 幹（総括）	河部 明美	令和元年度
	課長補佐（総括）	城谷 淳一	令和2年度
県立美術館	学芸企画課長	菅野 剛宏	令和2年度
元県文化課文化財班	県立先哲史料館	手嶋 義文	令和2年度
	県立大分南高等学校	今井 貴弘	令和2年度

※ 令和元～2年度継続の参加者については、令和2年度の職名を掲示



【大分県文化財保護審議会委員】（敬称略）

専 門		氏 名	所 属 等
有形文化財・史跡・名勝	考古・歴史 (先史時代)	武末 純一	福岡大学名誉教授
	考古・歴史 (古代以降)	下村 智	別府大学教授
	古文書・歴史 (中世)	飯沼 賢司	別府大学学長
	古文書・歴史 (近世以降)	福田 千鶴	九州大学教授
	建造物 (社寺・建築構造)	伊東 龍一	熊本大学教授
	建造物 (民家・町並)	岸 泰子	京都府立大学准教授
	石造文化財	田中 裕介	別府大学教授
	彫刻・工芸・歴史 (仏像)	渡辺 文雄	元別府大学教授
	美術・工芸 (美術史)	吉住 磨子	佐賀大学教授
	美術・工芸 (文化財保存)	篠崎 悠美子	別府大学教授
無形文化財・民俗文化財		段上 達雄	別府大学教授
名 勝		恵谷 浩子	奈良文化財研究所研究員
天然記念物	動物	馬場 稔	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員
	植物	桑原 佳子	九州産業大学非常勤講師
	地質	千田 昇	大分大学名誉教授
観光振興		小山 龍介	(株)ブルームコンセプト代表取締役
広報（普及・啓発）		海原 みどり	(株)大分放送メディア局アナウンス部部长

【大分県文化財保存活用大綱事務局】

組 織 名	職 名	氏 名	期 間
大分県教育委員会	教育長	工藤 利明	令和元～2年度
大分県教育庁文化課	課長	木下 敬一	令和元～2年度
	参事	三重野 誠	令和元～2年度
	主幹	平川 毅	令和2年度
	主幹	佐々木 直	令和元年度
	主幹	山路 康弘	令和元～2年度
	主査	高宮 なつ美	令和元～2年度
	主事	井 大樹	令和元～2年度

# 【 卷 末 資 料 】

## ◇国・県指定等文化財一覧

### 国指定文化財

#### 国宝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	富貴寺大堂	昭和 27. 11. 22	豊後高田市田染蒔 2395 番地	富貴寺	※1
2	宇佐神宮本殿	昭和 27. 11. 22	宇佐市南宇佐 2859 宇佐神宮	宇佐神宮	※1
3	孔雀文磬	昭和 28. 3. 31	宇佐市南宇佐 2859 宇佐神宮	個人	
4	白杵磨崖仏	平成 7. 6. 15	臼杵市大字深田字古園、大字中尾字山王山・字ホキ	臼杵市	※1

#### 重要文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	太刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
2	太刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
3	薙刀直シ刀	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
4	銅造仏像	昭和 25. 8. 29	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
5	木造十一面観音立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 2-8	永興寺	※1
6	木造兜跋毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 2-8	永興寺	
7	木造毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 2-8	永興寺	
8	木造毘沙門天立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 2-8	永興寺	
9	木造四天王立像	昭和 25. 8. 29	日田市城町 2 丁目 2-8	永興寺	
10	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
11	木造不動明王二童子立像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
12	木造大威徳明王像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
13	木造四天王立像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染真木 1796 番地	真木大堂	
14	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	豊後高田市田染蒔 2395 番地	富貴寺	※1
15	銅板法華経	昭和 25. 8. 29	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
16	照恩寺宝塔	昭和 25. 8. 29	国東市武蔵町三井寺 407	照恩寺	
17	岩戸寺宝塔	昭和 25. 8. 29	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
18	泉福寺開山堂	昭和 25. 8. 29	国東市国東町横手 1913	泉福寺	※1
19	木造僧形八幡神坐像・女神坐像	昭和 25. 8. 29	杵築市奈多 229	奈多宮	
20	銅鐘	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
21	木造大鷦鷯命坐像・大葉枝皇子坐像・小葉枝皇子坐像・雌鳥皇女坐像・隼総別皇子坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
22	白鞘入剣	昭和 25. 8. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
23	善光寺本堂	昭和 25. 8. 29	宇佐市下時枝 237	善光寺	
24	木造薬師如来坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
25	木造不動明王坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
26	木造阿弥陀如来坐像	昭和 25. 8. 29	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
27	神角寺本堂	昭和 25. 8. 29	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
28	銅鐘	昭和 25. 8. 29	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	中川神社	
29	田原家五重塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田杵掛	個人	
30	長木家宝塔	昭和 29. 3. 20	国東市国東町東堅来	個人	
31	宝塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田石丸 1412 番地	杵築市	
32	財前家宝塔	昭和 29. 3. 20	杵築市大田小野	個人	
33	宝塔	昭和 29. 3. 20	国東市安岐町朝来	個人	
34	龍岩寺奥院礼堂	昭和 29. 9. 17	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
35	宝篋印塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市大字深田字木原 929 の 2 番地	臼杵市	
36	五輪塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市大字中尾	個人	
37	九重塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市野津町大字王子字中馬場 3089 番地	臼杵市	
38	五輪塔	昭和 29. 9. 17	臼杵市野津町大字八里合字津留平 1162	臼杵市	
69	木造阿弥陀如来立像	昭和 36. 1. 26	豊後高田市長岩屋 1152 鬼会ノ里	豊後高田市	※1
39	紙本淡彩稲川舟遊図	昭和 37. 6. 21	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	大分県	※1
40	絹本着色歳寒三友雙鶴図	昭和 38. 7. 1	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	個人	※1

41	菅尾磨崖仏	昭和 39. 5. 26	豊後大野市三重町浅瀬 466	豊後大野市	
42	熊野磨崖仏	昭和 39. 5. 26	豊後高田市田染平野 2544	豊後高田市	
43	田能村竹田関係資料	昭和 44. 6. 20	大分市大字上野 865 番地 大分市美術館	大分市	※1
44	三浦梅園遺稿	昭和 44. 6. 20	国東市安岐町富清 2507 番地 1 国東市三浦梅園資料館	個人	
45	木造太郎天及二童子立像	昭和 45. 5. 25	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
46	宇佐宮神領大鏡	昭和 45. 5. 25	宇佐市南宇佐	個人	
47	木造普賢延命菩薩坐像	昭和 50. 6. 12	大分市下八幡 1382	大山寺	
48	塑造三尊仏像残欠	昭和 50. 6. 12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
49	行徳家住宅	昭和 50. 6. 23	日田市大字夜明 3256 番地	日田市	※1
50	後藤家住宅	昭和 50. 6. 23	大分市荷尾杵	個人	※1
51	神尾家住宅	昭和 50. 6. 23	中津市山国町守実	個人	※1
52	石甲	昭和 51. 6. 5	臼杵市大字稲田字林西平 131 番地	臼杵神社	※1
53	大野老松天満社旧本殿	昭和 53. 5. 31	日田市前津江町大野 833	大野老松天満社	※1
54	大堂壁画	昭和 53. 6. 15	豊後高田市田染藪 2395 番地	富貴寺	
70	綾本著色法華経絵	昭和 54. 6. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	※1
55	白檀塗浅葱糸威腹巻	昭和 55. 6. 6	大分市八幡 987	杵原八幡宮	※1
56	木造金剛力士立像	昭和 57. 6. 5	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
57	旧矢羽田家住宅	昭和 57. 6. 11	日田市大山町大字西大山 3603 番 3	日田市	※1
58	薦神社神門	昭和 63. 12. 19	中津市大字大貞 209	薦神社	
59	願成院本堂	昭和 63. 12. 19	竹田市大字竹田寺町	願成院	※1
60	木造薬師如来坐像	平成 1. 6. 12	宇佐市南宇佐 2801	大善寺	※1
61	木造弥勒仏及両脇侍像	平成 1. 6. 12	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
62	宇佐神宮造営図	平成 2. 6. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
63	絹本著色放牛光林像	平成 2. 6. 29	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	龍祥寺	
64	木造大日如来坐像	平成 3. 6. 21	大分市上野丘 2 丁目 8-27	金剛宝戒寺	
65	杵原八幡宮文書	平成 3. 6. 21	大分市八幡 987	杵原八幡宮	※1
66	木造四天王立像	平成 5. 1. 20	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	
67	宋版宏智録	平成 7. 6. 15	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
68	紙本著色遊行上人絵伝	平成 9. 6. 30	別府市風呂本 1 組	永福寺	※1
71	白水溜池堰堤水利施設	平成 11. 5. 13	竹田市大字次倉、荻町大字柏原	富士緒井路土地改良区	※1
72	旧日野医院	平成 11. 12. 1	由布市湯布院町川西	個人	※1
73	虹潤橋	平成 11. 12. 1	臼杵市野津町大字西畑、豊後大野市三重町菅生	臼杵市・豊後大野市	※1
74	泉福寺仏殿	平成 13. 11. 14	国東市国東町横手 1913	泉福寺	※1
75	木造俱利伽羅竜剣	平成 16. 6. 8	杵築市山香町大字小武 1592-1	小武寺	
76	長福寺本堂	平成 18. 7. 5	日田市豆田町 5-13	長福寺	
77	草野家住宅	平成 21. 12. 8	日田市豆田町	個人	※1
78	大分県吹上遺跡出土品	平成 22. 6. 29	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	日田市	
79	杵原八幡宮	平成 23. 6. 20	大分市八幡 987	杵原八幡宮	※1
80	木造足利尊氏坐像	平成 24. 9. 6	国東市国東町安国寺 2245	安国寺	
81	銅像観音菩薩立像	平成 24. 9. 6	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	長谷寺	
82	豊前国宇佐宮絵図	平成 25. 6. 19	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
83	大分県免ヶ平古墳出土品	平成 26. 8. 21	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
84	羅漢寺石仏	平成 26. 8. 21	中津市本耶馬溪町跡田 1501	羅漢寺	※1
85	旧成清家日出別邸	平成 26. 9. 18	速見郡日出町三ノ丸 2663 番地 他	日出町	※1
86	大分県府内大友氏遺跡出土品	令和元. 7. 23	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	

#### 重要無形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	小鹿田焼	平成 7. 5. 31	日田市源栄町皿山	小鹿田焼技術保存会	

#### 重要有形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	傀儡子	昭和 31. 4. 26	中津市大字伊藤田	古要神社	
2	山香の石風呂	昭和 40. 6. 9	杵築市山香町山浦	地区	

3	尾崎の石風呂	昭和 43. 5. 31	豊後大野市緒方町小宛	個人	
4	蒲江の漁撈用具	平成 6. 12. 13	佐伯市蒲江大字竹野浦河内	佐伯市	

#### 重要無形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	修正鬼会	昭和 52. 5. 17	豊後高田市市長岩屋、国東市国東町岩戸寺・成仏	長岩屋修正鬼会保存会、岩戸寺修正鬼会保存会、成仏寺修正鬼会保存会	
2	古要神社の傀儡子の舞と相撲	昭和 58. 1. 11	中津市大字伊藤田	古要傀儡子保存会	
3	日田祇園の曳山行事	平成 8. 12. 20	日田市隈・竹田・豆田	日田祇園山鉦振興会	
4	吉弘楽	平成 8. 12. 20	国東市武蔵町吉広	吉弘楽保存会	
5	別府明礬温泉の湯の花製造技術	平成 18. 3. 15	別府市大字鶴見・大字野田	明礬温泉湯の花製造技術保存会	
6	御嶽神楽	平成 19. 3. 7	豊後大野市清川町宇田枝	御嶽神楽保存会	
7	豊前神楽	平成 28. 3. 2	中津市、宇佐市、福岡県	大分県豊前神楽保存連合会	

#### 特別史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	臼杵磨崖仏 附 日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔、承安二年在銘五輪塔	昭和 27. 3. 29	臼杵市大字前田・大字深田・大字中尾	

#### 史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	咸宜園跡	昭和 7. 7. 23	日田市淡窓	
2	穴観音古墳	昭和 8. 2. 28	日田市内河野	
3	豊後国分寺跡	昭和 8. 2. 28	大分市国分	
4	大分元町石仏	昭和 9. 1. 22	大分市元町	
5	高瀬石仏	昭和 9. 1. 22	大分市高瀬	
6	犬飼石仏	昭和 9. 1. 22	豊後大野市犬飼町田原	
7	菅尾石仏	昭和 9. 1. 22	豊後大野市三重町浅瀬	
8	緒方宮迫東石仏	昭和 9. 1. 22	豊後大野市緒方町久土知	
9	緒方宮迫西石仏	昭和 9. 1. 22	豊後大野市緒方町久土知	
10	千代丸古墳	昭和 9. 5. 1	大分市宮苑	
11	築山古墳	昭和 11. 9. 3	大分市本神崎	
12	岡城跡	昭和 11. 12. 16	竹田市大字竹田	
13	旧竹田荘 附 田能村竹田墓	昭和 23. 1. 14	竹田市大字竹田殿町	
14	廣瀬淡窓旧宅及び墓	昭和 23. 1. 14	日田市中城町・豆田町・港町	
15	熊野磨崖仏 附 元宮磨崖仏及び鍋山磨崖仏	昭和 30. 2. 15	豊後高田市田染平野・田染真中・田染上野	
16	下山古墳	昭和 32. 7. 10	臼杵市大字諏訪	
17	鬼塚古墳	昭和 32. 11. 28	国東市国見町中	
18	葛原古墳	昭和 32. 11. 28	宇佐市大字葛原	
19	鬼ノ岩屋・実相寺古墳群	昭和 32. 11. 28	別府市大字北石垣	
20	四日市横穴群	昭和 32. 11. 28	宇佐市四日市	
21	七ツ森古墳群	昭和 34. 5. 13	竹田市大字戸上	
22	法恩寺山古墳群	昭和 34. 5. 13	日田市日高	
23	三浦梅園旧宅	昭和 34. 5. 13	国東市安岐町富清	
24	福沢諭吉旧居	昭和 46. 6. 22	中津市	
25	法鏡寺廃寺跡	昭和 53. 3. 14	宇佐市法鏡寺	
26	川部・高森古墳群	昭和 55. 3. 24	宇佐市川部・高森	
27	岩戸遺跡	昭和 56. 3. 31	豊後大野市清川町白尾	
28	古宮古墳	昭和 58. 5. 11	大分市大字三芳	
29	宇佐神宮境内	昭和 61. 2. 25	宇佐市南宇佐・日足・正覚寺	
30	安国寺集落遺跡	平成 4. 4. 3	国東町安国寺	
31	グラントヤ古墳	平成 5. 10. 13	日田市石井	
32	亀塚古墳	平成 8. 3. 28	大分市里	
33	小迫辻原遺跡	平成 8. 10. 31	日田市小迫	
34	岡藩主中川家墓所	平成 9. 9. 2	竹田市会々・久住町大字有氏、豊後大野市緒方町寺原	
35	大友氏遺跡	平成 13. 8. 13	大分市顕徳町・上野丘西・六坊北町	



36	角牟礼城跡	平成 17. 3. 2	玖珠郡玖珠町大字森	
37	横尾貝塚	平成 21. 2. 12	大分市大字横尾	
38	長者屋敷官衙遺跡	平成 22. 2. 22	中津市大字永添	
39	富貴寺境内	平成 25. 10. 17	豊後高田市田染藩	
40	小熊山古墳・御塔山古墳	平成 29. 2. 9	杵築市大字狩宿	
41	下藤ギリシタン墓地	平成 30. 10. 15	臼杵市野津町大字原	
42	杵築城跡	令和 2. 3. 10	杵築市大字杵築	
43	小部遺跡	令和 3. 3.	宇佐市大字荒木	

#### 名勝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	耶馬溪	大正 12. 3. 7	中津市、宇佐市、日田市、玖珠郡九重町・玖珠町	
2	別府の地獄	平成 21. 7. 23	別府市大字鉄輪・野田	
3	旧久留島氏庭園	平成 24. 1. 24	玖珠郡玖珠町大字森	
4	天念寺耶馬及び無動寺耶馬	平成 29. 10. 13	豊後高田市長岩屋・黒土	
5	中山仙境（夷谷）	平成 30. 10. 15	豊後高田市夷	
6	文殊耶馬	平成 30. 10. 15	国東市国東町岩戸寺・大恩寺	

#### 特別天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	オオサンショウウオ	昭和 27. 3. 29	大分県ほか 17 府県	
2	カモシカ	昭和 30. 2. 15	大分県ほか 29 都府県	

#### 天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	柞原八幡宮のクス	大正 11. 3. 8	大分市八幡	
2	小半鍾乳洞	大正 11. 3. 8	佐伯市本匠大字小半	
3	松屋寺のソテツ	大正 13. 12. 9	速見郡日出町	
4	風連洞窟	昭和 2. 4. 8	臼杵市野津町大字泊	
5	オオサンショウウオ生息地	昭和 2. 4. 8	宇佐市院内町	
6	大杵社の大スギ	昭和 9. 8. 9	由布市湯布院町川南	
7	狩生鍾乳洞	昭和 9. 12. 28	佐伯市大字狩生	
8	耶馬溪猿飛の甌穴群	昭和 10. 6. 7	中津市山国町草本	
9	大岩扇山	昭和 10. 6. 7	玖珠郡玖珠町大字森・帆足	
10	尾崎小ミカン先祖木	昭和 12. 6. 15	津久見市上青江	
11	鷹巣山	昭和 16. 8. 1	中津市山国町、福岡県	
12	高崎山のサル生息地	昭和 28. 11. 14	大分市神崎	
13	大船山のミヤマギリシマ群落	昭和 36. 9. 2	竹田市久住町	
14	九重山のコケモモ群落	昭和 37. 1. 26	竹田市久住町、玖珠郡九重町	
15	イヌワシ	昭和 40. 5. 12	地域を定めず指定	
16	犬ヶ岳ツクシシヤクナゲ自生地	昭和 40. 6. 4	中津市耶馬溪町、福岡県	
17	宇佐神宮社叢	昭和 52. 4. 12	宇佐市南宇佐	
18	堅田郷八幡社のハナガガシ林	昭和 53. 3. 11	佐伯市大字長谷	
19	姫島の黒曜石産地	平成 19. 7. 26	東国東郡姫島村	
20	小野川の阿蘇火砕流堆積物及び埋没樹木群	平成 23. 9. 21	日田市大字小野	
21	竹田の阿蘇火砕流堆積物	平成 23. 9. 21	竹田市大字飛田川・挾田・竹田	
22	竹田市神原の大野川水系イワメ生息地	平成 31. 2. 26	竹田市大字神原	

#### 重要伝統的建造物群保存地区

	名称又は物件	選定年月日	所 在	備考
1	日田市豆田町	平成 16. 12. 10	日田市	
2	杵築市北台南台	平成 29. 11. 28	杵築市	

#### 重要文化的景観

	名称又は物件	選定年月日	所 在	備考
1	小鹿田焼の里	平成 20. 3. 28	日田市源栄町	

2	田染荘小崎の農村景観	平成 22. 8. 5	豊後高田市田染小崎及び田染真中の一部	
3	別府の湯けむり・温泉地景観	平成 24. 9. 19	別府市大字鉄輪及び鶴見の各一部	
4	瀬戸内海姫島の海村景観		東国東郡姫島村の全域及び接する海域の一部	

## 県指定文化財

### 有形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	十三重塔	昭和 28. 3. 1	佐伯市大字上岡	地区	
2	木造薬師如来座像	昭和 28. 4. 20	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
3	梵鐘	昭和 28. 4. 20	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
4	銅鏡	昭和 28. 4. 20	豊後高田市草地	地区	
5	木造毘沙門天立像	昭和 30. 5. 27	杵築市山香町大字内河野	地区	
6	梵鐘	昭和 30. 5. 27	杵築市南杵築 379	安住寺	
7	三重塔	昭和 32. 3. 26	臼杵市福良 134	龍原寺	
8	石幢	昭和 32. 3. 26	豊後大野市朝地町上尾塚	個人	
9	石造三重塔	昭和 32. 3. 26	杵築市山香町大字内河野	地区	
10	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	国東市武蔵町吉広 2556	西光寺	
11	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	豊後高田市田染平野 (近道)	地区	
12	石造宝塔	昭和 32. 3. 26	豊後高田市田染平野 (屋敷)	地区	
13	木造金剛力士立像	昭和 32. 3. 26	宇佐市安心院町松本	地区	
14	平尾社鳥居	昭和 33. 3. 25	豊後大野市千歳町新殿 941	平尾社	
15	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市千歳町新殿 651	平尾社	
16	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町川辺	地区	
17	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町内山 527	蓮城寺	
18	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	
19	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	国東市国見町伊美 2710	別宮社	
20	石造宝塔	昭和 33. 3. 25	国東市国東町横手 8390	神宮寺	
21	石造宝篋印塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町西泉	地区	
22	石造五輪塔	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町久田	個人	
23	石造五輪塔	昭和 33. 3. 25	宇佐市安心院町下毛 1858	最明寺	
24	木造阿弥陀如来座像	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町赤嶺 1461-3	市辺田八幡社	
25	木造大威徳明王像	昭和 33. 3. 25	豊後大野市三重町松尾 1496	吉祥寺	
26	画像石	昭和 33. 3. 25	豊後高田市美和	地区	
27	太刀 銘安綱	昭和 33. 3. 25	日田市豆田	個人	
28	蔵骨器	昭和 33. 3. 25	佐伯市大手町 1 丁目 2 番 25 号 佐伯市歴史資料館	佐伯市	
29	石造宝塔	昭和 34. 3. 20	速見郡日出町大字藤原字下免 6559 番 1	願成就寺	
30	岡板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町見地	個人	
31	梅遊寺板碑	昭和 34. 3. 20	豊後高田市一畑 663-1	梅遊寺	
32	石造九重塔	昭和 34. 3. 20	国東市国東町北江 961	国東市	
33	川原板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町川原	個人	
34	鳴板碑	昭和 34. 3. 20	国東市国東町東堅来	個人	
35	護聖寺板碑	昭和 34. 3. 20	国東市安岐町朝来 583	護聖寺	
36	佐田社板碑	昭和 34. 3. 20	宇佐市安心院町佐田 458	佐田社	
37	石造宝塔	昭和 34. 3. 20	杵築市山香町大字内河野	地区	
38	木造薬師如来立像	昭和 34. 3. 20	杵築市山香町大字小武 1592-1	小武寺	
39	木造阿弥陀如来坐像及脇侍	昭和 34. 3. 20	豊後高田市田染藪 2395 番地	富貴寺	
40	太刀 銘景則	昭和 34. 3. 20	別府市鶴見	個人	
41	唐草文透彫鏡板	昭和 34. 3. 20		別府市	※2
42	善光寺板碑	昭和 35. 3. 22	宇佐市下時枝 237	善光寺	
43	左荘板碑	昭和 35. 3. 22	国東市国東町赤松	地区	
44	木造薬師如来坐像及び十二神将	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
45	木造薬師如来坐像	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
46	木造大日如来坐像	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
47	梵鐘	昭和 35. 3. 22	宇佐市南宇佐 2077	大楽寺	

48	池大雅筆障壁書画	昭和 35. 3. 22	中津市 1903 番地	自性寺	
49	到津文書	昭和 35. 3. 22	宇佐市南宇佐	個人	
50	小山田文書	昭和 35. 3. 22	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
51	永弘文書	昭和 35. 3. 22	宇佐市南宇佐	個人	
52	入江文書	昭和 35. 3. 22	杵築市南杵築	個人	※1
53	詫摩文書	昭和 35. 3. 22	大分市大字国分	個人	
54	都甲文書	昭和 35. 3. 22	大分市王子西町 14 番 1 号 大分県立先哲史料館	個人	
55	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35. 3. 22	杵築市奈多 229	奈多宮	
56	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35. 3. 22	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
57	八幡宇佐宮御託宣集	昭和 35. 3. 22	大分市八幡 987	柞原八幡宮	※1
58	仏光寺六地藏石幢	昭和 36. 3. 14	由布市湯布院町川北 515	佛光寺	
59	木造阿弥陀如来立像	昭和 36. 3. 14	国東市安岐町糸永 1339	瑠璃光寺	
60	生桑寺大般若経及び裏文書	昭和 36. 3. 14	杵築市八坂 1669	生桑寺	
61	絹本着色稲葉家歴代藩主画像	昭和 36. 3. 14	臼杵市大字二王座 197	月桂寺	
62	紙本墨書不死吟田能村竹田筆	昭和 36. 3. 14	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	
63	絹本着色伊藤鏡河像田能村竹田筆	昭和 36. 3. 14	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	
64	板碑	昭和 38. 2. 15	杵築市山香町大字山浦	個人	
65	国東塔	昭和 38. 2. 15	杵築市山香町大字山浦	地区	
66	石人	昭和 39. 2. 21	日田市高瀬	個人	
67	国東塔	昭和 40. 3. 9	杵築市大田永松 200	田原岩宮八幡社	
68	富貴寺笠塔婆	昭和 40. 3. 9	豊後高田市田染路 2395 番地	富貴寺	
69	石幢	昭和 40. 3. 9	豊後大野市朝地町池田	個人	
70	石幢	昭和 40. 3. 9	豊後大野市清川町宇田枝	個人	
71	刀	昭和 40. 3. 9	大分市田尻	個人	
72	須恵器	昭和 41. 3. 22	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	国東市	
73	中村文書	昭和 41. 3. 22	日田市豆田 9-7 廣瀬資料館	個人	
74	稲葉文書	昭和 41. 3. 22	臼杵市吉小野 4296 番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
75	銅経筒	昭和 42. 3. 31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	三宮神社	
76	銅経筒	昭和 42. 3. 31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	大行事八幡社	※1
77	銅鰐口	昭和 42. 3. 31	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
78	北辰神社	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
79	高倉	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
80	西大門	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
81	南中楼門	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
82	呉橋	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
83	石幢	昭和 43. 3. 29	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
84	神輿	昭和 43. 3. 29	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
85	刀	昭和 43. 3. 29	大分市森	個人	
86	刀	昭和 43. 3. 29	大分市高松東	個人	
87	陣道面	昭和 43. 3. 29	杵築市奈多 229	奈多宮	
88	木造地藏菩薩坐像	昭和 44. 3. 22	杵築市大田永松	地区	
89	木造聖観音立像	昭和 44. 3. 22	豊後高田市小田原	地区	
90	木造阿弥陀三尊像	昭和 44. 3. 22	国東市武蔵町麻田 643	報恩寺	
91	木造阿弥陀如来坐像	昭和 44. 3. 22	宇佐市法鏡寺 124	任聖寺	
92	木造地藏菩薩立像	昭和 44. 3. 22	国東市国東町田深 429-1	千光寺	
93	木造不動明王坐像	昭和 44. 3. 22	国東市国東町横手 4728	行入寺	
94	木造不動明王坐像	昭和 44. 3. 22	豊後高田市黒土 1475	無動寺	
95	木造不動明王坐像	昭和 44. 3. 22	豊後高田市大岩屋 401-1	応曆寺	
96	木造千手観音立像	昭和 44. 3. 22	速見郡日出町 2830	蓮華寺	
97	木造毘沙門天立像	昭和 44. 3. 22	杵築市南杵築 1539 番地	妙経寺	
98	木造地藏菩薩立像	昭和 44. 3. 22	国東市国見町岐部 1806	胎蔵寺	
99	木造大日如来坐像	昭和 44. 3. 22	国東市国見町岐部 1806	胎蔵寺	
100	木造観音菩薩立像	昭和 44. 3. 22	国東市国見町榎来 3395	永明寺	
101	木造如来立像	昭和 44. 3. 22	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	万徳寺	
102	木造薬師如来坐像	昭和 44. 3. 22	国東市国見町榎海 1532	万福寺	
103	木造釈迦三尊像	昭和 44. 3. 22		地区	※2

104	木造二天王立像	昭和44. 3. 22	国東市国見町野田	地区	
105	木造不動明王坐像	昭和44. 3. 22	大分市上野丘2丁目8番27号	金剛宝戒寺	
106	絹本着色仏涅槃図	昭和44. 3. 22	宇佐市南宇佐2077	大楽寺	
107	絹本着色仏涅槃図	昭和44. 3. 22	速見郡日出町石道1921	松屋寺	
108	絹本着色仏涅槃図	昭和44. 3. 22	速見郡日出町2830	蓮華寺	
109	絹本着色肖像画	昭和44. 3. 22	速見郡日出町石道1921	松屋寺	
110	五鈷杵	昭和44. 3. 22	宇佐市南宇佐2077	大楽寺	
111	懸仏	昭和44. 3. 22	国東市国東町横手8378番地	神宮寺	
112	密教法具	昭和44. 3. 22	国東市国東町横手8378番地	神宮寺	
113	八幡奈多宮縁起箱	昭和44. 3. 22	杵築市奈多229	奈多宮	
114	岐部文書	昭和44. 3. 22	国東市国見町岐部	個人	
115	八幡鳥居	昭和44. 3. 22	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
116	石造五輪塔	昭和45. 3. 31	臼杵市大字深田字古園1936番の2	日吉神社	
117	石造五輪塔	昭和45. 3. 31	豊後大野市千歳町新殿	地区	
118	石造国東塔	昭和45. 3. 31	国東市国見町千灯	個人	
119	木造不動明王立像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
120	木造女神形坐像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
121	木造祖師形坐像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
122	木造菩薩形坐像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
123	板彫多聞天立像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
124	板彫不動明王立像	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
125	紙本着色由原八幡宮縁起絵巻	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	※1
126	紺紙金泥増老阿含経	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
127	山水蒔絵縁起絵巻納箱	昭和45. 3. 31	大分市八幡987	柞原八幡宮	
128	石造国東塔	昭和46. 3. 23	国東市安岐町両子1548番地	両子寺	
129	笠塔婆	昭和46. 3. 23	由布市庄内町柿原	個人	
130	板碑	昭和46. 3. 23	由布市庄内町淵	個人	
131	宝塔及び五輪塔	昭和46. 3. 23	由布市庄内町龍原	個人	
132	宝塔	昭和46. 3. 23	由布市庄内町大龍	個人	
133	木造釈迦如来坐像	昭和46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋1152-1	天念寺	
134	木造日光月光菩薩立像	昭和46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋1152-1	天念寺	
135	木造勢至菩薩立像	昭和46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋1152 鬼会の里	天念寺	
136	木造吉祥天立像	昭和46. 3. 23	豊後高田市市長岩屋1152-1	天念寺	
137	木造仮面	昭和46. 3. 23	豊後高田市田染路2395番地	富貴寺	
138	紙本着色厩図六曲屏風	昭和46. 3. 23	大分市上野丘西23-19	円寿寺	
139	絹本着色柿本人麿図	昭和46. 3. 23	大分市上野丘西23-19	円寿寺	
140	蔵骨器	昭和46. 3. 23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
141	軒先丸瓦	昭和46. 3. 23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
142	法鏡寺古瓦	昭和46. 3. 23	宇佐市法鏡寺	個人	
143	芝原善光寺鬼瓦	昭和46. 3. 23	宇佐市下時枝237	善光寺	
144	石戈	昭和46. 3. 23	宇佐市芝原	個人	
145	弥勒寺古瓦	昭和46. 3. 23	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
146	其ノ田板碑	昭和47. 3. 21	豊後高田市田染路	個人	
147	富貴寺板碑	昭和47. 3. 21	豊後高田市田染路2395番地	富貴寺	
148	大年社板碑	昭和47. 3. 21	宇佐市安心院町山蔵484	大年神社	
149	石幢	昭和47. 3. 21	由布市庄内町長野	個人	
150	国東塔	昭和47. 3. 21	別府市鉄輪	個人	
151	笠塔婆	昭和47. 3. 21	別府市大字別府字野口原3030番地16 別府市美術館	別府市	
152	石造五輪塔	昭和47. 3. 21	由布市挾間町挾間	龍祥寺	
153	板碑	昭和47. 3. 21	国東市国東町深江	地区	
154	板碑	昭和47. 3. 21	国東市国東町下成仏	個人	
155	板碑	昭和47. 3. 21	国東市国東町見地	個人	
156	石造五輪塔	昭和47. 3. 21	豊後大野市三重町赤嶺	個人	
157	石造宝塔	昭和47. 3. 21	豊後大野市三重町本城	個人	
158	石造五輪塔	昭和47. 3. 21	豊後大野市三重町川辺	個人	
159	石幢	昭和47. 3. 21	豊後大野市三重町久田	個人	

160	石幢	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町上田原	個人	
161	仁聞国東塔	昭和 47. 3. 21	国東市国見町千灯字寺迫	千燈寺	
162	真覚寺国東塔	昭和 47. 3. 21	国東市国見町野田	個人	
163	竜蓮寺国東塔	昭和 47. 3. 21	杵築市大田波多方	地区	
164	石造宝塔	昭和 47. 3. 21	豊後大野市清川町六種	個人	
165	木造如来坐像	昭和 47. 3. 21	国東市国見町千灯 558-1	千燈寺	
166	木造観音菩薩立像	昭和 47. 3. 21	国東市国見町野田	地区	
167	木造阿弥陀如来坐像	昭和 47. 3. 21	日田市大日町	地区	
168	短刀	昭和 47. 3. 21	別府市石垣西	個人	
169	刀	昭和 47. 3. 21	由布市湯布院町川北	個人	
170	余瀬文書	昭和 47. 3. 21	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
171	円福寺石幢	昭和 48. 3. 20	竹田市会々2540	円福寺	
172	岩瀬観音堂石造宝塔	昭和 48. 3. 20	竹田市岩瀬	地区	
173	地藏原石幢	昭和 48. 3. 20	豊後大野市緒方町大石	地区	
174	三反畑板碑	昭和 48. 3. 20	豊後大野市緒方町上自在	個人	
175	西岸寺石造宝篋印塔	昭和 48. 3. 20	豊後大野市三重町久田	個人	
176	井手ノ上石幢	昭和 48. 3. 20	竹田市神原	個人	
177	北原石造無縫塔	昭和 48. 3. 20	由布市挾間町鬼崎	個人	
178	慈航寺石造宝塔	昭和 48. 3. 20	由布市挾間町篠原 204	慈航寺	
179	銅鰐口	昭和 48. 3. 20	豊後大野市緒方町冬原	地区	
180	呉崎新田検地帳	昭和 48. 3. 20	豊後高田市呉崎 1646	興隆寺	※1
181	古羅漢国東塔	昭和 49. 3. 19	中津市本耶馬溪町跡田	個人	
182	花月園国東塔	昭和 49. 3. 19	杵築市大田杵掛	個人	
183	諸田越板碑	昭和 49. 3. 19	杵築市大田小野	個人	
184	西野口五輪塔婆	昭和 49. 3. 19	別府市大字別府字野口原 3030 番地 16 別府市美術館	別府市	
185	向原石幢	昭和 49. 3. 19	別府市鉄輪	個人	
186	千燈寺石造宝塔	昭和 49. 3. 19	国東市国見町千灯	個人	
187	妙吉寺五輪塔	昭和 49. 3. 19	国東市国見町中	個人	
188	来浦宝篋印塔	昭和 49. 3. 19	国東市国東町来浦	個人	
189	向畑角塔婆	昭和 49. 3. 19	国東市国東町岩戸寺	個人	
190	下川久保宝篋印塔	昭和 49. 3. 19	速見郡日出町藤原	地区	
191	下川久保国東塔	昭和 49. 3. 19	速見郡日出町藤原	地区	
192	表宝篋印塔	昭和 49. 3. 19	豊後大野市大野町中土師	個人	
193	表五輪塔	昭和 49. 3. 19	豊後大野市大野町中土師	個人	
194	長寿庵五輪塔	昭和 49. 3. 19	豊後大野市大野町長畑	個人	
195	三徳石幢	昭和 49. 3. 19	豊後大野市大野町夏足	個人	
196	柴山石幢	昭和 49. 3. 19	豊後大野市千歳町柴山	個人	
197	高添石幢	昭和 49. 3. 19	豊後大野市千歳町長峰	地区	
198	岩戸橋	昭和 49. 3. 19	竹田市荻町馬場字岩戸・柏原字岩戸口	竹田市	
199	木造十二神将	昭和 49. 3. 19	宇佐市院内町大門 290-2	龍岩寺	
200	奈多宮木造神像	昭和 49. 3. 19	杵築市奈多 229	奈多宮	
201	刀	昭和 49. 3. 19	由布市挾間町筒口	個人	
202	永松天満宮懸仏	昭和 49. 3. 19	杵築市大田永松	地区	
203	新宮権現社鰐口	昭和 49. 3. 19	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	新宮権現社	
204	大太刀	昭和 49. 3. 19	杵築市奈多 229	奈多宮	
205	岐部氏鰐口	昭和 49. 3. 19	国東市国見町岐部	個人	
206	神角寺懸仏	昭和 49. 3. 19	豊後大野市朝地町鳥田 1355	神角寺	
207	老松天満社懸仏	昭和 49. 3. 19	日田市前津江町大野 8321	大野老松天満社	
208	成恒文書	昭和 49. 3. 19	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県・個人	※1
209	敢語及び梅園詩集版木	昭和 49. 3. 19	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
210	八幡縁起	昭和 49. 3. 19	杵築市奈多 229	奈多宮	
211	紙本十六羅漢像	昭和 49. 3. 19	速見郡日出町石道 1921	松屋寺	
212	天福寺奥院仏像群	昭和 50. 3. 28	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
213	大渡石造地藏菩薩像	昭和 50. 3. 28	豊後大野市緒方町越生	地区	
214	金凝神社木造仮面	昭和 50. 3. 28	日田市天瀬町五馬市	地区	
215	報恩寺鰐口	昭和 50. 3. 28	国東市武蔵町麻田 643	報恩寺	



216	新宮権現社懸仏	昭和 50. 3. 28	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	新宮権現社	
217	庵ノ迫板碑	昭和 50. 3. 28	豊後高田市梅木	個人	
218	梅遊寺板碑	昭和 50. 3. 28	豊後高田市一畑 663-1	梅遊寺	
219	名塚板碑	昭和 50. 3. 28	臼杵市野津町大字八里合	地区	
220	中山板碑	昭和 50. 3. 28	臼杵市野津町大字宮原	個人	
221	城ヶ平板碑	昭和 50. 3. 28	臼杵市野津町大字宮原	地区	
222	御嶽権現社宝塔	昭和 50. 3. 28	別府市東山 1 番地	御嶽権現社	
223	名塚宝塔	昭和 50. 3. 28	臼杵市野津町大字八里合	地区	
224	新飼宝塔	昭和 50. 3. 28	豊後大野市犬飼町黒松	個人	
225	竈門氏墓地五輪塔	昭和 50. 3. 28	別府市野田	地区	
226	細枝石幢	昭和 50. 3. 28	臼杵市野津町大字東谷	地区	
227	大聖寺宝篋印塔	昭和 50. 3. 28	豊後大野市犬飼町柴北	個人	
228	祖霊廟宝塔	昭和 50. 3. 28	由布市庄内町西長宝 842	蓮乗寺	
229	田原若宮八幡社八幡曼陀羅	昭和 50. 3. 28	杵築市大田永松 200	田原若宮八幡社	
230	臨川庵石幢	昭和 51. 3. 30	臼杵市野津町大字西畑	地区	
231	慈雲庵石幢	昭和 51. 3. 30	豊後大野市三重町秋葉	個人	
232	神目寺石幢	昭和 51. 3. 30	豊後大野市三重町久田	地区	
233	神山石幢	昭和 51. 3. 30	豊後大野市三重町小坂	個人	
234	的場石幢	昭和 51. 3. 30	豊後大野市三重町宮野	個人	
235	湯迫石幢	昭和 51. 3. 30	豊後大野市緒方町栗生	地区	
236	浄運寺宝篋印塔	昭和 51. 3. 30	豊後大野市三重町内田 95	浄運寺	
237	草三郎大神宮五輪塔婆	昭和 51. 3. 30	日田市天瀬町馬原	地区	※1
238	宝命寺国東塔	昭和 51. 3. 30	国東市武蔵町小城 534	宝命寺	
239	大師庵宝塔	昭和 51. 3. 30	佐伯市宇目大字塩見園	地区	
240	蓮華寺跡五輪塔	昭和 51. 3. 30	宇佐市院内町小坂	個人	
241	延寿寺石殿	昭和 51. 3. 30	豊後高田市田染小崎 2085-1	延寿寺	
242	芝尾板碑	昭和 51. 3. 30	臼杵市野津町大字老松	個人	
243	佐伯城三ノ丸櫓門	昭和 51. 3. 30	佐伯市大手町 1 丁目 1 番 1 号	佐伯市	
244	木造阿彌陀如来坐像	昭和 51. 3. 30	国東市国東町田深 429-1	千光寺	
245	木造釈迦如来坐像	昭和 51. 3. 30	国東市国東町富来浦 238	万弘寺	
246	木造地藏菩薩坐像	昭和 51. 3. 30	中津市本耶馬溪町西谷	地区	
247	木造菩薩形坐像	昭和 51. 3. 30	中津市本耶馬溪町西谷	地区	
248	岩戸寺石造金剛力士立像	昭和 51. 3. 30	国東市国東町岩戸寺 1222	岩戸寺	
249	刀	昭和 51. 3. 30	別府市鶴見	個人	※1
250	太刀	昭和 51. 3. 30	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	※1
251	神宮寺懸仏	昭和 51. 3. 30	国東市国東町横手 8378 番地	神宮寺	
252	胎藏寺懸仏	昭和 51. 3. 30	豊後高田市田染平野 2579	胎藏寺	※1
253	烏宿神社鰐口	昭和 51. 3. 30	日田市大山町西大山 5417	烏宿神社	
254	山中薬師堂鰐口	昭和 51. 3. 30	日田市天瀬町出口	個人	
255	老松神社銅鉾	昭和 51. 3. 30	日田市大字友田 2893-4 日田市埋蔵文化財センター	老松神社	
256	芝尾一乗妙典一万部塔	昭和 51. 3. 30	臼杵市野津町大字老松	個人	
257	大迫磨崖大日如来坐像	昭和 51. 3. 30	豊後大野市千歳町長峰	地区	
258	真玉寺石殿	昭和 52. 3. 31	豊後高田市西真玉 3105	真玉寺	
259	宮脇宝塔	昭和 52. 3. 31	豊後大野市犬飼町黒松	個人	
260	オダニの車橋	昭和 52. 3. 31	由布市庄内町櫟木	地区	
261	上津神社一ノ鳥居	昭和 52. 3. 31	豊後大野市大野町片島 1754	上津神社	
262	紙本着色風俗画	昭和 52. 3. 31	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	宗玄寺	
263	絹本彩色弘法大師画像	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町内山 527	蓮城寺	
264	木造如来形坐像	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	熊野社	
265	木造不動明王坐像残欠	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	熊野社	
266	上津神社鰐口	昭和 52. 3. 31	豊後大野市大野町片島	上津神社	
267	羽田家鰐口	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町内田 881 番地 豊後大野市資料館	個人	
268	智恩寺国東塔	昭和 53. 3. 31	豊後高田市鼎 1351	智恩寺	
269	屋成家墓地国東塔	昭和 53. 3. 31	中津市本耶馬溪町東屋形	個人	
270	下辻異形国東塔	昭和 53. 3. 31	玖珠郡九重町松木	個人	
271	妙楽寺板碑	昭和 53. 3. 31	宇佐市木内 326	妙楽寺	

272	神内釈迦堂石幢	昭和 53. 3. 31	佐伯市直川大字赤木	地区	
273	松尾五輪塔	昭和 53. 3. 31	臼杵市野津町大字亀甲	個人	
274	小河内山神社宝篋印塔	昭和 53. 3. 31	豊後高田市黒土 5374	小河内山神社	
275	古沢家石幢	昭和 53. 3. 31	竹田市久住町白丹	個人	
276	金丸宝篋印塔	昭和 53. 3. 31	宇佐市金丸	地区	
277	稲積山石柱塔婆	昭和 53. 3. 31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	地区	
278	妙楽寺木造阿弥陀如来坐像	昭和 53. 3. 31		妙楽寺	※1・2
279	長安寺国東塔	昭和 54. 5. 15	豊後高田市加礼川 623-3	長安寺	
280	城山国東塔	昭和 54. 5. 15	豊後高田市田染真木	地区	
281	宝八幡宮国東塔	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町松木 1362-1	宝八幡宮	
282	大内家墓地宝篋印塔	昭和 54. 5. 15	杵築市大田小野	個人	
283	西専寺宝篋印塔	昭和 54. 5. 15	杵築市大田永松 106	西専寺	
284	戸崎石幢	昭和 54. 5. 15	豊後大野市朝地町市万田	地区	
285	滝上石幢	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町野上	個人	
286	塔ノ御堂板碑	昭和 54. 5. 15	豊後高田市小田原	地区	
287	宝八幡宮板碑	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町松木 1362-1	宝八幡宮	
288	川上角塔婆	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町松木	個人	
289	深田の鳥居	昭和 54. 5. 15	臼杵市大字深田	地区	
290	玉来神社神像	昭和 54. 5. 15	日田市天瀬町五馬市 791	玉来神社	
291	五所家刀	昭和 54. 5. 15	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
292	安藤家刀	昭和 54. 5. 15	大分市横尾	個人	
293	福寿寺薬師堂磨崖国東塔	昭和 55. 4. 8	豊後高田市田染平野	地区	
294	西法寺跡宝塔	昭和 55. 4. 8	竹田市久住町白丹	個人	
295	滝貞石幢	昭和 55. 4. 8	宇佐市院内町滝貞	地区	
296	中間石幢	昭和 55. 4. 8	大分市上志津留	地区	
297	地藏院石幢	昭和 55. 4. 8	豊後大野市三重町秋葉	地区	
298	王座石幢	昭和 55. 4. 8	臼杵市大字吉小野	地区	
299	有田石幢	昭和 55. 4. 8	豊後大野市三重町宮野	地区	
300	小俣道板碑	昭和 55. 4. 8	杵築市大田小野	地区	
301	風瀬板碑	昭和 55. 4. 8	臼杵市野津町大字西畑	個人	
302	松木自然石板碑	昭和 55. 4. 8	玖珠郡九重町松木	個人	
303	万年橋	昭和 55. 4. 8	大分市寒田 1644	西寒多神社	
304	光明寺木造聖観音立像	昭和 55. 4. 8	宇佐市松崎 1932	光明寺	
305	永岡家刀	昭和 55. 4. 8	中津市大字一ツ松	個人	※1
306	五所家刀	昭和 55. 4. 8	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	※1
307	森家五部大乘経	昭和 55. 4. 8	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	個人	
308	後藤家石幢	昭和 56. 3. 31	豊後大野市清川町天神	個人	
309	耶馬溪橋	昭和 56. 3. 31	中津市本耶馬溪町曾木・樋田	中津市	
310	ゆずりは両面板碑	昭和 56. 3. 31	豊後高田市梅木	地区	
311	岳林寺絹本着色仏涅槃図	昭和 56. 3. 31	日田市北友田 1 丁目 1317	岳林寺	
312	岳林寺木造明極楚俊坐像	昭和 56. 3. 31	日田市北友田 1 丁目 1317	岳林寺	
313	太刀	昭和 56. 3. 31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	※1
314	覚正寺支坊石幢	昭和 57. 3. 30	宇佐市院内町副 860-1	覚正寺	
315	潮観橋	昭和 57. 3. 30	豊後高田市香々地 3596-1	別宮八幡社	※1
316	とくしん橋	昭和 57. 3. 30	宇佐市山本	宇佐市	
317	最大寺木造薬師三尊像	昭和 57. 3. 30	杵築市山香町大字内河野	地区	
318	金剛宝戒寺木造釈迦如来立像	昭和 57. 3. 30	大分市上野丘 2 丁目 8 番 27 号	金剛宝戒寺	
319	草野文書	昭和 57. 3. 30	日田市豆田	個人	
320	豊後国諸検地帳	昭和 57. 3. 30	大分市王子西町 14 番 1 号 大分県立先哲史料館	大分県	
321	瑞雲寺遺跡出土遺物	昭和 57. 3. 30	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
322	八坂社石造日本殿	昭和 58. 4. 12	杵築市杵築 1162	八坂神社	
323	若宮八幡神社石造橋	昭和 58. 4. 12	豊後高田市是永町	若宮八幡神社	
324	安養寺国東塔	昭和 58. 4. 12	豊後高田市中真玉 5560-1	安養寺	
325	雲雀丘国東塔	昭和 58. 4. 12	豊後高田市臼野	地区	
326	藤ノ木石幢	昭和 58. 4. 12	豊後大野市犬飼町高津原	地区	
327	梅友庵金銅釈迦如来坐像	昭和 58. 4. 12	国東市安岐町西本	地区	

328	伊丹家刀	昭和 58. 4. 12	豊後大野市三重町小坂	個人	
329	徳永家槍	昭和 58. 4. 12	中津市大字大新田	個人	
330	泉福寺正法眼藏抄	昭和 58. 4. 12	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
331	岬古墳出土遺物	昭和 58. 4. 12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
332	森貝塚出土遺物	昭和 58. 4. 12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
333	東貝塚出土遺物	昭和 58. 4. 12	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
334	日隈神社平緑細線式獸帯鏡	昭和 58. 4. 12	日田市隈 2-7-10 祇園山鉾会館内	日隈神社	
335	蜘蛛取石殿	昭和 59. 3. 30	国東市安岐町油留木	個人	
336	護聖寺石殿	昭和 59. 3. 30	国東市安岐町朝来 594-1	護聖寺	
337	八坂社板碑	昭和 59. 3. 30	国東市安岐町朝来 2588	八坂社	
338	富貴寺石殿	昭和 59. 3. 30	豊後高田市田染露 2395 番地	富貴寺	
339	岩尾板碑	昭和 59. 3. 30	国東市安岐町朝来	地区	
340	妙見堂木造妙見菩薩坐像	昭和 59. 3. 30	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	地区	※1
341	文殊仙寺石造十王像	昭和 59. 3. 30	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
342	善光寺銅造阿弥陀如来立像	昭和 59. 3. 30	宇佐市下時枝 237	善光寺	
343	宇佐神宮太刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
344	宇佐神宮太刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
345	永弘家刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐	個人	※1
346	宇佐神宮刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
347	宇佐神宮刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
348	宇佐神宮刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
349	宇佐神宮刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
350	宇佐神宮脇差	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
351	宇佐神宮短刀	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
352	宇佐神宮劍	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
353	宇佐神宮短劍	昭和 59. 3. 30	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	※1
354	西雉谷笠塔婆	昭和 60. 3. 29	日田市上津江町上野田 1659-2	日田市	※1
355	大原八幡宮銅鉾	昭和 60. 3. 29	日田市田島 2 丁目 184 番地	大原八幡宮	
356	光明寺板碑	昭和 62. 3. 27	宇佐市佐野 611	光明寺	
357	破亀甲花菱沢瀉軍配紋散蒔絵婚礼調度	昭和 62. 3. 27	臼杵市吉小野 4296 番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
358	木造阿弥陀如来坐像	昭和 63. 3. 15	豊後大野市犬飼町柴北 1329-1	大聖寺	
359	太刀	昭和 63. 3. 15	大分市坂ノ市	個人	※1
360	御許山町石	昭和 63. 3. 15	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
361	吉祥寺木造不動明王立像	平成元. 3. 30	豊後大野市三重町松尾 1496-2	吉祥寺	※1
362	石井神社銅鉾	平成元. 3. 30	日田市隈 2-7-10 祇園山鉾会館内	石井神社	
363	箭山神社角塔婆	平成 2. 3. 29	中津市三光田口 3567-1	箭山神社	
364	伊丹家刀	平成 2. 3. 29	豊後大野市三重町小坂	個人	
365	深水家遺跡出土遺物	平成 2. 3. 29	中津市 1290 番地 中津市歴史博物館	個人	
366	古羅漢石造観音菩薩坐像	平成 2. 3. 29	中津市本耶馬溪町跡田	個人	※1
367	泉福寺山門	平成 3. 3. 26	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
368	羅漢寺橋	平成 3. 3. 26	中津市本耶馬溪町跡田・曾木	中津市	
369	宝陀寺無縫塔	平成 3. 3. 26	杵築市大田沓掛 1371	宝陀寺	
370	地藏寺石殿	平成 3. 3. 26	杵築市大田石丸 1327	地藏寺	
371	両子寺木造阿弥陀如来坐像	平成 3. 3. 26	国東市安岐町両子 1548 番地	両子寺	
372	柞原八幡宮絵図	平成 3. 6. 21	大分市八幡 987	柞原八幡宮	
373	焼尾塔ノ本国東塔	平成 4. 3. 27	豊後高田市夷	地区	
374	鳥居橋	平成 4. 3. 27	宇佐市院内町香下・新洞	宇佐市	
375	十王堂板碑	平成 4. 3. 27	国東市国見町野田	地区	
376	銅造厨子入菩薩形立像	平成 4. 3. 27	宇佐市院内町土岩屋	個人	
377	石造地藏菩薩立像及び比丘尼立像	平成 5. 3. 23	国東市国見町岐部	地区	
378	成田家短刀	平成 5. 3. 23	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
379	杵築城下町町役所文書	平成 5. 3. 23	杵築市南杵築 杵築市立図書館	天満社	
380	文殊仙寺石造仁王像	平成 6. 3. 25	国東市国東町大恩寺 2432	文殊仙寺	
381	安国寺木造地藏菩薩立像	平成 6. 3. 25	国東市国東町安国寺 2245	安国寺	
382	木造大応国師坐像及び胎内納入品	平成 6. 3. 25	豊後高田市玉津 495	圓福寺	
383	蓮城寺木造薬師如来三尊像	平成 6. 3. 25	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	

384	中尾区木造如来形立像	平成 6. 3. 25	豊後大野市三重町久田	地区	
385	木造舞楽面	平成 6. 3. 25	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
386	長安寺の大鼓	平成 6. 3. 25	豊後高田市加礼川 621-2	長安寺	
387	八坂神社本殿	平成 7. 3. 10	臼杵市大字臼杵 1	八坂神社	
388	絹本着色快川紹喜画像	平成 7. 3. 10	臼杵市大字二王坐 197	月桂寺	
389	ガラスドヤ古墳出土品	平成 7. 3. 10	日田市大字友田 2893-4 日田市埋蔵文化財センター	日田市	
390	朝日宮ノ原遺跡四号中世墓出土品	平成 7. 3. 10	日田市大字友田 2893-4 日田市埋蔵文化財センター	日田市	
391	末廣神社本殿及び覆屋	平成 8. 3. 29	玖珠郡玖珠町森 864 番地	末廣神社	※1
392	末廣神社栖鳳楼	平成 8. 3. 29	玖珠郡玖珠町森 864 番地	末廣神社	
393	絹本着色月桂寺歴代住職画像	平成 8. 3. 29	臼杵市大字二王坐 197	月桂寺	
394	木造弥勒坐像	平成 8. 3. 29	宇佐市南宇佐 2176	極楽寺	
395	木造釈迦三尊像	平成 8. 3. 29	国東市安岐町瀬戸田 838	實際寺	
396	木造十一面観音立像	平成 8. 3. 29	国東市安岐町瀬戸田 838	實際寺	
397	蓮城寺千体薬師像	平成 8. 3. 29	豊後大野市三重町内山 521	蓮城寺	
398	旧平井家住宅	平成 9. 3. 25	臼杵市大字臼杵 14-1	臼杵市	
399	経相白衣観音像	平成 9. 3. 25	臼杵市二王坐 197	月桂寺	
400	木造聖徳太子立像	平成 9. 3. 25	大分市上野丘 2 丁目 8 番 27 号	金剛宝戒寺	
401	常楽寺鯛口	平成 9. 3. 25	佐伯市大手町 1 丁目 2 番 25 号 佐伯市歴史資料館	地区	
402	御沓橋	平成 10. 3. 20	宇佐市院内町御沓	宇佐市	
403	木造阿弥陀如来立像	平成 10. 3. 20	竹田市荻町馬場 1219-2	妙雲寺	
404	刀	平成 10. 3. 20	大分市大道町	個人	※1
405	脇指	平成 10. 3. 20	大分市大道町	個人	※1
406	装飾器台	平成 10. 3. 20	国東市国東町安国寺 1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
407	築山古墳出土品	平成 10. 3. 20	大分市本神崎	地区	
408	教尊寺	平成 11. 3. 23	大分市本神崎 864	教尊寺	※1
409	下山角塔婆	平成 11. 3. 23	杵築市山香町大字山浦	個人	
410	老松花原石幢	平成 11. 3. 23	臼杵市野津町大字老松	個人	
411	床木河野家石幢	平成 11. 3. 23	佐伯市弥生大字床木	個人	
412	絹本着色阿弥陀如来迎図	平成 11. 3. 23	大分市森 549	専想寺	
413	木造阿弥陀如来立像	平成 11. 3. 23	大分市森 549	専想寺	
414	巴形銅器	平成 11. 3. 23	大分市牧緑町 1 番 61 号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
415	絹本着色中川家歴代藩主画像	平成 12. 3. 24	竹田市会々 2029	碧雲寺	
416	絹本着色中川家歴代藩主画像	平成 12. 3. 24	大分市寿町 2 番 1 号 大分県立美術館	西光寺	
417	紙本着色三宅山御鹿狩絵巻	平成 12. 3. 24	竹田市大字竹田 2083 番地 竹田市歴史文化館・由学館	竹田市	※1
418	備後尾板碑	平成 13. 4. 3	臼杵市野津町大字八里合	地区	
419	木造男神坐像	平成 13. 4. 3	竹田市大字拝田原 159	中川神社	※1
420	太刀	平成 13. 4. 3	豊後大野市三重町市場	個人	※1
421	刀	平成 13. 4. 3	大分市常行	個人	※1
422	刀	平成 13. 4. 3	大分市森	個人	※1
423	脇指	平成 13. 4. 3	臼杵市稲田	個人	※1
424	重藤十王堂石造仏像群	平成 14. 3. 29	国東市国東町重藤	地区	
425	木造聖観音菩薩坐像	平成 14. 3. 29	大分市八幡 1382	大山寺	
426	木造十一面観音菩薩立像	平成 14. 3. 29	大分市永興 10 組	臨濟寺	
427	千燈寺跡石造仁王像	平成 14. 3. 29	国東市国見町千灯	個人	
428	檜原山の梵字鳥居	平成 15. 3. 31	中津市耶馬溪町大字中畑 1422	正平寺	
429	泉福寺厨子	平成 15. 3. 31	国東市国東町横手 1913	泉福寺	
430	薙刀	平成 15. 3. 31	豊後大野市三重町市場	個人	※1
431	薙刀	平成 15. 3. 31	豊後大野市三重町井迫	個人	※1
432	経相羅漢図	平成 16. 3. 31	臼杵市大字末広 455	善徳寺	
433	早吸日女神社本殿	平成 16. 3. 30	大分市佐賀関 3329	早吸日女神社	
434	早吸日女神社総門	平成 16. 3. 30	大分市佐賀関 3329	早吸日女神社	
435	早吸日女神社社家	平成 16. 3. 30	大分市佐賀関 3331-1	早吸日女神社	※1
436	天満社本殿	平成 16. 3. 30	国東市国東町原 2833-1	天満社	※1
437	四日市別院山門	平成 17. 3. 29	宇佐市四日市 1425-1	四日市別院	※1
438	明治橋	平成 17. 3. 29	臼杵市野津町大字野津市	臼杵市	
439	木造地藏菩薩立像	平成 17. 3. 29	大分市木佐上	地区	

440	宇佐參宮線二六号蒸気機関車	平成 17. 3. 29	宇佐市南宇佐 2197・2199	宇佐市	
441	長湯横穴墓群第七号墓出土品	平成 17. 3. 29	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
442	木造聖徳太子二歳立像	平成 18. 3. 31	大分市勢家町3丁目1番32号	法専寺	
443	絹本着色涅槃図	平成 18. 3. 31	大分市上野丘2丁目8番27号	金剛宝戒寺	
444	銅造如来立像	平成 19. 3. 30	大分市上野丘2丁目8番27号	金剛宝戒寺	
445	近世絵図資料群	平成 19. 3. 30	臼杵市吉小野4296番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	
446	妙楽寺経塚出土遺物	平成 20. 3. 28	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	宇佐市	
447	大志生木宝篋印塔	平成 21. 3. 17	大分市大字志生木1052-2	西岡神社	
448	臼杵藩御会所日記	平成 21. 3. 17	臼杵市吉小野4296番地 臼杵市文化財管理センター	臼杵市	※1
449	木造男神坐像、女神坐像及び女神坐像	平成 21. 9. 11	竹田市大字神原1822	健男齋藤日子神社	※1
450	木造聖観音立像	平成 21. 9. 11	竹田市大字城原	地区	
451	旧大原家住宅	平成 22. 3. 30	杵築市杵築207	杵築市	※1
452	木造阿弥陀如来坐像	平成 22. 3. 30	竹田市門田	地区	
453	木造観音菩薩立像	平成 22. 3. 30	竹田市門田	地区	
454	飯塚遺跡出土品 木簡及び墨書土器	平成 22. 3. 30	国東市国東町安国寺1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
455	惣町大帳及び市令録	平成 22. 3. 30	中津市1290番地 中津市歴史博物館	中津市	
456	王ノ瀬石棺	平成 24. 3. 13	大分市里	地区	
457	宇佐神宮所蔵絵図等	平成 25. 3. 15	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
458	竹ノ尾石造地藏菩薩坐像、幻住普心国師像及び宝樹院碑	平成 25. 3. 15	杵築市大字鴨川	個人	
459	木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像	平成 25. 3. 15	佐伯市大字上岡	地区	
460	宇佐宮御祓会絵図	平成 26. 2. 14	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
461	泉福寺伝香炉台	平成 26. 2. 14	国東市国東町横手1913	泉福寺	
462	木造無著妙融坐像	平成 26. 2. 14	国東市国東町横手1913	泉福寺	
463	岩室宝篋印塔	平成 26. 2. 14	玖珠郡玖珠町大字岩室	個人	
464	先哲史料館稲葉家文書	平成 26. 2. 14	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	
465	薦社絵縁起	平成 27. 2. 24	中津市1290番地 中津市歴史博物館	薦神社	
466	木造如来坐像	平成 27. 2. 24	国東市国東町安国寺1639-2 国東市歴史体験学習館	国東市	
467	木造阿弥陀如来立像	平成 27. 2. 24	中津市995番地	浄安寺	
468	日出城隅櫓	平成 28. 2. 23	速見郡日出町字二ノ丸2602番1	日出町	※1
469	木造釈迦如来坐像	平成 28. 2. 23	大分市大字松岡5743番地	長興寺	
470	猪野遺跡出土銅矛	平成 28. 2. 23	大分市大字国分960番地1 大分市歴史資料館	大分市	
471	佐知遺跡十七号遺構出土品	平成 28. 2. 23	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
472	龍頭遺跡出土編袋	平成 28. 2. 23	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
473	若宮八幡神社	平成 29. 3. 7	豊後高田市是永町1番地1	若宮八幡神社	※1
474	木造仁王像	平成 29. 3. 7	豊後高田市田染真中2253番地	真木大堂	※1
475	高野山本覚院文書	平成 29. 3. 7	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	
476	一方平I遺跡出土石器群	平成 29. 3. 7	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
477	東田室遺跡出土絵画土器	平成 29. 3. 7	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
478	馬溪橋	平成 30. 2. 6	中津市耶馬溪町大字平田・戸原	中津市	
479	絹本着色十一面観音来迎図	平成 30. 2. 6	国東市国東町横手8378番地	神宮寺	
480	紙本着色隠元・木庵・即非三幅対像	平成 30. 2. 6	大分市田室町9番61号	長福寺	
481	木造観音菩薩立像	平成 30. 2. 6	国東市安岐町両子1548番地	両子寺	
482	石造地藏菩薩坐像	平成 30. 2. 6	豊後高田市田染路2395番地	富貴寺	
483	古後文書	平成 30. 2. 6	玖珠郡九重町大字栗野	個人	
484	元重文書	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
485	四日市遺跡木棺墓出土品	平成 30. 2. 6	大分市牧緑町1番61号 大分県立埋蔵文化財センター	大分県	
486	島原藩領田染組村絵図	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	豊後高田市	
487	宇佐神宮神能明覧	平成 30. 2. 6	宇佐市南宇佐2859番地	宇佐神宮	
488	紙本着色文殊仙寺境内図	平成 30. 2. 6	国東市国東町大恩寺2432番地	文殊仙寺	
489	豊後国速見郡鶴見七湯廻記	平成 30. 2. 6	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
490	早田国東塔	平成 31. 3. 12	豊後高田市香々地	個人	
491	木造金剛力士立像	平成 31. 3. 12	宇佐市南宇佐2859	宇佐神宮	
492	城山薬師堂四面石仏	平成 31. 3. 12	豊後高田市田染真木	地区	
493	木造薬師如来坐像及び日光・月光菩薩立像	令和 2. 2. 25	速見郡日出町大字藤原字下免6596番1	願成就寺	
494	田尻家文書	令和 2. 2. 25	大分市王子西町14番1号 大分県立先哲史料館	大分県	※1
	木造十一面観音菩薩立像		豊後高田市鍛冶屋町字鍛冶屋町566番1	光嚴寺	



	木造釈迦如来坐像		国東市武蔵町成吉 1089 番地	圓明寺	
	高牟禮文書		宇佐市大字下高	個人	

#### 無形文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	山内流泳法	昭和 41. 3. 22	臼杵市大字臼杵 72 番 1	臼杵山内流遊泳所	
2	宇佐神宮御神能	昭和 50. 3. 28	宇佐市南宇佐	宇佐神能会	

#### 有形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	所有者	備考
1	切支丹柄鏡	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字南田原	個人	
2	織部燈籠	昭和 34. 3. 20	中津市 991 番地	円龍寺	
3	辻河原石風呂	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町辻	地区	
4	市穴石風呂	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町原尻	個人	
5	中ノ原石風呂	昭和 42. 3. 31	豊後大野市緒方町井上	個人	
6	塩石の石風呂	昭和 42. 3. 31	臼杵市大字福良	個人	
7	木造鈴鬼面	昭和 44. 3. 22	国東市安岐町両子 1548 番地	両子寺	
8	杵築高等学校郷土研究部民俗資料コレクション	昭和 45. 3. 31	宇佐市大字高森字京塚 大分県立歴史博物館	大分県	
9	庚申塔	昭和 46. 3. 23	豊後大野市千歳町前田	個人	
10	上戸石風呂	昭和 49. 3. 19	豊後大野市緒方町原尻	個人	
11	宇佐神宮能衣裳類	昭和 50. 3. 28	宇佐市南宇佐 2859	宇佐神宮	
12	千燈寺修正鬼会面	昭和 52. 3. 31	国東市国見町千灯 558-1	千燈寺	
13	慈雲寺跡庚申塔	昭和 54. 5. 15	玖珠郡九重町野上	個人	
	道園庚申塔二基		豊後高田市夷	個人	※1

#### 無形民俗文化財

	名称又は物件	指定年月日	所 在	保存会	備考
1	北原人形芝居	昭和 32. 3. 26	中津市大字北原	北原人形芝居保存会	
2	神踊・杖踊	昭和 41. 3. 22	佐伯市大字青山黒沢	富尾神社神踊杖踊保存会	
3	犬山神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市大野町田代	上津流犬山神楽保存会	
4	千束楽	昭和 41. 3. 22	佐伯市宇目大字千束	千束楽保存会	
5	深山神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市朝地町市万田	朝地町神楽保存会	
6	緒方神楽	昭和 41. 3. 22	豊後大野市緒方町軸丸	緒方神楽保存会	
7	玖珠神楽	昭和 41. 3. 22	玖珠郡九重町引治	玖珠神楽神祇社	
8	佐伯神楽	昭和 41. 3. 22	佐伯市大字堅田	佐伯神楽保存会	
9	阿鹿野獅子	昭和 41. 3. 22	竹田市大字上坂田	阿鹿野獅子保存会	
10	辻間楽	昭和 41. 3. 22	速見郡日出町豊岡	辻間楽保存会	
11	若宮楽	昭和 41. 3. 22	杵築市宮司	杵築市若宮楽保存会	
12	立石楽	昭和 41. 3. 22	杵築市山香町立石	立石楽継承活動応援隊	
13	ゆたて	昭和 41. 3. 22	竹田市荻町新藤	荻神社ゆたて保存会	
14	磐戸楽	昭和 41. 3. 22	日田市西有田	磐戸楽保存会	
15	鶴飼	昭和 41. 3. 22	日田市竹田	鶴飼保存会	
16	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	臼杵市大字東神野	東神野風流杖踊保存会	
17	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	臼杵市野津町大字西神野	西神野風流杖踊保存会	
18	風流・杖踊	昭和 41. 3. 22	佐伯市弥生大字大坂本	風流・杖踊保存会	
19	大野楽	昭和 41. 3. 22	日田市前津江町大野	大野楽保存会	
20	本城くいち楽	昭和 42. 3. 31	日田市天瀬町本城	本城くいち楽保存会	
21	津島神楽	昭和 43. 3. 29	速見郡日出町豊岡	津島神楽社	
22	蒲江神楽	昭和 43. 3. 29	佐伯市蒲江大字丸市尾浦	富尾神社祭員会	
23	山下岩戸楽	昭和 46. 3. 23	玖珠郡玖珠町大字山下	山下岩戸楽保存会	
24	滝瀬楽	昭和 46. 3. 23	玖珠郡玖珠町大字戸畑	滝瀬楽保存会	
25	別宮社の神楽	昭和 48. 3. 20	国東市国見町伊美	伊美別宮社里楽師	
26	早吸日女神社八人太鼓	昭和 51. 3. 30	佐伯市蒲江大字西野浦	早吸日女神社八人太鼓保存会	※1
27	浅草流松尾神楽	昭和 52. 3. 31	豊後大野市三重町松尾	松尾神楽保存会	
28	奥嶽流上畑獅子舞	昭和 53. 3. 31	豊後大野市緒方町上畑	奥嶽流上畑獅子舞保存会	
29	宝楽	昭和 53. 3. 31	玖珠郡九重町松木	宝楽保存会	

30	町田楽	昭和 53. 3. 31	玖珠郡九重町町田	町田楽保存会	
31	三輪流臼杵神楽	昭和 55. 4. 8	臼杵市大字臼杵	三輪流臼杵神楽保存会	
32	葛原神楽	昭和 56. 3. 31	佐伯市蒲江大字葛原浦	葛原岩戸神楽保存会	
33	桧原マツ	昭和 58. 4. 12	中津市耶馬溪町大字中畑	桧原まつ保存会	
34	大原八幡宮御田植祭	昭和 59. 3. 30	日田市田島	大原八幡宮	
35	上田原湯立神楽	昭和 63. 3. 15	豊後大野市三重町上田原	上田原俣楽保存会	
36	宮砥神楽	平成 5. 3. 23	竹田市次倉	宮砥神楽保存会	
37	堅浦霜月祭りの芸能	平成 10. 3. 20	津久見市堅浦	堅浦古典芸能保存会	
38	奈多宮の御田植祭	平成 12. 3. 24	杵築市奈多	奈多宮御田植祭保存会	
39	杵築若宮八幡社の御田植祭	平成 12. 3. 24	杵築市宮司	若宮八幡社御田植祭保存会	
40	諸田山神社の御田植祭	平成 13. 4. 3	国東市安岐町明治	諸田山神社御田植祭保存会	
41	中津祇園	平成 16. 3. 31	中津市	中津祇園祭保存協議会	
42	臼杵祇園まつり	平成 20. 3. 28	臼杵市大字臼杵	臼杵祇園祭保存会	
43	鶴市傘鉾神事	平成 21. 3. 17	中津市	鶴市花傘鉾神事振興会	
44	大浦楽	平成 24. 3. 13	玖珠郡玖珠町大字古後	大浦楽保存会	
45	津久見扇子踊り	平成 24. 9. 18	津久見市津久見浦	津久見扇子踊り保存連絡協議会	
46	宮園楽	平成 29. 3. 7	中津市耶馬溪町大字宮園	宮園かっぱ楽保存会	
47	御嶽流奥畑神楽	平成 30. 2. 6	豊後大野市三重町奥畑	御嶽流奥畑神楽保存会	

### 史跡

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	瑞巖寺石仏	昭和 17. 6. 11	玖珠郡九重町松木	
2	青の洞門	昭和 17. 8. 10	中津市本耶馬溪町樋田・曾木	
3	臼塚古墳	昭和 23. 9. 10	臼杵市稲田	
4	原のキリシタン墓碑	昭和 24. 10. 25	竹田市直入町長湯	
5	鬼ヶ城古墳	昭和 24. 10. 25	玖珠郡玖珠町大字帆足	
6	致道館	昭和 28. 4. 20	速見郡日出町日出二ノ丸 2594	
7	地下式土坑	昭和 28. 4. 20	国東市安岐町矢川	
8	狐塚古墳	昭和 28. 4. 20	国東市国東町富来浦	
9	七双司古墳	昭和 28. 4. 20	杵築市大字本荘	
10	塚山古墳	昭和 28. 4. 20	国東市安岐町塩屋	
11	鬼塚古墳	昭和 28. 4. 20	玖珠郡玖珠町大字小田	
12	磨崖石塔	昭和 28. 4. 20	佐伯市弥生大字上小倉	
13	線彫板碑	昭和 28. 4. 20	豊後高田市夷	
14	搔懐キリシタン墓	昭和 28. 4. 20	臼杵市搔懐	
15	丑殿古墳	昭和 30. 5. 27	大分市賀来片面	
16	虚空蔵寺塔跡	昭和 32. 3. 26	宇佐市山本	
17	植野貝塚	昭和 32. 3. 26	中津市大字植野	
18	檜本磨崖仏	昭和 32. 3. 26	宇佐市安心院町檜本	
19	普光寺磨崖仏	昭和 32. 3. 26	豊後大野市朝地町上尾塚	
20	千燈石仏	昭和 32. 3. 26	国東市国見町千燈	
21	脇蘭室墓	昭和 32. 3. 26	大分市鶴崎寺司浜	
22	帆足万里墓	昭和 33. 3. 25	速見郡日出町狐塚	
23	キリシタン洞窟礼拝堂	昭和 33. 3. 25	竹田市竹田	
24	白濁遺跡	昭和 33. 3. 25	佐伯市若宮町	
25	浜崎祖形五輪塔群	昭和 34. 3. 20	国東市国東町浜崎	
26	重岡キリシタン墓	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字重岡	
27	長湯線彫磨崖仏 付石幢	昭和 34. 3. 20	竹田市直入町大字長湯	
28	楠木生石造五重塔	昭和 34. 3. 20	大分市下戸次	
29	福真磨崖仏 付 堂ノ迫磨崖仏	昭和 35. 3. 22	豊後高田市黒土・大岩屋	
30	竹田津元宮遺跡 付 鬼籠列石	昭和 35. 3. 22	国東市国見町元宮・鬼籠	
31	由布院のキリシタン墓群	昭和 35. 3. 22	由布市湯布院町川上・川北	
32	府内城跡	昭和 38. 2. 15	大分市荷揚町1番地・2の1番地	
33	曲石仏 付双塔磨崖連碑	昭和 41. 3. 22	大分市曲	
34	臼杵城跡	昭和 41. 3. 22	臼杵市臼杵	
35	久木小野マンダラ石	昭和 41. 3. 22	臼杵市久木小野	

36	足曳山両子寺	昭和 41. 3. 22	国東市安岐町両子	
37	五輪塔群	昭和 42. 3. 31	豊後大野市犬飼町田原	
38	口戸磨崖仏 付 磨崖五輪双塔	昭和 44. 3. 22	大分市口戸	
39	毛利空桑旧宅及び塾跡	昭和 45. 3. 31	大分市鶴崎	
40	財前家墓地	昭和 45. 3. 31	杵築市大田小野	
41	田原家墓地	昭和 45. 3. 31	杵築市大田沓掛	
42	岩屋寺石仏	昭和 45. 3. 31	大分市古国府	
43	穴瀬横穴群	昭和 46. 3. 23	豊後高田市美和	
44	凶首塚古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市北宇佐	
45	姪子ヶ原古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市別府	
46	高倉古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市長洲	
47	久々姥古墳	昭和 46. 3. 23	宇佐市猿渡	
48	貴船平・下の裏山横穴群	昭和 46. 3. 23	宇佐市山下・上元重	
49	宝塔及び五輪塔群	昭和 46. 3. 23	由布市庄内町龍原	
50	挾間氏五輪塔群	昭和 47. 3. 21	由布市挾間町挾間	
51	参勤交代道路	昭和 47. 3. 21	大分市今市	
52	道ノ上古墳	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町赤嶺	
53	大塚古墳	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町小坂	
54	千燈寺跡	昭和 47. 3. 21	国東市国見町千灯・上岐部	
55	重政古墳	昭和 48. 3. 20	豊後大野市三重町内田	
56	入津原丸山古墳	昭和 49. 3. 19	豊後高田市新栄	
57	猫石丸山古墳	昭和 49. 3. 19	豊後高田市草地	
58	京徳遺跡	昭和 49. 3. 19	宇佐市下敷田	
59	古稻荷古墳	昭和 50. 3. 28	宇佐市法鏡寺	
60	野鹿洞穴	昭和 50. 3. 28	竹田市荻町南河内	
61	籠門氏墓地古塔群	昭和 50. 3. 28	別府市野田	
62	川原隧道と石畳	昭和 51. 3. 30	日田市天瀬町女子畑	
63	坊ノ原古墳	昭和 51. 3. 30	豊後大野市大野町桑原	
64	三角池と薦神社	昭和 51. 3. 30	中津市大字大貞	
65	長岩屋山天念寺	昭和 54. 5. 15	豊後高田市長岩屋	
66	金剛山長安寺	昭和 54. 5. 15	豊後高田市加礼川	
67	石立山岩戸寺	昭和 54. 5. 15	国東市国東町岩戸寺	
68	峨眉山文殊仙寺	昭和 54. 5. 15	国東市国東町大恩寺	
69	下市磨崖仏	昭和 56. 3. 31	宇佐市安心院町下毛	
70	上原遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市法鏡寺	
71	樋尻道遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市上田	
72	野口遺跡	昭和 56. 3. 31	宇佐市上田	
73	蓬来山古墳	昭和 56. 3. 31	大分市庄ノ原	
74	棒垣遺跡	昭和 57. 3. 30	中津市大字福島	
75	光岡城跡	昭和 58. 4. 12	宇佐市赤尾	
76	川平間歩の跡	昭和 59. 3. 30	中津市三光土田・臼木	
77	真玉氏居館跡	昭和 60. 3. 29	豊後高田市西真玉	
78	石坂石畳道	昭和 62. 3. 27	日田市花月	
79	毛利空桑墓	昭和 62. 6. 29	大分市常行	
80	城山古墳	平成元. 3. 30	日田市東有田	
81	粉洞穴	平成 2. 3. 29	中津市本耶馬溪町今行	
82	薬師堂山古墳	平成 2. 3. 29	日田市田島	
83	御塔山古墳	平成 3. 3. 26	杵築市狩宿	
84	立野古墳	平成 4. 3. 27	豊後大野市三重町上田原	
85	虚空蔵寺 1 号瓦窯跡	平成 5. 3. 23	宇佐市山本	
86	秋葉鬼塚古墳	平成 6. 3. 25	豊後大野市三重町秋葉	
87	切寄瓦窯跡	平成 7. 3. 10	宇佐市山本	
88	カワラガマ遺跡	平成 8. 3. 29	豊後高田市佐野	
89	吹上遺跡	平成 8. 3. 29	日田市小迫	
90	蝙蝠滝舟路跡	平成 9. 3. 25	豊後大野市朝地町上尾塚	
91	月桂寺境内	平成 10. 3. 20	臼杵市二王座	

92	西光寺境内	平成 12. 3. 24	竹田市会々	
93	竜ヶ鼻古墳	平成 14. 3. 29	豊後大野市三重町赤嶺	
94	泉福寺境内	平成 16. 3. 31	国東市国東町横手	
95	朝日天神山古墳	平成 16. 3. 31	日田市小迫	
96	妙楽寺経塚	平成 20. 3. 28	宇佐市大字木内	
97	中津城おかい山	平成 21. 3. 17	中津市	
98	相原山首遺跡	平成 22. 3. 30	中津市大字相原	
99	長岩城跡	平成 23. 3. 29	中津市耶馬溪町大字川原口	
100	小牧山古墳群	平成 23. 3. 29	大分市大字松岡	
101	井上主水左衛門並古・並増墓所	平成 24. 3. 13	豊後大野市朝地町朝地	
102	相原廃寺跡 付塔心礎	平成 25. 3. 15	中津市大字相原	
103	中津城跡	平成 26. 2. 14	中津市	
104	六郷山夷岩屋の寺社境内	平成 28. 2. 23	豊後高田市夷	
105	永山城跡	平成 28. 2. 23	日田市丸山	
106	平田城跡	平成 31. 3. 12	中津市耶馬溪町大字平田	
107	法垣遺跡	令和 2. 2. 25	中津市大字加来	

### 名勝

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	納池公園	昭和 18. 7. 13	竹田市久住町宮脇	
2	藤河内溪谷	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字木浦内	
3	九酔溪	昭和 34. 3. 20	玖珠郡九重町飯田	
4	由布川峡谷	昭和 34. 3. 20	由布市挾間町朴木、別府市東山	
5	伝来寺庭園	昭和 45. 3. 31	日田市中津江村栃野	
6	妙経寺庭園	平成 15. 3. 31	杵築市南杵築	

### 天然記念物

	名称又は物件	指定年月日	所 在	備考
1	桜八幡神社社叢	昭和 17. 8. 10	国東市国東町鶴川	
2	靱山八幡の大ケヤキ	昭和 18. 7. 13	竹田市直入町長湯	
3	竹野浦のビロウ	昭和 18. 7. 13	佐伯市米水津大字竹野浦	
4	ミカドアゲハ	昭和 28. 4. 20	臼杵市津久見島	
5	ブナの原生林	昭和 28. 4. 20	中津市山国町中摩、耶馬溪町大字樋山路	
6	千本カツラ	昭和 28. 4. 20	中津市耶馬溪町大字津民	
7	高島のウミネコ営巣地	昭和 30. 5. 27	大分市高島	
8	高島のビロウ自生地	昭和 30. 5. 27	大分市高島	
9	山蔵のイチイガシ	昭和 30. 5. 27	宇佐市安心院町山倉	
10	清田川のレンゲツツジ群落	昭和 30. 5. 27	玖珠郡玖珠町大字四日市	
11	日出の大サザンカ	昭和 32. 3. 26	速見郡日出町二ノ丸	
12	ゲンカイツツジ	昭和 32. 3. 26	中津市耶馬溪町大字津民	
13	キシツツジ	昭和 32. 3. 26	中津市耶馬溪町	
14	奥祖母のオオダイガハラサンショウウオ	昭和 32. 3. 26	豊後大野市緒方町祖母・傾山系	
15	橋木のシンパク	昭和 33. 3. 25	竹田市直入町長湯	
16	長湯のヒイラギ	昭和 33. 3. 25	竹田市直入町長湯	
17	宮処野神社の社叢	昭和 33. 3. 25	竹田市久住町仏原	
18	狩生鍾乳洞内の動物	昭和 33. 3. 25	佐伯市大字狩生	
19	宇目の野生キリ	昭和 34. 3. 20	佐伯市宇目大字木浦内	
20	鶴見の坊主地獄	昭和 34. 3. 20	別府市鶴見	
21	姫島の藍鉄鉱	昭和 34. 3. 20	東国東郡姫島村ス鼻岬	
22	姫島の地層褶曲	昭和 34. 3. 20	東国東郡姫島村大海	
23	宮砥八幡社の社叢	昭和 35. 3. 22	竹田市次倉	
24	神原のトチ	昭和 35. 3. 22	竹田市神原	
25	姥目のウバメガシ	昭和 35. 3. 22	津久見市中央町	
26	武蔵のサツキツツジ	昭和 35. 3. 22	国東市武蔵町内田	
27	鹿嵐山のツクシシヤクナゲ群落	昭和 35. 3. 22	宇佐市院内町小野川内	
28	岳本のコナラ原生林	昭和 36. 3. 14	由布市湯布院町川上	

29	五所明神のナギ	昭和 36. 3. 14	佐伯市臼坪	
30	洞明寺のナギ	昭和 36. 3. 14	佐伯市弥生大字江良	
31	宿善寺のナギ	昭和 36. 3. 14	佐伯市本匠大字井ノ上	
32	御嶽の原生林	昭和 37. 2. 27	豊後大野市清川町宇田枝	
33	陽目のカワノリ	昭和 37. 2. 27	竹田市荻町柏原	
34	長崎鼻の海蝕洞穴	昭和 38. 2. 15	豊後高田市見目	
35	祖母山系イワメ	昭和 41. 3. 22	竹田市神原川上流	
36	佐伯城山のオオイタサンショウウオ	昭和 41. 3. 22	佐伯市城山	
37	蒲江カズラ	昭和 43. 3. 29	佐伯市蒲江大字葛原浦	
38	スダシイ原生林	昭和 47. 3. 21	国東市武蔵町小城	
39	御手洗神社のナギ	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町上田原	
40	穴権現社叢	昭和 47. 3. 21	豊後大野市三重町大白谷	
41	沖黒島の自然林	昭和 48. 3. 20	佐伯市米水津大字宮野浦・蒲江大字畑野浦	
42	横島のビャクシン自生地	昭和 48. 3. 20	佐伯市米水津大字浦代浦	
43	野平のミツガシワ自生地	昭和 48. 3. 20	玖珠郡玖珠町大字古後	
44	鹿毛のスダシイ原生林	昭和 48. 3. 20	豊後大野市三重町中津留	
45	大島のアコウ林	昭和 48. 3. 20	佐伯市鶴見大字大島	
46	武多都社の境内林	昭和 49. 3. 19	国東市国見町竹田津	
47	文殊仙寺の自然林	昭和 49. 3. 19	国東市国東町大恩寺	
48	経塚山ミヤマキリシマ自生地	昭和 49. 3. 19	速見郡日出町豊岡	
49	八坂神社のハナガガシ林	昭和 49. 3. 19	佐伯市弥生大字江良	
50	矢形神社の境内林	昭和 49. 3. 19	豊後大野市大野町安藤	
51	鶴見権現社のイチイガシ林	昭和 50. 3. 28	別府市鶴見	
52	御嶽権現社の自然林	昭和 50. 3. 28	別府市東山	
53	日吉社のコジイ林	昭和 50. 3. 28	臼杵市深田	
54	津江神社のスギと自然林	昭和 50. 3. 28	日田市中津江村合瀬	
55	長谷寺境内林	昭和 51. 3. 30	中津市三光西秣	
56	田口のイチイガシ林	昭和 51. 3. 30	中津市三光原口	
57	高塚地蔵のイチョウ	昭和 51. 3. 30	日田市天瀬町馬原	
58	畳石のオトメクジャク	昭和 51. 3. 30	宇佐市安心院町畳石	
59	内成・田代のオトメクジャク	昭和 51. 3. 30	由布市挾間町内成・田代	
60	狩生新鍾乳洞	昭和 51. 3. 30	佐伯市大字狩生	
61	野津町のキンメイモウソウ	昭和 52. 3. 31	臼杵市野津町王子	
62	健男社のスギと自然林	昭和 52. 3. 31	豊後大野市緒方町上畑	
63	城八幡社の自然林	昭和 52. 3. 31	佐伯市大字長谷	
64	内田神社のイチイガシ	昭和 53. 3. 31	豊後大野市三重町内田	
65	久住のツクシボダイジュ	昭和 54. 5. 15	竹田市久住町久住	
66	朝見神社のアラカシ林とクスノキ	昭和 54. 5. 15	別府市朝見	
67	高平のイワンデ林	昭和 54. 5. 15	中津市本耶馬溪町東屋形	
68	三角池の水生・湿地群落	昭和 55. 4. 8	中津市大字大貞	
69	杵築若宮八幡社の境内林	昭和 55. 4. 8	杵築市宮司	
70	鞍形尾神社の自然林	昭和 56. 3. 31	日田市天瀬町馬原	
71	暁嵐の滝岩上植物群落	昭和 57. 3. 30	佐伯市上浦大字浅海井浦	
72	最勝海浦のウバメガシ林	昭和 57. 3. 30	佐伯市上浦大字最勝海浦	
73	大原の境木カシワ	昭和 58. 4. 12	玖珠郡九重町田野	
74	相挾間のブンゴボダイジュ	昭和 58. 4. 12	玖珠郡九重町菅原	
75	間越のウバメガシと自然林	昭和 59. 3. 30	佐伯市米水津大字浦代浦	
76	鷹鳥屋山の自然林	昭和 60. 3. 29	佐伯市宇目大字南田原	
77	山浦のイチイガシ林とウラジロガシ林	平成 6. 3. 25	竹田市直入町下田北	
78	オンセンミズゴマツボ	平成 27. 2. 24	由布市湯布院町川上	
	向田天満社自然林		国東市国見町向田	

選定保存技術

	名称又は物件	選定年月日	所 在	保持者	備考
1	屋根検皮づくり及び屋根検皮葺きの技術	平成 28. 2. 23	宇佐市大字北宇佐	個人	

※1 官報及び県報記載名称を簡略化した文化財

※2 盗難にあい被害届を提出している文化財



## ◇大分県関係文化財報告書等一覧

大分県文化財調査報告書（発行：大分県教育委員会）

No.	書名	発行年
1	大分県文化財調査報告書第1集	昭和28年
2	大分県文化財調査報告書第2集	昭和29年
3	早水台 早水台遺跡特別報告	昭和30年
4	大分県文化財調査報告書第4集	昭和31年
5	大分県文化財調査報告書第5集	昭和32年
6	大分県文化財調査報告書第6集	昭和35年
7	弥勒寺遺跡	昭和36年
8	七双子古墳群	昭和37年
9	中津市古要神社の「くぐつ」	昭和37年
10	丹生川遺跡の調査	昭和39年
11	大分県の民俗	昭和40年
12	早水台 早水台遺跡特別報告	昭和40年
13	野間古墳群・横尾貝塚・小池原貝塚 緊急発掘調査	昭和42年
14	大分県の民俗芸能（一）	昭和42年
15	中ノ原・馬場 古墳緊急発掘調査 昭和四十一年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和43年
16	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（一）－	昭和43年
17	黒山遺跡緊急発掘調査 昭和四十一年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和43年
18	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（二）－	昭和44年
19	大分県の民俗芸能（二）－神楽編（三）－	昭和44年
20・21	稲荷山遺跡緊急発掘調査 昭和四十二年度新産都区域内緊急発掘調査	昭和45年
22・23	天ヶ瀬町赤岩・玖珠町北山田の民俗 玖珠川ダム水没地区民俗資料緊急調査	昭和46年
24	御陵古墳緊急発掘調査	昭和47年
25	耶馬溪町の民俗 耶馬溪ダム水没地区民俗資料緊急調査	昭和47年
26	法鏡寺跡・虚空蔵寺跡 大分県宇佐市における古代寺院跡の調査	昭和48年
27	米水津村宮野浦の民俗	昭和48年
28	飛山 大分市大字東上野所在の横穴古墳群の調査	昭和48年
29	傾・祖母山系におけるニホンカモシカの生息状況に関する調査報告	昭和41年
30	耶馬溪ダム水没地区の文化財	昭和48年
31	立石貝塚 宇佐市大字立石所在の縄文時代貝塚	昭和49年
32	小鹿田の伝統と陶技	昭和50年
33	台ノ原遺跡	昭和50年
34	大分県の民俗地図	昭和50年
35	ネギノ遺跡 大分県竹田市菅生所在遺跡の調査	昭和51年
36	祖母山系（障子岩・大障子岳一帯）のカモシカの生息状況に関する調査報告	昭和51年
37	六郷満山関係文化財総合調査概要 一豊後高田市・真玉町・香々地町の部-	昭和51年
38	六郷満山関係文化財総合調査概要（二）-国見町・国東町・武蔵町・安岐町の部-	昭和52年
39	国東半島の修正鬼会	昭和52年
40	鷹ノ巣山の植物社会とフロラ	昭和53年
41	歴史の道調査報告書 伊予街道	昭和55年
42	国東塔の分布と特色	昭和54年
43	前津江の文化財	昭和55年
44	続・大分県の民俗地図	昭和55年
45	歴史の道調査報告書 肥後街道	昭和55年
46	歴史の道調査報告書 日向道（豊前道）	昭和55年
47	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告	昭和55年
48	浜遺跡 大分市大在浜所在遺跡の調査	昭和55年
49	歴史の道調査報告書 放生会道	昭和56年
50	歴史の道調査報告書 勅使街道	昭和56年
51	日田郡の文化財	昭和56年
52	歴史の道調査報告書 行幸会道	昭和56年
53	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告Ⅱ	昭和56年

54	歴史の道調査報告書 峯入りの道	昭和56年
55	安心院の庭入り	昭和56年
56	姫島の盆踊り	昭和56年
57	歴史の道調査報告書 永山布政所路（Ⅰ） 豊後高松～日田	昭和57年
58	日当遺跡 大分県野津町所在遺跡発掘調査報告書	昭和57年
59	歴史の道調査報告書 永山布政所路（Ⅱ） 四日市～日田	昭和57年
60	歴史の道調査報告書 奈多行幸会道	昭和57年
61	名勝耶馬溪 ～名勝耶馬溪保存管理計画策定調査報告書～	昭和57年
62	六郷満山関係文化財総合調査概要（三）-杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の部-	昭和57年
63	楠野 大分県竹田市所在遺跡発掘調査報告書	昭和58年
64	祖母山系のニホンカモシカ生態調査中間報告Ⅵ	昭和58年
65	大野原の先史遺跡 大分県大野郡大野町所在遺跡群調査報告書	昭和59年
66	天領日田の文化財	昭和59年
67	祖母山系のニホンカモシカの生態	昭和59年
68	大分県の民謡	昭和60年
69	船塚遺跡 大分県豊後高田市所在遺跡発掘調査報告書	昭和60年
70	大分県の方言	昭和60年
71	八面山の文化財	昭和60年
72	歴史の道調査報告書 岡城路	昭和61年
73	歴史の道調査報告書 臼杵城路	昭和61年
74	屋宗横穴墓 大分県大分市所在遺跡発掘調査報告書	昭和61年
75	近世社寺建築緊急調査報告書 大分県の近世社寺建築	昭和62年
76	安岐城跡 下原古墳 埋蔵文化財調査報告書	昭和63年
77	黒岳周辺のイヌワシ 生息緊急調査報告	平成元年
78	大分県の民俗芸能 奥嶽流上畑獅子舞・諸田山神社の御田植祭	平成元年
79	昭和62/63年度 九州山地カモシカ特別調査報告書（大分・熊本・宮崎）	平成元年
80	下郡桑苗遺跡 発掘調査報告（Ⅰ）	平成元年
81	佐知遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成元年
82	新光遺跡 発掘調査報告書	平成2年
83	会下遺跡・的場2号墳・塩屋伊予野原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（Ⅰ）	平成3年
84	川南原遺跡群 発掘調査報告書（農道空港）	平成3年
85	慈眼山遺跡（A地区） 発掘調査報告書	平成3年
86	大分県の民俗芸能 -大分県民俗芸能緊急調査報告-	平成3年
87	宇佐大路 -宇佐への道調査-	平成3年
88	成田尾遺跡 今村遺跡 馬場尾遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（Ⅱ）	平成4年
89	下郡桑苗遺跡（Ⅱ）	平成4年
90	カモシカ食害調査報告書	平成5年
91	大分県の近代化遺産 -近代化遺産総合調査報告-	平成6年
92	大分県の装飾古墳	平成7年
93	横手遺跡群発掘調査報告書	平成8年
94	徳瀬遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成8年
95	カモシカ保護管理技術策定調査報告書	平成8年
96	平成6/7年度 九州山地カモシカ特別調査報告書（大分・熊本・宮崎）	平成8年
97	大恩寺遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成9年
98	三和教田遺跡C地点 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成9年
99	二本木遺跡 発掘調査報告書	平成10年
100	大分の前方後円墳 ～三重・西国東地区編～	平成10年
101	堂ノ間遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成10年
102	龍頭遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成11年
103	スポーツ公園内遺跡群発掘調査報告書	平成11年
104	古国府遺跡群・上芦原地区・土毛地区・甲斐本地区 発掘調査報告書	平成11年
105	玉沢地区糸里跡・ガランジ地区・茨川原近世墓地・田仲地地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成12年
106	其ノ田板碑 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成12年
107	中原舟久手遺跡	平成12年
108	千塚西遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成12年
109	森の木遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成12年

110	炭竈遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
111	小野家墓地発掘調査報告書	平成 12 年
112	尾漕遺跡（第 2 次調査区・第 5 次調査区） 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
113	上ノ原平原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 12 年
114	下ノ山遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 13 年
115	清太郎遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 2	平成 13 年
116	大波羅遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
117	富貴寺遺跡（東地区）埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
118	虫喰谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
119	安国寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
120	大園遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
121	毛井遺跡 A 地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
122	二目川遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
123	上野遺跡群大分上野丘高校地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
124	行者原狐塚古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
125	四山社製糸工場跡・旧古町橋跡・吉田家屋敷跡・武藤家屋敷跡・上家屋敷跡・由学館跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
126	大分県のシシ垣	平成 13 年
127	浮殿遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
128	都野原田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 5	平成 13 年
129	尾鼻遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 13 年
130	城前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告	平成 13 年
131	仏原仙人塚古墳群 埋蔵文化財発掘調査報告書 6	平成 14 年
132	利光遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
133	鶴崎御茶屋跡	平成 14 年
134	下野遺跡群	平成 14 年
135	毛井遺跡 B 地区 発掘調査報告書	平成 14 年
136	戸口遺跡	平成 14 年
137	尾崎遺跡・清水遺跡・新田遺跡・川野遺跡・久木小野遺跡・平岩遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（3）	平成 14 年
138	西王寺遺跡・毛見所遺跡・上久所遺跡・浄土寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
139	小城原遺跡・中原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
140	弥四郎遺跡・王子遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
141	古庄屋遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
142	山ノ下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
143	清次郎原遺跡・上ノ原稲荷塚古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
144	真萱遺跡群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
145	東大道遺跡 B 地区 埋蔵文化財発掘調査	平成 14 年
146	久保田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 14 年
147	真那井城山遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告	平成 14 年
148	大分の中世城館 第一集 文献史料編 1	平成 14 年
149	葛木遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
150	八坂の遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
151	和泉第 1 遺跡・和泉第 2 遺跡・東カヤノ原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 15 年
152	上松岡遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
153	槇遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
154	照湯遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
155	又江遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
156	野村台遺跡 埋蔵文化財調査報告書	平成 15 年
157	吉田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
158	坂手前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
159	寺畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 15 年
160	大分の中世城館 第二集 文献史料編 2	平成 15 年
161	大分の中世城館 第三集 地名表・分布図編	平成 15 年
162	久末京徳遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 16 年
163	【欠番】	
164	上野町遺跡・顕徳寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1	平成 16 年
165	黒岩遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 16 年

166	東大道遺跡A地区埋蔵文化財発掘調査報告書2	平成16年
167	梅牟礼城跡：角木地区	平成16年
168	玉沢地区糸里跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成16年
169	杵築城下町遺跡	平成16年
170	大分の中世城館 第四集 総論編	平成16年
171	長湯横穴墓群桑畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成16年
172	上門手遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書2	平成16年
173	【欠番】	
174	【欠番】	
175	日田市鈴連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査	平成21年
176	日田市鈴連町の阿蘇4火砕流と埋没樹木群調査	平成23年
177	名勝耶馬溪保存管理計画報告書	平成23年
178	大分県の近代和風建築	平成25年

	書 名	発行年
常設展	うさ・くにさきの歴史と文化	昭和56年
企画展	古代・中世 宇佐の仏たち	昭和58年
企画展	富貴寺	昭和59年
企画展	黄泉の世界展	昭和60年
特別展	八幡大菩薩の世界	昭和61年
企画展	職人文化の世界	昭和62年
企画展	禅文化の世界	昭和63年
企画展	古墳文化の世界－豊の国の支配者たち－	平成元年
企画展	やきもの－豊のくらしと文化－	平成2年
特別展	法隆寺の世界－いま開く仏教文化の宝庫－	平成3年
企画展	弥勒憧憬－道長の夢 五十六億七千万年後の救い－	平成4年
企画展	神々の姿－あらわされた日本のこころ－	平成5年
企画展	縄文人の世界	平成6年
企画展	寺社絵の世界－中世人のこころを読む－	平成7年
特別展	みやこの仏世界と豊の国	平成8年
常設展	豊の国・おおいたの歴史と文化－くらしと祈り－	平成10年
特別展	湯浴み－湯の歴史と文化－	平成11年
	大分県立歴史博物館総合案内	平成12年
特別展	古代王権への道－再発見 九州島－	平成12年
特別展	八幡信仰とその遺宝	平成13年
特別展	千年のいのり－聖なる山・くにさき－	平成14年
特別展	二千年の鼓動－弥生土器の世界－	平成15年
特別展	南無阿弥陀仏－浄土への道－	平成16年
企画展	おはなしの絵－物語りと絵解き－	平成17年
特別展	おおいた蘭学事始－文明開化への道－	平成17年
企画展	白杵藩と絵図－殿様のコレクション－	平成17年
特別展	み仏の美とかたち－大分の仏教美術－四〇〇年の輝き－	平成18年
特別展	おおいた発掘物語－よみがえる郷土の歴史－	平成19年
特別展	大相撲展－相撲の歴史と名横綱双葉山伝説－	平成20年
特別展	おおいた発！幕末文化維新－賀来家・華麗なる一族－	平成21年
特別展	仏さまの”ひみつ”	平成23年
特別展	喫茶の世界－お茶と日本文化－	平成24年
特別展	いきものと生きる－“いのち”の物語－	平成25年
特別展	九州の戦国	平成26年
特別展	キリスト教王国を夢見た大友宗麟	平成27年
特別展	生誕200年記念 賀来飛霞－おおいたから日本の近代を切り拓く－	平成28年
特別展	開山1300年記念 聖なる山 六郷満山と仁聞	平成29年
特別展	福澤諭吉－独立自尊へといたる道－	平成30年
特別展	来豊者－彼らが見たおおいた－	令和元年
特別展	大相撲力士群像－相撲の歴史と時代のヒーローたち－	令和2年

大分県立歴史博物館報告書 (発行：大分県立歴史博物館)

No.	書名	発行年
1	国東半島の石工1	昭和58年
	豊後国田染荘 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和58年
2	国東半島の石工2	昭和59年
	豊後国田染荘Ⅱ 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和59年
	宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅰ	昭和59年
	豊後国田染荘Ⅲ 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和60年
	宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅱ	昭和60年
3	豊後国田染荘の調査Ⅰ	昭和61年
4	鶴見古墳 史跡川部・高森古墳群保存修理事業報告書	昭和61年
	宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅲ	昭和61年
5	大分県の諸職 大分県諸職関係民俗文化財調査報告書	昭和62年
6	豊後国田染荘の調査Ⅱ・付図	昭和62年
	宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅳ	昭和62年
	豊後国都甲荘1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	昭和63年
	宇佐宮弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査概報Ⅴ	昭和63年
7	弥勒寺 宇佐宮弥勒寺旧境内発掘調査報告書	平成元年
	豊後国都甲荘2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成元年
8	宇佐国東の寺院と文化財	平成2年
	豊後国都甲荘3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成2年
9	免ヶ平古墳 史跡川部・高森古墳群保存修理事業報告書	平成3年
	豊後国都甲荘4 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成3年
10	豊後国都甲荘の調査 資料編(付図)	平成4年
	国東六郷山本山本寺 智恩寺一発掘調査報告書一	平成4年
11	豊後国都甲荘の調査 本編(付図)	平成5年
12	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅰ	平成5年
13	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅱ	平成6年
14	檜原山正平寺	平成6年
	豊後国香々地荘1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成6年
	大分県内石造文化財の現状と課題一保存のための基礎調査概報一	平成6年
15	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅲ	平成7年
16	大分県の祭礼行事 大分県祭礼行事民俗調査報告書	平成7年
	豊後国香々地荘2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成7年
17	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅳ	平成8年
18	石造文化財の保存対策のための概要調査	平成8年
	豊後国香々地荘3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成8年
19	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅴ	平成9年
	豊後国香々地荘4 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成9年
20	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅵ	平成10年
21	豊後国香々地荘の調査 資料編(付図)	平成10年
1	豊後国香々地荘の調査 本編(付図)	平成11年
2	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅶ	平成11年
3	石造文化財の保存対策のための概要調査2	平成11年
3	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅷ	平成12年
	豊後国安岐郷1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成12年
5	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅸ	平成13年
	豊後国安岐郷2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成13年
6	六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅹ	平成14年
	豊後国安岐郷3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成14年
7	豊後国安岐郷の調査 資料編(付図)	平成15年
8	豊後国安岐郷の調査 本編(付図)	平成16年
9	豊後国安岐郷の調査 資料編補遺	平成16年
	壁画再現一富貴寺大堂壁画の復元一	平成16年
	豊後国国東郷1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成17年



	豊後国国東郷2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 18年
	豊後国国東郷3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 19年
10	豊後国国東郷の調査 資料編 (付図)	平成 20年
11	豊後国国東郷の調査 本編 (付図)	平成 21年
12	豊後国国東郷の調査 資料編補遺	平成 21年
	豊後国山香郷1 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 22年
13	川部・高森古墳群発掘調査報告書	平成 23年
	豊後国山香郷2 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 23年
	収蔵品目録 美術・工芸1	平成 23年
	収蔵品目録 歴史1	平成 23年
	収蔵品目録 歴史2	平成 23年
	豊後国山香郷3 国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報	平成 24年
	収蔵品目録 歴史3	平成 24年
	収蔵品目録 考古	平成 24年
	科学研究費補助金研究成果報告書 瀬戸内海西部における阿弥陀信仰の歴史的展開の研究	平成 24年
14	豊後国山香郷の調査 資料編1 (付図)	平成 25年
15	豊後国山香郷の調査 資料編2 (付図)	平成 26年
	大分県内遺跡における出土遺物の保存処理-県内遺跡出土遺物保存処理事業概要報告書I-	平成 26年
	大分県歴史資料調査報告1 専想寺の典籍	平成 26年
16	豊後国山香郷の調査 資料編3	平成 27年
	大分県歴史資料調査報告2 中根家資料(医事関係資料)1	平成 27年
	大分県仏教美術調査報告1 妙満寺の法物	平成 27年
17	豊後国山香郷の調査 本編 (付図)	平成 28年
	大分県歴史資料調査報告3 大分大学図書館所蔵郷土資料	平成 28年
	大分県仏教美術調査報告2 中津寺町の寺院について	平成 28年
	沖代条里の調査1 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	平成 29年
	大分県歴史資料調査報告4 真玉八幡宮関係資料1	平成 29年
	大分県仏教美術調査報告3 法照寺の什物1	平成 29年
	沖代条里の調査2 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	平成 30年
	大分県歴史資料調査報告5 真玉八幡宮関係資料2	平成 30年
	大分県仏教美術調査報告4 内野観音堂木彫仏群	平成 30年
	シリーズ【実像に迫る】015 聖なる霊場・六郷満山	平成 30年
	沖代条里の調査3 大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書	令和元年
	大分県歴史資料調査報告6 吉原真龍および西畑村吉原家文書	令和元年
	大分県仏教美術調査報告5 蓮華寺の安藤梅峯資料	令和元年
18	沖代条里の調査 資料編	令和2年
	大分県歴史資料調査報告7 伊能忠敬九州東海辺沿海村順	令和2年
	大分県仏教美術調査報告6 吉原真龍の仏画	令和2年

大分県立歴史博物館研究紀要 (発行：大分県立歴史博物館)

書名	発行年	書名	発行年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 I	昭和59年	大分県立歴史博物館研究紀要 4	平成15年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 II	昭和60年	大分県立歴史博物館研究紀要 5	平成16年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 III	昭和61年	大分県立歴史博物館研究紀要 6	平成17年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 IV	昭和62年	大分県立歴史博物館研究紀要 7	平成18年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 V	昭和63年	大分県立歴史博物館研究紀要 8	平成19年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VI	平成元年	大分県立歴史博物館研究紀要 9	平成20年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VII	平成4年	大分県立歴史博物館研究紀要 10	平成21年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 VIII	平成5年	大分県立歴史博物館研究紀要 11	平成22年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 IX	平成8年	大分県立歴史博物館研究紀要 12	平成23年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 X	平成9年	大分県立歴史博物館研究紀要 13	平成24年
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 XI	平成10年	大分県立歴史博物館研究紀要 14	平成25年
大分県立歴史博物館研究紀要 1	平成12年	大分県立歴史博物館研究紀要 15	平成26年
大分県立歴史博物館研究紀要 2	平成13年	大分県立歴史博物館研究紀要 16	平成27年
大分県立歴史博物館研究紀要 3	平成14年	大分県立歴史博物館研究紀要 17	平成28年

大分県立歴史博物館研究紀要 18	平成 29 年	大分県立歴史博物館研究紀要 20	令和 2 年
大分県立歴史博物館研究紀要 19	令和元年		

大分県先哲叢書 (発行：大分県立先哲史料館)

叢書名	発行年	叢書名	発行年
田能村竹田資料集 詩文篇	平成 4 年	福沢諭吉【普及版】	平成 14 年
田能村竹田資料集 書簡篇	平成 4 年	麻田剛立資料集【普及版】	平成 15 年
田能村竹田資料集 著述篇	平成 4 年	久留島武彦資料集第 3・4 卷	平成 15 年
田能村竹田資料集 絵画篇	平成 4 年	大蔵永常【普及版】	平成 16 年
田能村竹田	平成 5 年	久留島武彦	平成 16 年
大友宗麟資料集第 1～3 卷	平成 5 年	久留島武彦【普及版】	平成 17 年
田能村竹田【普及版】	平成 6 年	堀悌吉資料集第 1 卷	平成 18 年
大友宗麟資料集第 4・5 卷	平成 6 年	堀悌吉資料集第 2 卷	平成 19 年
滝廉太郎資料集	平成 6 年	前野良沢資料集第 1 卷	平成 20 年
大友宗麟	平成 7 年	堀悌吉	平成 21 年
滝廉太郎	平成 7 年	前野良沢資料集第 2 卷	平成 21 年
ペトロ岐部カスイ資料集	平成 7 年	前野良沢資料集第 3 卷	平成 22 年
大友宗麟【普及版】	平成 8 年	堀悌吉【普及版】	平成 23 年
滝廉太郎【普及版】	平成 8 年	野上弥生子	平成 23 年
矢野龍溪資料集第 1～3 卷	平成 8 年	広瀬淡窓資料集	平成 24 年
ペトロ岐部カスイ	平成 9 年	前野良沢	平成 25 年
矢野龍溪資料集第 4～6 卷	平成 9 年	野上弥生子【普及版】	平成 25 年
ペトロ岐部カスイ【普及版】	平成 10 年	広瀬淡窓	平成 26 年
矢野龍溪資料集第 7・8 卷	平成 10 年	前野良沢【普及版】	平成 27 年
矢野龍溪	平成 11 年	広瀬淡窓【普及版】	平成 28 年
大蔵永常資料集第 1・2 卷	平成 11 年	堀悌吉資料集第 3 卷	平成 29 年
福澤諭吉	平成 11 年	田原淳資料集	平成 30 年
麻田剛立資料集	平成 11 年	帆足万里資料集第 1 卷	平成 31 年
大蔵永常資料集第 3・4 卷	平成 12 年	田原淳	令和 2 年
麻田剛立	平成 12 年	帆足万里資料集第 2 卷	令和 2 年
矢野龍溪【普及版】	平成 13 年	帆足万里資料集第 3 卷	令和 3 年
久留島武彦資料集第 1・2 卷	平成 13 年	賀来飛霞資料集函譜篇	令和 3 年
大蔵永常	平成 14 年		

収蔵史料目録 (発行：大分県立先哲史料館)

目録名	発行年	目録名	発行年
収蔵史料目録 1 有永家文書	平成 14 年	収蔵史料目録 6 渡辺文庫他	平成 24 年
収蔵史料目録 2 大友氏関係史料他	平成 16 年	収蔵史料目録 7 碩田叢史他	平成 26 年
収蔵史料目録 3 豊後森藩田坂家史料他	平成 17 年	収蔵史料目録 8 大給家文書他	平成 27 年
収蔵史料目録 4 滝廉太郎関係史料他	平成 18 年	収蔵史料目録 9 高野山本覚院文書	平成 28 年
収蔵史料目録 5 五馬市村森家文書他	平成 19 年		

研究紀要 (発行：大分県立先哲史料館)

書名	発行年	書名	発行年
史料館研究紀要第 1 号	平成 8 年	史料館研究紀要第 10 号	平成 17 年
史料館研究紀要第 2 号	平成 9 年	史料館研究紀要第 11 号	平成 18 年
史料館研究紀要第 3 号	平成 10 年	史料館研究紀要第 12 号	平成 19 年
史料館研究紀要第 4 号	平成 11 年	史料館研究紀要第 13 号	平成 20 年
史料館研究紀要第 5 号	平成 12 年	史料館研究紀要第 14 号	平成 21 年
史料館研究紀要第 6 号	平成 13 年	史料館研究紀要第 15 号	平成 22 年
史料館研究紀要第 7 号	平成 14 年	史料館研究紀要第 16 号	平成 23 年
史料館研究紀要第 8 号	平成 15 年	史料館研究紀要第 17 号	平成 24 年
史料館研究紀要第 9 号	平成 16 年	史料館研究紀要第 18 号	平成 25 年

史料館研究紀要第 19 号	平成 26 年	史料館研究紀要第 23 号	平成 30 年
史料館研究紀要第 20 号	平成 27 年	史料館研究紀要第 24 号	令和元年
史料館研究紀要第 21 号	平成 28 年	史料館研究紀要第 25 号	令和 2 年
史料館研究紀要第 22 号	平成 29 年		

企画展示図録等 (発行：大分県立先哲史料館)

書名	発行年	書名	発行年
開館記念展・豊後国志の世界	平成 7 年	伊能忠敬、大分を測る	平成 22 年
宗麟からの手紙	平成 7 年	江戸への旅―年貢米と上乗人―	平成 24 年
西嶋の日々	平成 8 年	近世大分の幕開け	平成 26 年
蹴鞠	平成 9 年	廣瀬淡窓	平成 26 年
古文書に見る臼杵藩稲葉氏五百年	平成 10 年	おおいたの「医」	平成 27 年
府内と臼杵から戦国が見える	平成 11 年	開館 20 周年記念 おおいたの記録	平成 27 年
戦場の風景	平成 12 年	山の聖と空海への思い	平成 28 年
大友府内	平成 13 年	ふるさとの歴史を紡ぐ	平成 29 年
知ってるつもり？小藩分立	平成 14 年	近代の産業とくらし	平成 30 年
大友水軍	平成 15 年	日本の近代とおおいたの先哲	平成 30 年
開館 10 周年記念 豊の国のモノづくり	平成 16 年	大分キリスト教史	令和元年
陸の道・海の道	平成 17 年	「べっぶ」と「ゆふいん」の物語	令和 2 年
写―まねる・あつめる・つたえる―	平成 18 年	ペトロ岐部と大分のキリスト教	令和 2 年
寺と人	平成 19 年	伊勢参宮	令和 3 年
大給府内藩	平成 20 年		

学習教材 (発行：大分県立先哲史料館)

教材名	発行年	教材名	発行年
おおいたの地震と津波	平成 26 年	南海トラフと大分	平成 29 年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲 (県北)	平成 27 年	世界を見つめた人々と豊後三賢	平成 29 年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲 (県央)	平成 28 年	おおいたと「南海地震」	平成 30 年
大地の歴史と私たちのくらし	平成 28 年	おおいたの地震と津波	令和 2 年
テーマでたどるふるさとの歴史と先哲 (県南)	平成 29 年		

九州横断道自動車道関係 (発行：大分県教育委員会)

No.	書名	発行年
1	草場第二遺跡	平成元年
2	若杉遺跡・十文字原遺跡・ふいが城遺跡	平成 2 年
3	小迫墳墓群	平成 7 年
4	堂園遺跡・原田遺跡・岩塚遺跡・珍珠 SA 地区遺跡群・谷ノ瀬遺跡	平成 7 年
5	机張原遺跡 女狐近世墓地 庄ノ原遺跡群	平成 8 年
6	日田条里遺跡群・佐寺横穴墓群・大迫遺跡・白岩遺跡・下綾垣遺跡	平成 9 年
7	松木遺跡	平成 9 年
8	かわじ池遺跡	平成 10 年
9	佐寺原遺跡・尾漕遺跡・有田塚ヶ原古墳群	平成 10 年
10	小迫辻原遺跡 写真図版編	平成 10 年
	小迫辻原遺跡 I A・B・C・D 区編	平成 11 年
11	荏隈杉下遺跡	平成 11 年
12	玉沢地区条里跡遺跡群	平成 11 年
13	馬姓遺跡 北ノ後遺跡 乙院屋敷跡	平成 11 年
14	夕田遺跡群 夕田遺跡 夕田横穴墓群 夕田古墳群	平成 11 年
15	治別当遺跡	平成 11 年
16	四日市上ノ原横穴墓群	平成 12 年
17	瀬戸墳墓群 瀬戸遺跡 帆足城跡	平成 12 年
18	後迫遺跡	平成 13 年

一般国道 10 号線中津バイパス (発行：大分県教育委員会)

No.	書名	発行年
1	勘助野地遺跡・六畝町遺跡・大池南遺跡・清水郎原西遺跡・黒水遺跡・大坪遺跡・権現島遺跡	昭和 63 年
2	上ノ原横穴墓群 I	平成元年
	上ノ原横穴墓群 写真図版編	平成 2 年
	上ノ原横穴墓群 II	平成 3 年
3	樋多田遺跡・森山遺跡・寺迫遺跡	平成 4 年
4	伊藤田窯跡群	平成 4 年
5	安平遺跡居屋敷地区・城山遺跡木部地区・大根川遺跡向野地区	平成 5 年
6	森山遺跡	平成 7 年

一般国道 10 号宇佐道路 (発行：大分県教育委員会)

No.	書名	発行年
1	笠松遺跡	平成 5 年
2	桐ヶ迫遺跡・峯添遺跡	平成 6 年
3	横山遺跡 尾畑遺跡	平成 7 年

一般国道 210 号日田バイパス建設 (発行：大分県教育委員会)

No.	書名	発行年
I	日田高瀬遺跡群の調査 1 誠和神社裏遺跡・後藤家墓地・陣ヶ原辻原遺跡・高瀬深ノ田遺跡	平成 7 年
II	日田高瀬遺跡群の調査 2 手崎遺跡・大部遺跡	平成 10 年
III	日田高瀬遺跡群の調査 3 上野第 1 遺跡	平成 13 年
IV	日田高瀬遺跡群の調査 4 寺内遺跡・上野第 2 遺跡	平成 14 年

書名	発行年
下黒野遺跡 大分郡抜間町大字古野字下黒野所在遺跡の調査	昭和 49 年
石原貝塚・西和田貝塚 大分県宇佐平野周辺の縄文時代貝塚の調査 (宇佐市教育委員会)	昭和 54 年
宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報 I	昭和 54 年
宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報 II	昭和 54 年
宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報 III	昭和 55 年
宇佐市川部・高森地区遺跡緊急発掘調査概報 IV	昭和 56 年
臼杵バイパス発掘調査報告書 徳尾遺跡・道安遺跡	昭和 57 年
緒方条里内遺跡 牛ノ田遺跡・寺縄手遺跡・大坪遺跡 発掘調査報告書	昭和 62 年
雄城台 第 8 次発掘調査の概要	昭和 62 年
慈眼山瀬戸口遺跡 埋蔵文化財発掘調査概報	平成 4 年
安心院町広谷遺跡・山香町口野尾遺跡・目久保第 1 遺跡・目久保第 2 遺跡・須久保遺跡・日出町エゴノクチ遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
飯田二反田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
上万田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
百枝遺跡 (D 地区) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
府内城三ノ丸遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 5 年
深町遺跡発掘調査報告書	平成 5 年
北友田横穴 大分県日田市所在遺跡発掘調査報告	平成 5 年
植田市遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
植田平石遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
府内城三ノ丸遺跡 II 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 6 年
河内谷御茶屋跡・河内谷馬場跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 I	平成 7 年
上万田遺跡 (2) 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 7 年
大在古墳・浜遺跡第 2 地点 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 7 年
岩崎横穴墓 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 8 年
府内城三ノ丸北口跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 8 年
ガランジ遺跡・植田市遺跡・植田条里遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年
下原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 9 年

横塚第2遺跡・久原第2遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成9年
中尾近世墓地 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成11年
瀧ノ原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成11年
府内城下町遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成11年
ナシカ谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成11年

大分県埋蔵文化財年報（発行：大分県教育委員会）

書名	発行年	書名	発行年
大分県埋蔵文化財年報1 1991年度版	平成5年	大分県埋蔵文化財年報12 2002年度版	平成16年
大分県埋蔵文化財年報2 1992年度版	平成6年	大分県埋蔵文化財年報13 (平成15年度のまとめ)	平成17年
大分県埋蔵文化財年報3 1993年度版	平成7年	大分県埋蔵文化財年報14 (平成16年度のまとめ)	平成18年
大分県埋蔵文化財年報4 1994年度版	平成8年	大分県埋蔵文化財年報15 (平成17年度のまとめ)	平成19年
大分県埋蔵文化財年報5 1995年度版	平成9年	大分県埋蔵文化財年報16 (平成18年度のまとめ)	平成20年
大分県埋蔵文化財年報6 1996年度版	平成10年	大分県埋蔵文化財年報17 (平成19年度のまとめ)	平成21年
大分県埋蔵文化財年報7 1997年度版	平成11年	大分県埋蔵文化財年報18 (平成20年度のまとめ)	平成22年
大分県埋蔵文化財年報8 1998年度版	平成12年	大分県埋蔵文化財年報19 (平成21年度のまとめ)	平成23年
大分県埋蔵文化財年報9 1999年度版	平成13年	大分県埋蔵文化財年報20 (平成22年度のまとめ)	平成24年
大分県埋蔵文化財年報10 2000年度版	平成14年	大分県埋蔵文化財年報21 (平成23年度のまとめ)	平成25年
大分県埋蔵文化財年報11 2001年度版	平成15年	大分県埋蔵文化財年報22 (平成24年度のまとめ)	平成26年

大分県教育庁埋蔵文化財センター年報（発行：大分県教育委員会）

書名	発行年	書名	発行年
大分県教育庁埋蔵文化財センター年報1	平成27年	大分県教育庁埋蔵文化財センター年報3	平成29年
大分県教育庁埋蔵文化財センター年報2	平成28年		

大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書（発行：大分県教育庁埋蔵文化財センター）

No.	書名	発行年
1	豊後府内1 中世大友府内町跡第5次・第8次調査区	平成17年
2	豊後府内2 中世大友府内町跡第9次・第13次・第21次調査区	平成17年
3	津久見門前遺跡 瀬戸遺跡 佐伯門前遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書4	平成17年
4	賀来西遺跡・宮苑井ノ口遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成17年
5	北友田横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成17年
6	坂手隈横穴墓・坂手隈城跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成17年
7	上ノ原横穴墓群 埋蔵文化財調査報告書	平成18年
8	豊後府内3 中世大友府内町跡第7次・第16次調査区	平成18年
9	豊後府内4 (第1分冊) 中世大友府内町跡第9次・第12次・第18次・第22次・第28次・第48次調査区	平成18年
	豊後府内4 (第2分冊) 中世大友府内町跡第9次・第12次・第18次・第22次・第28次・第48次調査区	平成18年
	豊後府内4 (第3分冊) 中世大友府内町跡第9次・第12次・第18次・第22次・第28次・第48次調査区	平成18年
10	豊後府内5 中世大友府内町跡第31次調査区 (瑞光寺周辺)	平成18年
11	山脇横穴墓 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成18年
12	高添遺跡・新殿岡遺跡・庵の平遺跡・下の原遺跡・古城・五郎丸遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書1	平成19年
13	岡遺跡・穴井遺跡・穴井南遺跡・千仏南遺跡・田原園遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書2	平成19年
14	岡遺跡群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成19年
15	豊後府内6 中世大友府内町跡第10次調査区	平成19年
16	豊後府内7 中世大友府内町跡第20次調査区	平成19年
17	北小枇杷遺跡・野田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成19年
18	古庄屋遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成19年
19	市用遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成19年
20	岡遺跡群 上辻遺跡発掘調査報告書	平成19年
21	岩金遺跡発掘調査報告書	平成19年
22	杵築城下町遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成20年
23	豊後府内8 中世大友府内町跡第34・43次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書(4)	平成20年
24	豊後府内9 中世大友府内町跡第36・第55次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成20年



25	若宮八幡宮遺跡 東横前 a、b 地区 宮ノ前 a～d 地区 埋蔵文化財発掘調査報告書（4）	平成 20 年
26	豊後府内 1 0 中世大友城下町跡第 4 0 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（6）	平成 20 年
27	東田室遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（7）	平成 20 年
28	豊後府内 1 1 中世大友府内町跡第 6 1 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（8）	平成 20 年
29	諸田南遺跡 A・B・C 地区 定留遺跡外野地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
30	諸田南遺跡 D 地区・田代遺跡・上畑成遺跡・馬下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 20 年
31	求来里平島遺跡 D 区・求来里名里遺跡 A 区 1 次調査区・金田遺跡 1 次調査区・金田遺跡 3 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
32	岩ノ下岩陰遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
33	折立遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
34	黒水遺跡拝香地区 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 20 年
35	真木草場遺跡発掘調査報告書	平成 20 年
36	葛原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
37	羽野横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
38	六麦遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
39	小林遺跡 上田原遺跡群 馬場遺跡	平成 21 年
40	国東六郷山報恩寺 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 21 年
41	豊後府内 1 2 中世大友府内町跡第 2 9・3 5・4 2・6 8 次調査区 埋蔵文化財調査報告（5）	平成 21 年
42	豊後府内 1 3 中世大友府内町跡第 7 1 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（8）	平成 21 年
43	井ノ上遺跡	平成 21 年
44	西南戦争戦跡分布調査報告書	平成 21 年
45	茶屋久保 B 遺跡	平成 21 年
46	豊後府内 1 4 中世大友府内町跡第 3 0 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書（6）	平成 22 年
47	豊後府内 1 5 中世大友府内町跡第 4 9・5 1・5 2・6 7・7 8・7 9 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書（7）	平成 22 年
48	豊後府内 1 6（第 1 分冊） 中世大友府内町跡第 4 1 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（5）	平成 22 年
	豊後府内 1 6（第 2 分冊） 中世大友府内町跡第 6 9 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（5）	平成 22 年
	豊後府内 1 6（第 3 分冊） 中世大友府内町跡第 7 5 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（5）	平成 22 年
	豊後府内 1 6（第 4 分冊） 中世大友府内町跡第 7 7 次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書（5）	平成 22 年
49	伊藤田中遺跡・屋敷田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（3）	平成 22 年
50	伊藤田窯跡群発掘調査報告書〈コング窯跡・穂屋 1 号窯跡・穂屋 2 号窯跡〉埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年
51	高畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年
52	丹生遺跡群（第 1 4 地点） 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 22 年
53	上野遺跡群～矢取坂地区～ 埋蔵文化財調査報告書	平成 22 年
54	井尻日焼田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 23 年
55	慈眼山遺跡 埋蔵文化財調査報告書	平成 23 年
56	塚本遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 23 年
57	丁ノ坪遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書（1）	平成 23 年
58	横尾貝塚 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
59	藤原友田遺跡 カネノトイ遺跡 1・2 次 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
60	雄方後遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
61	志津里遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書（1）	平成 24 年
62	相原遺跡・下坂田西遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 24 年
63	豊後府内 1 7（第 1 分冊） 中世大友府内町跡第 1 1・7 2・7 6・8 0 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書（8）	平成 25 年
	豊後府内 1 7（第 2 分冊） 中世大友府内町跡第 8 8・9 5 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書（8）	平成 25 年
64	豊後府内 1 8 中世大友府内町跡第 9 1・9 2・9 3 次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書（9）	平成 25 年
65	小河内遺跡・菅ヶ谷遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 25 年
66	津留遺跡 埋蔵文化財発掘調査	平成 25 年
67	福島遺跡平塚・居屋敷地区発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 25 年
68	香紫庵遺跡・挾万田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 25 年
69	志津里遺跡 B 地区 1～3 次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 25 年
70	大分の中世石造遺物 第 1 集 分布図・地名表編（上）	平成 25 年
71	西株大迫遺跡・春畑遺跡・カシミ遺跡・今成館跡・木内遺跡・丸尾城跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（1）	平成 26 年
72	梅牟礼遺跡天神ノ下地区・梅牟礼遺跡掃木地区・曳地館跡・元越遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 26 年
73	加原遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（1）	平成 26 年
74	古市下遺跡・古市上遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書（2）	平成 26 年
75	北屋敷ツル遺跡・石風呂遺跡・由布川小学校遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成 26 年

76	高畑遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成26年
77	志津里遺跡B地区4～6次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成26年
78	大分の中世石造遺物 第2集 分布図・地名表編(中)	平成26年
79	嶋ノ町遺跡1次、2次・香紫庵遺跡・灰床遺跡・池ノ下・能元遺跡・今成近世墓・虚空蔵寺遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(2)	平成27年
80	長谷山際遺跡・鶴ヶ池遺跡・大久保遺跡・ハカノ下遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成27年
81	定留鬼塚遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成27年
82	若旗遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成27年
83	豊後府内19 中世大友府内町跡第96・99次調査区 埋蔵文化財発掘調査報告書(10)	平成27年
84	竜王畑遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成27年
85	大分の中世石造遺物 第3集 分布図・地名表編(下)	平成27年
86	諫山遺跡 本文・遺物図版編(第1分冊) 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成28年
	諫山遺跡 遺構図版・写真図版編(第2分冊) 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成28年
	諫山遺跡 遺構一覧表・遺物一覧表 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成28年
87	佐知遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書(4)	平成28年
88	森の木遺跡発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書(4)	平成28年
89	岩鼻岩陰遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成28年
90	府内城三ノ丸遺跡Ⅲ 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成28年
91	大分の中世石造遺物 第4集 写真図版編	平成28年
92	石田横穴墓群 埋蔵文化財発掘調査報告書(3)	平成29年
93	有添田遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成29年
94	原口遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成29年
95	四日市遺跡1 埋蔵文化財発掘調査報告書(1)	平成29年
96	羽室遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成29年
97	大分の中世石造遺物 第5集 総括編	平成29年
	大分の中世石造遺物 第5集 別冊 拓影編	平成29年

大分県立埋蔵文化財センター調査報告書 (発行：大分県立埋蔵文化財センター)

No.	書名	発行年
1	清水遺跡第2次発掘調査報告書 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成30年
2	山迫遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成30年
3	原田第一遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成30年
4	カメジン遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成30年
5	四日市遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
6	蔭山万寿寺跡 第1分冊 旧万寿寺跡第6～10次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
	蔭山万寿寺跡 第2分冊 旧万寿寺跡第6～10次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
	蔭山万寿寺跡 第3分冊 写真図版編 旧万寿寺跡第6～10次調査 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
7	五ヶ瀬中遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
8	府内城・城下町 知埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
9	四日市遺跡2 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
10	古戸遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	平成31年
11	臼杵城下町跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年
12	志手町遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年
13	小野古墳 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年
14	府内城・城下町31次 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年
15	四日市遺跡3 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年
16	賀来条里跡 埋蔵文化財発掘調査報告書	令和2年

大分県内遺跡詳細分布調査概報 (発行：大分県教育委員会)

書名	発行年	書名	発行年
大分県内遺跡詳細分布調査概報1 昭和56年度	昭和57年	大分県内遺跡詳細分布調査概報5 昭和60年度	昭和61年
大分県内遺跡詳細分布調査概報2 昭和57年度	昭和58年	大分県内遺跡詳細分布調査概報6 昭和61年度	昭和62年
大分県内遺跡詳細分布調査概報3 昭和58年度	昭和59年	大分県内遺跡詳細分布調査概報7 昭和62年度	昭和63年
大分県内遺跡詳細分布調査概報4 昭和59年度	昭和60年	大分県内遺跡詳細分布調査概報8 昭和63年度	平成元年

大分県内遺跡詳細分布調査概報 9	平成 2 年	大分県内遺跡詳細分布調査概報 11	平成 4 年
大分県内遺跡詳細分布調査概報 10	平成 3 年		

大分県内遺跡発掘調査概報 (発行：大分県教育委員会)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 1	平成 5 年	大分県内遺跡発掘調査概報 5	平成 9 年
大分県内遺跡発掘調査概報 2	平成 6 年	大分県内遺跡発掘調査概報 6	平成 10 年
大分県内遺跡発掘調査概報 3	平成 7 年	大分県内遺跡発掘調査概報 7	平成 11 年
大分県内遺跡発掘調査概報 4	平成 8 年		

大分県内遺跡詳細分布調査概報 (発行：大分県教育庁埋蔵文化財センター)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 8	平成 17 年	大分県内遺跡発掘調査概報 15	平成 24 年
大分県内遺跡発掘調査概報 9	平成 18 年	大分県内遺跡発掘調査概報 16	平成 25 年
大分県内遺跡発掘調査概報 10	平成 19 年	大分県内遺跡発掘調査概報 17	平成 26 年
大分県内遺跡発掘調査概報 11	平成 20 年	大分県内遺跡発掘調査概報 18	平成 27 年
大分県内遺跡発掘調査概報 12	平成 21 年	大分県内遺跡発掘調査概報 19	平成 28 年
大分県内遺跡発掘調査概報 13	平成 22 年	大分県内遺跡発掘調査概報 20	平成 29 年
大分県内遺跡発掘調査概報 14	平成 23 年		

大分県内遺跡発掘調査概報 (発行：大分県立埋蔵文化財センター)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県内遺跡発掘調査概報 21	平成 30 年	大分県内遺跡発掘調査概報 23	令和 2 年
大分県内遺跡発掘調査概報 22	平成 31 年		

大分県遺跡地図 (発行：大分県教育委員会)

書 名	発行年	書 名	発行年
大分県遺跡地図	平成 4 年	大分県遺跡地図	平成 30 年
大分県遺跡地図	平成 20 年		

## ◇大分県記録史料調査事業

- ・臼杵市・津久見市・佐伯市（平成12年度～平成16年度）
- ・別府市・九重町・玖珠町・日田市（平成17年度～平成21年度）
- ・豊後大野市・竹田市（平成22年度～平成26年度）
- ・大分市・由布市（平成27年度～令和元年度）
- ・日出町・杵築市・国東市・姫島村・豊後高田市（令和2年度～令和6年度）

年 度	資 料 名
平成12年度	織田家文書（日田市）、山田家文書（日田市）
平成13年度	佐保家文書（佐伯市）、並河家文書（佐伯市）、佐伯文庫（佐伯市）、阿南家文書（佐伯市）、生桑区文書（杵築市）、時松家文書（九重町）、湯屋文書（中津市）
平成14年度	羽出浦庄屋文書（佐伯市）、解脱閣寺文書（津久見市）、長泉寺史料（津久見市）、留恵社史料（津久見市）、高野家文書（津久見市）、木下延俊日記（日出町）、四日市村年代記（宇佐市）、小笠原文庫豊前国絵図（福岡県）
平成15年度	遠藤氏収集文書（臼杵市）、仲野家文書（津久見市）、田原家文書（佐伯市）、葛畑村川野家文書（津久見市）、染矢文書（佐伯市）、中越浦安倍家文書（佐伯市）、井無田村絵図（津久見市）、日見佐藤家文書（津久見市）、内山田家史料（佐伯市）、養部家文書（佐伯市）、平山氏収集文書（臼杵市）、古田家文書（佐伯市）、般若院文書（臼杵市）、安部氏収集文書（臼杵市）、安野家文書（臼杵市）、蒲江浦疋田家文書（佐伯市）、直川村所蔵資料（佐伯市）、色利浦御手洗家文書（佐伯市）、堤家文書（日出町）、明石町遺跡出土資料（東京都）、金子家文書（栃木県）
平成16年度	日向久保区「御日待帳」（豊後大野市）、高畑区「御日待帳」（豊後大野市）、竹野浦御手洗家文書（佐伯市）、高宮氏収集資料（佐伯市）、楠本浦小野家文書（佐伯市）、常磐井路関係史料（佐伯市）、佐伯文庫（佐伯市）、小椋家木地師文書（佐伯市）、海崎村松崎家史料（佐伯市）、木立村塩月家文書（佐伯市）、吹浦染矢家文書（佐伯市）、夏井浦文書（佐伯市）、福泊浦文書（佐伯市）、浅海井浦児玉家文書（佐伯市）、浅海井村藤田家文書（佐伯市）、浅海井浦赤迫家文書（佐伯市）
平成17年度	上野村原田家文書（佐伯市）、蛇崎村池田家文書（佐伯市）、高松浦安藤家文書（佐伯市）、畑木家史料（佐伯市）、小野家文書（佐伯市）、広瀬家史料（佐伯市）、武内文書（日出町）、高野山本覚院文書（和歌山県）、宮崎県立図書館「日本九峰修行日記」（宮崎市）
平成18年度	養部家所蔵小笠原流礼法関係史料（大分市）、久保浦安藤家文書（佐伯市）、満福寺史料（玖珠町）、深田家文書（佐伯市）、岡崎氏収集絵葉書（大分市）、広瀬久兵衛日記（日田市）、松原区所蔵文書（臼杵市）、戸穴村佐藤家文書（佐伯市）、向野区所蔵獅子舞・棒術関係史料（豊後大野市）、潮谷寺史料（佐伯市）、松下筑蔭関係史料（さいたま市）、高野山本覚院文書（和歌山県）
平成19年度	北里家文書（別府市）、南鉄輪村佐藤家文書（別府市）、光徳寺史料（豊後高田市）、杵築市立図書館「追遠拾遺」（杵築市）、千光寺「豊鐘善鳴録」（杵築市）、普現寺史料（臼杵市）、多福寺史料（臼杵市）、専想寺文書（大分市）、毛利家文書（佐伯市）、岩崎家文書（佐伯市）、相垣氏所蔵史料（日田市）、宮木氏所蔵史料（日田市）
平成20年度	岡村家文書（日田市）、松本家文書（日田市）、広瀬久兵衛日記（日田市）、脇屋家文書（別府市）、大津留家文書（由布市）、三佐野口家文書（大分市）、野口氏収集史料（大分市）、戸次帆足分家不老館文書「大分新聞」（大分市）、上高家熊埜御堂家文書（宇佐市）
平成21年度	廣瀬資料館所蔵史料（日田市）、麻生家文書（九重町）、宮崎氏収集資料（日田市）、急雨亭文庫所蔵史料（宇佐市）、辛島家文書（大分市）、米山稲葉家文書（臼杵市）

平成 22 年度	鶴崎牧家文書（大分市）、門田村植木家文書（大分市）、奥山家文書（中津市）、黒瀬家文書（中津市）、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料（長崎県）
平成 23 年度	奥嶽文書（豊後大野市）、板井迫志賀家文書（豊後大野市）、円行寺文書（豊後大野市）、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料（長崎県）、パチカン図書館・サレジオ大学所蔵史料
平成 24 年度	原田組大庄屋大津留文書（豊後大野市）、北野家文書（豊後大野市）、上津八幡宮文書（豊後大野市）、沓掛文書（大分市）、吉野地区所蔵絵図（大分市）、臼杵後藤家史料（臼杵市）
平成 25 年度	板井迫志賀家文書（豊後大野市）、佐土原家文書（豊後大野市）、戸伏氏所蔵文書（竹田市）、内藤家文書（竹田市）、森田家文書（竹田市）、中津祇園会記録（中津市）、神戸大学文学部中川家文書（兵庫県）、大善寺玉垂宮関係文書（福岡県）、柳川古文書館所蔵史料（福岡県）
平成 26 年度	炭竈古庄家文書（竹田市）、宝福寺文書（豊後大野市）、大聖寺文書（豊後大野市）、松村氏収集資料（山口県）、秋月郷土館所蔵史料（福岡県）、財津家資料（静岡県）、慶応義塾大学文学部中川家文書（東京都）
平成 27 年度	柞原八幡宮文書（大分市）、園寿寺文書・大般若経（大分市）、一万田文書（大分市）、安達一郎氏収集資料（大分市）、薬師寺家文書（大分市）、吉岡家文書（大分市）、瀬口村曾根崎家文書（由布市）、佐田文書（東京都）、熊本大学附属図書館松井文庫（熊本県）
平成 28 年度	首藤家文書（由布市）、田北家文書（由布市）、若林文書（大分市）、中根家資料（大分市）、善法寺資料（臼杵市）、文殊仙寺文書（国東市）、大形組大久保家文書（東京都）、金剛三昧院文書（和歌山県）、斎藤家資料（兵庫県）
平成 29 年度	溝口家資料（由布市）、曾根崎家文書（由布市）、上野家文書（大分市）、専想寺資料（大分市）、中根家資料（大分市）来浦竹内家資料（国東市）
平成 30 年度	六所宮文書（由布市）、志賀迫伊東家文書（豊後大野市）、田尻家資料（竹田市）、樋田魯一関係資料（宇佐市）、東京大学文学部小河家文書（東京都）
令和元年度	久多羅木儀一郎関係資料（大分市）、種木家文書（由布市）、西石松溝口家資料（由布市）、志賀家文書（竹田市）、猪鹿狼寺文書（竹田市）、賀来飛霞資料（別府市）
令和 2 年度	秋田家資料（由布市）、日名子太郎関係資料（別府市）



◇文化財保護法に関する年表

年	国の動向	大分県の動向
明治4年	古器旧物保存方 ・全国的に伝世の古器旧物を保全すべきことを通達し、所蔵人を調査のうえ政府に報告するよう指令	
明治30年	古社寺保存法 ・建造物及び宝物類の維持修理が不可能な古社寺に対して保存金の下付	
大正8年	史蹟名勝天然紀念物保存法 ・史蹟や天然紀念物を破壊から保護するために制定	
昭和4年	国宝保存法 古社寺保存法の廃止	
昭和8年	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	
昭和24年	法隆寺金堂壁画焼失	
昭和25年	文化財保護法制定 ・国の指定制度の改正 ・無形文化財と埋蔵文化財の保護制度創設 文化財保護委員会（文化庁の前身）の設置	
昭和26年		大分県文化財保護条例制定 大分県文化財調査委員（18名）を任命
昭和27年		『大分県史料』刊行開始 ～昭和59年
昭和29年	文化財保護法改正 ・埋蔵文化財包蔵地発掘の事前届出制度 ・民俗資料の保護制度	
昭和30年		大分県文化財保護条例改正 ・無形文化財保護制度 ・民俗資料保護制度 ・罰則規定 大分県文化財専門員条例
昭和41年	文化財愛護モデル地区の設定 ・県内からは臼杵市が41-42年度 ・その後は日田(43-44)、豊後高田(45-46)、宇佐(47-48)、竹田(49-50)、杵築(51-52)、大分(53-54)	
昭和43年	文化財保護法改正 文化庁の発足 文化財保護審議会設置	
昭和44年		大分市に文化財愛護少年団の第一号である豊後国分寺史跡愛護会が誕生
昭和45年		県教育委員会社会教育課に文化財係設置 「宇佐風土記の丘」計画策定
昭和46年		県教育委員会文化室発足 川部・高森古墳群学術調査～昭和49年
昭和47年		県教育委員会文化課発足
昭和48年		文化財愛護少年団指導者講習会開催

年	国の動向	大分県の動向
昭和 49 年		『大分県史』編さん事業開始～平成 3 年
昭和 50 年	文化財保護法改正 ・民俗文化財の保護制度の充実 ・伝統的建造物群保存地区制度の創設 ・文化財の保存技術の保護制度の創設	
昭和 51 年		大分県文化財保護条例改正 ・重要文化財を有形文化へ改称 ・民俗文化財保護制度 大分県文化財保護審議会条例制定 大分県文化財保護指導委員設置規則
昭和 52 年		大分県立芸術会館開館
昭和 53 年		大分県文化財愛護少年団連絡協議会発足 大分県文化財愛護功労者第 1 回表彰実施
昭和 56 年		大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館開館
平成元年		『大分県先哲叢書』編さん事業開始
平成 7 年		大分県立先哲史料館開館
平成 8 年	文化財保護法改正 ・文化財登録制度（建造物）の創設	
平成 10 年		大分県立歴史博物館開館
平成 11 年	文化財保護法改正 ・都道府県や指定都市への権限委譲	
平成 16 年	文化財保護法改正 ・文化的景観の保護制度の創設 ・文化財登録制度を建造物以外にも拡充	大分県教育庁埋蔵文化財センター設置
平成 26 年		大分県立美術館開館
平成 29 年		大分県立埋蔵文化財センター開館
平成 30 年	文化財保護法改正 ・都道府県による大綱策定を創設 ・市町村の地域計画の認定制度を創出 ・保存活用計画の認定制度を創出 ・文化財保存活用支援団体の指定制度の創出 ・管理責任者の専任要件の拡大	
平成 31 年 令和元年		大分県文化財保護条例改正 ・管理責任者の専任要件の拡大
令和 2 年		令和 2 年 7 月豪雨 ・国指定・選定 5 件、県指定 4 件が被災
令和 3 年		大分県文化財保存活用大綱策定

## ◇大分県文化財保護条例

昭和三十年四月一日  
大分県条例第十二号

大分県文化財保護条例をここに公布する。

### 大分県文化財保護条例

大分県文化財保護条例(昭和二十六年大分県条例第五十九号)の全部を改正する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 県指定有形文化財(第四条—第二十三条)
- 第三章 県指定無形文化財(第二十四条—第二十九条)
- 第四章 県指定民俗文化財(第三十条—第三十四条の四)
- 第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第三十五条—第四十条)
- 第五章の二 県選定保存技術(第四十条の二—第四十条の六)
- 第六章 罰則(第四十一条—第四十三条)
- 第七章 補則(第四十四条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で大分県(以下「県」という。)の区域内に存するものうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。  
(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

#### 第二章 県指定有形文化財

##### (指定)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、大分県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示があつた日からその効力を生ずる。

- 6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

##### (解除)

第五条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

- 3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

##### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

##### (管理団体による管理)

第七条 県指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人を指定して当該県指定有形文化財の保存のために必要な管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、

前項の規定する所有者、権原に基づく占有者及び市町村その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定を受けた市町村その他の法人(以下「管理団体」という。)には前条第一項の規定を準用する。

第八条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項の規定を準用する。  
(所有者の変更等)

第九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

2 県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。  
(滅失、き損等)

第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(所在の変更)

第十一条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第十二条 県指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第十三条 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定有形文化財の所有者(所有者が不明な場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

(管理又は修理の補助)

第十四条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十五条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至つたときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者若しくは管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する報告)

第十六条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十四条第二項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十七条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第十四条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しななければならぬ。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財に譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十八条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十九条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。ただし、第十四条第一項の規定による補助金の交付、第十六条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第二十条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、三月以内の期間を限つて当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第一項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから、当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者又は管理団体に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第二十一条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十一条の規定による届出があつた場合には、前条第六条の規定を準用する。

(調査)

第二十二条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形

文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第二十三条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第三章 県指定無形文化財

(指定)

第二十四条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、県文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。
- 5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(解除)

第二十五条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 5 県指定無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するととも



に、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第二十六条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(保存)

第二十七条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(公開)

第二十八条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による県指定無形文化財の公開には、第二十条第三項及び第六項の規定を準用する。  
3 県は、第一項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。  
4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第二十九条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 第四章 県指定民俗文化財

(指定)

第三十条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定するこ

とができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。  
3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。  
4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県報に告示してする。

(解除)

第三十一条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。  
3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十五条第三項の規定を準用する。  
4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。

5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第三十二条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十三条 第六条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第三十四条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十四条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第二十八条第三項及び第四項の規定

を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十四条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十四条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第二十四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により補助金を交付する場合は、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

## 第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第四十条で準用する第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合はその者)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十八条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第四十条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者又は第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又

はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十八条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第四十条 第六条から第十条まで、第十二条から第十七条まで、第十九条、第二十二及び第二十三条第一項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## 第五章の二 県選定保存技術

(選定等)

第四十条の二 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第四十七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを大分県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たつては、県選定保存技術の保持者又は保存団体(県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第二十四条第三項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第四十条の三 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 県選定保存技術について法第四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第二十五条第六項の規定を準用する。

6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつては

そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならぬ。

(保持者の氏名変更等)

第四十条の四 保持者及び保存団体には、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第四十条の五 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第四十条の六 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

## 第六章 罰則

第四十一条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定有形文化財の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条の二 第十八条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、十五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 第七章 補則

(施行規則)

第四十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に重要文化財及び史跡名勝天然記念物に指定されているものは、それぞれこの条例第四条第一項及び第三十五条第一項の規定により指定されたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大分県文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項の規定により指定されている県指定重要文化財は、この条例による改正後の大分県文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、新条例第四条第一項の規定により指定された県指定有形文化財とみなす。この場合において、旧条例第四条第五項の規定により交付された県指定重要文化財の指定書は、新条例第四条第六項の規定により交付された県指定有形文化財の指定書とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第二十四条第一項の規定により指定されている県指定重要無形文化財(民俗芸能に属するものを除く。)は、新条例の規定の適用については、新条例第二十四条第一項の規定により指定された県指定無形文化財と、旧条例第二十四条第一項の規定により指定されている県指定重要無形文化財のうち民俗芸能に属するものは、新条例の規定の適用については、新条例第三十条第一項の規定により指定された県指定無形民俗文化財とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第三十条第一項の規定により指定されている県指定重要民俗資料は、新条例の規定の適用については、新条例第三十条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第三十条第二項において準用する旧条例第四条第五項の規定により交付された県指定重要民俗資料の指定書は、新条例第三十条第二項において準用する新条例第四条第六項の規定により交付された県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第三十四条第一項の規定により選択されている無形の民俗資料は、新条例の規定の適用については、新条例第三十四条の四第一項の規定により選択された県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ◇大分県文化財保護条例施行規則

昭和五十一年四月一日

大分県教育委員会規則第三号

大分県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

大分県文化財保護条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 県指定有形文化財(第二条—第十九条)

第三章 県指定無形文化財(第二十条—第二十三条)

第四章 県指定民俗文化財(第二十四条—第二十七条)

第五章 県指定史跡名勝天然記念物(第二十八条—第三十九条)

第六章 県選定保存技術(第四十条・第四十一条)

第七章 雑則(第四十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 県指定有形文化財

(指定の同意)

第二条 条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書(第一号様式)を提出しなければならない。

(指定書)

第三条 条例第四条第六項に規定する指定書は、大分県指定有形文化財指定書(第二号様式)によるものとする。

2 指定書には、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料及び雑の頭文字による区分を示す記号及びそれぞれの区分ごとに第一号から追番号をもつてする番号を記載するものとする。

(指定書の附書)

第四条 県指定有形文化財に関する記載事項が、指定書のみに記載できない場合は、大分県指定有形文化財指定書附書(第三号様式。以下この章において「附書」という。)に記載するものとする。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

2 附書には、当該指定書の記号番号と同一の記号番号を記載し、当該指定書の裏面に掛けて割印を押すものとする。

(指定書及び附書の再交付)

第五条 指定書又は附書の交付を受けた者は、指定書又は附書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を受けることができる。

2 前項の規定により指定書又は附書の再交付を受けようとする者は、その事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書若しくは附書を添えなければならない。

(管理責任者の選任等の届出書の記載事項)

第六条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 管理責任者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となる事項

2 前項の規定は、管理責任者の解任の届出の書面について準用する。この場合において、前項第六号及び第七号中「選任」とあるのは「解任」と、同項第八号中「その他参考となる事項」とあるのは「新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となる事項」と読み替えるものとする。

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 条例第九条第一項の規定による所有者変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となる事項

2 前項の届出の書面には、指定書及び附書並びに所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(所有者等の氏名等の変更の届出書の記載事項等)

第八条 条例第九条第二項の規定による所有者、管理責任者又は管理団体の氏名等の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 変更前の氏名又は名称及び住所又は所在地

五 変更後の氏名又は名称及び住所又は所在地

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となる事項

2 氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書

及び附書を添えるものとする。

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第九条 条例第十条の規定による滅失、毀損等の届出の書面には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 指定書記載の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損等の員数
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた日時及び場所
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日時
- 十 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十一 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる事項

2 毀損の場合にあつては、前項の書面に、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所の変更の届出書の記載事項)

第十条 条例第十一条本文の規定による所在の場所の変更の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その変更しようとする日の二十日前までに提出しなければならない。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 占有者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 指定書記載の所在の場所
- 八 変更しようとする所在の場所
- 九 変更しようとする年月日
- 十 変更しようとする事由
- 十一 指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 十二 その他参考となる事項

2 前項の規定は、条例第十一条ただし書の規定による所在の場所を変更した後にする届出について準用する。この場合において、同項中「その変更しようとする日の二十日前までにしなければならない。」とあるのは「その変更した日から二十日以内に行わなければならない。」と、同項第八号から第十号まで中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と読み替えるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十一条 条例第十一条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第十四条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 条例第十八条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のために所在の場所を変更しようとするとき。

四 条例第十九条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

五 条例第二十条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて行う出品のため所在の場所を変更しようとするとき。

六 前各号に掲げる所在の場所を変更した後、指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び条例第十一条本文の規定による届出を行つて所在の場所を変更した後、当該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更(公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとするときを除く。)が三十日を超えないとき。

2 条例第十一条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第十二条 条例第十八条第一項の規定による現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとするときの申請の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 指定書記載の所在の場所
- 七 現状変更等を必要とする事由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となる事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 占有者がある場合において申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
- 六 管理責任者がある場合において申請者が管理責任者以外の者で



あるときは、管理責任者の意見書

七 管理団体がある場合において申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(着手及び終了の報告)

第十三条 条例第十八条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為に着手し、及びこれを終了したときは、遅滞なく、その旨を大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告しなければならない。

2 前項の終了の報告書には、その結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十八条第二項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

一 県指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

二 県指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出書の記載事項等)

第十五条 条例第十九条第一項の規定による修理の届出の書面には、次に掲げる事項を記載し、その修理をしようとする日の三十日前までに提出しなければならない。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 指定書記載の所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 修理を必要とする事由

八 修理の内容及び方法

九 修理の着手及び終了の予定時期

十 修理施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十一 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 設計仕様書及び設計図

二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者の同意書及び占有者の意見書

(修理の終了の報告)

第十六条 条例第十九条第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(公開の勧告による出品の場合の補償の請求)

第十七条 条例第二十条第七項の規定により損失の補償を受けよう

する者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一 名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の記号番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 補償を受けようとする事由

七 補償の額として希望する金額

八 前号の金額算出の基礎

九 滅失し、又は毀損した県指定有形文化財について損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項

十 その他参考となる事項

(公開の勧告による出品の場合の補償の決定)

第十八条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受理したときは、審査のうえ、補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、第一項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

(公開の勧告による出品の場合の補償金額の決定の基準)

第十九条 前条第二項の規定による補償金の額の決定は、特別の事情がある場合を除いて、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

一 県指定有形文化財が滅失した場合には、当該県指定有形文化財の時価に相当する金額

二 県指定有形文化財がき損した場合においては、当該県指定有形文化財のき損の箇所を修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財のき損の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(当該県指定有形文化財のき損の状況により、これを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準より定めらるべき補償金の額が滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

### 第三章 県指定無形文化財

(認定書の交付)

第二十条 教育委員会は、条例第二十四条第二項の規定により県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、当該保持者又は保持団体に大分県指定無形文化財保持者(保持団体)認定書(第四号様式、以下「無形文化財認定書」という。)を交付する。

(保持者の氏名変更等の届出書の記載事項等)

第二十一条 条例第二十六条の規定による保持者の氏名若しくは住所の変更、その他第二十二条に規定する事由に係るもの、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者の変更又は構成員の異動の届

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
  - 二 認定年月日
  - 三 変更前の保持者の氏名及び住所、保持団体の名称及び事務所の所在地、代表者の氏名及び住所又は構成員の氏名及び住所
  - 四 変更後の保持者の氏名及び住所、保持団体の名称及び事務所の所在地、代表者の氏名及び住所又は構成員の氏名及び住所
  - 五 変更の年月日
  - 六 変更の事由
  - 七 次条第二号の事由に係るものについては、心身の故障を生じた年月日
  - 八 次条第二号の事由に係るものについては、心身の故障の状況
  - 九 その他参考となる事項
- 2 条例第二十六条の規定による保持者の死亡又は保持団体の解散（消滅した場合を含む。）の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 名称
  - 二 認定年月日
  - 三 保持者の氏名及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地
  - 四 死亡又は解散若しくは消滅した年月日
  - 五 その他参考となる事項
- 3 前二項の規定による届出の書面には、無形文化財認定書を添えるものとする。

（その他の届出事由）

第二十二條 条例第二十六条に規定する届出を要するその他の事由は、次に掲げるものとする。

- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
- 二 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

（準用規定）

第二十三條 第五条の規定は、無形文化財認定書について準用する。この場合において、同条中「指定書又は附書」とあるのは「無形文化財認定書」と、「指定書若しくは附書」とあるのは「無形文化財認定書」と読み替えるものとする。

#### 第四章 県指定民俗文化財

（指定書）

第二十四條 条例第三十条第二項において準用する条例第四条第六項に規定する指定書は、大分県指定有形民俗文化財指定書（第五号様式）によるものとする。

- 2 指定書には、第一号から追番号をもつてする番号を記載するものとする。

（指定書の附書）

第二十五條 県指定有形民俗文化財に関する記載事項が、指定書のみ記載できない場合は、大分県指定有形民俗文化財指定書附書（第六号様式。以下この条において「附書」という。）に記載するものとする。この場合において、附書は、当該指定書の一部分として取り扱うものとする。

- 2 附書には、当該指定書の番号と同一の番号を記載し、当該指定書

の裏面に掛けて割印を押すものとする。

（指定の同意）

第二十六條 条例第三十条第二項において準用する条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書を提出しなければならない。

（準用規定）

第二十七條 第五条から第十三条まで及び第十七条から第十九条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

#### 第五章 県指定史跡名勝天然記念物

（標識）

第二十八條 条例第三十七条の規定により設置すべき標識は、石造りとするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材等の材料をもつて設置することができる。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 大分県教育委員会の文字
- 三 指定年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面のほか、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二十九條 条例第三十七条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 説明事項
- 四 保存上注意すべき事項

（標注及び注意札）

第三十條 前条第三号又は第四号に掲げる事項が指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置することができる。

（境界標）

第三十一條 条例第三十七条の規定により設置すべき境界標は、石造り又はコンクリート造りとする。ただし、特別の事情があるときは、木材をもつて設置することができる。

2 前項の境界標には指定に係る地域の境界を示す方向指示線及び大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物の文字並びに大分県教育委員会の文字を表示するものとする。

3 第一項の境界標は、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第三十二條 第二十八条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これ

らの施設の設置に関し必要な事項は、当該県指定史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲さくその他の施設)

第三十三条 条例第三十七条の規定により設置すべき囲さくその他の施設については、前条の規定を準用する。

(標識等の届出)

第三十四条 第二十八条から第三十三条までに定める基準により標識、説明板、標柱、注意札、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書及び設計図(説明板の設置に係る場合は、説明板の記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、教育委員会に届け出るものとする。

(土地の所在等の異動の届出書の記載事項等)

第三十五条 条例第三十八条の規定による土地の所在等の異動の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 八 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 九 異動の年月日
- 十 異動の事由
- 十一 その他参考となる事由

2 前項の届出は、その異動のあつた日から三十日以内に行わなければならない。

3 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を第一項の書面に添えるものとする。

(現状変更等の許可の申請書の記載事項等)

第三十六条 条例第三十九条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 占有者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 八 現状変更等を必要とする事由
- 九 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼす県指定史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
- 十一 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十二 現状変更等に係る地域の地番及び地積

十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地

十四 その他参考となる事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 申請書が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 占有者がある場合において申請者が占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
- 六 管理責任者がある場合において申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 七 管理団体がある場合において申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(維持の措置の範囲)

第三十七条 条例第三十九条第二条の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- 一 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 県指定史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 県指定史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかでない場合において、当該部分を除去するとき。

(指定の同意)

第三十八条 条例第三十五条第二項において準用する条例第四条第二項に規定する同意をしようとする者は、指定同意書を提出しなければならない。

(準用規定)

第三十九条 第六条から第九条まで、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、県指定史跡、名勝又は天然記念物について準用する。

## 第六章 県選定保存技術

(認定書の交付)

第四十条 教育委員会は、条例第四十条の二第二項の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、当該保持者又は保存団体に、大分県選定保存技術保持者(保存団体)認定書(第七号様式。以下「選定保存技術認定書」という。)を交付する。

第四十一条 第五条、第二十一条及び第二十二条の規定は、県選定保存技術について準用する。この場合において、第五条中「指定書又は附書」とあるのは「選定保存技術認定書」と、「指定書若しくは附書」とあるのは「選定保存技術認定書」と、第二十一条中「保持

団体」とあるのは「保存団体」と読み替えるものとする。

## 第七章 雑則

(指定台帳)

第四十二条 教育委員会は、県指定の文化財の台帳を備え、必要な事項を記入しておかなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(大分県指定重要文化財出品給与金支給基準規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、これを廃止する。
  - 一 大分県指定重要文化財出品給与金支給基準規則(昭和二十六年大分県教育委員会規則第十一号)
  - 二 大分県文化財保護条例による許可及び届出等に関する規則(昭和三十年大分県教育委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)
  - 三 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和三十年大分県教育委員会規則第六号)
  - 四 大分県指定重要文化財及び重要民族資料の指定書規則(昭和三十四年大分県教育委員会規則第九号)
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている届出書及び申請書は、この規則の相当規定により提出された届出書及び申請書とみなす。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ◇大分県文化財保護審議会条例

昭和五十年十二月二十五日  
大分県条例第四十四号

大分県文化財保護条例をここに公布する。

## 大分県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十条第一項の規定に基づき、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に大分県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第四条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の

職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第五条 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第七条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 大分県文化財専門委員条例(昭和三十年大分県条例第十三号)は、廃止する。

附 則(平成一六年条例第三三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三一号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ◇大分県文化財指定・選定基準

平成11年8月6日

大分県文化財保護審議会

大分県文化財保護条例第四条、第二十四条、第三十条、第三十四条

の四、第三十五条、第四十条の二に規定する大分県文化財に関する指定、選択及び選定は、次の基準により行う。

#### 第一 文化財指定等の共通基準

大分県文化財に関する指定・選択及び選定の対象は次のとおりとする。

1. 市町村指定文化財に指定されているもの
2. 県指定文化財候補目録に登録されているもの
3. その他保護のため指定等を必要とするもの

#### 第二 文化財指定等の個別基準

##### 1. 有形文化財の指定基準

###### (1) 建造物

大分県の文化に密接な関係があるもののうち、①～⑥までの一に該当し、かつ、本県及び地域を代表するもの

- ① 意匠的に優秀なもの
- ② 技術的に優秀なもの
- ③ 地域の歴史上価値が高く景観に寄与しているもの
- ④ 学術的価値の高いもの
- ⑤ 流派的又は地方的特色において顕著なもの
- ⑥ 石塔類等は、歴史的価値が高く完型または完型に近いもの

###### (2) 絵画・彫刻

- ① 各時代の遺品のうち製作優秀で大分県の文化史上特に貴重なもの
- ② 大分県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- ③ 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- ④ 作者、流派又は地方的特色において顕著なもの
- ⑤ 渡来品で大分県の文化にとって特に意義のあるもの
- ⑥ 大分県の歴史上重要な人物又は本県出身者の手になるものですぐれたもの

###### (3) 工芸

- ① 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- ② 大分県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- ③ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- ④ 渡来品で大分県の工芸史上意義が深く、密接な関連を有するもの
- ⑤ 大分県に在住した作家又は本県出身者の手になるものですぐれたもの

###### (4) 書跡・典籍

- ① 書跡は、大分県の歴史に重要な関係をもつ人、又は本県に在住した歴史上著名な人の手になる古筆、法帖等で価値の高いもの
- ② 典籍は、大分県の文化に密接な関係のあるもので原本、優秀な古写本又は歴史的若しくは系統的にまとまっている重要な版本等
- ③ 渡来品で大分県の文化に特に意義のあるもの
- ④ ①から③までに掲げるもののうち明治以降のものについては、大分県の歴史上重要なもので比較的まとまっているが散逸のおそれのあるもの

###### (5) 古文書

- ① 古文書類は、大分県の歴史上重要と認められるもの
- ② 日記、記録類（絵画・系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で大分県の文化史上貴重なもの
- ③ 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- ④ 渡来品で大分県の歴史上特に意義のあるもの

###### (6) 考古資料

- ① 県内の出土品または伝世品で、大分県の文化史上貴重なもの
- ② 各時代の遺物のうち類例がまれで、かつ、学術的価値の高いもの
- ③ 各時代の遺物のうち標準となる典型的なもの
- ④ 発掘調査等による一括出土品でその時代の特徴を示すもの

###### (7) 歴史資料

- ① 政治、経済、社会、文化、科学技術等大分県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ② 大分県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- ③ 大分県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- ④ 渡来品で大分県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

##### 2. 無形文化財の指定基準

###### (1) 芸能関係

- ① 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち芸術上価値の高いもの
- ② 県内に伝承された古美術で、本県独特の特色をもちその技術を正しく伝えるもの
- ③ 地方的又は流派的特質が特に顕著なもの
- ④ 芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で、特に優秀なもの

###### (2) 工芸技術関係

- ① 県内に伝承された陶芸、漆芸、染色、木工又は金工等の技術のうち、器材、技法等が手工業的であり、技術的にすぐれたもの

##### 3. 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

###### (1) 芸能関係

- ① 無形文化財に指定される芸能又は芸能技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
- ② 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ③ 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- ④ 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

###### (2) 工芸関係

- ① 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- ② 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ③ 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

- ④ 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

#### 4. 史跡名勝天然記念物の指定基準

##### (1) 史跡

次に掲げるもののうち大分県の歴史を正しく理解する上で重要であり、かつ、その遺跡の規模、遺構及び出土遺物等において学術上価値のあるもの又は保存上重点的な措置が必要なもの

- ① 洞穴、貝塚、住居跡、古墳その他この類の遺跡で、よく原型を保っているもの
- ② 国郡庁跡、城跡、古戦場その他政治に関する遺跡のうち代表的なもの
- ③ 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏、環状列石その他祭祀信仰に関する遺跡のうち学術的価値の高いもの
- ④ 藩学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- ⑤ 菓園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- ⑥ 一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、竊跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡で、当時の形態を比較的保っているもの
- ⑦ 墳墓並びに碑
- ⑧ 旧宅、園地、井泉、樹石等で歴史上由緒の深いもの
- ⑨ 外国及び外国人に関する遺跡

##### (2) 名勝

次に掲げるもののうち大分県のすぐれた風土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの又は名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては芸術的又は学術的価値の高いもの

- ① 公園又は庭園
- ② 橋梁又は築堤
- ③ 花樹、花草、紅葉又は緑樹などの叢生する場所
- ④ 鳥獣又は魚虫などの棲息する場所
- ⑤ 岩石又は洞穴
- ⑥ 峡谷、瀑布、溪流又は深淵
- ⑦ 湖沼、湿原、浮島又は湧泉
- ⑧ 海浜又は島嶼
- ⑨ 火山又は温泉
- ⑩ 山岳、丘陵、高原、平原、河川又は展望地点

##### (3) 天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で大分県の自然を記念すべきもの

###### 動物植物

- ① 県内に生育し又は生息する稀少、かつ、重要な動物植物及びその生息地又は生育地
- ② 動物物の分布上の限界地、繁殖地、渡来地又は自生地であつて重要なもの
- ③ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域
- ④ 個体数が少なく又は絶滅の恐れのある動物物のうち学術的に貴重なもの
- ⑤ 原生林、社叢、並木及び植物群落で代表的なもの又は学術的に貴重なもの並びに巨樹、名木、奇形樹及び栽培植物の原木等

- ⑥ 特に貴重な動物物の化石等の標本  
地質鉱物

- ① 県内に存在するまれで重要な岩石又は鉱物
- ② 特殊な岩石、鉱物又は化石及びその産地
- ③ 特殊な地形、地層又は地質学的現象を示す場所

#### 5. 有形民俗文化財の指定基準

次に掲げるもののうちその形様、製作技法又は用法等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもの

- ① 衣食住に用いられるもの（衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家庭調度又は住居等）
- ② 生産、生業に用いられるもの（農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具又は作業場等）
- ③ 交通、運輸、通信に用いられるもの（運搬具、舟車、飛脚用具又は関所等）
- ④ 交易に用いられるもの（計算具、計量具、看板、鑑札又は店舗等）
- ⑤ 社会生活に用いられるもの（贈答用具、警防用具、刑罰用具又は若者宿等）
- ⑥ 信仰に用いられるもの（祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具又は社祠等）
- ⑦ 民俗知識に関して用いられるもの（暦類、卜占用具、医療具又は教育施設等）
- ⑧ 民俗芸能・娯楽・遊戯に用いられるもの（衣装、道具、楽器、面、人形、玩具又は舞台等）
- ⑨ 人の一生に関して用いられるもの（産育用具、冠婚葬祭用具又は産屋等）
- ⑩ 年中行事に用いられるもの（正月用具、節供用具又は盆用具等）

#### 6. 無形民俗文化財指定基準

##### (1) 風俗慣習

- ① 由来、内容等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- ② 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

##### (2) 民俗芸能

- ① 芸能の発生又は成立を示すもの
- ② 芸能の変遷の過程を示すもの
- ③ 地域的特色を示すもの

#### 7. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

##### (1) 風俗慣習

- ① 由来、内容等において大分県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- ② 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

##### (2) 民俗芸能

- ① 芸能の発生又は成立を示すもの
- ② 芸能の変遷の過程を示すもの
- ③ 地域的特色を示すもの

- (3) 無形の民俗文化財のうち、前二項には該当しないが有形民俗



文化財の特質を理解するため必要なもの

#### 8. 県選定保存技術の選定基準

##### (1) 有形文化財等関係

① 県指定の有形文化財、有形民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの（次号において「有形文化財などの修理等の技術又は技能」という。）で保存の措置を講ずる必要のあるもの

② 県指定の有形文化財などの修理等の技術又は技能の表現に欠くことのできない材料の生産若しくは製造又は用具の製作等で保存の措置を講ずる必要のあるもの

##### (2) 無形文化財等関係

県指定の無形文化財又は無形民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法、工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理又は材料の生産・製造等で保存の措置を講ずる必要のあるもの

#### 9. 県選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

##### (1) 保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

##### (2) 保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体〔民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人を含む。〕で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

大分県文化財保存活用大綱

令和3年3月

発行：大分県教育委員会

編集：大分県教育庁文化課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

TEL：097（506）5498

E-mail：a31700@pref.oita.lg.jp

HP：https://www.pref.oita.jp/site/bunka/

印刷：〇〇〇



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金  
(地域文化財総合活用推進事業)

編集・発行

大分県教育委員会